

総論

- I 環境の概況
- II 総合的な環境保全施策の推進

I 環境の概況

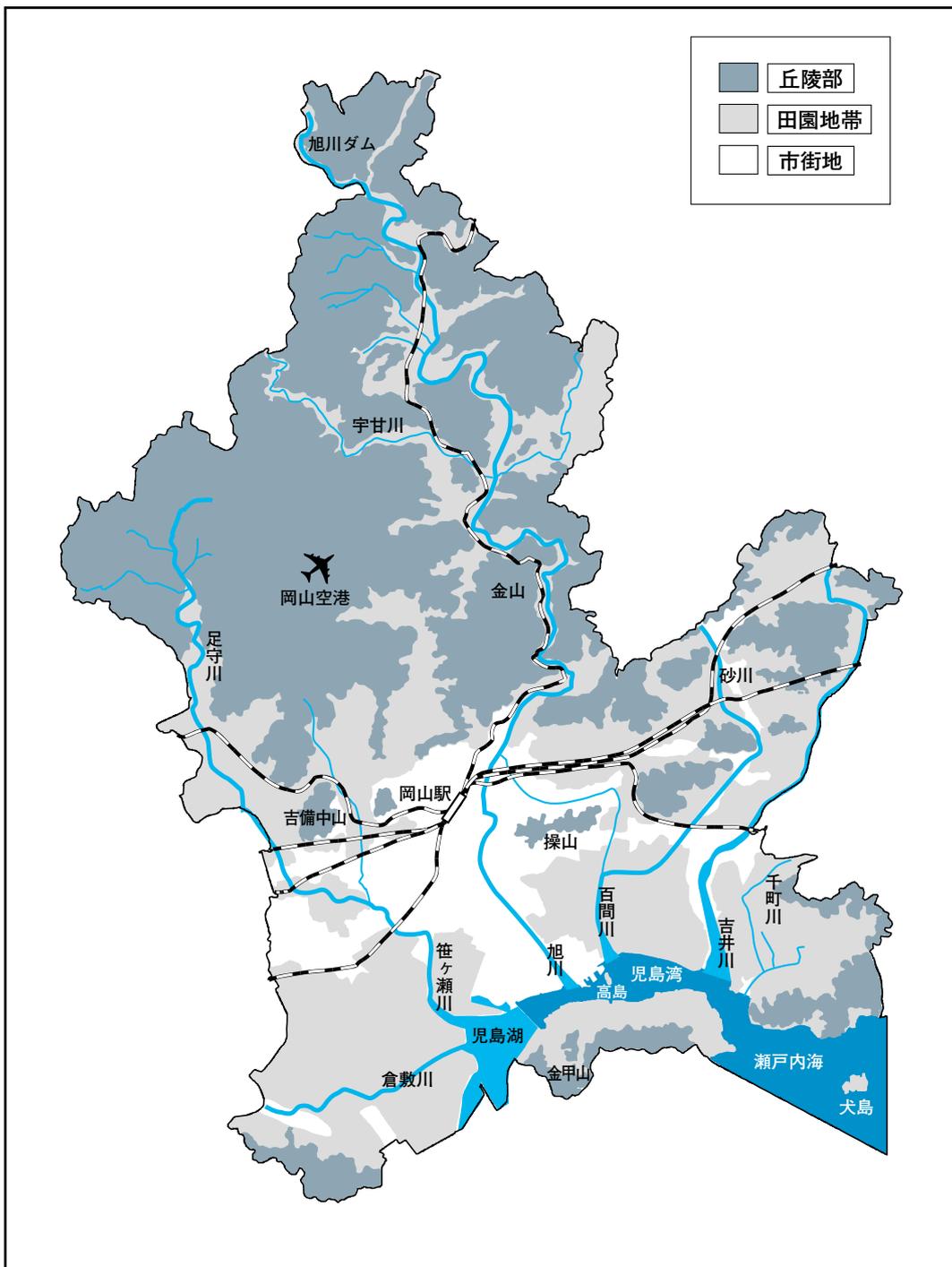
1 自然的条件

(1) 地 勢

岡山市は、平成17年3月22日に、旧御津町、旧灘崎町と、平成19年1月22日には旧建部町、旧瀬戸町と合併し「新岡山市」となり、面積が789.96km²とな

りました。本市は中国地方最大の平野である岡山平野の中央に位置しており、市域は北部吉備高原をはじめとした丘陵地域と、それに連なる南部の平野とに大別されます。

図1 地形概要図



このうち、北部丘陵地域は、吉備高原南縁部の第四紀隆起準平原であり、標高400m～500mのなだらかな小起伏面となっています。本地域は、緑と清流豊かな自然に恵まれており、昭和60年に完成した岡山空港などを拠点として地域整備が進められています。

一方、南部の平野はその大部分が標高2m以下の低地で、市域内を貫流する旭川や吉井川等の河川によって生まれた沖積平野と江戸時代以降に進められた干拓地によって形成され、児島湾、児島湖を隔てて児島半島部があります。本地域には、児島湾・児島湖沿岸部の旧干拓地域をはじめ、田園地帯が広がっていましたが、近年、旧市街地部を中心に都市化が著しく進行しています。

また、岡山平野の基盤は古生代の砂岩、粘板岩とこれを貫く中生代末の花崗岩類からなり、古生層は花崗岩類による熱の影響により接触変成作用を受けてホルンフェルス化しています。

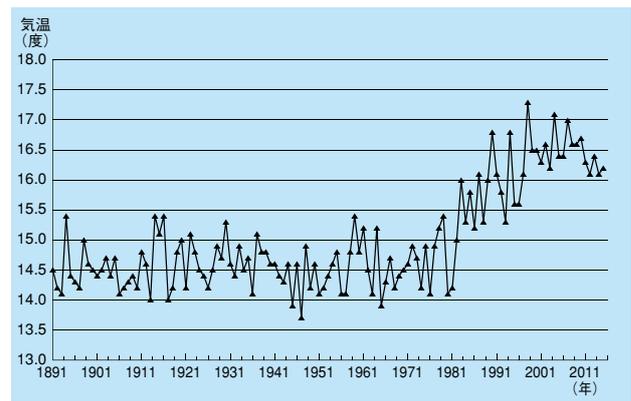
(2) 気 候

本市は気候区分上、温暖小雨で特徴づけられる瀬戸内式気候区に属しています。一般に、「気候温

和の地」と言われているように、冬は比較的暖かく、降雪もほとんど見られません。また、春・秋も快晴の日が多くなっています。夏本土を襲う台風も四国山脈が防壁になって勢力が弱められ、影響が少ないなど非常に恵まれています。

また、市街地内の平均気温は、1980年代以降高くなる傾向が見られます。

図2 岡山市の年平均気温の推移



(注) 岡山地方気象台は、1896年、1949年、1982年に観測場所を移転しており、観測データがこの前後で均質でない可能性があります。

統計期間：1891～2014年
(気象庁資料より作成)

2 社会的条件

(1) 人 口

本市は、古代吉備文化の発祥の地であり、かつては山陽道をはじめとする交通の拠点として、また、製鉄や製塩、農業生産の地として発展し、1573年に、戦国武将宇喜多直家が城を大改修するとともに、城下町の建設に着手、現在の中心市街地発達の礎を築きました。

また、明治に入り、市制施行は、1889年（明治22年）で、当時の人口は47,564人でしたが、1952年（昭和27年）の周辺10か村の合併をはじめとする周辺市町村との合併や、自然増、社会増により、人口が増加を続け、1970年代半ばには50万都

市となりました。その後、人口増加率は以前よりも鈍化する傾向にありましたが、平成17年3月22日に旧御津町、旧灘崎町と、平成19年1月22日には旧建部町、旧瀬戸町と合併し、平成28年3月末現在の住民基本台帳人口は706,728人となっています。

表1 岡山市の人口等の推移

単位：人・戸（各年度3月末現在）

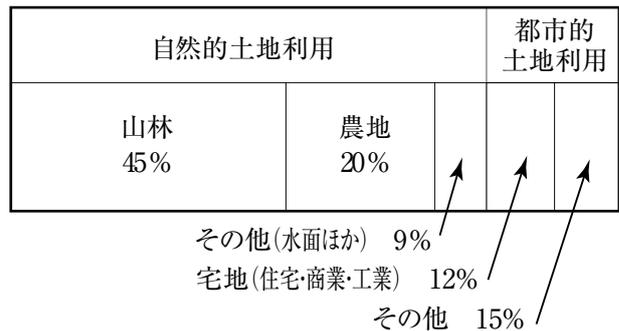
年度 項目	昭和 50年度	昭和 60年度	平成 7年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度
人 口	518,342	565,481	604,262	701,629	701,923	703,443	705,310	706,728
世 帯 数	161,390	196,387	229,160	299,686	308,035	311,173	314,719	318,188

(2) 土地利用

本市の土地利用の状況は、宅地や道路などの都市的土地利用が26%、農地や森林などの自然的土地利用が74%となっています。

また、市街化区域の面積は、平成26年10月1日現在で、10,390haと市域の約13%で、都市計画法に基づく用途地域は住居系地域が65%、商業系地域が12%、工業系地域が23%となっています。

図3 岡山市の土地利用面積比率



(平成24年度 岡山市都市計画基礎調査)

(3) 産 業

瀬戸内沿岸の商業都市として発展してきた本市の産業構造は、商業をはじめとする第3次産業が最も大きなウエイトを占めています。特に、瀬戸大橋・岡山空港をはじめ山陽自動車道などの基幹交通網が整備されたことに伴い、流通機能の集積が進む傾向にあります。就業人口は全体の約7割、年間商品販売額は県内シェアの6割を占めるまでになっています。

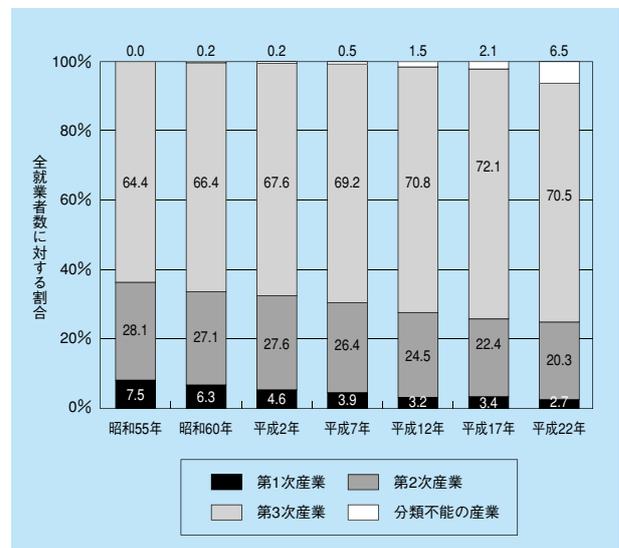
また、日本三名園の一つである後樂園や岡山城、吉備路などの観光地等も多く、年間約760万人の観光客が訪れています。

一方、工業を中心とする第2次産業は、就業人口比で見ると昭和55年の28.1%から平成22年の20.3%と減少する傾向にあります。業種別で見ると、伝統的な食料品製造業や繊維関連産業に加え、臨海部中心の化学工業、電気機械器具、一般機械器具や、都市集積を背景とした出版・印刷関連産業などの付加価値の高い都市型工業の割合が高まっています。

農業を中心とする第1次産業の就業人口は、全国的な傾向と同じく減少する傾向にあり、昭和55

年の7.5%から平成22年には2.7%になってきています。しかし、その中でも、本市の地理的特徴を活かして、多面的な農業が展開されており、丘陵地域のマスカット、白桃は全国的にも特産地として知られ、また、平野部は、中国地方有数の水田地帯となっています。また、水産業では、沿岸地域での海苔養殖を中心とした栽培漁業が中心となっています。

図4 産業大分類別15歳以上就業者数



(国勢調査)

3 環境問題の推移

(1) 公害問題の発生

我が国における昭和30年代以降の急激な社会・経済活動の変化・発展に伴い、主に重化学工業等の産業活動に起因する種々の公害問題が、全国的に大きな社会問題となりましたが、これは、市内に重化学工業などの大規模な工業の集積度があまり高くない本市においても決して無縁なことではなく、水質汚濁や大気汚染などの種々の公害問題が生じました。

このような状況の中で、国においては、昭和30年代の大気保全や水質汚濁防止等に関する立法や昭和42年の公害対策基本法の制定等の対策を進めましたが、それらの対策は経済の急速な発展と汚染の増加に追いつかず、公害問題はますます悪化し、重大な社会問題となっていました。

こうした中で、公害対策を求める世論の盛り上がり等を背景に、昭和45年11月のいわゆる「公害国会」（第64回臨時国会）において、公害対策基本法の経済との調和条項の削除をはじめ、水質汚濁防止法等の関連13法案が成立し、翌年には、環境庁が設置され、総合的、統一的な環境・公害行政が推進されることとなりました。

本市でも、昭和39年に衛生部保健衛生課内に公害係を配置し、公害苦情処理や環境調査等に取り組み始めましたが、昭和40年9月、市議会において「公害防止条例の早急制定に関する決議」があり、昭和41年に「岡山市公害防止条例」を制定するとともに、昭和45年に「岡山市公害対策本部」（市長が本部長）や衛生局公害課を設置し、昭和48年には、その後の社会情勢等の変化に対応するため、「岡山市公害防止条例」の全面改正を行うなどの対応を図りました。

また、同条例に基づき、市内主要工場について、公害防止協定の締結を開始するなど、国等での公害防止等に関する一定の枠組みの整備を踏まえた上で、市民生活に密着する行政を担う立場からのきめの細かい対応に努めました。

(2) 環境問題の多様化

昭和50年代に入ると、さらに、公害防止等に関する関係法令の整備が進み、また、本市に、大気汚染監視センターが設置されるなど、環境監視体制も整備されてきました。そして、このような行政の取組と、多くの事業者や市民等の努力によって、大規模な工場・事業場等からの公害問題はかなり改善されてきました。

しかし、その後の経済の安定成長や大量生産・大量消費・大量廃棄の生活様式の定着などを背景として、自動車による大気汚染や騒音・振動問題、生活排水などによる水質汚濁などのいわゆる都市・生活型公害、廃棄物の増大等が大きな問題となってくるとともに、身近な自然とのふれあいなど快適な環境に対する市民のニーズの高度化や多様化、また自主的な社会参加を指向するなどの市民意識の変化も見られるようになってきました。

このような状況の中で、本市では、昭和46年に「岡山市緑化条例」を制定、昭和49年には、市内中心部を南流する西川についての「緑道公園」としての整備に着手しました。

また、瀬戸内海環境保全特別措置法や湖沼水質保全特別措置法、岡山県児島湖環境保全条例の運用等による富栄養化防止・生活排水対策や廃棄物の適正処理、公共下水道等の整備、自動車排出ガス測定局の設置等を進める一方、「水辺教室」・「ふるさと環境教室」等の地域の身近な環境と市民等とのふれあいを図る事業を開始しました。

さらに、昭和63年に、公害課から環境保全課に課名を変更、平成4年には、岡山市水辺環境計画や岡山市緑のマスタープランを策定するとともに、地域の住民と行政が協働して環境づくりを進める「ホタルの里」制度や「緑の倍增作戦」などの快適環境づくりを進めてきました。

(3) 新たな行政手法の確立へ

地球温暖化やオゾン層の破壊、森林の減少を始めとする地球環境問題や野生生物の種の減少など

の生物多様性の保全の問題が、国境を越え世代を越えた影響を及ぼす人類の生存基盤そのものを揺がす問題として、顕在化してきました。これらの広範な問題に対処するためには、課題ごとのばらばらの捉え方でなく、環境そのものを総合的に捉え、計画的な施策を講じていく必要があります。また、都市・生活型公害や地球温暖化問題に見られるように、わたしたちの通常の社会経済システムやライフスタイルそのものの転換が大きな社会的課題となっています。

これらの諸課題に対応していくためには、これまで進めてきた産業公害の規制を中心とするいわゆる「公害問題」への対応から、より幅を広げた「環境問題」へ対応するための新たな行政手法の枠組みが必要となっています。

国においては、このような環境行政の変化に対応するため、平成5年11月に、従来の「公害対策基本法」を発展的に継承した「環境基本法」を制定し、翌年の12月には、本法に基づいて環境基本計画を策定するなど、新たな環境行政への取組を始めています。

本市でも、市民生活に密着した行政を担う立場から、このような環境問題を取り巻く状況の変化に対処するため、平成10年3月、今後の本市における予見的・総合的な環境関連行政を効率的に進めるための指針とすることや、行政・市民・事業者がそれぞれの役割分担に基づき、協働して取り組んでいくための指針となることを目指して、「岡山市環境基本計画」を策定しました。また、平成11年5月に岡山市公害審議会からの答申を受けて、平成12年3月、「本市の環境保全と創造に関する施策推進の方向性を明確にし、その制度的な枠組みを整備するとともに、今後の施策推進に当たっての必要事項」を定めた「岡山市環境保全条例」を制定しました。

(4) 今日の環境問題と課題

① 自然環境の保全と回復

本市は市域の約7割が自然的な土地利用であり、河川や池沼等も多く、市内には、環境省から「絶

滅の恐れのある野生生物の種のリスト」に掲載されている種が100種を超えるなど、岡山市は、人口約71万人の都市としては、稀にみるほどの多様な生きものたちが生息できる環境が残されています。

しかし、本市においても、近年の社会経済活動の変化や都市化の進行等により、これらの野生生物の生息環境が急速に失われる傾向にあります。

特に、本市の希少野生生物等の生息地域は、一般に里地や里山等と呼ばれる地域で、人間活動との関わりの中で形成されてきた「二次的自然環境地域」ですが、このような地域の保全については、「保護地域化」等の従来の自然保護手法では限界があるため、その保全対策の確立が急務となっています。

また、市街地内の水辺や緑地など、暮らしの場所に近いところの身近な自然も失われる傾向にあり、日常生活との調和をとりながら、それらの良好な自然環境を守り育てていくことが必要です。

② 快適な環境の創出

本市は、なだらかな山並みや田園、大小の河川や海岸、足守などの古い町並み、古代吉備文化以来の多くの歴史的遺産、緑豊かな社寺林や公園緑地等の個性的で多様な風景が見られますが、近年の都市化の進展等に伴いこれらの景観が失われる傾向にあります。

また、市民の暮らしの近くにある水路や並木、竹やぶなどをはじめ、鳥・虫の声、古くから伝えられてきた伝統行事も市民が地域に愛着を持ち、地域ごとの特色ある環境づくりを進めるうえで、貴重な環境資源となっています。

このため、長い年月をかけて育まれてきた地域の自然や歴史的遺産などの美しい風景を守ることはもとより、今後は、行政・市民・事業者等が一体となって身近な環境資源を守り育て、岡山らしい良好な景観を新たにつくり出していくことも重要な課題となっています。

特に、本市では、旭川や吉井川、笹ヶ瀬川等の河川をはじめ、国立公園に指定されている瀬戸内海、3,000kmを超える水路や1,000を超えるため池

等の多様で豊かな水辺があり、本市の貴重な環境資源の一つとなっており、これを生かし、さらに快適なものとしていくために、水質保全対策や水辺の再生に取り組んでいく必要があります。

③ すべての主体による環境負荷の低減

本市では、自動車による大気汚染や幹線道路沿いで騒音、児島湖や市街地周辺中小河川等での主に生活排水による水質汚濁、過密な住環境や住工混在による騒音や悪臭、カラオケ公害等の「都市・生活型公害」とよばれる公害問題が大きくなってきています。

また、廃棄物量の増大や不法投棄、産業廃棄物の不適正処理等の「廃棄物問題」や、「身近な自然の減少」などの地域の環境問題をはじめ、PM2.5・ダイオキシン類・環境ホルモン等の有害化学物質問題は社会問題化しており、さらに、地球温暖化や生物多様性の保全等は、人類の生態系の存続そのものに深刻な影響を及ぼす重大な問題となっています。

このような問題の多くは、現代の通常の世界経済活動や私たちのライフスタイルそのものに起因しており、市民の生活環境の保全はもとより、地球環境保全等の意味からも、私たち一人ひとりが資源やエネルギーを大量に消費し、大量の廃棄物を排出する従来型の社会経済活動を見直し、環境への負荷のより少ない生活の実践に取り組むことが求められています。

このためには、社会経済活動が営まれる各段階、各局面に環境配慮を織り込み、社会の仕組みそのものを転換させるとともに、それを支える環境意識の高まりを促していく必要があります。

II 総合的な環境保全施策の推進

1 環境保全のための組織

(1) 環境の保全に関する審議会

環境の保全に関する基本的事項の調査審議を行うため、平成23年度から、岡山市環境保全条例の改正により、これまでの「岡山市環境保全審査会」に替わり、「岡山市環境総合審議会」、「岡山市公

害対策審議会」、「岡山市自然環境保全審議会」を設置しました。

① 岡山市環境総合審議会

環境基本計画、環境の保全に係る新たな制度等について審議します。

表2 岡山市環境総合審議会委員

(平成28年7月25日現在)

氏名	所属	備考
逢澤 寛人	岡山商工会議所 景観環境委員会 委員長	会長
阿部 宏史	岡山大学 理事・副学長	
有元 佐賀恵	岡山大学大学院医歯薬学総合研究科 准教授	副会長
井勝 久喜	吉備国際大学社会科学部 経営社会学科 教授	
伊藤 國彦	岡山県立大学 名誉教授	
岡村 卓郎	中国電力(株) 岡山営業所 所長	
河上 直美	NPO法人タブララサ 理事長	
齋藤 達昭	岡山理科大学理学部基礎理学科 准教授	
坂本 圭児	岡山大学大学院環境生命科学研究科 教授	
高橋 正徳	岡山大学大学院社会文化科学研究科 准教授	
田村 久美	川崎医療福祉大学福祉マネジメント学部医療秘書学科 准教授	
中谷 八郎	岡山県地球温暖化防止活動推進センター 事務局長	
永見 勝	岡山市連合町内会 副会長	
野上 祐作	元岡山理科大学理学部 特任教授	
堺 和陽子	岡山市連合婦人会 副会長	
比江島 慎二	岡山大学大学院環境生命科学研究科 准教授	
廣田 陽子	岡山大学大学院社会文化科学研究科 准教授	
廣本 悦子	NPO法人おかやまエネルギーの未来を考える会 会長	
福田 佳代	NPO法人岡山環境カウンセラー協会 理事	
山本 幸子	山本幸子一級建築士事務所	

② 岡山市公害対策審議会

公害対策等に関すること、有害化学物質の調査、健康影響や安全性の評価等に関することを審議します。

平成27年度は、平成27年5月28日に開催し、微小粒子状物質、平成26年度の土壌汚染地域環境

監視結果及び平成27年度の環境監視計画、外因性内分泌かく乱化学物質調査結果の評価、平成26年度の大気・水質の有害化学物質関連調査結果について審議を行いました。

表3 岡山市公害対策審議会委員

(平成28年7月25日現在)

氏名	所属	備考
有元 佐賀恵	岡山大学大学院医歯薬学総合研究科 准教授	副会長
井勝 久喜	吉備国際大学社会科学部 経営社会学科 教授	
萩野 景規	岡山大学大学院医歯薬学総合研究科 教授	
岸本 寿男	岡山県環境保健センター 所長	
多田 宏子	岡山大学自然生命科学研究支援センター 教授	
永禮 英明	岡山大学大学院環境生命科学研究科 准教授	
西垣 誠	岡山大学 名誉教授	
野上 祐作	元岡山理科大学理学部 特任教授	会長
平田 まき子	学校法人加計学園水質管理室	
山本 洋子	岡山大学資源植物科学研究所 教授	

③ 岡山市自然環境保全審議会

希少動植物の保護、生息・生育地域の保全、各種自然環境調査等の自然環境保全・自然保護等に関することを審議します。

平成27年度は、平成27年5月27日、平成28年3月25日に開催し、岡山市生物多様性地域戦略（仮称）の策定等について審議しました。

表4 岡山市自然環境保全審議会委員

(平成28年7月25日現在)

氏名	所属	備考
青 雅一	岡山淡水魚研究会 会長	会長
石垣 明美	環境分野の市民活動家（高島・旭竜エコミュージアム）	
伊藤 國彦	岡山県立大学 名誉教授	副会長
齋藤 達昭	岡山理科大学理学部基礎理学科 准教授	
坂本 圭児	岡山大学大学院環境生命科学研究科 教授	
豊田 光世	新潟大学朱鷺・自然再生学研究センター 准教授	
西本 孝	岡山県自然保護センター 主任研究員	
黒田 聖子	日本野鳥の会 岡山県支部	
森 生枝	岡山県自然保護センター 主任研究員	

(2) 庁内調整組織

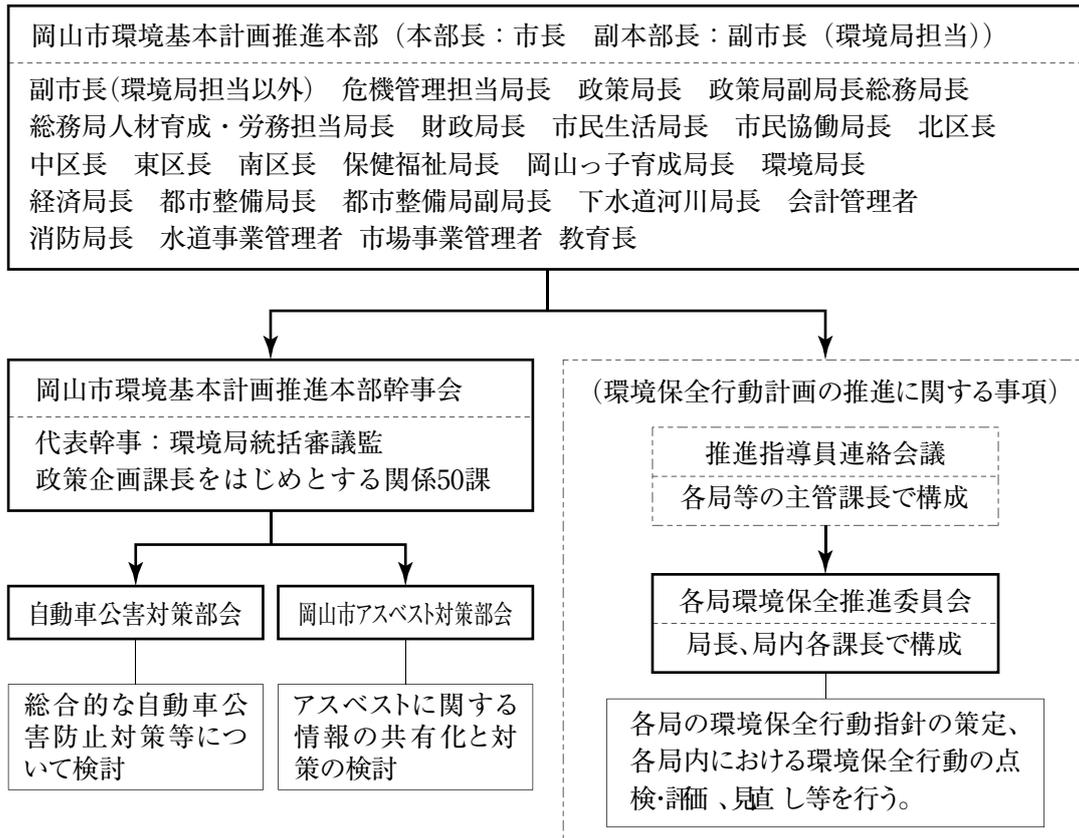
① 岡山市環境基本計画推進本部

本市の環境関連計画・関連事業に方向性を与える基本計画として位置づけられる岡山市環境基本計画（平成10年3月策定）のもとに、本市の環境

行政を総合的かつ計画的に推進することを目的に平成10年6月16日、岡山市環境基本計画推進本部設置規程に基づき設置されました。構成は図5のとおりです。

図5 庁内調整組織構成図

(平成28年4月1日現在)



② 岡山市環境基本計画推進本部幹事会

岡山市環境基本計画推進本部の所掌事項（計画の効果的な推進及び進行管理に関すること、環境に関する各種施策・事業の総合的な調整に関する

こと、その他環境行政の推進に関し、必要と認められる事項）の円滑な推進を図るため、関係課長等をもって岡山市環境基本計画推進本部設置規程により設置されています。

2 環境保全対策

(1) 岡山市環境保全条例

本市は、昭和48年に「岡山市公害防止条例」を制定し、国、県等の各種公害規制に関する規定を踏まえ、地域生活に直結するレベルの行政を担う本市の立場から、きめ細かい環境保全行政を進め

てきました。

しかし、今日の環境問題の多くは、わたしたちの日常生活や通常の事業活動が原因となっており、その蓄積が、身近な環境はもとより、地球規模の環境問題として、人類の生存基盤そのものを

脅かし始めています。

わたしたちには、良好な環境の中で、健康で快適な生活を営む権利と恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐために環境を保全する責務があり、そして、これに基づき、市民、事業者、行政のすべての人々は、地域の環境を守り育てることが、地球環境の保全につながることを理解し、身近なところから環境にやさしいまちづくりに取り組む必要があります。

そこで、岡山市では、このようなまちづくりの実現を目指して、従来の岡山市公害防止条例を発展させ、新たに岡山市環境保全条例を定め、平成12年6月5日から一部施行しました。(全面施行は平成13年4月1日)

岡山市環境保全条例の概要は、次のとおりです。

① 性 格

- ア. 今後の環境関連施策推進に当たっての方向性を明確にするとともに、当面必要となる事項を示す。
- イ. 環境保全施策に関する最も基本的な事項を定める「環境基本条例」的性格と具体的な事業場等の規制を規定する「実施条例」的性格を併せ持つ。

② 基本理念

- ア. 市民の健康で快適な生活の確保と将来世代への継承
- イ. 環境保全を基調とする文化を有する都市・おかやまの構築
- ウ. 地球環境の保全

③ 条例に規定された主な特徴

- ア. 条例の対象範囲の拡大（旧条例の対象範囲である産業公害の防止に加え、市の重点的施策として、地球環境の保全、自然環境の保全、都市生活型公害の防止等に取り組むこと等を規定）
- イ. 岡山市環境基本計画の位置づけの明確化とその進捗状況の把握・公表、市の施策との整合性の確保等を規定
- ウ. 各主体による自主的な環境配慮推進のため、市による環境配慮指針の策定と市民・事業

者による行動指針の策定及びそれに対する市の認証・表彰等を規定

- エ. 各種事業での適正な環境への配慮の推進のため環境影響評価の推進等を規定
- オ. 市自身の環境保全事業の推進及び市民等の自発的な活動・事業者の環境管理の促進を規定
- カ. 従来の公害防止協定の対象範囲の拡大（環境の保全に関する協定の締結）を規定
- キ. アイドリング・ストップの励行、デイスポーターの使用制限等を規定
- ク. 旧条例の事業場等からの公害防止に関する規定を引き継ぐとともに、一部規制対象施設を拡大
- ケ. 事業活動に伴う化学物質の適正管理、事故時における適切な措置等を規定

なお、自然保護に関連する現行の法律や県条例を補完し、本市の特性に応じた生物多様性の保全を図っていくため、平成16年3月22日に岡山市環境保全条例の改正を行い、様々な人間活動における適切な環境への配慮や、市民との協働に関する事項を新たに規定するとともに、従来の緑化条例等に関する規定の移行・強化を図りました。また、あわせて、これらの改正内容との整合性を図るため、条例に規定されていた公害規制項目に関する罰則の強化を図りました。

主な改正内容は、次のとおりです。

- ア. 市の生物多様性の保全に関する基本的な方針を明らかにするため、「生物多様性保全基本方針」「自然環境配慮ガイドライン」の策定を規定
- イ. 「貴重野生生物種」や「自然環境保全地区」の指定を行い、許可制や届出制により、生物多様性の保全に影響を与えるおそれのある人間活動について適切な配慮の促進を規定
- ウ. 市民との協働による取組を進めるため、自然保護活動推進員の委嘱や、市の象徴とな

る野生生物種の選定を可能とすることを規定

- エ. 「緑の基本計画」の策定や「緑化推進重点地区」の指定、「緑化協定書」の締結、「保存樹等」の指定とその伐採等の制限により、緑の保全と育成を図ることを規定
- オ. 条例の公害発生施設の届出、計画変更命令、改善命令等に関する規定違反の強化を図ることを規定

また、岡山市総合政策審議会の見直しに伴い、平成23年3月16日に岡山市環境保全条例の改正を行い、第4章に「環境の保全に関する審議会」を加え、「岡山市環境総合審議会」、「岡山市公害対策審議会」及び「岡山市自然環境保全審議会」を新たに設置しました。

(2) 第2次岡山市環境基本計画・地球温暖化対策実行計画

平成10年に策定した岡山市環境基本計画（2005年（平成17年）3月改訂）の計画期間が平成22年度で終了となったことから、その成果や課題、現在の社会情勢等を踏まえて、本市の環境の保全と創造に関する施策を総合的・計画的に推進するため平成24年3月に第2次岡山市環境基本計画を策定しました。

この計画は、環境に関する都市づくりの方向性をより具体的に明確にするとともに、市民・事業者・行政等の役割を示すことで、協働して目標の実現に向けて取り組んでいくことを目指しています。平成37年度を目標年度としており、「岡山市環境保全条例」に基づき策定しました。

また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の平成20年度改正により「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」の策定が義務づけられたことから、岡山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下「実行計画」という。）を策定しました。この計画では、温室効果ガス排出量の削減目標を設定し、その目的を達成するため具体的な行動指針を示しており、第2次岡山市環

境基本計画を踏まえた、地球温暖化対策分野での個別計画としても位置づけられるものです。

その後、「岡山市第六次総合計画長期構想」、国の「第4次環境基本計画」、「生物多様性国家戦略2012-2020」、「第三次循環型社会形成推進基本計画」、「エネルギー基本計画」、「地球温暖化対策計画」等が示されたことを踏まえ、平成27年度が中間目標であった基本計画と実行計画を平成28年度に改訂しました。改訂にあたっては、基本計画の環境施策の取組が地球温暖化対策に深く関連することから、「第2次岡山市環境基本計画（含地球温暖化対策実行計画）」として統合しました。

各々の計画の概要は、下記のとおりです。

① 第2次岡山市環境基本計画（改訂版）

ア. 計画の目的・位置づけ

目標年度を平成37年度までとし、環境保全施策にかかる基本理念、望まれる環境像、基本方針、施策体系を定めています。最上位計画「岡山市第六次総合計画」を踏まえた本市の環境保全施策を策定するものであり、岡山市環境保全条例に基づき、本市の環境の保全と創造に関する施策を総合的・計画的に推進するために策定したものです。

イ. 計画策定の基本方針

目標とその実現に必要な施策の関係を分かりやすくすることで、市民と目標・施策を共有し推進できる計画としています。また、市民・事業者・行政の役割を示し、協働して取り組んでいくための行動指針となることをねらいとしています。

ウ. 環境像と環境目標

低炭素・循環型社会の推進や、市民一人ひとりが地球環境や将来世代に配慮した行動を実践することで、環境負荷の少ない持続可能な社会づくりを進め、多様な自然環境と調査した豊かな暮らしを将来世代に引き継ぐ都市を目指すものとし、目指す環境像を「豊かな自然と調和した持続可能なまち おかやま」としました。

また、その環境像を、より具体的に目指す目標として以下の4つの環境目標を掲げています。

- ・市民協働による環境づくりと快適な都市環境が実現しているまち
- ・豊かな自然環境の保全と共生が実現しているまち
- ・賢い選択による低炭素化と地球にやさしい活動が実現しているまち
- ・安全な生活環境と循環型社会が実現しているまち

エ. リーディングプロジェクト

多くの主体が関わることができ、テーマ性と実施の効果が高く、本市の地域特性と独自性を活かした展開を図るべき施策をリーディングプロジェクトとして位置づけ、計画の目標実現を効果的に先導していきます。本市が取り組むべき環境施策等を踏まえて、「まち」と「ひと」と「里山」に焦点を当てた以下の3つのリーディングプロジェクトを設定しました。

- ・エコまちなか推進リーディングプロジェクト
- ・自然・環境・文化交流推進リーディングプロジェクト
- ・共生の里づくり推進リーディングプロジェクト

② 岡山市地球温暖化対策実行計画（改訂版）

ア. 計画の目的・位置づけ

温室効果ガスの排出抑制に向けた総合的かつ計画的な取組を推進していくため、市民・事業者・行政等の具体的な行動指針を示しています。また、第2次岡山市環境基本計画（改訂版）の4つの環境目標のうちの1つ「賢い選択による低炭素化と地球にやさしい活動が実現しているまち」で示される目標を、より具体化した地球温暖化対策分野での個別計画としても位置づけられます。

イ. 温室効果ガス排出量の削減目標

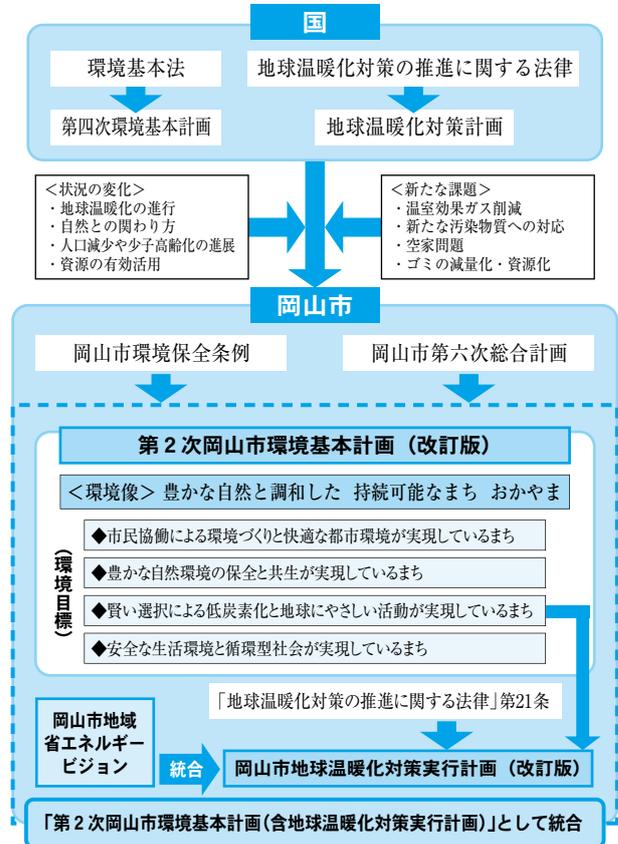
国の施策との整合、国と市の温室効果ガス排出特性の類似性などを考慮し、温室効

果ガス削減目標は2030年度（平成42年度）の温室効果ガス削減量が国と同等となる2013年度（平成25年度）比▲26%をめざすことを前提として、温室効果ガス排出量の削減目標を次のとおり設定しました。

【温室効果ガス排出量の削減目標】

- 基準年度：2013年度
- 短期目標（2020年度）：9.7%削減
- 中期目標（2025年度）：18%削減
- （2030年度）：26%削減

図6 第2次岡山市環境基本計画（含地球温暖化対策実行計画）



ウ. 環境目標と基本目標

市民や事業者一人ひとりが、地球上の一員としての責任を持ち、常に環境負荷の低減に配慮したライフスタイル・ビジネススタイルや製品・サービスを選択する“賢い選択”が実施される低炭素社会の構築を目指し、環境目標を「賢い選択で みんなで低炭素化するまち 岡山市」としました。

この目標の実現に向け、以下の4つの環境目標を掲げ、環境目標の実現に向けて取り組んでいきます。

- ・暮らしと産業の低炭素化に取り組もう
- ・低炭素型まちづくりを進めよう
- ・協働して低炭素化に取り組もう
- ・気候変動への適応策を進めよう

(3) 岡山・倉敷地域公害防止計画

公害防止計画は、「環境基本法」第17条に基づく法定計画で、現に公害が著しい地域又は著しくなるおそれがある地域について、公害の早急な解決と未然防止を図ることを目的として策定するもので、この計画に基づいて公害防止に係る規制、指導の他、土地利用の適正化、自然環境の保全等の諸施策を総合的・計画的に実施することにより、住民の健康を保護し、潤いのある生活環境を確保しようとするものです。

本市を中心とする地域については「岡山地域」（昭和59年度までは「岡山・備前地域」）として昭和50年度から3度にわたり公害防止計画を策定し、実施してきました。その後、水島地域と統合され、昭和63年度から5度にわたり「岡山・倉敷地域公害防止計画」を策定し、実施してきました。平成23年度は第6次の公害防止計画を策定しました。

これら計画に基づき、汚染物質の排出量の抑制、除去を中心とする直接的公害防止策を始め、工場立地の指導、道路交通対策、緑地の保全などの公害防止に関連する施策も積極的に推進してきました。

この結果、環境質の状況は、長期的な改善の傾向が見られるものの、近年においては、都市化が一層進展し、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動に伴う都市・生活型公害問題へ変化してきており、交通公害問題や都市内河川、児島湖、児島湾の水質汚濁問題のほか廃棄物問題等の改善すべき課題が環境保全上の課題として残っています。

このような状況に的確に対処し、環境基準の達成維持を図り、地域住民の健康を保護し、良好な生活環境を保全するために、国、地方公共団体、住民及び事業者が互いに協力・協働して引き続き総合的・計画的な公害防止対策を推進していく必要があります。

(4) 環境保全協定（旧公害防止協定）

環境保全協定（旧公害防止協定）の締結は、法令等を補完し、あるいは法令等の基準より厳しい内容を定めること等により、公害の未然防止や環境負荷の低減を図るもので、岡山市環境保全条例第25条に規定しています。

昭和48年以降、排水量や排ガス量が著しく多い大規模事業所を対象とし、平成27年度末現在で62社と協定を締結し、必要に応じ協定の見直し等を行っています。（表5、表6参照）

また、環境保全協定に準ずるものとして、公害の未然防止や環境負荷の低減を誓約した環境保全に関する誓約書が、平成27年度末現在で22社から提出されています。（表7参照）

(5) 自然保護協定（表8参照）

無秩序な開発を防止し、開発と自然環境保全との調和を図り、良好な生活環境の確保を目的として、岡山県自然保護条例第34条に基づき、開発事業者、岡山県、岡山市の3者で締結しているものです。10ヘクタール以上の工場敷地、ゴルフ場及び住宅団地等の開発を対象として、現在10施設と締結しています。

(6) 開発行為の指導

都市計画法、自然公園法、岡山県自然保護条例及び岡山県環境影響評価条例等に基づき工場、事業所・各種店舗及び住宅団地等の開発行為に際し、各種申請及び届出時に公害の未然防止対策や野生動植物生息地域の保全について適正な環境保全対策が図られるよう事前指導しています。

表5 環境保全協定（旧公害防止協定）一覧表（御津・灘崎・建部・瀬戸以外）

（平成28年3月31日現在）

	事業場名等	当初締結日
1	パナソニック（株）AVCネットワークス社イメージング事業部プロフェッショナルビジネスユニット岡山工場	S 48. 2. 26
2	林原（株）岡山第2工場	S 50. 1. 14
3	協同組合 岡山鋳物センター	S 50. 10. 25
4	日本エクスラン工業（株）西大寺工場	S 51. 3. 15
5	岡山大建工業（株）	〃
6	DOWA IP クリエイション（株）	〃
7	（株）クラレ岡山工場	〃
8	（株）岡山製紙	S 51. 7. 24
9	アテナ製紙（株）岡山工場	〃
10	山陽板紙工業（株）	〃
11	独立行政法人 国立印刷局岡山工場	〃
12	テイカ（株）岡山工場	〃
13	吉備ゴルフクラブ（株）、ベネフィットホテル（株）（岡山空港ゴルフコース、レスパール藤ヶ鳴）	H 3. 3. 7
14	（有）アップフィールズ（新岡山36カントリー倶楽部キングコース）	H 6. 9. 16
15	みのる観光開発（株）（後楽ゴルフ倶楽部）	〃
16	金陵観光開発（株）（岡山金陵カントリークラブ）	〃
17	桃の郷観光開発（株）（岡山カントリークラブ）	〃
18	同和興産（株）（花回廊ゴルフコース）	〃
19	（有）アップフィールズ（新岡山36カントリー倶楽部クイーンコース）	〃
20	（株）岡山北ゴルフ倶楽部	H 11. 6. 30
21	ヤンマーエネルギーシステム製造（株）	H 12. 7. 21
22	大黒天物産（株）（ラ・ムーショッピングセンター大安寺店）	H 18. 3. 22
23	（株）リックコーポレーション（ホームセンタータイム大安寺店）	H 19. 3. 13
24	（株）天満屋ストア（ハッピーズ大安寺店）	〃
25	（株）ビッグ・エス（ケーズデンキ岡山大安寺店）	H 21. 1. 14
26	DOWA エレクトロニクス岡山（株）	H 21. 2. 19
27	（株）ニトリ	H 24. 11. 30

表6 環境保全協定（旧公害防止協定）一覧表（御津・灘崎・建部・瀬戸）

（平成28年3月31日現在）

（旧御津町分）

事業場名等		当初締結日
1	親和機械工作所	S 49. 2. 20
2	水島プレス工業(株)	S 50. 9. 30
3	(有)まつだ牧場	S 51. 2. 1
4	(株)ダイメイ・岡山	S 54. 1. 10
5	近藤発動機(株)	S 61. 2. 17
6	東京シリコーン(株)岡山事業部	S 62. 5. 27
7	(株)アイメックス岡山事業所	S 63. 9. 10
8	エヌエス日進(株)虎倉最終処分場、(有)ナオイ住宅建設	S 63. 12. 19
9	(株)ニシエイ	H 1. 2. 28
10	(株)ウエキ	H 1. 3. 15
11	日本ゴア(株)ポリマーサイエンスセンター	H 1. 3. 29
12	(株)タイムス岡山工場	H 1. 9. 4
13	大日本印刷(株)岡山工場	H 2. 5. 25
14	カバヤ食品(株)岡山工場	H 2. 7. 5
15	内山工業(株)御津工場	H 4. 3. 6
16	メタコート工業(株)岡山工場	H 6. 2. 24
17	阪神溶接機材(株)岡山工場	H 7. 3. 29
18	アサゴエ工業(株)御津工場	H 7. 11. 13
19	田村砕石工業(株)	H 8. 10. 21
20	(有)御津砕石工業所	H 9. 3. 25
21	第一建設(株)	H 10. 6. 22
22	平林金属(株)リサイクルファーム御津	H 12. 11. 9
23	(株)貝阿弥紙商店PAPYRUS KAIAMI	H 15. 6. 2

（旧灘崎町分）

事業場名等		当初締結日
1	(株)アートコーポレーション	H 15. 5. 2

（旧建部町分）

事業場名等		当初締結日
1	大洋電子工業(株)	S 56. 3. 9
2	大東電機工業(株)	S 56. 11. 10
3	日本ゴルフ振興(株)（グレート岡山ゴルフ倶楽部）	H 5. 3. 26
4	PMGプロパティーズ(株)（たけべの森ゴルフ倶楽部）	H 7. 2. 1

（旧瀬戸町分）

事業場名等		当初締結日
1	ユニバーサル製缶(株)岡山工場	H 5. 12. 1
2	ロイヤルデリカ(株)	H 13. 9. 20
3	(株)ユノス、(株)リオラ	H 16. 11. 8
4	麒麟麦酒(株)岡山工場	H 21. 3. 12

表7 誓約書提出事業所一覧

(平成28年3月31日現在)

事業場名等		当初締結日	事業場名等		当初締結日
1	東海リース(株)	S 58. 9. 16	12	ナカシマプロペラ(株)	H 16. 5. 11
2	(株)ニッカリ	S 58. 12. 16	13	(株)メディテックジャパン	H 17. 7. 27
3	小岩金網(株)	H 3. 10. 21	14	ネオケミカル(株)	H 17. 8. 1
4	(株)イーオールディー	H 4. 6. 3	15	日進ゴム(株)	H 17. 9. 1
5	(株)フジワラテクノアート	H 5. 6. 11	16	(株)サンキ商会	H 18. 1. 19
6	山陽印刷(株)	H 8. 10. 21	17	(株)K G 情報	H 18. 5. 29
7	エム・エフエスアイ(株)	H 10. 2. 27	18	高雄工業(株)	H 18. 6. 8
8	日本ゴア(株)	H 12. 1. 31	19	平林金属(株)	H 19. 9. 26
9	カーツ(株)	H 12. 10. 13	20	(株)ティーオールエス	H 19. 11. 2
10	日本メジフィジックス(株)	H 15. 10. 15	21	浜田工業(株)	H 19. 12. 25
11	(株)I H I シバウラ	H 15. 12. 3	22	日本ステントテクノロジー(株)	H 21. 12. 22

表8 自然保護協定一覧表

(平成28年3月31日現在)

協定締結事業者	地区	事業計画面積(m ²)	当日締結日 (最終変更日)	事業名
金陵観光開発(株)	山上、石妻	1,411,513	S 51. 1. 30 (H 8. 10. 25)	岡山金陵カントリークラ
東京多摩地所(株)	上道北方他	652,779	S 55. 7. 25 (H 11. 1. 27)	東岡山レークタウン
(株)エス・ケイリース	津高	340,701	H 1. 3. 7 (H 19. 1. 9)	津高台団地
吉備ゴルフクラブ(株) ベネフィットホテル(株)	菅野	1,569,397	H 2. 1. 30 (H 13. 8. 31)	岡山空港ゴルフコース
みのる観光開発(株)	河原、真星	1,459,040	H 2. 1. 30 (H 8. 7. 15)	後楽ゴルフ倶楽部
加計学園	横井上、津高	220,225	H 3. 7. 20	岡山理科大学
玉野耐火礦業(株)	目黒、長利	182,228	H 6. 5. 31 (H 8. 5. 10)	アビオ目黒台
(株)岡山北ゴルフ倶楽部	菅野、御津町	1,619,851	H 6. 6. 1 (H 11. 10. 26)	岡山北ゴルフ倶楽部
(株)倉敷組	芳賀	133,234	H 13. 3. 29	サンノゼの丘
DOWAホールディングス(株)	築港緑町他	550,096	H 14. 11. 27	花回廊ゴルフコース

(7) 岡山市中小企業公害防止施設改善資金

保証融資制度

この制度は、本市内の中小企業者の行う公害防止施設の新設又は改善並びに公害防止のための工場又は事業場の移転に必要な資金、500万円を限度として融資することにより、公害防止の実を

げ本市中小企業の健全な発展を図ることを目的とするものです。

また、この融資を受けた者に対して、支払われた利子の額に2分の1を乗じた額以内で補助金を交付し、中小企業の公害防止対策を促進しています。

【トピックス】

COOL CHOICEについて

1880年に気温の観測が始まって以来、2015年は世界の平均気温が過去最高を記録し、最も暑い一年となりました。国連気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次評価報告書によると、地球の平均気温は1880年から2012年の間に0.85℃上昇し、地球温暖化は疑う余地がないこと、人間活動が20世紀半ば以降に観測された温暖化の支配的な要因である可能性が極めて高いことが報告されています。

2015年11月にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)では、すべての国が公平で実効的な新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択され、地球規模で温暖化対策がより一層進められることになりました。その後、日本政府は温室効果ガスの排出量を2030年までに2013年度比で26%削減する目標の実現を図るため、2016年5月に「地球温暖化対策計画」を閣議決定しました。

日本政府は計画の中で、削減目標達成のために、低炭素型の「製品」、「サービス」、「行動」など温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE」を推進し、国民に積極的かつ自主的な行動喚起を促すことで、低炭素型の製品・サービスの市場創出や拡大をはじめ、低炭素社会にふさわしい社会システムへの変革やライフスタイルイノベーションへの展開を促進させることとしています。

さらに、環境大臣をチーム長とした、経済界、地方公共団体、メディア、NPO、関係省庁等をメンバーとする効果的な普及啓発のための「クールチョイス推進チーム」が組織され、2016年6月には第一回クールチョイス推進チームが開催されました。

会議では、温室効果ガス2030年度26%削減実現のため、『「COOL CHOICE」が当たり前という価値観』を生み出すことの必要性、現状と課題が議論され、今後は分野別の作業グループを順次設置し、機動的に活動を行っていくこととしています。

多くの方が「COOL CHOICE」に賛同し、国民一丸で地球温暖化対策に取り組むことが求められます。

◇「COOL CHOICE」の具体例な取り組み・アクション◇

【1】低炭素製品への買替

- ・LED・エアコン・冷蔵庫・エコカーなどの省エネ製品
- ・高効率給湯器、節水型トイレ
- ・高断熱高気密住宅の新築・リフォーム

【2】低炭素サービスの選択

- ・公共交通
- ・都市部ではカーシェアリング
- ・低炭素物流サービスの利用
- ・スマートメーターによる「見える化」

【3】低炭素なライフスタイル転換

- ・クールビズ、ウォームビズ等を通じた節電
- ・ウォームシェア(公共施設、都市部では銭湯の利用等)
- ・エコドライブ、自転車の利用
- ・森里川海の保全・活用

各論

- I 大気環境
- II 水環境
- III 土壌汚染対策
- IV 化学物質対策
- V 騒音・振動
- VI 交通公害
- VII 公害苦情
- VIII 廃棄物・リサイクル
- IX 自然環境
- X 快適環境
- XI 地球温暖化対策
- XII すべての人の参加による環境づくり
- XIII 施策の実施状況
- XIV 岡山市役所の環境保全行動計画

I 大気環境

1 大気汚染の現況

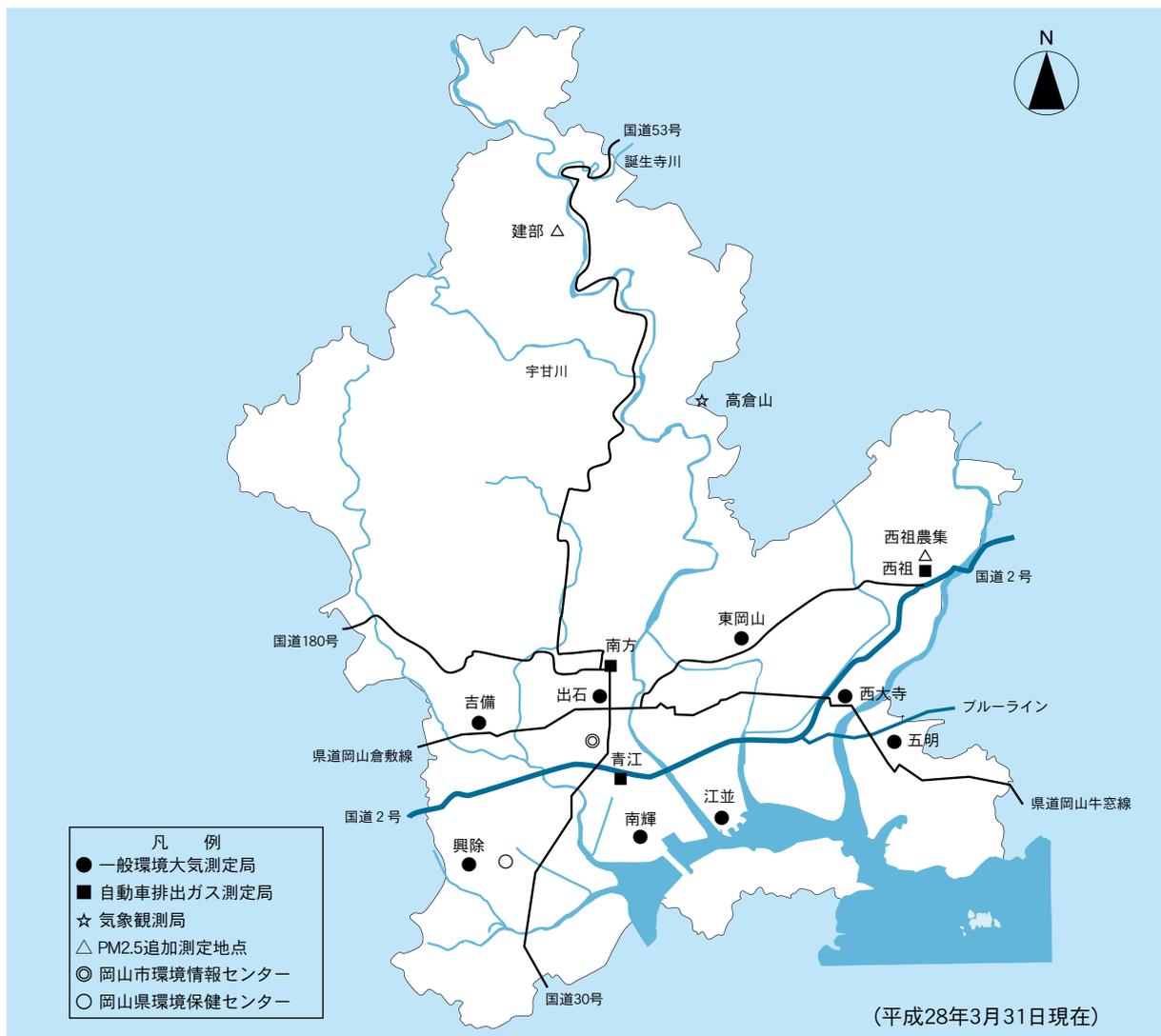
大気汚染とは、工場・事業場等の固定発生源や自動車などの移動発生源から排出される汚染物質により大気が汚染される現象をいいます。

岡山市内の大気汚染の主な発生源は、南部の工場群、市街地を中心としたビル群と自動車とに大別されます。これらの大気汚染の状況を監視するため、市南部に大気自動測定局を設けて監視しています。また、近年では、アジア大陸からの越境汚染が問題となっていることから、微小粒子状物質（PM2.5）については市内発生源の影響が少ないと思われる市北部で監視を始めています。

岡山市の大気汚染は、昭和40年代の産業の発展

と自動車の増加によって悪化しましたが、その後の規制強化などの対策によって改善されてきました。平成27年度は、一般環境大気測定局（以下、「一般局」という。）8局、自動車排出ガス測定局（以下、「自排局」という。）3局、気象観測局1局の合計12局において、二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダント、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及び炭化水素等16項目の測定を行いました。測定データはテレメータシステムにより1時間毎に岡山市環境保全課（旧岡山市環境情報センター）へ集められ、大気汚染状況を常時監視し、市民への周知や汚染物質削減指導に努めて

図7 大気測定局等の位置



います。

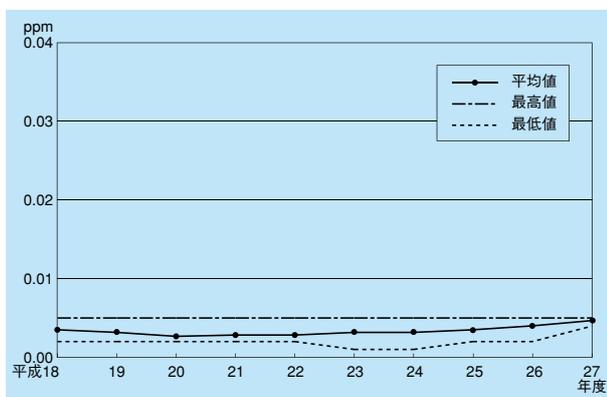
① 二酸化硫黄 (SO₂)

二酸化硫黄は、主に工場・事業場で燃料・原料として使用される石炭や石油等に含まれる硫黄化合物の燃焼により排出される物質です。また、ディーゼル自動車等の移動発生源やビル暖房等からも排出されます。濃度が高くなると呼吸器系器官に対して影響を及ぼし気管支炎などを起こすほか、農作物や植物を枯らしたりします。

主な発生源である工場・事業場からの二酸化硫黄の排出量は、逐年にわたる排出規制の強化等により低硫黄燃料への転換、脱硫装置の設置等が行われ、環境大気中の濃度は大幅に減少しています。

昭和40年代後半に濃度が高く問題となっていました。昭和53年からはほぼ環境基準（日平均値：0.04ppm）を超えることはなくなりました。平成27年度は測定した一般局6局において環境基準を達成しており、年平均値も毎年低濃度が続いています。

図8 二酸化硫黄の経年変化（年平均値）



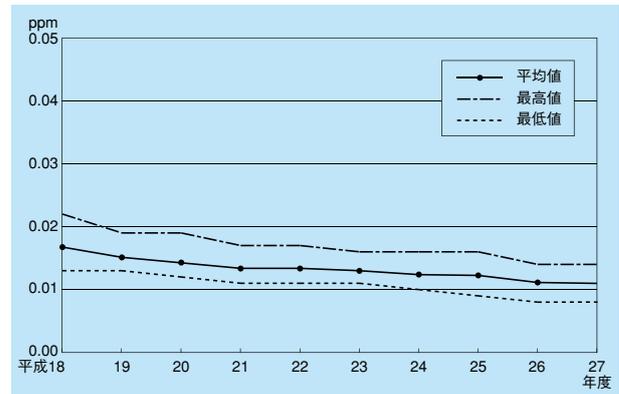
② 二酸化窒素 (NO₂)

二酸化窒素はその大部分が燃焼することにより発生します。燃焼により直接発生する物質の大部分は一酸化窒素であり大気中で酸化されて二酸化窒素に変化します。主に工場・事業場の燃焼施設や自動車などから排出され、濃度が高くなると粘膜を刺激しのとや肺に対して毒性を示します。また、光化学反応により発生する光化学オキシダントの原因物質のひとつとなっています。さらに、

酸性雨の原因にもなることが知られています。

平成27年度は全ての一般局において環境基準（日平均値：0.06ppm）を達成しており、年平均値は環境基準値の約2分の1以下で横ばいが続いています。

図9 二酸化窒素の経年変化（年平均値）



③ 光化学オキシダント (Ox)

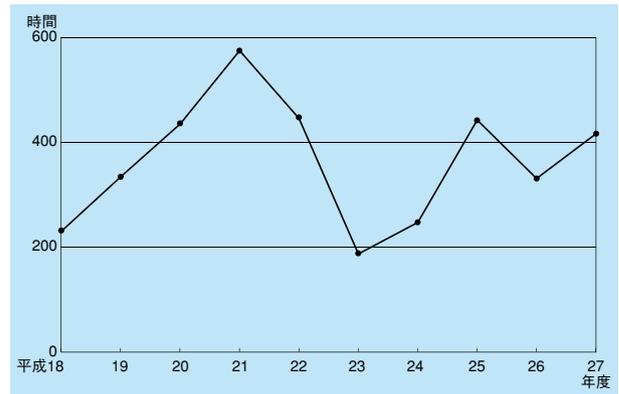
光化学オキシダントは工場・事業場の煙や自動車の排気ガスなどに含まれる窒素酸化物や炭化水素等が、大気中に排出され太陽の強い紫外線を受けることによって光化学反応してできる酸化性物質の総称です。主な成分はオゾンで約80%を占めており、濃度が高くなると人体に対して目の刺激（チカチカ、流涙等）症状や、鼻やのどの粘膜刺激（のどの痛み、息苦しさ等）症状等の健康被害が発生することがあり、農作物等へ被害が生じることもあります。近年、光化学オキシダント濃度が全国的に上昇し広域化している原因に、工業化が進むアジア大陸や欧州からの大気汚染物質の影響が考えられています。

平成27年度はオキシダント情報の発令が6日で、注意報の発令が2日ありましたが、健康被害や農作物被害も報告されませんでした。環境基準を超えた時間数は前年度より増えており、全ての一般局で環境基準（1時間値が0.06ppm以下）を達成することが出来ませんでした。また、昼間（5時から20時：日射があり光化学反応によりオキシダント生成される時間帯）の年平均値はほぼ横ばいで推移しています。光化学オキシダント濃度は気象条件によって左右されますが、低下させるた

表9 光化学オキシダント情報等発令回数

年度	月・日	発令内容	発令時間	
平成17年			発令なし	
平成18年	6.5	情報	14:45～16:40	
	8.5	情報	15:10～16:40	
	8.9	情報 注意報	12:20～14:20 14:20～18:30	
	8.10	情報	14:10～17:20	
平成19年	7.27	情報	14:10～16:40	
	8.17	情報 注意報	14:10～15:10 15:10～16:50	
	8.18	情報	15:10～17:30	
	8.19	情報 注意報	13:10～14:10 14:10～15:40	
平成20年	7.25	情報	14:30～16:10	
平成21年	8.19	情報	13:10～16:30	
	6.16	情報	15:10～17:40	
平成22年	6.25	情報	13:10～19:10	
	8.4	情報	15:10～17:30	
	5.21	情報 情報	15:10～17:20 13:10～14:20	
		5.22	注意報	14:20～17:20
	6.10	情報 情報	14:10～16:10 13:10～14:20	
		6.11	注意報	14:20～19:10
	8.22	情報 情報	14:10～16:30 14:10～17:20	
		8.24	情報	14:10～17:20
	平成23年			発令なし
	平成24年			発令なし
平成25年	5.23	情報	15:10～17:40	
	7.20	情報	15:10～17:20	
	8.9	情報 注意報	13:10～14:10 14:10～16:20	
		8.10	情報 注意報	13:10～14:10 14:10～18:10
	8.11	情報 注意報	12:40～13:10 13:10～17:20	
		8.12	情報 注意報	16:30～17:10 17:10～19:30
	8.13	情報 注意報	13:10～14:10 14:10～18:30	
		8.14	情報	13:30～16:40
	平成26年	6.1	情報 注意報	12:30～13:10 13:10～16:10
平成27年	5.27	情報	14:10～17:40	
	8.1	情報	12:40～16:50	
	8.2	情報	12:40～16:30	
	8.4	情報 注意報	12:10～13:10 13:10～16:10	
		8.9	情報	13:30～16:10
	8.10	情報 注意報	13:30～14:10 14:10～16:30	

図11 光化学オキシダントの経年変化 (0.06ppmを超えた時間数)



めにはその原因となる窒素酸化物や炭化水素などの濃度を下げることが必要です。

④ 浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に長期間浮遊している粒子状の物質を総称して浮遊粒子状物質といますが、環境基準ではその粒径が10マイクロ (μ) メートル以下のものとしています (マイクロ (μ) は百万分の1の意味)。土砂の巻き上げ等自然現象によるもののほか、石炭や石油燃料の燃焼過程から発生するばいじん、粉じん、自動車排出ガスに含まれる鉛化合物やカーボン粒子等が主なものですが、約50%は大気中でつくられる二次生成物であると言われています。浮遊粒子状物質は一般には視程障害や植物の葉に付着して呼吸作用等を阻害するほか、人体に対しては気道や肺に沈着して呼吸機能に悪影響を及ぼすことがあります。

平成27年度は全ての一般局で環境基準(日平均値: 0.10 mg/m³) を達成しており、年平均値は環境基準値の約4分の1の濃度で横ばいとなっています。

図10 光化学オキシダントの経年変化 (昼間の年平均値)

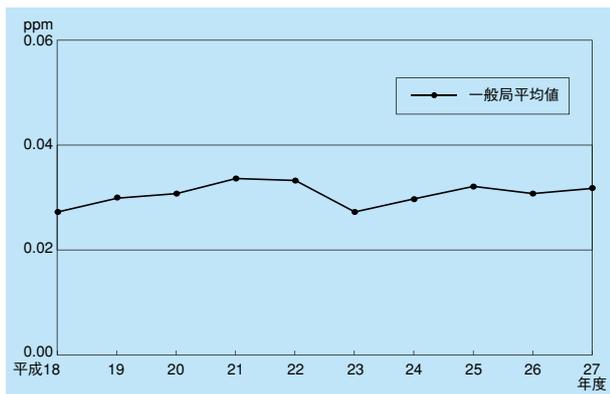
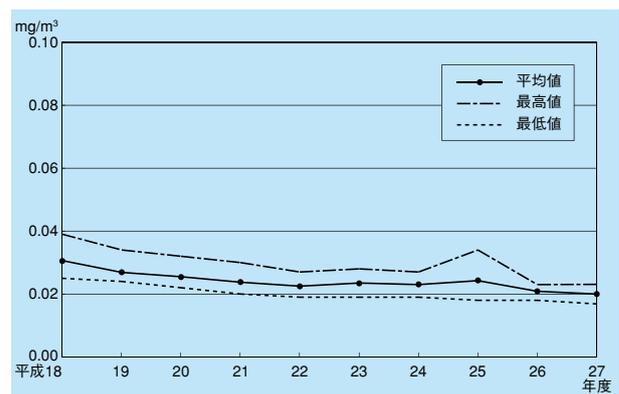


図12 浮遊粒子状物質の経年変化 (年平均値)



⑤ 微小浮遊粒子状物質 (PM2.5)

PM2.5とは、大気中に浮遊する小さな粒子のうち、粒子の大きさが2.5マイクロメートル以下の非常に小さな粒子のことをよんでいます。粒子が小さく肺の奥まで到達しやすいため健康影響が心配されています。一般局では平成24年度から江並、東岡山の2局で測定を開始しました。また、越境汚染の影響を調べるために平成26年4月末から建部小学校(建部)と西祖地区農業集落排水処理場(西祖農集)でも測定を行っています。

岡山県では日平均値が暫定指針値(70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)を超過すると予想される場合に注意喚起を行いますが、平成27年度末までに注意喚起が行われた日はありませんでした。

環境基準には短期基準(日平均値35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下:年間98パーセンタイル値)と長期基準(年平均値15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下)があり、その両方を満足した場合に環境基準を達成したと評価します。

平成27年度は江並局で長期基準を、全局で短期基準を超過しているため、環境基準を達成することが出来ませんでした。

また、効果的な微小粒子状物質対策の検討のために発生源についての情報を集める目的で、平成25年度から東岡山局で成分分析を実施しています。調査項目は、イオン成分8項目、無機元素成分13項目及び炭素成分3項目で、季節ごとに行っています。

図13 微小粒子状物質の経年変化
(短期基準:日平均値)

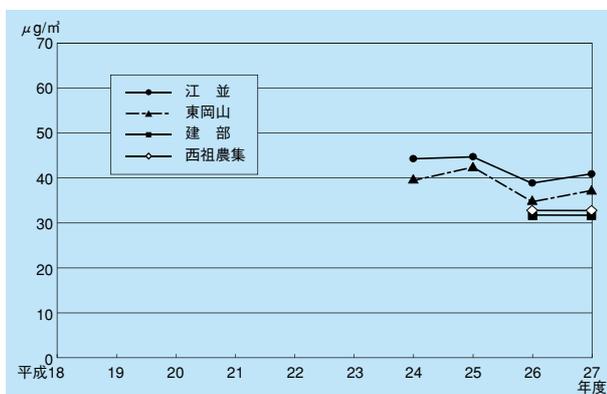
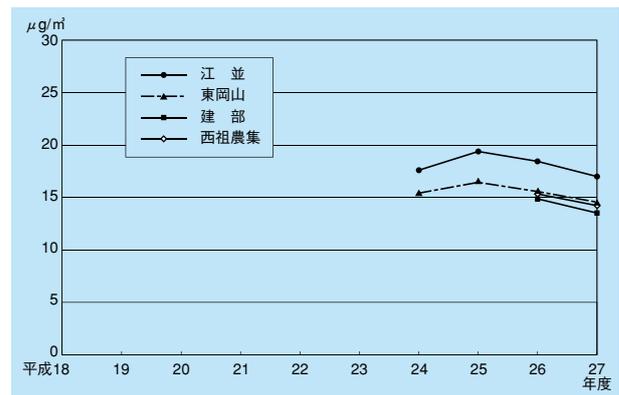


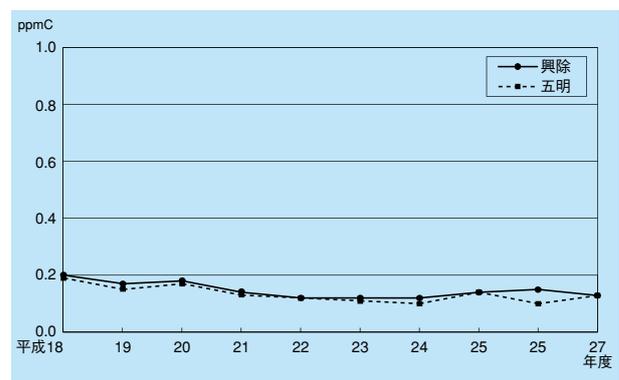
図14 微小粒子状物質の経年変化
(長期基準:年平均値)



⑥ 非メタン炭化水素 (NMHC)

非メタン炭化水素は光化学反応性のメタンを除いた炭化水素で、窒素酸化物とともに光化学オキシダント生成の原因物質とされており、自動車排出ガスやガソリンスタンド等の給油貯蔵施設などから発生します。環境基準は定められていませんが、光化学オキシダント生成防止に係る濃度レベルの指標となる炭化水素濃度の指針値と比べると、平成27年度は一般局において指針値の上限(0.31ppmC)を超える日が出現しましたが、年平均値はここ数年横ばいで指針値の約2分の1以下の値となっています。

図15 非メタン炭化水素の経年変化
(6~9時の年平均値)



2 大気汚染防止対策

(1) 工場・事業場の規制

岡山市ではこれらの大気環境基準等を達成・維持するため、「大気汚染防止法」をはじめ「岡山県環境への負荷の低減に関する条例」や「岡山市環境保全条例」に基づいて工場や事業場に立入検査を行い、ばい煙発生施設や粉じん発生施設等の排出基準等の遵守や適正な維持管理の指導を行っています。また、排出ガス量が多い3工場については、岡山県のテレメータシステムを通じて発生源監視を実施しています。

(2) 大気汚染緊急時対策

大気の汚染が著しくなり人の健康又は生活環境に被害が生じるおそれがある事態が発生した場合は、その事態を解消するとともに人体等への被害を最小限に抑えるために、岡山県では大気汚染緊急時対策を定めています。

岡山市では「岡山市大気汚染防止夏期対策実施要領」を定め、岡山県と協力して硫黄酸化物と光化学オキシダントについての情報・注意報・警報を発令し、こうした事態の発生を市民や関係機関へ周知し注意を促しています。また、大気汚染物質削減協力工場など16工場・事業場に対し、大気汚染物質の排出量削減要請を行い人への健康被害及び農作物被害の未然防止に努めています。

(3) 注意喚起情報

PM2.5について、日平均値が $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ （暫定指針値）を超えると予測され、広範囲の地域にわたって健康影響の可能性が懸念される場合に岡山県が注意喚起を行います。連絡を受けた岡山市はホームページ、電話自動音声案内で市民に周知し、保育園、学校や高齢者福祉施設などには関係課を通じて連絡し注意を促します。

表10 情報・注意報等の発令基準と協力工場排出ガス量の削減率

	硫 黄 酸 化 物		光 化 学 オ キ シ ダ ン ト	
	発 令 基 準	二酸化硫黄削減率	発 令 基 準	窒素酸化物削減率
情 報	0.15ppm 以上となり、継続するおそれがある場合	届出排出量の20%以上	0.10ppm 以上となり、継続するおそれがある場合	届出排出量の20%以上
注 意 報	0.20ppm 以上である状態が、3時間継続した場合	届出排出量の20%以上	0.12ppm 以上となり、継続するおそれがある場合	届出排出量の20%以上
第1次警報			0.24ppm 以上となり、継続するおそれがある場合	届出排出量の30%以上
第2次警報	0.50ppm 以上である状態が、3時間継続した場合	届出排出量の80%以上	0.40ppm 以上となり、継続するおそれがある場合	届出排出量の40%以上

表11 微小粒子状物質の注意喚起の実施について

対 象 局	対象時刻	1時間値の平均値	発令時刻
岡山県内の一般局 2局以上	午前5時から午前7時まで	$85\mu\text{g}/\text{m}^3$ 超過	午前8時頃
	午前5時から正午まで	$80\mu\text{g}/\text{m}^3$ 超過	午後1時頃

※ 測定値が明らかに下降傾向にある場合は、注意喚起しないものとする

次のいずれかに該当するときも、県全域に注意喚起が行われます。

○ 県南部あるいは県北部のいずれか一方の区域で、注意喚起を行っていて、広域的な視点から他方の区域にも注意喚起を行うと必要があると認められるとき

○ 県南部における一般局の1局、かつ、県北部における一般局の1局において、午前5時から午前7時までのPM2.5の1時間の平均値が $85\mu\text{g}/\text{m}^3$ 超過したとき

測定値が明らかに下降傾向である場合は、注意喚起しないものとする。

※ 注意喚起の解除について 注意喚起が行われた日の24時に自動解除されます。

3 悪臭の現況と防止対策

(1) 悪臭の現況

悪臭とは人に不快感を与え生活環境を損なうおそれのあるにおいのことで、一般には、し尿臭や動植物の腐敗臭、薬品臭等があります。また、多くの人から好まれる食べ物や香水等においても、においが強かったり、常時においのする状態が長く続くと、人によっては悪臭と感ずることがあり、近年では苦情につながる事例も多くなって

います。

これらの悪臭の原因物質には非常に多くの種類がありますが、そのうちの主要な22物質が悪臭防止法によって特定悪臭物質に指定されています。特定悪臭物質と主な発生源を表12に示します。

本市に寄せられる悪臭苦情は畜産農業、製紙業、飲食店、食品製造業及び印刷業等が発生源となっています。

表12 特定悪臭物質の主要発生源事業場

特定悪臭物質	においの質	主要発生源事業場
アンモニア	し尿のようなにおい	畜産農業、鶏糞乾燥場、複合肥料製造業、でん粉製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
メチルメルカプタン	腐った玉ねぎのようなにおい	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
硫化水素	腐った卵のようなにおい	畜産農業、クラフトパルプ製造工場、でん粉製造業、セロファン製造業、ビスコースレーヨン製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
硫化メチル 二硫化メチル	腐ったキャベツのようなにおい	クラフトパルプ製造工場、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
トリメチルアミン	腐った魚のようなにおい	畜産農業、複合肥料製造業、化製場、魚腸骨処理場、水産缶詰製造業等
アセトアルデヒド	刺激的な青ぐさいにおい	アセトアルデヒド製造工場、酢酸製造工場、酢酸ビニル製造工場、クロロブレン製造工場、たばこ製造工場、複合肥料製造業、魚腸骨処理場等
プロピオンアルデヒド ノルマルブチルアルデヒド イソブチルアルデヒド ノルマルペンチルアルデヒド イソペンチルアルデヒド	刺激的、又はむせるような甘酸っぱい焦げたにおい	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、印刷工場、魚腸骨処理場、油脂系食品製造工場、輸送用機械器具製造工場等
イソブタノール 酢酸エチル メチルイソブチルケトン トルエン キシレン	シンナーやガソリンのようなにおい	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、木工工場、繊維工場、その他の機械製造工場、印刷工場、輸送用機械器具製造工場、鋳物工場等
スチレン	都市ガスのようなにおい	スチレン製造工場、ポリスチレン製造工場、ポリスチレン加工工場、SBR製造工場、FRP製品製造工場、化粧板製造工場等
プロピオン酸	刺激的な酸っぱいにおい	脂肪酸製造工場、染色工場、畜産事業場、化製場、でん粉製造工場等
ノルマル酪酸 ノルマル吉草酸 イソ吉草酸	汗くさい、又はむれた靴下のようなにおい	畜産事業場、鶏糞乾燥場、畜産食料品製造工場、でん粉製造工場、化製場、魚腸骨処理場、し尿処理場、廃棄物処分場等

(2) 悪臭防止対策

悪臭は、人間の嗅覚が敏感なうえに個人差があることと、通常、多くの原因物質を含む複合臭であることもあって、完全に防止することが難しい公害です。

平成18年6月1日、市では、これまでの分析機器により測定する「特定悪臭物質濃度規制」から人の嗅覚を利用した「臭気指数規制」に変更しました。

なお、合併に伴い新たに岡山市の区域になった建部支所管内及び瀬戸支所管内については、従前どおりの規制方法となります（※建部支所管内：規制地域に指定していない、瀬戸支所管内：特定悪臭物質濃度規制）。

平成27年度は製造業を対象に調査を行い、悪臭防止施設の改善や維持管理などについて指導を行いました。

4 その他の大気環境問題

(1) 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質は、大気汚染防止法で「継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるもの（ばい煙及び特定粉じんを除く）」とされています。このうち人の健康に係る被害を防止するために早急に排出抑制をしなければならない23物質が「優先取組物質」（表13）として指定され、環境基準項目に追加されました。市では、そのうち環境基準

が定められているベンゼン、ジクロロメタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの4物質を含む21物質について、南輝小学校及び陵南小学校で毎月1回モニタリング調査を実施し、大気汚染の状況を把握しました。

平成27年度は調査した南輝小・陵南小の2地点ともに、環境基準が定められている4物質やアクリロニトリルなど指針値が定められている9物質はすべてこれらの値を下回っていました。

表13 有害大気汚染物質環境調査結果

単位：μg/m³

優先取組物質		南輝小学校	陵南小学校	環境基準
1	アクリロニトリル	0.042	0.027	(2)
2	アセトアルデヒド	2.3	2.3	—
3	塩化ビニルモノマー	0.023	0.016	(10)
4	塩化メチル	1.6	1.5	—
5	クロム及び三価クロム化合物 ※1	0.0024	0.0027	—
6	六価クロム化合物 ※1			
7	クロロホルム	0.15	0.14	(18)
8	酸化エチレン	0.044	0.048	—
9	1,2-ジクロロエタン	0.12	0.12	(1.6)
10	ジクロロメタン	0.63	0.63	150
11	水銀及びその化合物	0.0019	0.0019	(0.04)
12	ダイオキシン類 ※2			
13	テトラクロロエチレン	0.043	0.036	200
14	トリクロロエチレン	0.12	0.066	200
15	トルエン	3.4	4.9	—
16	ニッケル化合物	0.0035	0.0033	(0.025)
17	ヒ素及びその化合物	0.0019	0.0015	(0.006)
18	1,3-ブタジエン	0.084	0.068	(2.5)
19	ベリリウム及びその化合物	0.000017	0.000023	—
20	ベンゼン	0.80	0.96	3
21	ベンゾ（a）ピレン	0.00028	0.00024	—
22	ホルムアルデヒド	2.0	1.5	—
23	マンガン及びその化合物	0.048	0.059	(0.14) ※3

※1 クロム及びその化合物として測定

※2 ダイオキシン法に基づき別途調査、別掲

※3 マンガン及びその化合物については H26.4 に指針値設定

※ 測定回数は毎月1回

※ 表中の値は年平均値

※ 環境基準欄の（ ）内の数値は指針値

(2) 酸性雨

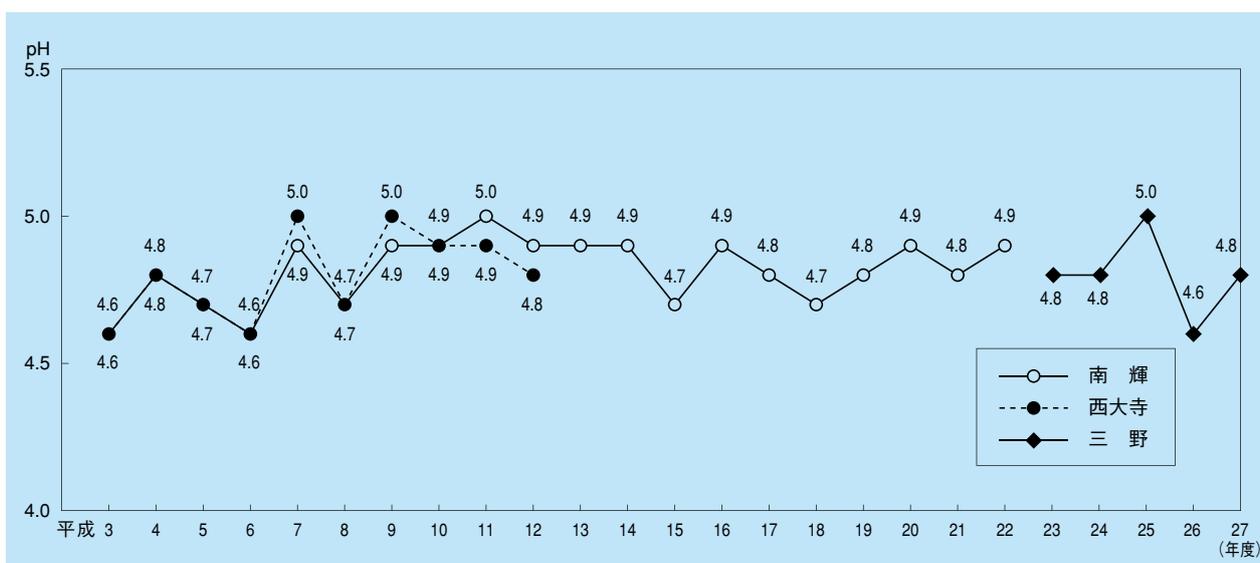
酸性雨とは、工場や自動車等から排出された硫黄酸化物や窒素酸化物が上空で移動する間に水や酸素と反応し、酸性をおびた降雨のことです。通常は大気中の二酸化炭素が溶け込んで、汚染物質が含まれていない場合でも弱酸性となっていることからpH5.6以下の雨を酸性雨と言います。

本市では酸性雨の実態を把握するため、平成3

年度から南輝大気測定局及び西大寺大気測定局の2地点で、平成13年度から22年度までは南輝測定局1地点で調査を行いました。平成23年度からは水道局水質試験所（北区三野一丁目）に場所を移して監視しています。

平成27年度の降雨pHの年平均値は、4.8でした。図16には酸性雨の経年変化を示しています。

図16 降雨pHの経年変化



(3) アスベスト対策

環境大気中のアスベスト濃度について、平成6年度から経年的な濃度変動を把握しています。平成27年度は3箇所6地点で調査を行い、いずれの地点においても平年並みであり、特に高い濃度は見られませんでした。

平成17年6月にアスベストに対する健康被害が社会問題化したことから、市有建築物における吹付けアスベスト使用状況を調査し、除去等の対策を進めるとともに、市民の不安を払拭し安全と安心を確保するため、岡山市環境基本計画推進本部幹事会内に、新たに「アスベスト対策部会」を設置し、市関係部局内でアスベストに関する情報を共有し、組織的に対応していくための体制を整えました。

平成18年度に労働安全衛生法施行令が改正されたことに伴い、市有建築物におけるアスベスト含有率0.1%を超える吹付け材の使用状況調査（平成

17年度調査の補足調査）をはじめ、アスベスト関連の法規制の改正等に併せて確認を行い、市民や市職員が利用する施設については、吹き付けアスベストの除去や封じ込め等の飛散防止対策を実施しています。

また、大気汚染防止法が平成25年6月に改正（平成26年6月1日施行）され、届出義務者が従来の工事の受注者から発注者へ変更されました。工事の受注者は、アスベスト使用の有無について事前に調査をし、発注者へ調査結果等を書面で説明するとともに、その調査結果等を周辺に見えやすい箇所に掲示することが義務づけられました。更に除去作業を行う前や作業中において、負圧除じん機の点検、デジタル粉じん計等を用いた集じん装置排出口での簡易測定及び作業内容の記録等が作業基準として追加されて、アスベスト対策の強化が図られています。

平成27年度は吹付け等アスベストが使用されて

いる建築物その他の工作物を解体・改造又は補修する作業について、大気汚染防止法に基づいた58件の届出があり、工事業者からの環境測定結果の報告や、市による立入調査により、作業基準が守られていることを確認しました。

なお、この届出のうち、発生源周辺等のアスベスト調査として吹付けアスベスト除去作業場1箇所6地点でアスベスト濃度の測定を実施しました。その結果はいずれの地点においても問題ない値でした。

II 水 環 境

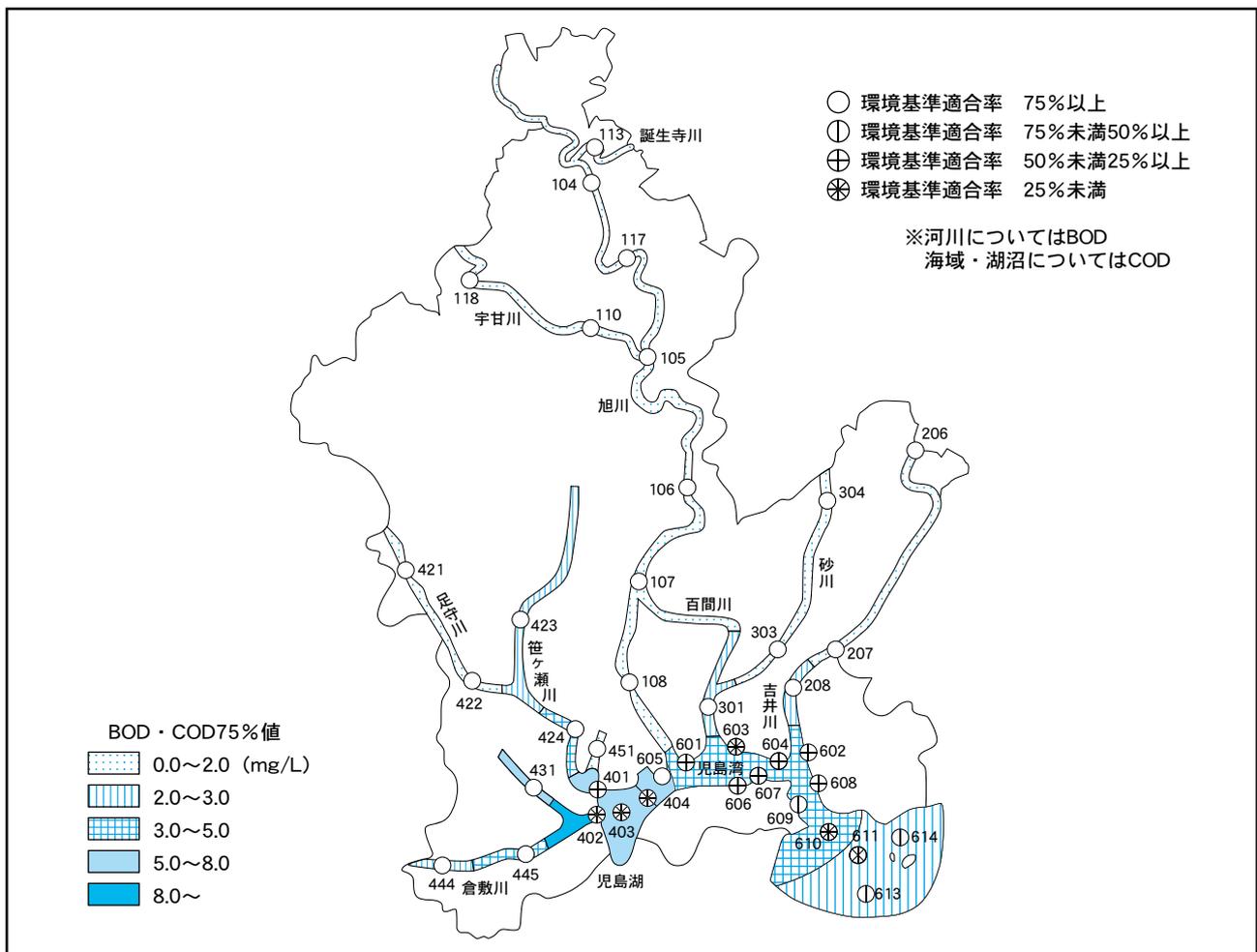
1 水質汚濁の現況

平成27年度は旭川、吉井川、倉敷川水域について、生活環境項目の汚れの指標とされるBOD（生物化学的酸素要求量）について環境基準が守られていますが、水の停滞しやすい笹ヶ瀬川水域では環境基準が達成できていません。

また、湖沼・海域ではCOD（化学的酸素要求量）で環境基準が設定されていますが、児島湖、児島湾では環境基準の適合率の低い状況が続いています。

健康項目については、河川、湖沼、海域の全水域で環境基準を達成しています。

図17 公共用水域測定地点及び水質汚濁状況



番号	調査地点名	調査機関	番号	調査地点名	調査機関	番号	調査地点名	調査機関
104	八幡橋	(岡山市)	401	笹ヶ瀬川河口部	(岡山市)	○604	九蟠沖	(岡山市)
105	大曾根	(")	402	倉敷川河口部	(")	○605	DOWAホールディングス沖	(")
106	合同堰	(国土交通省)	○403	湖心	(")	606	宮浦沖	(")
○107	乙井手	(")	○404	樋門	(")	○607	阿津沖	(")
○108	桜箕地	(")	○421	高塚橋	(")	608	テイカ沖	(")
110	箕地橋	(岡山市)	○422	入江橋	(")	○609	向小串沖	(")
113	高浜橋	(")	423	比丘尼橋	(")	○610	別荘沖	(")
117	鹿瀬橋	(")	○424	笹ヶ瀬橋	(")	○611	児島湾口沖	(")
118	常盤橋	(")	431	妹尾川国道30号線下	(")	613	犬島南沖	(")
206	弓削橋	(国土交通省)	444	稔倉橋	(")	614	犬島北沖	(")
207	鴨越堰	(")	○445	倉敷川橋	(")			
208	永安橋	(")	451	白鷺橋	(")			
○301	清内橋	(")	601	旭川河口部	(")			
○303	新瀬橋	(岡山市)	○602	吉井川河口部	(")			
304	瀬戸橋	(")	○603	横樋沖	(")			

※ ○は環境基準点

表14 BOD又はCODの環境基準達成状況（あてはめ水域別）

水域	あてはめ水域名	類型及び達成期間	環境基準達成状況(年度)										測定地点番号 (環境基準点 及び補助点)	
			○は達成、×は未達成											
			50	60	7	17	22	23	24	25	26	27		
河川	旭川水域	旭川中流	A・イ	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	104,105,106, <u>107</u> 117
		旭川下流	B・ロ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<u>108</u>
		誕生寺川		未 設 定										113
		宇甘川		未 設 定										110,118
		百間川	C・ハ	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	<u>301</u>
		砂川	B・ロ	-	×	×	○	○	○	○	○	○	○	<u>303,304</u>
	吉井川水域	吉井川中・下流	B・ロ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	206,207,208
		笹ヶ瀬川水域	笹ヶ瀬川	B・ハ	×	×	×	×	○	×	×	×	○	×
	足守川上流		A・ハ	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○	<u>421</u>
	足守川下流		B・イ	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	<u>422</u>
	相生川			未 設 定										451
倉敷川水域	倉敷川	C・ハ	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	431,444, <u>445</u>	
湖沼	児島湖水域	児島湖	B・ハ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	401,402, <u>403,404</u>	
海域	児島湾水域	児島湾(甲)	C・ロ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<u>605</u>	
		児島湾(乙)	B・ロ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	<u>601,602,603,604,</u> <u>606,607,608,609</u>	
		児島湾(丙)	A・イ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	<u>610,611,613,614</u>	

(備考) ・環境基準達成状況は、河川はBOD、湖沼、海域はCODで判定。

・達成期間の分類は次のとおりとする。

イ：直ちに達成

ロ：5年以内で可及的速やかに達成

ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成

児島湖のCODは、環境基準（5mg/L）を上回っていますが、近年緩やかな改善傾向にあります。

また、富栄養化の目安ともいえる全窒素（T-N）及び全りん（T-P）についても環境基準（全窒素：1mg/L、全りん0.1mg/L）を上回っています。

図18 COD濃度の経年変化（湖心の75%値）

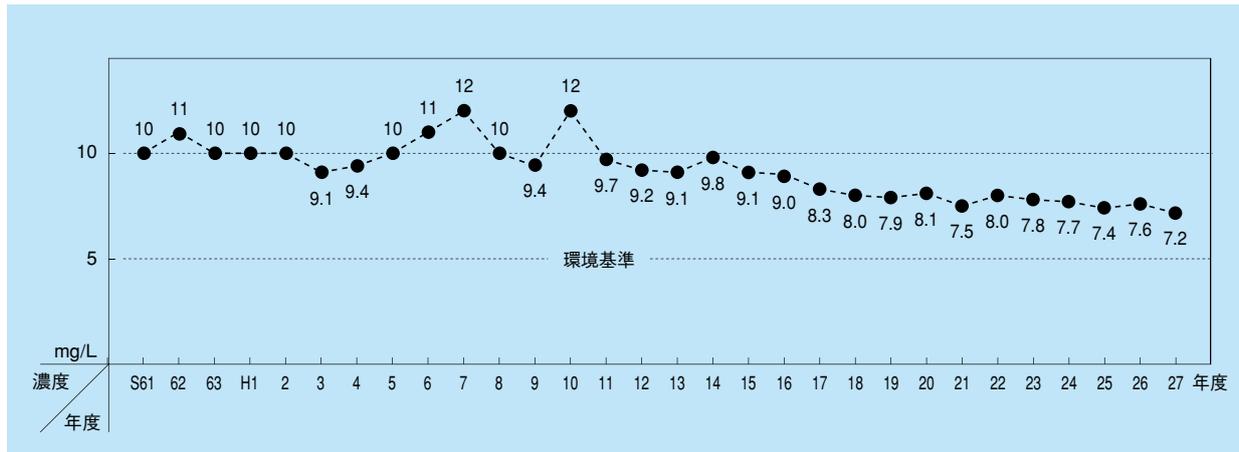
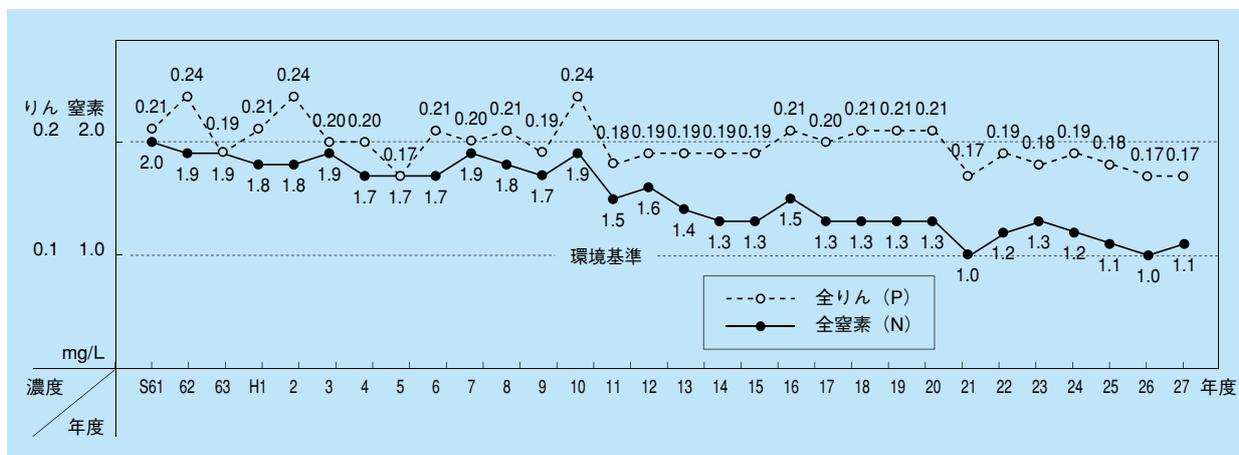


図19 全窒素、全りん濃度の経年変化（湖心の年度平均値）



2 水質汚濁防止対策

(1) 規制の枠組み

① 水質汚濁防止法による規制

水質汚濁防止法では、公共用水域及び地下水の汚濁を防止するため、規制対象施設（特定施設）を設置している工場・事業場（特定事業場）に対して、施設の設置の届出、排水基準及び構造基準の遵守、有害物質の地下浸透の禁止、排出水の自主測定及び漏えい等の定期点検の義務について規定しています。

また、特定事業場からの排水について、岡山県は条例により、国が定める基準（一律基準）よりも厳しい基準（上乘せ排水基準）を定めて、本市を含む全県域で規制をしています。

さらに、児島湖流域においては、窒素及びりんの上乗せ排水基準を設けて規制しています。

② 瀬戸内海環境保全特別措置法による規制

瀬戸内海環境保全特別措置法では、日最大排水量が50 m³以上である特定事業場（下水道終末処理施設など一部を除く。）が特定施設を設置（変更）する場合は、環境影響評価を実施し、許可申請を行うことになっています。

特に、汚濁負荷量が増加する場合には、詳細な環境影響評価を実施することとなっており、汚濁負荷量の削減を図るため高度処理施設の導入など適正な処理施設の整備等について指導しています。

また、水質汚濁防止法では、日平均排水量が50 m³以上である特定事業場については、COD、全窒素及び全りんの総量規制基準が適用され、排水処理水などの特定排水（冷却水を除く排水）の水

量及びその濃度を、排水量規模に応じた頻度で測定することが義務付けられており、特に一日当たりの平均的な排水量が400 m³以上の特定事業場は機器により連続測定することとされています。

③ 湖沼水質保全特別措置法による規制

児島湖が昭和60年12月、湖沼水質保全特別措置法による指定湖沼に指定されたことに伴い、日平均排水量が50 m³以上の湖沼特定事業場には、COD、全窒素及び全りんに係る汚濁負荷量規制基準が適用されています。

また、小規模畜舎などにも、指定施設として、構造及び使用の方法等に関する届出が義務付けら

れています。

**④ 岡山県環境への負荷の低減に関する
条例による規制**

岡山県環境への負荷の低減に関する条例では、水質汚濁防止法で規制されていない業種のうち、比較的汚濁負荷の高い業種を対象に特定施設を指定し、排水基準を設けて規制しています。

特に、児島湖流域については、水質汚濁防止法の規制対象規模未満の飲食店などを特定施設に追加し、窒素及びりんも項目に加えて排水基準を設けて規制しています。

表15 法律及び条例に基づく届出・許可事業場数

	対象事業場数	総量規制事業場数
水質汚濁防止法	1,087※	86
瀬戸内海環境保全特別措置法	90	83
岡山県環境への負荷の低減に関する条例	77	—

※ 瀬戸内海環境保全特別措置法分は除外している。

(2) 工場・事業場の審査、指導

① 届出及び許可の状況

平成27年度の水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法及び岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づく届出及び許可の状況は、次のとおりです。

表16 特定施設の設置等の届出・許可の状況

	設置	変更	その他	計
水質汚濁防止法	32	7	121	160
瀬戸内海環境保全特別措置法	5	12	33	50
岡山県環境への負荷の低減に関する条例	—	—	2	2

② 監視、指導の状況

水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法及び岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づく特定事業場を対象に立入検査を実施し、特定施設の設置状況の確認、排水処理施設の適正な維持管理の指導を行っています。

また、排水基準が適用される特定事業場については、立入検査にあわせて排水の採水を行い、排水基準監視を行っています。

なお、立入検査の結果、排水基準の違反などが確認された場合には、その違反原因の究明や改善対策について報告を求め、違反が再発しないよう指導を行っています。

さらに、総量規制基準が適用される特定事業場については、その遵守状況を報告徴収し、監視しています。特に、排水量規模の大きな8事業場についても、テレメータによる常時監視を実施しました。

表17 工場・事業場の監視結果

	事業場数	延べ採水事業場数	延べ違反事業場数	違反率 (%)
水質汚濁防止法（瀬戸内海環境保全特別措置法含む）	1,177	171	11	6.4

3 公共下水道の整備

(1) 下水道整備の促進

本市では快適な生活環境の確保と公共用水域の水質の保全を図るため、昭和27年から下水道整備をおこなってきました。平成27年度末現在の全市人口に対する処理人口普及率は、65.5%となっており、未だに多くの市民が汚水処理施設を利用できない状況にあります。近年、財政面で厳しい状況が続くなか、未整備地区の早期解消を目指して、アクションプランに基づき、概ね10年程度での重点的な整備を推進します。

(2) 下水の高度処理の推進

本市内には、旭川、吉井川の一級河川を始めその他の中小河川が縦横に流れており、これらの河川水は閉鎖性水域である児島湖及び児島湾に流れ込んでいます。

そこで、閉鎖性水域における水質汚濁・富栄養化等を防止するため、窒素・りんのより高度な除去が必要とされています。児島湖流域については、

水質汚濁防止法・湖沼水質保全特別措置法に基づき厳しい排水基準値が適用されています。また児島湾については平成16年度より窒素含有量及びりん含有量に係わる総量削減基本方針に定められた削減目標を達成するため、現在の排水基準値より厳しい基準値を定めた総量削減計画・窒素含有量及びりん含有量に係わる総量規制基準が適用されています。

そこで本市の下水道事業では、二次処理に加え、富栄養化を防止するため、窒素やりんも除去できるように高度処理を行っています。

図20 岡山市公共下水道計画図（污水）

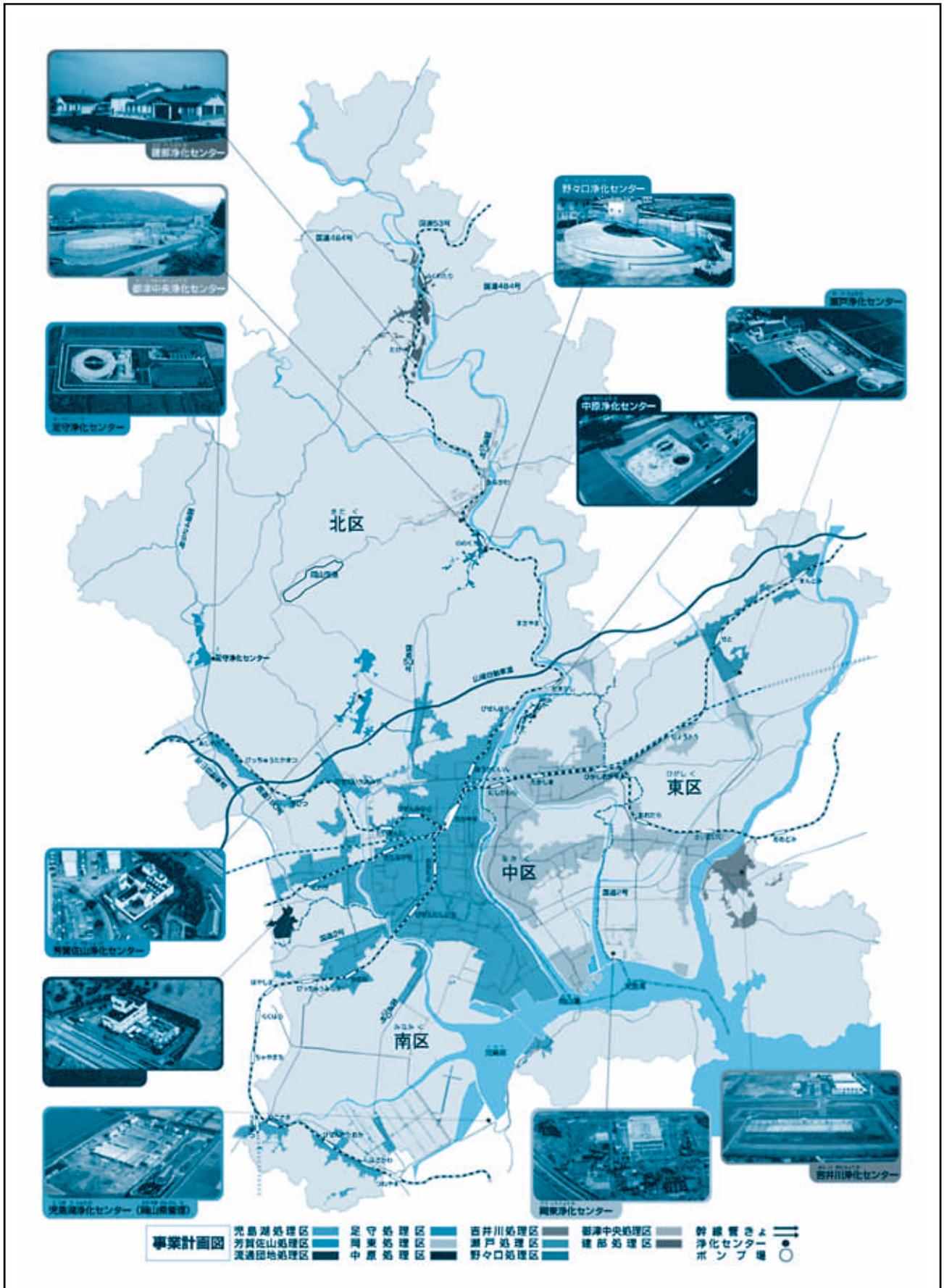


表18 公共下水道汚水整備状況

(平成28年3月末)

区分	処理区	全体計画	H27年度まで
処理 区域内 面積 (ha)	岡東処理区	3,760.5	1,843.8
	児島湖処理区	7,174.5	4,722.6
	芳賀佐山処理区	児島湖流域関連処理区へ統合	135.8
	流通団地処理区	児島湖流域関連処理区へ統合	88.0
	吉井川処理区	327.7	59.1
	中原処理区	岡東処理区へ統合	26.9
	足守処理区	児島湖流域関連処理区へ統合	34.4
	野々口処理区	54.5	48.8
	御津中央処理区	134.9	89.2
	建部処理区	139.4	117.4
	瀬戸処理区	424.2	312.7
	計	12,015.7	7,478.7
処理 区域内 人口 (人)	岡東処理区	179,470	126,416
	児島湖処理区	362,170	310,447
	芳賀佐山処理区	児島湖流域関連処理区へ統合	4,132
	流通団地処理区	児島湖流域関連処理区へ統合	0
	吉井川処理区	6,580	852
	中原処理区	岡東処理区へ統合	1,269
	足守処理区	児島湖流域関連処理区へ統合	1,476
	野々口処理区	1,330	1,360
	御津中央処理区	3,370	2,395
	建部処理区	2,740	2,625
	瀬戸処理区	11,950	12,144
	計	567,610	463,116

(3) 下水道汚泥の資源化への取組

下水道の普及促進に伴い増加している下水汚泥を安全かつ経済的に処理処分することはきわめて重要です。

本市では、資源の有効利用や循環型社会への貢献という観点から下水汚泥のセメント原料化（下水道から発生した下水汚泥をセメント原料の一部にします。）を開始しています。近年は、民間コンポスト業者により下水汚泥のコンポスト化、また、下水道汚泥の焼却により発生した溶融スラグを舗装材料に使用するなど、100%の再資源化を

図っており、今後も資源化・循環型社会への取り組みを強化しています。

表 19 終末処理場整備状況

処理場名	処理方式	処理能力 (m ³ /日最大)		処理開始年月
		全体計画	H 27 年度まで	
岡東浄化センター ※	ステップ流入式多段硝化脱窒法 + 凝集剤添加	115,960	54,500	平成 4 年 3 月
		14 池	7 池	
芳賀佐山浄化センター ※	循環式硝化脱窒法 + 凝集沈殿	児島湖流域関連処理区へ統合	2,680	昭和53年 10 月
			2 池	
流通団地浄化センター ※	硝化内生脱窒法 + 凝集沈殿	児島湖流域関連処理区へ統合	1,255	昭和 59 年 6 月
			1 池	
吉井川浄化センター ※	嫌気・無酸素・好気活性汚泥法 + 凝集剤添加 + 急速ろ過	2 池	4,650	平成 14 年 5 月
			2,325	
中原浄化センター ※	高度処理オキシデーションディッチ法 + 凝集剤添加	岡東処理区へ統合	2,100	平成11年 10 月
			2 池	
足守浄化センター ※	高度処理オキシデーションディッチ法 + 凝集剤添加 + 急速ろ過	児島湖流域関連処理区へ統合	1,000	平成 16 年 3 月
			1 池	
野々口浄化センター	高度処理オキシデーションディッチ法	2 池	1,000	平成 11 年 3 月
			2 池	
御津中央浄化センター ※	高度処理オキシデーションディッチ法 + 凝集剤添加	2 池	1,800	平成 17 年 3 月
			900	
建部浄化センター	高度処理オキシデーションディッチ法	2 池	1,700	平成 13 年 3 月
			1,400	
瀬戸浄化センター	高度処理オキシデーションディッチ法	3 池	7,575	平成 6 年 12 月
			7,575	
			3 池	

※ 高度処理施設を有する処理場

4 合併処理浄化槽設置整備事業

(1) 小型合併処理浄化槽の特長

小型合併処理浄化槽は、家庭の生活排水（水洗便所汚水と台所・風呂・洗濯などの生活雑排水）を各戸ごとに処理し、最寄りの公共用水域に放流するもので、その特長は、次のとおりです。

- ① 生活排水の汚れが10分の1以下に減り、きれいな水を流すことにより、身近にある水路などがきれいになります。
- ② 最寄りの公共用水域に放流することによ

り、水路などの水量の確保につながります。

- ③ 比較的狭いスペースにも設置できます。
- ④ 設置工事の期間が短く、すぐに効果が発揮できます。
- ⑤ 補助金交付制度があり、交付条件に合えば工事費用の負担が軽減されます。

(2) 合併処理浄化槽設置整備事業に対する

補助金交付制度

国が昭和62年度に合併処理浄化槽設置整備事業を創設したことにより、本市も昭和63年度から「岡山市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」に基づき、小型合併処理浄化槽の人槽ごとに補助金額を定め、同要綱の条件に合う設置者個人に対して補助金を交付しています。

(3) 合併処理浄化槽の維持管理

合併処理浄化槽の処理能力は優れていますが、浄化槽設備士の立ち会いで設置工事が行われ、使用開始後は、適正な保守点検と清掃が行われなければその性能は発揮できません。

また、毎年1回、県知事指定の検査機関による検査を受けることにより、浄化槽の機能と良好な水質を維持していることを確認しなければなりません。

(4) 現状と対策

平成27年度末で市内には約65,300基の浄化槽が設置されています。改正浄化槽法が施行された平成13年4月1日以降は単独処理浄化槽の新設は原則禁止されましたが、浄化槽全体の48%を占める約31,300基の単独処理浄化槽はまだ使用されています。

単独処理浄化槽は、公共下水道の普及に伴い平成8年度をピークに減少しているものの、生活雑排水が未処理のまま放流されるため、児島湖をはじめとする公共用水域の水質汚濁や生活環境に与える影響がなかなか改善されない原因の一つとなっています。

このため本市では、合併処理浄化槽を公共下水道、農業集落排水施設と並ぶ恒久的汚水処理施設の一つとして位置づけ、これらの施設の役割分担を定める中で、合併処理浄化槽の普及促進に努めています。

表20 岡山市合併処理浄化槽設置整備事業に基づく補助基数

(単位：基)

年 度	H23	H24	H25	H26	H27
補助基数	1,091	1,019	1,005	945	903

表21 浄化槽設置基数の推移

(単位：基)

年 度		H23	H24	H25	H26	H27
合併処理浄化槽	51人槽以上	913	888	837	830	805
	50人槽以下	29,782	30,537	31,435	32,357	33,203
	計	30,695	31,425	32,272	33,187	34,008
単 独 浄 化 槽		40,723	39,154	34,053	32,597	31,278
合 計		71,418	70,579	66,325	65,784	65,286

5 農業集落排水事業

本農業集落排水事業の目的は、汚水処理を進めることにより、公共水域の水質保全と農村の生活環境の改善を図ることです。

本市では、平成26年度までに三和・日応寺、小串、菅野、富吉、田原、西祖、中牧、草ヶ部・谷尻、

山上、国ヶ原、宇甘東、鹿瀬、湯須・十谷、紙工、吉田、大田、塩納、坂根、弓削、寺地・光明谷、観音寺、保木、鍛冶屋、宿奥、大内、肩脊、菊山、御津新庄の28地区で供用を開始しています。

6 その他の水環境問題への取組

(1) 生活排水対策

本市は、平成3年7月に水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域に指定されました。

これを受け、生活排水対策推進計画を策定し、生活排水対策行政の推進を図っています。

(2) 瀬戸内海の環境保全対策

瀬戸内海の水質を改善するため、瀬戸内海環境保全特別措置法及び水質汚濁防止法に基づく、第7次の総量削減計画により、COD、全窒素及び全りん排出状況の調査及び削減指導を実施しています。

瀬戸内海における自然海浜が各種開発により減少する傾向にあることから、こうした自然海浜をできるだけ海水浴等の利用に好適な状況で保全するため、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく岡山県自然海浜保全地区条例が定められ、宝伝海岸が自然海浜保全地区に指定されています。毎年、清掃が実施され、快適な状況に保つための保全活動が行われています。

(3) 児島湖の環境保全対策

児島湖の水質を改善するため、湖沼水質保全特別措置法に基づく第6期湖沼水質保全計画により諸施策を総合的、計画的に推進しています。

また、平成37年頃までの環境基準達成を目指し、それまでの道筋を明らかにした「児島湖の長期ビジョン」を策定し、その実現に努めています。

① 岡山県児島湖環境保全条例

岡山県児島湖環境保全条例は、児島湖流域の良好な環境を維持し、回復し、及び創造することを目的としています。

また、児島湖流域におけるディスプレイについての販売規制等がなされています。

② 普及啓発事業

児島湖流域の環境保全を推進していくことを目的として、9月から11月を「児島湖流域環境保全推進期間」として、県、流域市町村及び民間団体などが一体となって各種行事が実施されています。

本市としても、西川緑道公園周辺を対象とした児島湖流域清掃大作戦を実施し、また、ポスターコンクール優秀作品等を展示したパネル展を開催しました。

また、流域住民の水質浄化意識の高揚を図るとともに、地域特性に応じたきめ細かな水質浄化実践活動を支援していくことを目的とした「公益財団法人児島湖流域水質保全基金」（児島湖クリーン基金）が設立されています。この基金の運用益で地域住民などが実施する環境美化推進実践活動などについて助成がなされています。

◆平成27年度の実績

児島湖流域清掃大作戦

……11月1日実施 約700人参加

児島湖流域環境保全推進パネル展

……市役所1階市民ホール9月29日～30日

児島湖クリーン基金の助成……10団体

(4) おまちアクアガーデン湧水の水質監視

平成9年に開園したおまちアクアガーデンの水質監視は、飲料適否の水質検査として大腸菌等の一般項目9項目を毎月2回、また健康項目、要監視項目等については年2回の水質検査を実施しています。

なお、飲用に際しては、煮沸するよう公示しています。

(5) 水質汚濁事故とその対策

「岡山三川水質汚濁防止連絡協議会」に加入しており、流水の正常な機能の維持を図ること及び事故の未然防止対策に努めることを目的にして、研修会及び事故時の連絡伝達訓練等に参加しました。

Ⅲ 土壤汚染対策

土壤汚染状況の把握、土壤汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壤汚染対策を実施することを内容とする土壤汚染対策法が平成15年2月に施行され、法に基づき、有害物質使用特定施設に係る土地等の調査が実施されるようになりました。平成22年4月には、改正土壤汚染対策法が施行され、一定規模以上の土地の形質の変更を行なおうとする際に届出が必要になりました。平成28年3月末現在、市域内に法に基づく要措置区域は指定されておらず、形質変更時要届出区域は6件指定されています。

土壤汚染に関しては、平成14年4月から施行

された岡山県環境への負荷の低減に関する条例にも規定（有害物質等による土壤及び地下水の汚染に関する規制）があります。有害物質による土壤又は地下水の汚染を発見した場合届出が必要であり、本市は汚染の状況を公表しています。

また、地域内において発生した事例（工場・事業場跡地に住宅団地が建設され、その後有害物質が検出された問題や、建設残土処分場周辺公共水域での有害物質が検出された問題など）についても、岡山市公害対策審議会の意見に基づく監視計画を作成し、対応しています。

表22 土壤汚染対策法に基づく届出等の状況

	件数
土壤汚染状況調査の報告（法第3条第1項）	0
ただし書きの確認（法第3条第1項ただし書）	6
一定規模以上の土地の形質の変更届出（法第4条第1項）	44
土壤汚染状況調査の報告（法第4条第2項）	0
土壤汚染状況調査の報告（法第5条第1項）	0
指定の申請（法第14条第1項）	2
その他	7

図21 土壤汚染対策法の概要

目的

土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。

制度

調査

- ・ 有害物質使用特定施設の使用の廃止時（第3条）
- ・ 一定規模（3,000㎡）以上の土地の形質変更の届出の際に、土壤汚染のおそれがあると都道府県知事が認めるとき（第4条）
- ・ 土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるとき（第5条）

自主調査において土壤汚染が判明した場合において土地所有者等が都道府県知事に区域の指定を申請（第14条）

土地所有者等（所有者、管理者又は占有者）が指定調査機関に調査を行わせ、その結果を都道府県知事に報告

【土壤の汚染状態が指定基準を超過した場合】

区域の指定等

① 要措置区域（第6条）

土壤汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域
 → 汚染の除去等の措置を都道府県知事が指示（第7条）
 → 土地の形質変更の原則禁止（第9条）

摂取経路の遮断が行われた場合

② 形質変更時届出区域（第11条）

土壤汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域（摂取経路の遮断が行われた区域を含む。）
 → 土地の形質変更時に都道府県知事に計画の届出が必要（第12条）

汚染の除去が行われた場合には、指定を解除

汚染土壤の搬出等に関する規制

- ・ ①②の区域内の土壤の搬出の規制（事前届出、計画の変更命令、運搬基準・処理基準に違反した場合の措置命令）
- ・ 汚染土壤に係わる管理票の交付及び保存の義務
- ・ 汚染土壤の処理業の許可制度

Ⅳ 化学物質対策

1) ダイオキシン類

(1) ダイオキシン類対策

ダイオキシン類による環境汚染の防止及びその除去等を行うための環境基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壌に係る措置等を定めることにより国民の健康の保護を図ることを目的として、平成12年1月15日にダイオキシン類対策特別措置法(以下、ダイオキシン法)が施行されました。

ダイオキシン類とは、主に廃棄物の焼却に伴って非意図的に生成される有害な有機塩素系化合物であり、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDDs)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDFs)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)の総称です。

ダイオキシン法では、ダイオキシン類を人が一生涯摂取しても影響を及ぼすおそれのない摂取量(耐容一日摂取量)が定められました。耐容一日摂取量は人の体重1キログラムあたり4ピコグラム(pg-TEQ※)と定められています。

※1pg(ピコグラム):1兆分の1グラムです。

TEQ(毒性等量):ダイオキシン類(PCDDs、PCDFs、Co-PCB)には多くの種類(異性体)があり、そのうち29種類が法規制の対象となっています。これらの異性体はそれぞれ毒性の強さが異なるため、毒性の評価はダイオキシン類のなかで最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンという物質の量に換算したものがTEQです。また、ダイオキシン類に関しては以下のように環境基準が定められています。

【環境基準】

大気環境基準:0.6pg-TEQ/m³以下

水質環境基準:1pg-TEQ/L以下

(水底の底質を除く)

水底の底質環境基準:150pg-TEQ/g以下

土壌環境基準:1,000pg-TEQ/g以下

本市ではこれらの環境基準の達成状況を把握するため、大気の汚染状況、河川、湖沼や海域の水質汚濁の状況、地下水質の状況及び土壌の汚染状況を把握するための調査を実施しています。

さらに、ダイオキシン法では、一定規模以上の焼却炉など基準が適用される施設(特定施設)が定められ、排出ガス及び排出水について排出基準が定められています。

表23 大気に係るダイオキシン類の排出基準

(単位:ng-TEQ/Nm³)

特定施設の種類		新設施設基準	既設施設基準
廃棄物焼却炉 (火床面積が0.5m ² 以上、又は 焼却能力が50kg/h以上)	4t/h以上	0.1	1
	2t/h以上4t/h未満	1	5
	2t/h未満	5	10
製鋼用電気炉		0.5	5
鉄鋼業焼結施設		0.1	1
亜鉛回収施設		1	10
アルミニウム合金製造施設		1	5

既設:法の施行日(平成12年1月15日)前に設置

新設:法の施行日以降に設置

1ng(ナノグラム):10億分の1グラム

表24 水質に係るダイオキシン類の排出基準

(単位：pg-TEQ/L)

特 定 施 設 種 類	排出基準	
硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	10	
カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設		
硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設		
アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設		
担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設		
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設		
カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの		イ 硫酸濃縮施設
		ロ シクロヘキサン分離施設
		ハ 廃ガス洗浄施設
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの		イ 水洗施設
		ロ 廃ガス洗浄施設
四ークロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの		イ ろ過施設
		ロ 乾燥施設
		ハ 廃ガス洗浄施設
二・三ージクロロー一・四ーナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの		イ ろ過施設
		ロ 廃ガス洗浄施設
ジオキサジンバイオレットの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの		イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設
		ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設
		ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設
		ニ 熱風乾燥施設
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの		イ 廃ガス洗浄施設
		ロ 湿式集じん施設
亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの		イ 精製施設
	ロ 廃ガス洗浄施設	
	ハ 湿式集じん施設	
担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの	イ ろ過施設	
	ロ 精製施設	
	ハ 廃ガス洗浄施設	
廃棄物焼却炉（火床面積0.5㎡以上又は焼却能力50kg/h以上）から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	イ 廃ガス洗浄施設	
	ロ 湿式集じん施設	
廃ポリ塩化ビフェニル等（ポリ塩化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルを含む。）又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設ならびに、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設	イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	
フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成六年政令第三百八号）別表一の項、三の項及び六の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの		
		イ プラズマ反応施設
	ロ 廃ガス洗浄施設	
下水道終末処理施設（第一号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）	イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	
第一号から第十七号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第一号から第十七号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの）に限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）		

(2) 現 況

① 一般環境調査

本市では環境基準の達成状況を把握するため、平成27年度は一般環境中の大気、水質及び底質、地下水及び土壌について調査しました。大気について南輝小学校(南区南輝三丁目)、陵南小学校(北区東花尻)及び岡山市東区役所瀬戸支所(東区瀬戸町瀬戸)の3ヶ所で調査しました。大気中のダイオキシン濃度は南輝小学校が0.031pg-TEQ/m³、陵南小学校が0.021 pg-TEQ/m³、岡山市東区役所瀬戸支所が0.013pg-TEQ/m³であり、環境基準(0.6pg-TEQ/m³)に適合していました。

また、水質及び底質については河川、湖沼、海域の13ヶ所で調査しました。水質中のダイオキシン濃度は0.073～0.71pg-TEQ/Lであり、環境基準(1 pg-TEQ/L)に適合していました。底質中のダイオキシン濃度は0.27～11pg-TEQ/gで水底の底質の環境基準(150pg-TEQ/g)に適合してい

ました。

地下水は6ヶ所で調査し、0.043～0.32pg-TEQ/Lで環境基準(1pg-TEQ/L)に適合していました。土壌は10ヶ所で調査し、0.024～3.0pg-TEQ/gで環境基準(1,000pg-TEQ/g)に適合していました。

② 規制

ダイオキシン法では、一定規模以上の焼却炉など基準が適用される施設(特定施設)が定められ、排出ガス及び排出水について排出基準が定められています。特定施設を設置している事業者は、ダイオキシン法第28条により年1回以上の自主測定の実施及びその結果を市に報告することが義務付けられており、本市はその結果を公表しています。

平成27年度に事業者から報告のあったダイオキシン類の自主測定について表27に取りまとめました。報告のあったすべての施設で、排出基準値を下回っていました。

表25 大気基準適用施設の届出状況

(平成27年3月31日現在)

特定施設の種類		事業場数	特定施設数
廃棄物焼却炉 (火床面積が0.5㎡以上、又は 焼却能力が50kg/h以上)	4t/h以上	34	8
	2t/h以上4t/h未満		1
	2t/h未満		40
製鋼用電気炉		0	0
鉄鋼業焼結施設		0	0
亜鉛回収施設		0	0
アルミニウム合金製造施設		0	0
小 計		34	49

表26 水質基準適用施設の届出状況

(平成28年3月31日現在)

特 定 施 設 の 種 類		事業場数	特定施設数
硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設			
カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設			
硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設			
アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設			
担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設			
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設			
カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの	イ 硫酸濃縮施設		
	ロ シクロヘキサン分離施設		
	ハ 廃ガス洗浄施設		
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの	イ 水洗施設		
	ロ 廃ガス洗浄施設		
四一クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの	イ ろ過施設		
	ロ 乾燥施設		
	ハ 廃ガス洗浄施設		
二・三ジクロロ一・四一ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの	イ ろ過施設		
	ロ 廃ガス洗浄施設		
ジオキサジンバイオレットの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの	イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設		
	ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設		
	ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設		
	ニ 熱風乾燥施設		
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの	イ 廃ガス洗浄施設		
	ロ 湿式集じん施設		
亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの	イ 精製施設		
	ロ 廃ガス洗浄施設		
	ハ 湿式集じん施設		
担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの	イ ろ過施設		
	ロ 精製施設		
	ハ 廃ガス洗浄施設		
廃棄物焼却炉（火床面積0.5㎡以上又は焼却能力50kg/h以上）から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	イ 廃ガス洗浄施設	9	7
	ロ 湿式集じん施設		
	灰の貯留施設		3
廃ポリ塩化ビフェニル等（ポリ塩化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルを含む。）又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設ならびに、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設			
フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成六年政令第三百八号）別表一の項、三の項及び六の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの	イ プラズマ反応施設		
	ロ 廃ガス洗浄施設		
	ハ 湿式集じん施設		
下水道終末処理施設（第一号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）			
第一号から第十七号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第一号から第十七号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの）に限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）			

表27 ダイオキシン類濃度の自主測定結果

調査対象	特定施設	測定実施施設数	測定結果		
			最小		最大
排出ガス	廃棄物焼却炉	40	0	～	9.1
排出水	廃棄物焼却炉に係る施設 ^{注1)}	1	0.052	～	0.052

注1) 汚水又は廃液を排出する廃棄物焼却炉に係る施設：灰の貯留施設、湿式集じん施設、排ガス洗浄施設

注2) 単位：大気関係 ng-TEQ/Nm³ 水質関係 pg-TEQ/ℓ

注3) pg：ピコグラム 1兆分の1グラム ng：ナノグラム 10億分の1グラム

TEQ：ダイオキシン類のそれぞれの異性体を、もっとも毒性の強い2,3,7,8-TCDD（テトラクロロジベンゾパラジオキシン）に換算して合計したものの。

(3) 今後の対応

ダイオキシン法に基づき、自主測定の実施・報告について、また、引き続き排出基準が遵守され

るよう、施設の適正な運転管理や焼却施設改善等について、事業者に対して文書の送付や立入を実施して指導していきます。

2 外因性内分泌かく乱化学物質及び残留性有機汚染物質

(1) 対策

人や野生生物の内分泌作用をかく乱し、生殖機能障害、発がん作用を引き起こす可能性のある外因性内分泌かく乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）による環境汚染は、科学的には未解明な点が多く残されているものの、世代を越えた深刻な影響をもたらすおそれがあることから環境保全上の重要課題となっています。

市では、水環境における外因性内分泌かく乱化学物質の存在状況を把握し、今後の適切な対応策の検討に資することを目的とし、平成11年度から河川水中の外因性内分泌かく乱化学物質濃度について調査を実施しています。また平成22年度からは、国における内分泌かく乱作用に関する取り組みやPOPs条約等の国際的な化学物質対策に関する枠組みにおける検討の結果、新たに環境中での残留性、生物蓄積性、人や動物への毒性等の観点から具体的に挙げられた物質（残留性有機汚染物質）を追加して調査を実施しています。

(2) 現況

平成27年度は、足守川（2地点）、笹ヶ瀬川、妹尾川、砂川、庄内川及び日近川（各1地点）の合計7地点について河川水質の調査を実施しました。

「環境ホルモン戦略計画SPEED'98」の2000年11月版にリストアップされていた物質のうち、過去の調査で検出された物質、使用状況等を勘案して選定した8物質群と残留性有機汚染物質等計10物質群を対象に調査を行いました。

また、この調査は国（環境省、国土交通省）、県でも行われ、全国調査結果の範囲内または同レベルでした。

今後とも環境省、岡山県等の動向も踏まえながら、残留性有機汚染物質等の調査を行い、データを蓄積することにより実態把握に努めることにしています。

表28 平成27年度調査対象物質一覧

No.	SPEED'98	調査対象物質	用途例
1	2	ポリ塩化ビフェニール類（1塩化物～10塩化物）	熱媒体、ノンカーボン紙、電気製品
2	37	ビスフェノールA	樹脂の原料
3	-	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びその塩	撥水撥油剤、調理器具のコーティング剤
4	-	ペルフルオロオクタン酸（PFOA）	撥水撥油剤（PFOS関連物質）
5	23	ディルドリン	殺虫剤
6	40	フタル酸ジ-n-ブチル	プラスチックの可塑剤
7	43	ベンゾ[a]ピレン	非意図的生成物（用途情報なし）
8	28	メソミル	殺虫剤

備考：SPEED'98とは、「外因性内分泌攪乱化学物質問題への環境庁の対応方針について－環境ホルモン戦略計画 SPEED'98」（環境庁、平成10年5月）

表29 平成27年度調査結果

物質名	単位	結果	
		検出頻度	検出範囲
ポリ塩化ビフェニール類	ng/L	2/3	ND～0.38
ビスフェノールA	μg/L	1/3	ND～0.06
PFOS及びその塩	μg/L	7/7	0.001～0.013
PFOA	μg/L	7/7	0.002～0.020

- ※ 調査日：平成28年1月27日，調査地点数：7地点
- ※ 調査を実施した8物質群のうち、上の4物質群が検出された。
- ※ PFOS：ペルフルオロオクタンスルホン酸，PFOA：ペルフルオロオクタン酸
- ※ 「ND」とは、定量限界値未満を示す
- ※ ng（ナノグラム）：10億分の1グラム
- ※ μg（マイクログラム）：100万分の1グラム

3 PRTR制度に基づく特定化学物質対策

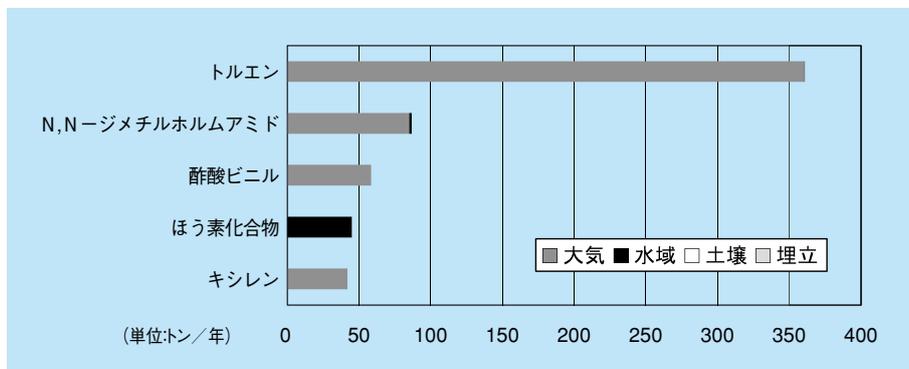
現在、製造等が行われている化学物質は非常に種類が多く、人の健康や生態系への影響に関して十分な科学的知見を整備するためには、極めて長い時間と膨大な費用を要します。このため規制を中心とした従来の法律による対応には限界があることが指摘されてきました。このような状況を踏まえ、化学物質がどのような発生源からどれくらい環境中に排出されたかを把握・集計し、公表する仕組み（PRTR制度）を定めた「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化管法）が平成11年7月に公布され、平成14年度から本格施行されました。

PRTR制度では、人や生態系への有害性があり、環境中に広く存在すると認められる物質として政令で化学物質を指定しています。一定の要件を満たす事業者は、これら化学物質の環境中への排出量や廃棄物等に含まれて事業所の外に移動する量

（前年度分）を自ら把握し、都道府県または都道府県から事務を委譲された政令指定都市等を経由して国へ届け出ることとなっています。このことにより、事業者の化学物質の自主的な管理が促進され、環境保全上の支障の未然防止に役立てたり、リスクコミュニケーションの取り組みが期待されることにつながります。さらに国は届出量に加え、自動車などの移動体や家庭からの排出量などを算出（推計）し、公表しています。各事業者が届け出た化学物質の量は環境省のホームページから知ることができるようになっています。

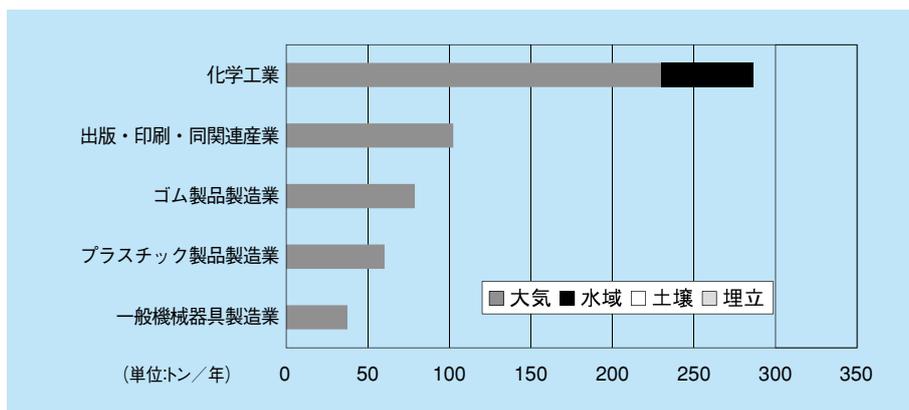
届出対象となる第一種指定化学物質は462物質、うち特定第一種指定化学物質は15物質となっています。平成27年度においては、平成26年度の化学物質の排出量等について、199事業所から届出を受理しました。

図22 排出量の多い物質（平成26年度）



上位5物質の合計は593トンで、全体（665トン）の約89%を占めています。

図23 業種別の届出排出量（平成26年度）



排出量が多い上位5業種の合計は566トンで全体量の約85%を占めています。その排出先は大気が多くなっています。

V 騒音・振動

1 騒音・振動の現況

騒音・振動の発生源は工場、建設工事、自動車など多種多様で、しかもあらゆるところに存在しています。また、個々の発生源については、その物理的な性質から影響範囲が限られ、局地的な性格をもっています。その騒音・振動が公害問題として取り上げられるようになったのは、近隣の問題にとどまらず、相当範囲にわたり住民の生活環境を損なうものとなってきたからです

騒音とは、「やかましい音」「好ましくない音」のことで、きわめて主観的、心理的なものです。ある人にとっては不愉快な音であっても、他人にとってはそうでなかったり、また同じ音でも、その人の心理状態や健康状態で感じ方が異なります。

振動とは、「不愉快な振動」「好ましくない振動」のことで、騒音と同じく主観的な要素によるところがあります。自分が車や電車に乗っているときの振動はかなり大きなものですが、不快とは感じません。しかし、工場や建設工事に伴う振動は、小さいものであっても不快に感じます。

騒音については環境基本法第16条に基づいて「騒音に係る環境基準」が定められています。平成10年9月に環境基準が改正（平成11年4月1日施行）され、騒音の評価手法がこれまでの中央値から等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）へと変わり、新たな環境基準値等が示されました。平成24年度から類型指定は市長の事務となり、本市では工業専用地域を除く全地域に類型指定をしています。そのうちで代表的な地点を選択し環境基準の適合状況調査を実施しています。

図24 騒音の大きさの例

120デシベル	飛行機のエンジンの近く
110デシベル	自動車の警笛（前方2m） くい打ち ロックコンサート
100デシベル	電車が通る時のガード下
90デシベル	大声による独唱 騒々しい工場の中 どなり声
80デシベル	地下鉄の車内 交通量の多い道路 電話が聞こえない
70デシベル	電話のベル 騒々しい事務所の中 騒々しい街頭
60デシベル	静かな乗用車 普通の会話
50デシベル	静かな事務所
40デシベル	市内の深夜 図書館 静かな住宅地の昼
30デシベル	郊外の深夜 ささやき声
20デシベル	木の葉のふれあう音 置時計の秒針の音（前方1 m）

非常にやかましい

やかましい

静か

非常に静か

図25 振動による影響

90 デシ ベル	人体に生理的影響が生じ始める	家屋の振動が激しく、すわりの悪い花びんなどは倒れ、器内の水はあふれ出る。また、歩いている人にも感じられ、多くの人々は戸外に飛び出す程度の地震	中震 震度 4
80 デシ ベル	産業職場で振動が気になる (8時間振動にさらされた場合)	家屋が揺れ、戸、障子がガタガタと鳴動し、電灯のようなつり下げ物は相当揺れ、器内の水面の動くのがわかる程度の地震	弱震 震度 3
70 デシ ベル	浅い睡眠にも影響が出始める	大勢の人に感ずる程度のもので、戸、障子がわずかに動くのがわかるくらいの地震	軽震 震度 2
60 デシ ベル	振動を感じ始める	静止している人や、特に地震に注意深い人だけに感ずる程度の地震	微震 震度 1
50 デシ ベル	ほとんど睡眠に影響はない	人体には感じないで地震計に記録される程度	無感 震度 0
40 デシ ベル	常時微動		

2 騒音・振動防止対策

(1) 工場、事業場に対する規制と指導

騒音規制法、振動規制法及び岡山市環境保全条例の騒音に係る特定施設を設置している事業場等に対して、届出や規制基準の遵守など騒音・振動の軽減、防止について指導しています。

騒音については、平成27年度末において騒音規制法の対象となっているのは、1,098事業場、7,096施設です。また苦情は、法対象が16件、条例対象が6件、規制対象外が37件の計59件が寄せられており、立入調査等を行い指導しています。

振動については、平成27年度末において振動規制法の対象となっているのは、662事業場、3,140施設です。また苦情は、法対象が0件、規制対象外が1件でした。

(2) 建設作業に対する規制と指導

さく岩機の使用など騒音規制法、振動規制法で定められた建設作業（特定建設作業）については、法に基づき施工業者に対して届出や作業方法の工

夫など騒音・振動防止について指導しています。

平成27年度には、騒音589件、振動227件の届出がありました。また苦情は、騒音については法対象が5件、法の規制対象外が34件の計39件、振動については法対象が5件、法の規制対象外が4件の計9件でした。

(3) 生活騒音対策

私たちの日常生活の中から生まれる音が、知らず知らずのうちに隣近所に迷惑をかけていることがあります。テレビやエアコン、ピアノから犬の鳴き声までいろいろな音がありますが、このような生活騒音は法などの規制対象外の施設や機器等から発生するため、私たち自身が解決していかなければならない問題ともいえます。隣近所とのコミュニケーションを図りながら、一人ひとり思いやりを持って、静かな生活環境を維持するよう心がけることが大切です。

VI 交通公害

1 交通公害の現況

(1) 自動車排出ガスの現況

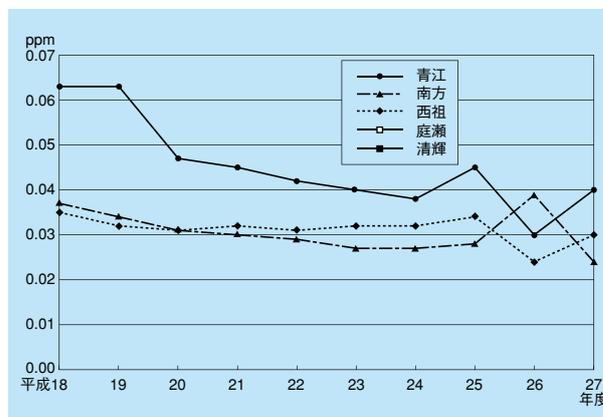
自動車は日常生活や産業・経済活動の重要な交通手段として欠かすことのできないものですが、その一方では排出ガスによる大気汚染や騒音・振動等の公害の発生源になっています。排出ガスや騒音の規制も逐年にわたって強化されてきましたが、それを上回る自動車交通量、特にディーゼル自動車の増加に伴い、窒素酸化物や浮遊粒子状物質による大気汚染が全国的にも大きな問題となっています。岡山市でも幹線道路の交通量の増加等により環境基準を達成できない項目がありましたが、各種の規制、ハイブリッド自動車や低排出ガス自動車等の次世代自動車（低公害車）の普及、道路改良などにより環境基準を達成している状況が継続しています。

平成26年度は主要幹線道路沿線の自動車排出ガス測定局（自排局）3局で大気汚染の常時監視を行ないました。

① 二酸化窒素（NO₂）

自動車の排出ガス規制が始まった昭和50年代には濃度が低下してきましたが、昭和60年代に入ってから反対に濃度が上昇してきました。これは自動車の保有台数並びに交通量が増加してきたことが原因と考えられます。自排局における環境基準の達成が十分でなかったのは全国的な傾向であり、岡山市においても平成元年度から平成19年度にかけては青江局で環境基準（日平均値：0.06ppm）を超えた年度がありました。平成20年度以降は平成27年度まで青江局を含む全ての自排局で環境基準を達成しており、年平均値は平成25年度を除きほぼ横ばいとなっています。

図26 二酸化窒素（年98%値）の経年変化

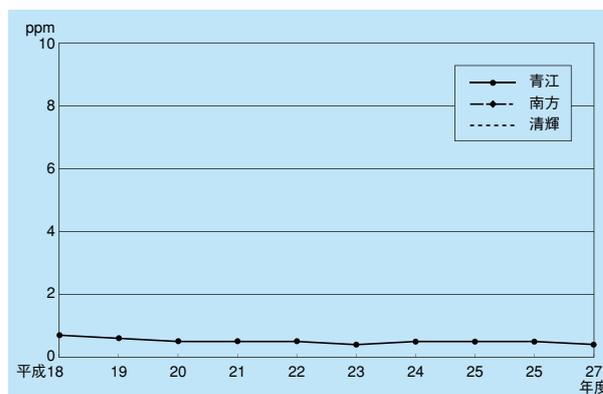


② 一酸化炭素（CO）

一酸化炭素は炭素を含む燃料が不完全燃焼することにより発生し、血液中のヘモグロビンと結合することで、酸素を運搬する機能を阻害し中枢神経のマヒや貧血を起こします。発生源は自動車の排出ガスがその大部分を占めていると考えられ、交通量の頻繁な道路や交差点付近において高い濃度が測定されます。

平成18年度からは青江局のみで測定していますが、年平均値は環境基準の約10分の1の値で推移しており、平成27年度においても低濃度でした。

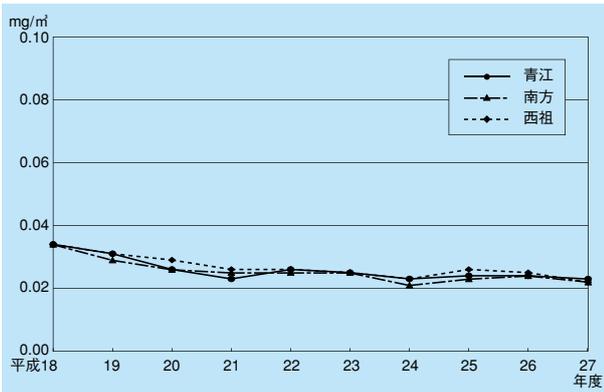
図27 自排局における一酸化炭素（年平均値）の経年変化



③ 浮遊粒子状物質 (SPM)

平成27年度は全ての自排局で環境基準（日平均値：0.1mg/m³）を達成していました。一般局と同じく年平均値は環境基準値の約4分の1の濃度でここ数年は横ばいとなっています。

図28 浮遊粒子状物質濃度の経年変化（年平均値）



④ 微小粒子状物質 (PM2.5)

自排局は平成25年2月から南方局で測定を開始しています。平成27年度は南方局において短期基準を超過したため、環境基準を達成することが出来ませんでした。また、長期基準、短期基準とも一般局の4局とほぼ同じ値となっています。

図29 微小粒子状物質の経年変化（短期基準：日平均値）

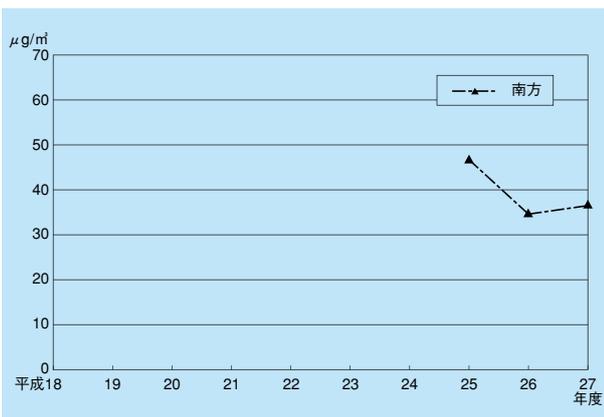
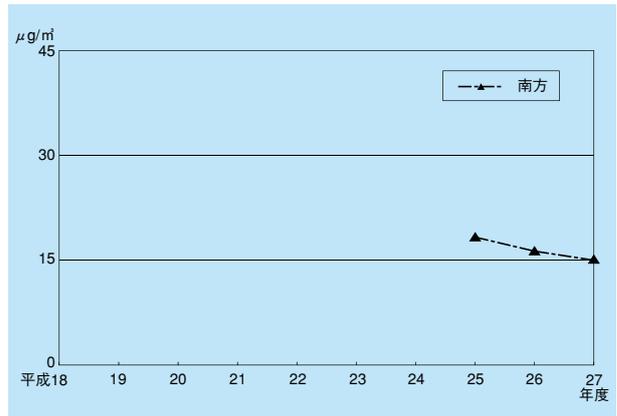


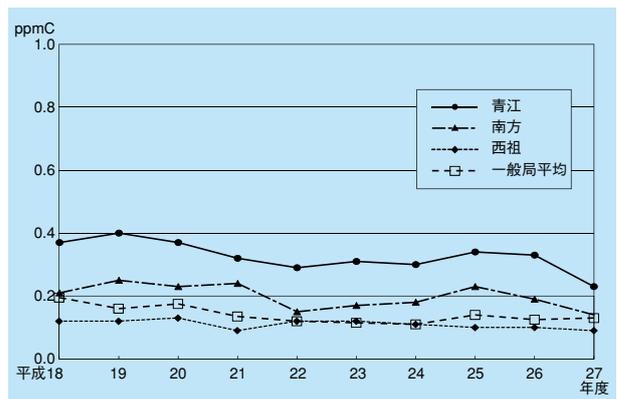
図30 微小粒子状物質の経年変化（長期基準：年平均値）



⑤ 非メタン炭化水素 (NMHC)

光化学オキシダント生成の原因物質となる非メタン炭化水素の環境基準は定められていませんが指針値と比べると、青江局と南方局で上限値（0.31ppmC）を超える日が出現しています。平成27年度の年平均値において、ここ数年はあまり変わらない値となっています。なお、自排局は一般局に比べて大きく、自動車排出ガスの影響であることがよくわかります。

図31 非メタン炭化水素の経年変化（6～9時の年平均値）



(2) 自動車騒音・道路交通振動

自動車騒音の実態を把握するため、幹線道路沿道の35地点で調査を行いました。道路に面する地域の環境基準と比較すると、昼間の時間帯で0地点、夜間の時間帯で2地点において環境基準を達成していませんでした。また、面的評価を行った区間では、計527.9km、37,566戸のうち36,346戸

(96.8%) が昼間及び夜間の時間帯で環境基準以下であり、環境基準を昼間のみ超過、夜間のみ超過、両方とも超過した戸数はそれぞれ、44戸 (0.1%)、582戸 (1.5%)、594戸 (1.6%) でした。

なお、面的評価の結果については、道路管理者へ情報提供しています。

また、騒音規制法では、騒音レベルが一定の限度（要請限度）を超えていることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認められる場合は、公安委員会に対して交通規制を要請したり、道路管理者に対し道路構造の改善などの意見を述べることができるとされています。

道路交通振動についても振動規制法で要請限度が定められていますが、調査した2地点で要請限度以下となっていました。

(3) 新幹線鉄道騒音・振動

新幹線鉄道の騒音については、環境基準（類型Ⅰ：70デシベル，類型Ⅱ：75デシベル）が設定されており、平成27年度の調査では測定した3地点中2地点で環境基準を達成していませんでした。

また、振動については新幹線鉄道振動対策指針値（70デシベル）を超える地点はありませんでした。

表30 新幹線鉄道騒音・振動測定結果

測定場所及び軌道側	用途地域及び地域類型	東京起点距離及び平均列車速度	構造物の種類及び軌道面の高さ	軌道の種類	防音壁の種類及び軌道面からの高さ	軌道からの距離	騒音レベル (dB)	振動レベル (dB)
東区 東平島 (上り側)	第1種住居 地域 類型Ⅰ	662.35km 288km/h	高架 (ラーメン構造) 7.7m	バラスト	直防+遮音板 2.8m	12.5m	71	67
						25.0m	72	62
						50.0m	68	60

2 交通公害防止対策

(1) 自動車排出ガス

自動車公害対策の推進に向けては、国による自動車排出ガスや騒音の規制強化はもとより、低公害車の導入促進、公共交通機関の利用促進、道路整備の推進並びにエコ・ドライブの促進などの取組を進めています。

岡山県環境への負荷の低減に関する条例（県条例）では、国道2号バイパス沿いの一部をディーゼル自動車に係る粒子状物質の削減地域に指定し、その地域内に一定台数以上のディーゼル自動車を保有する事業者に対して粒子状物質の削減措置の計画作成とその実施状況を報告させ、自主的な削減を図っています。また、岡山県内で登録を受けている事業用ディーゼル自動車に粒子状物質の削減が必要なディーゼル自動車については、買い替え時に低公害車か最新規制適合ディーゼル自

動車を導入するかディーゼル微粒子除去装置を装着することで粒子状物質の削減に努めることになっています。

さらに、県条例は一部の状態を除いて運転者に自動車の駐車時にアイドリング・ストップの実施を、また駐車場管理者にはその周知に努めることを義務づけることで、自動車排出ガスによる影響を小さくすることに努めています。

(2) 低公害車の導入

自動車排出ガスによる大気汚染の改善や地球温暖化を防止するために、新規購入や買い替え時における低公害車の普及を促進しています。

岡山市では、平成15年度から新たに導入するリース車（主に軽四輪自動車）についても、低公害車の要件を加えています。平成27年度は電気自動

車を5台導入するなど率先して公用車への低公害車の導入を進めています。

(3) 公共交通等の利用促進

自動車公害の低減を図るためには、自家用自動車の利用を抑制するとともに、公共交通や自転車の利用を促進する必要があることから、吉備線LRT化の検討、路面電車の岡山駅前広場乗り入れの検討、バス利用促進に向けた各種施策や、モビリティマネジメントの実施、コミュニティサイクル「ももちゃり」の拡充、自転車走行空間や駐輪場の整備などを行いました。

(4) ノーマイカーデー運動

本市では、交通渋滞や自動車排出ガスなど環境問題への対応を進めるため、「岡山市・倉敷市まちづくり協議会」の主旨に則り倉敷市と連携して、平成16年度から年2回「ノーマイカーデー運動」に取り組んできました。

平成18年度から岡山県と両市が統一し、それ以降、段階的に参加団体が増え、平成26年度は国の多くの出先機関や県、27の市町村が参加し、「岡山県下統一ノーマイカーデー運動」として実施しています。職員一人ひとりが率先して取り組む姿勢を市民に示し、広く環境保全意識の高揚を図ることを目的としています。

平成27年度は5月と10月に実施し、距離ではそれぞれ7,085km、5,871kmを、CO₂換算ではそれぞれ1,612kg、1,335kgを削減しました。

また、岡山市独自で平成22年度から毎年七夕の日に開催しているCO₂削減／ライトダウンキャンペーンに併せて、職員向けにマイカー通勤自粛運動を実施していますが、平成27年度は距離では3,584km、CO₂換算で815kgを削減しました。

(5) 自動車騒音・道路交通振動

6月の環境月間に市役所1階市民ホールにおいて、CO₂削減のパネルを展示して、自動車の利用者に対し環境に配慮した運転方法などの自主的・積極的な環境づくりを呼びかけています。

(6) 新幹線鉄道騒音・振動

調査結果については岡山県及びJR西日本に対し測定結果を報告・通知するとともに、騒音防止対策の推進を要請しています。今後も新型車両の導入や高速化が見込まれるため、県や他の市町と協力し、引き続き測定を行います。

VII 公害苦情

1 公害苦情の現況

平成27年度における本市の公害苦情は259件でした。

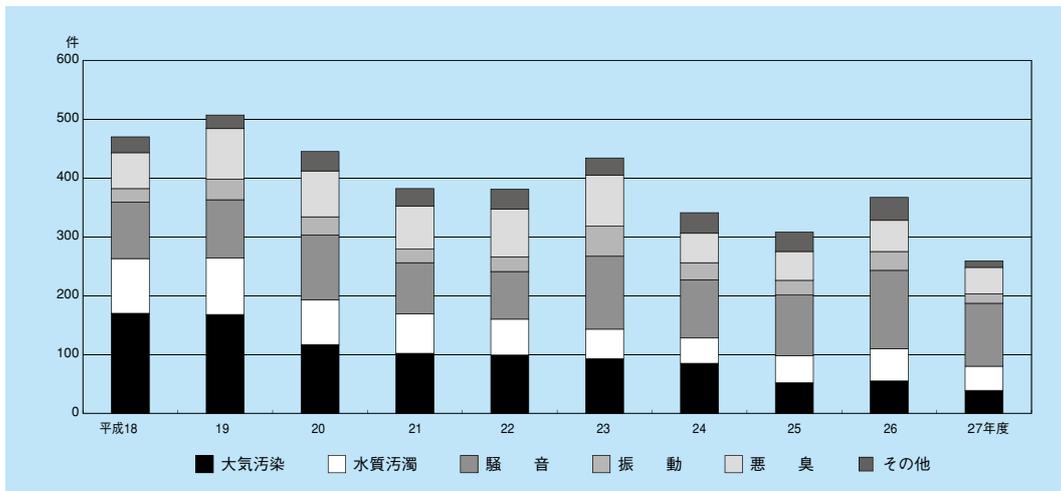
したものです。

毎年多少の変動はあるものの、平成27年度は全体の件数として減少しています。

(1) 苦情件数の経年推移

図32は過去10年間の公害苦情件数の推移を示

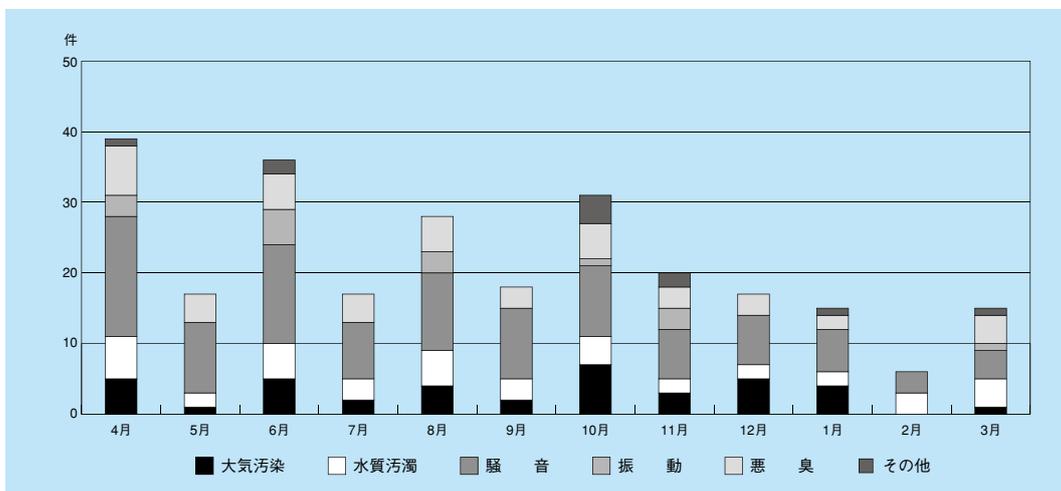
図32 苦情件数の経年推移



(2) 月別苦情件数

苦情の発生を月別に見ると図33のとおり、春から秋にかけて多く、窓を開けたり、外で活動する機会が増える時期に多くなる傾向にあります。

図33 月別苦情件数

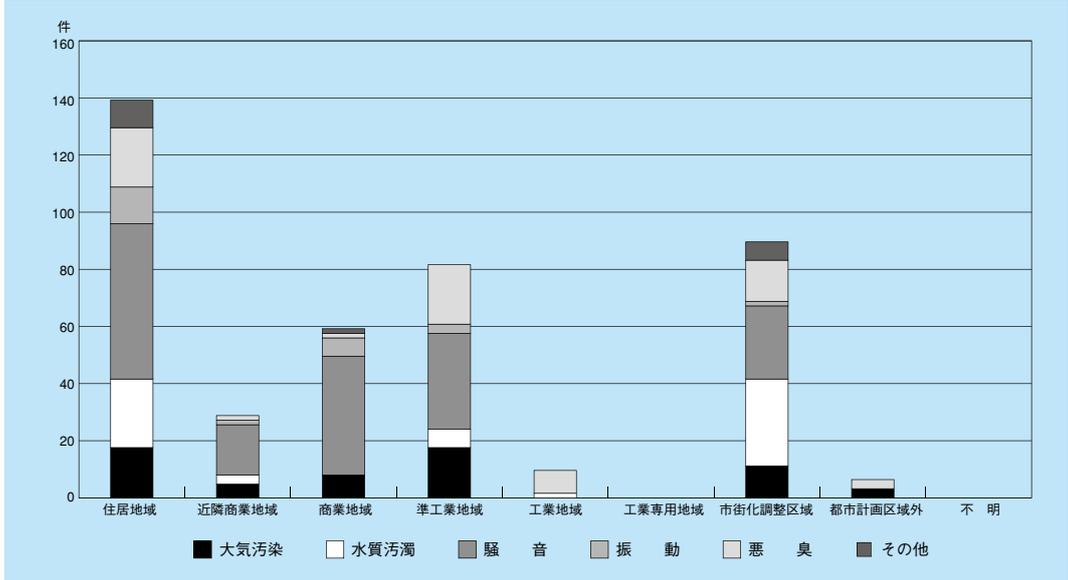


(3) 用途地域別苦情件数

用途地域別に苦情の発生を示したのですが、住居地域が最も多く次いで市街化調整区域となっており全体の約55%を占めています。その次に準

工業地域での苦情が多く発生していますが、その原因として当地域が住工混在地域となっていることが考えられます。

図34 用途地域別苦情件数

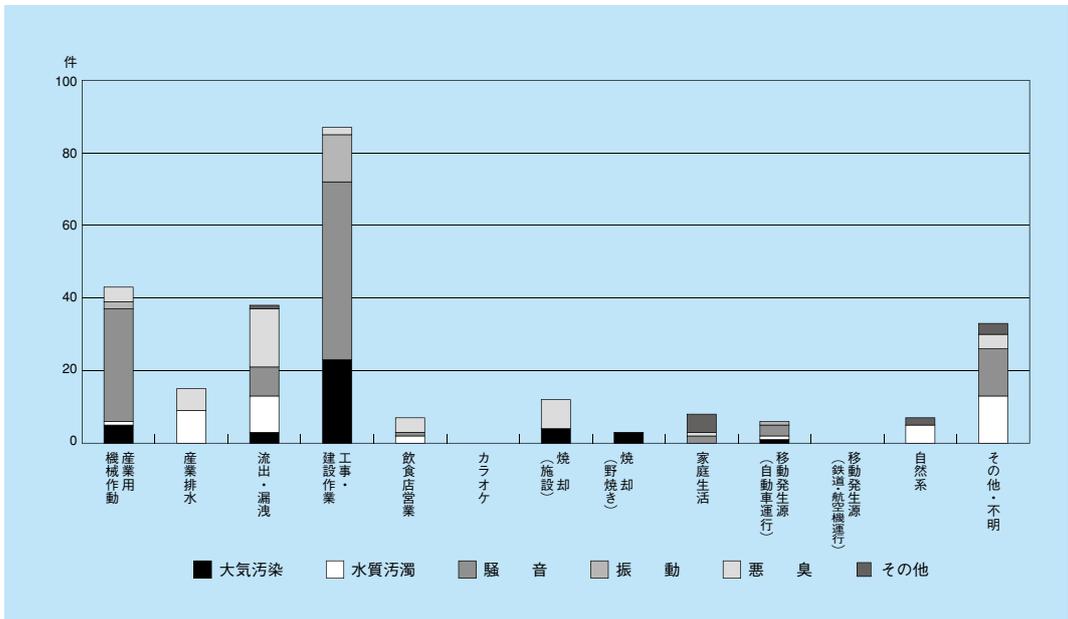


(4) 発生源別苦情件数

発生源別の苦情発生状況をみると、大気汚染については 工事・建設作業、製造業からの流出・漏洩、焼却（施設・野焼き）が原因となっている件数が多く、水質汚濁については魚のへい死事象

など発生源が分からないもの等が多くなっています。また、騒音・振動については工事・建設作業や産業用機械作動から発生するものが多く、悪臭については製造業からの流出や漏洩が原因となる苦情が多く発生しています。

図35 発生源別苦情件数



2 公害苦情への取組

近年の公害苦情については、産業公害型が減り、都市・生活型が増える傾向にあります。本市では、従来から環境法令の規制対象となる工場・事業場に関する苦情については、それらの法令の適切な運用・指導によりその解決に努めています。特に関係法令に基づく届出時には、公害苦情の未然防止の観点から周辺に配慮して作業あるいは設備の設置等を行うよう指導しています。

また、都市・生活型の公害苦情である家庭生活等については法令等の規制がなく、対応に苦慮しています。

なお、公害苦情の申し立てや相談については、関係機関と連携を図りながら現場調査を行い、原因の調査や解決策を検討し、発生源に対して改善のための指導や助言を行っています。

Ⅷ 廃棄物・リサイクル

1 一般廃棄物

ごみ問題を含む環境問題は全国的に論議され、特に「ごみ」の減量化・リサイクルの推進は最重要課題の一つとして社会的に注目されています。

本市においては、昭和50年代後半からの急激なごみ量の増加・多様化、そして焼却施設の老朽化・定期点検等に伴う処理能力の低下、さらには最終処分場用地の確保の困難性等の問題について、早急な対応が必要となりましたが、ごみの減量化・リサイクルに対する普及啓発や、施設整備への取組、5種分別収集の全市域での実施、簡易包装等による排出抑制、そして、自主的なリサイクル活動の促進など、地域と一体となってごみの減量化に取り組んだ結果、危機的状況は乗り越えることができました。

その後、平成12年6月に公布された「循環型社会形成推進基本法」とその個別法としての「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」等の各種リサイクル法の制定等により、「ごみ」を「循環資源」と位置づけ、単に出されたごみを焼却・埋立処分するだけでなく、まず、可能な限り廃棄物の発生を抑制し、廃棄物となったものについては環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環資源として利用を行い、最終的には循環的利用が行われな

いものについてのみ、環境に配慮した適正処分（埋

立て）を行うという、循環を基調とした新たな観点から取り組まれるようになってきています。

また、平成13年4月からの粗大ごみ戸別収集、11月から市内全域統一の分別収集をすることにより、ごみの減量化を図っています。

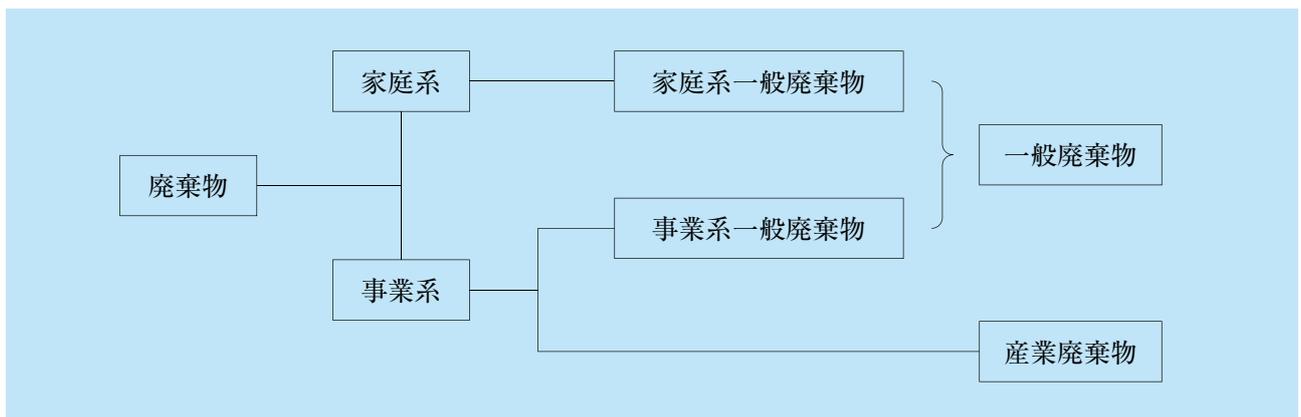
さらに、平成21年2月には、家庭ごみ有料化を実施し、あわせてごみがみ回収等の関連施策を実施しました。

有料化により家庭ごみ量が大きく減少したことから、平成24年3月には、より高い減量目標を掲げた「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定しています。

(1) 一般廃棄物とは

廃棄物とは、占有者自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないため不要になった物で、固形状又は液状のものをいいます。また、一般廃棄物とは、その主たるものは地域住民の日常生活に伴って生じた、ごみ、粗大ごみ、し尿及び浄化槽にかかる汚泥ですが、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち産業廃棄物以外のものもこれに含まれます。

図36 廃棄物とは



(2) 岡山市のごみ処理の現状 (平成27年度実績)

人口 707,615人 (平成27年12月末現在人口)
世帯 317,675世帯

① ごみ処理経費

処理単価 (27年度決算から)

総額 約87億2,173万円余り

(施設整備部門、道路下水清掃部門を除く)

1日あたり 約2,383万円

1人あたり 12,326円

1人1日あたり 約34円

収集経費 21,800円/t (141,646.76t)

焼却経費 16,707円/t (214,319.38t)

破碎・資源化経費 34,186円/t (22,771.69t)

埋立経費 18,547円/t (8,465.11t)

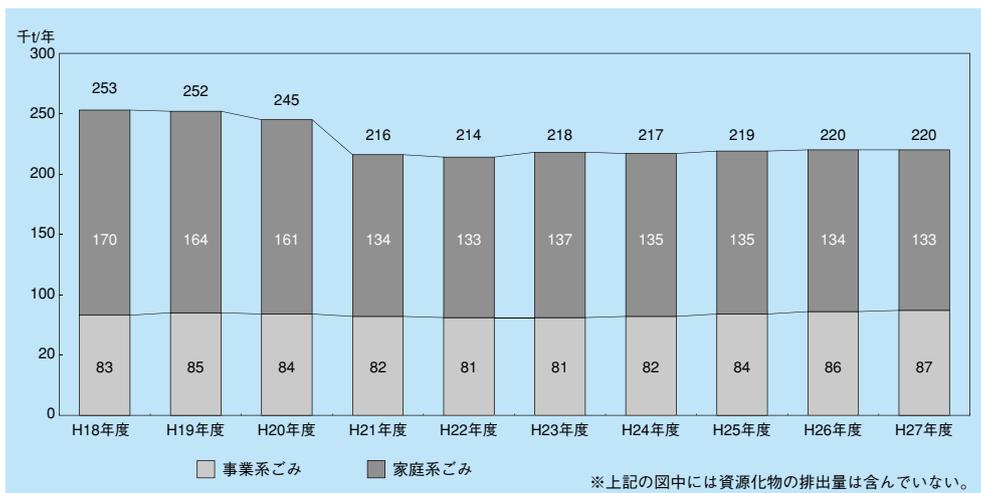
② 平成27年度ごみ量 220,540.36トン

(平成26年度 220,249.30トン)

表31 岡山市におけるごみ排出量 (平成27年度実績)

	年間排出量	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	1日当たり	1人1日当たり	比率
家庭系ごみ(単位:t)	133,207.1	124,565.9	5,364.2	3,277.0	364.0	514g	60.4%
事業系ごみ(単位:t)	87,333.2	84,329.2	2,098.8	905.3	238.6		39.6%
平成27年度合計	220,540.4	208,895.1	7,463.0	4,182.3	602.6	852g	
対前年比	100.1%	100.4%	94.9%	96.9%			

図37 岡山市におけるごみ排出量の推移



③ ごみ収集量の推移

ア. 昭和50年代は、人口・世帯数は増加しているにもかかわらず、ごみ量は年間約16万トンで横ばい。

イ. 昭和61年度から平成2年度まで、一転してごみ量は急増。5年間で21%増加。

ウ. 急激なごみ量の増加、多様化の中で、焼却施設の老朽化や定期点検等によるごみ処理能力の低下、さらには埋立地確保の困難性等のため、平成3年11月、「ごみ非常事態」を宣言し、市民、事業者にご

みの減量とリサイクルの一層の協力を求めた。

平成3年11月1日 非常事態宣言

平成4年4月1日 延長

平成6年4月1日 再延長

平成8年3月31日 解除

(5種分別収集の全市域拡大)

エ. 増加していたごみ量は、平成2年度をピークに「ごみ非常事態宣言」を受けた市民、事業者の協力により減少傾向に転じていたが、平成8年度以降増加の傾向を

示していた。

オ. 平成13年4月1日

粗大ごみ戸別収集開始

平成13年11月1日

市内全域プラスチック焼却地区へ分別変更

カ. 平成20年12月1日

古紙・古布、ペットボトルの月2回収集及び「ぞつがみ」回収開始

キ. 平成21年2月1日

家庭ごみ有料化制度開始

ク. 平成21年4月1日

てんぷら油の回収開始

ケ. 平成22年6月1日

蛍光管、食品発泡トレイの拠点回収開始

コ. 平成23年5月1日

粗大ごみインターネット受付及び粗大ごみふれあい収集開始

サ. 平成24年5月1日

可燃ごみ等ふれあい収集開始

シ. 平成26年10月1日

資源化物全品目月2回ステーション収集開始

ス. 平成27年1月5日

小型家電の拠点回収開始

④ ごみ処理施設〈市有〉

ア. 収集

野殿事業所、当新田事業所、岡南事業所、資源事業所、粗大事業所、西大寺事業所

イ. 焼却

岡南環境センター (220トン/日)

当新田環境センター (300トン/日)

東部クリーンセンター (450トン/日)

ウ. 不用品の持込・展示など

東部リユースぶらざ、西部リユースぶらざ

エ. 中間処理

新保資源選別所、東部リサイクルプラザ、西部リサイクルプラザ

オ. 最終処分

山上新最終処分場（450,000立方メートル）を平成18年3月末より埋立開始（平成27年度末埋立率：約37.8%）

(3) ごみの減量化・リサイクルの取組

本市では、市民意識の高揚を図り、ごみの減量化・リサイクルを促進するため各種事業の推進に取り組んでいます。

本市では、平成27年度の資源化率目標を23.3%と定めており、平成27年度の資源化率実績は22.71%となっています。

① リサイクル推進員の設置

ごみの減量化・リサイクル対策を推進するため、市と市民とのパイプ役として、平成4年11月から設置しています。委嘱人数は、町内会の世帯数に応じて1～3人を原則とし、任期は2年です。

平成27年度末 2,549名

② 資源回収推進団体報奨金制度(昭和63年度～)

あらかじめ登録した子供会・町内会などの市民団体が、古紙類などの資源回収を年4回以上行った場合、1kg当たり5円の報奨金を交付する制度です。

③ ごみステーション等施設整備費補助制度等

町内会が自主的に整備するごみステーションに対して、20万円を上限に補助しています。

また、資源化物コンテナを収納する物置を設置する場合、利用世帯数に応じて15万円を上限に補助しています。

④ 資源化物の回収

東部資源回収所、当新田資源回収所、新保資源選別所（～平成26年9月）、西部資源回収所（平成26年10月～）及び民間協力事業者において、資源化物を回収しています。

またペットボトルについて、市内のスーパー等に回収箱を設置し回収しています。

さらに、空き缶・ガラスびん・蛍光管・食品トレイ（発泡・透明）について公民館等で回収を行っています。

小型家電について、協力店舗や市有施設で回収を行っています。

⑤ 広報紙への記事の掲載

広報紙「市民のひろばおかやま」により、市民に理解と協力を呼びかけています

⑥ 「どーすりゃーええ？」の活用

ごみ減量・リサイクルガイド「どーすりゃーええ？」（日本語版・英語版・中国語版・韓国語版）を活用し、ごみの減量及び正しい出し方などについて理解を呼びかけています。

⑦ ごみ分別アプリの活用

急速に普及する携帯端末のスマートフォンやタブレットを使ってごみの分け方・出し方などを啓発するアプリケーションソフト「ごみ分別アプリ」を一般開放し、活用を呼びかけています。

⑧ マイバッグ使用の推進

毎月1回、ノーレジ袋デーを実施し、マイバッグ使用の推進を図っています。

⑨ ごみ減量・リサイクル週間

5月30日の「ごみゼロの日」を中心として公民館講座等を実施しています。

⑩ 分別の徹底

家庭ごみ組成分析調査を実施し、結果を公表す

るとともに、分別の徹底のための啓発活動・指導を強化しています。また、不適正な分別排出物については、注意シールを貼付して適正排出を促しています。

⑪ 環境教育

直接収集作業に従事している職員が小学校等を訪問し、パッカー車による実演等をする環境ごみスクールや、パンフレット「ミコロ・ハコロのごみと資源とわたしたち」の配布により、環境教育を行っています。

(4) 家庭ごみ有料化及び関連施策の実施について

家庭ごみの有料化については、平成20年9月議会で議会の承認を得て、平成21年2月1日から、「可燃ごみ」「不燃ごみ」について有料指定袋で排出されています。

この有料化制度は①ごみの減量化・資源化の推進、②排出量に応じた受益者負担の公平性の確保を目的として導入されたものです。

主な制度の内容については表32、33のとおりです。

表32 有料化の範囲

分別収集の区分	有料化の対象区分
可燃ごみ	有料化の対象
不燃ごみ	
粗大ごみ	現行どおり有料(持ち込みは無料)
資源化物	有料化の対象としない(無料)
廃乾電池・体温計等	

制度の実施に伴い、乳幼児や高齢者等に対する減免制度(表34)や生ごみ処理容器の購入費補助

表33 種類と価格

種類 (可燃・不燃共通)	価格 (袋1枚当り)	販売価格 (10枚/セット)
45ℓ袋(大袋)	50円	500円
30ℓ袋(中袋)	30円	300円
20ℓ袋(小袋)	20円	200円
10ℓ袋(特小袋)	10円	100円
5ℓ袋(超特小袋)	5円	50円

制度をはじめとする各種支援制度(表35)を設けました。

表34 減免制度

項目	対象者	年間配布枚数
生活保護世帯	生活保護法に基づいて、生活扶助をうけている世帯	単身 70枚 2人以上 150枚
低所得者世帯	<生活保護基準相当額 × 1.05 >より低所得の世帯	
重度の障害者	身体障害者手帳1・2級、養育手帳A、精神障害保健手帳1級を所持している人	100枚
障害者	市から日常生活用具給付事業で紙おむつを支給されている人	各 150枚
子育て支援	満2歳に達するまでの乳幼児を養育する人	
高齢者	介護保険法で規定する要介護度4又は5に該当する在宅の人及び要介護度3で紙おむつを使用している在宅の人	

表35 各種支援制度

生ごみ処理容器購入費補助制度
・電気式生ごみ処理機(上限3万円)及び、コンポスト容器(上限3千円)の補助制度を開始。
カラス防護ネット貸与制度
・路上ステーションなどを対象に希望の町内会等に貸与。
ごみステーション等施設整備補助制度
・ごみステーションの施設整備補助金を一基あたり、20万円を上限に補助。
資源化物コンテナ収納物置設置費補助金交付制度
・一定条件のもと15万円を限度に補助。
資源回収用物置設置費補助金交付制度
・1団体あたり15万円を限度に補助。
ごみ収集ステーション等管理資材費補助金交付制度
・1団体あたり購入費の半額で3万円を限度に補助。
ふれあい収集
・介護保険の要介護3以上、視覚障害又は肢体不自由2級以上の障害者手帳の交付をうけている方のごみ出しサービス。
住宅用太陽光発電システム設置費助成
・太陽光発電設備を設置する一般住宅に対して、その経費の一部を助成。出力1kwあたりの2万円(上限5kw)

また、家庭ごみの有料化に先立ち、平成20年12月から「古紙・古布、ペットボトル」について月2回収集を実施し、併せて「ざつがみ」回収を開始しました。さらに、平成21年4月には「てんぷ

ら油」のステーション回収、平成26年10月1日から資源化物全品目月2回ステーション回収を開始しました。

表36 資源化施策の強化

主な施設	ざつがみ回収	月2回収集	てんぷら油回収	食品発泡トレイ・蛍光管回収	月2回収集(品目追加)	小型家電回収
開始時期	平成20年12月	平成20年12月	平成21年4月	平成22年6月	平成26年10月1日	平成27年1月1日
施策の内容	新聞紙・チラシ、雑誌、ダンボール、紙パック以外のざつがみ類を新たに回収します。	古紙(ざつがみ含む)、ペットボトルの収集回収を月1回から月2回に増やします。	使用済みてんぷら油をステーション回収します。(缶・びんと同じ月1回)	食品発泡トレイと蛍光管を市有施設で拠点回収します。	びん、缶、廃てんぷら油、廃乾電池、体温計の収集回収を月1回から月2回に増やします。	小型家電を区役所(ボックス)、協力店(対面)等回収します。
備考	ノート・封筒・はがきなども資源となります。	2回収集し、資源化を推進していきます。	てんぷら油はバイオ燃料となります。	その他に缶、びんも回収します。	2回収集し、資源化を推進していきます。	随時回収し、資源化を推進していきます。

(5) バイオ燃料地域利用事業について

平成20年度、地球温暖化ガスや化石燃料使用の低減、および環境負荷低減のため、使用済み天ぷら油(廃食用油)の新たな資源循環型システムの構築に着手し、平成21年度からバイオディーゼル燃料化への取り組みが始まりました。

平成21年4月より、岡山市は一般家庭の廃食用

油を資源化物として回収を開始しました。回収した油は、パートナー企業(バイオディーゼル岡山(株)(南区海岸通))が平成21年6月に稼働開始したバイオディーゼル燃料製造施設において、事業系の廃食用油とともにバイオディーゼル燃料に再生され、市のごみ収集車等の軽油代替燃料として供給されています。(平成28年3月末現在77台)

この事業は、市民の協力の下、官民の連携により実施しており、岡山市の環境対策事業としてリサイクルの環を構築しています。

(6) 岡山市のごみ処理の課題

① 不法投棄対策

【岡山市不法投棄防止対策連絡協議会】

平成13年4月から「粗大ごみ戸別収集有料化」及び「家電リサイクル法」がスタートし、市民及び事業者等は排出者責任が明確になり、排出時に一定の負担が必要になることから、不法投棄の増加が懸念されました。その防止策として、市民・事業者・行政等の組織・団体等の協力により、効果的な市民協働型の不法投棄防止対策の構築に向けて立ち上げた組織であり、不法投棄の啓発・監視・取り締まりなどを検討・協議しています。

【不法投棄110番「233-5374（ごみなし）」】

不法投棄に関する窓口を一本化するため、不法投棄の通報があれば現場を確認・調査し、警告シールを貼ることによって不法投棄抑止効果を期待しています。

② 地域環境の美化対策

ア. 岡山市美しいまちづくり、快適なまちづくり条例

本市は、美しく快適なまちづくりを市民・事

業者とともに推進するため、平成19年4月1日、岡山市美しいまちづくり、快適なまちづくり条例を施行し、同年9月3日、岡山駅・表町周辺を美化推進重点区域・路上喫煙制限区域（図35参照）として指定しました。これらにより、全市域でポイ捨てが禁止されるとともに、岡山駅・表町周辺での路上喫煙が禁止されました。

この条例に基づき、本年度は、一斉ボランティア清掃（4月・10月）、市職員によるボランティア清掃（毎月1回）、美しく快適なまちづくり推進員の支援、新聞・広報紙・啓発グッズによる啓発活動、路面標示・看板の設置・巡回啓発指導等を行いました。

美化推進重点区域・路上喫煙制限区域でのポイ捨て数・路上喫煙者数は図39・図40のとおりです。

図38 美化推進重点区域及び路上喫煙制限区域



図39 美化推進重点区域内のポイ捨て数の月別平均の推移

美化推進重点区域内のごみのポイ捨て数

美化推進重点区域内の300メートル程度の街路6か所でポイ捨て数を調査し、その一か所当たりの平均を算出したものです。

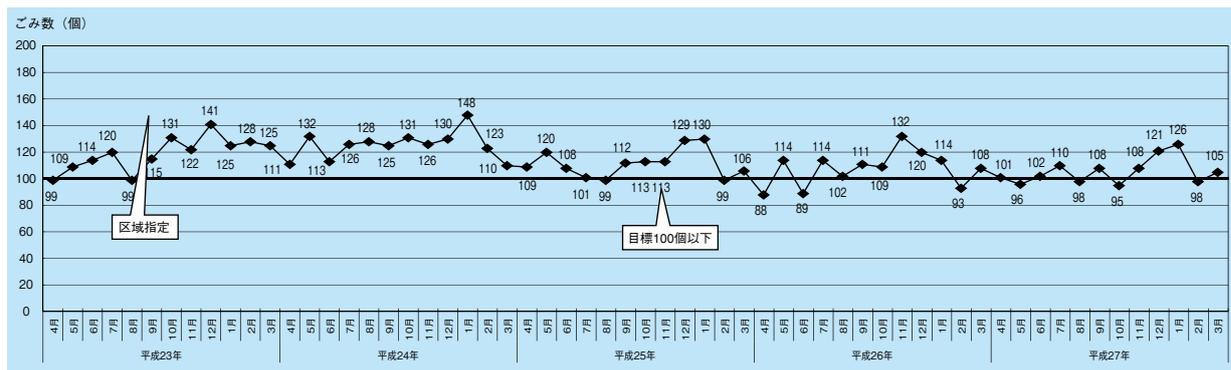
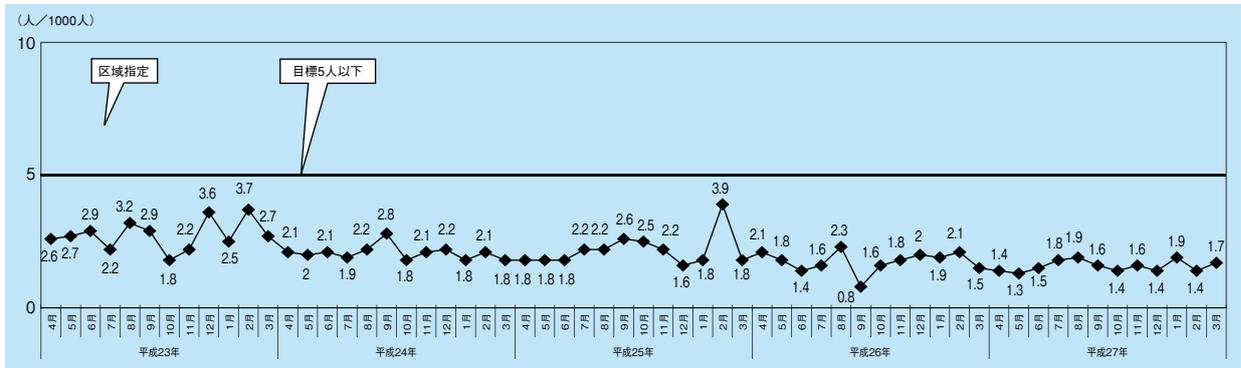


図40 路上喫煙制限区域内歩行者1000人当たりの喫煙者数

路上喫煙制限区域内の路上喫煙者数

路上喫煙制限区域内の5か所で通行者と路上喫煙者数を調査し、通行者1,000人当たりの路上喫煙者数を算出したものです。



イ. 岡山市放置自動車の発生及び適正な処理に関する条例

本市は、市管理地における放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関し必要な事項を定め、放置自動車により生ずる被害を除去することにより、地域の美観を保持し、良好な都市環境を形成するとともに、市民の快適な生活環境の維持を図ることを目的として、平成9年1月、岡山市放置自動車の発生及び適正な処理に関する条例を施行しました。これにより、自動車の放置が禁止されるとともに、市管理地に放置された自動車の適正な処理が行われています。

③ 事業系ごみの減量化・資源化の推進

ア. 岡山市事業系一般廃棄物減量化・資源化推進協議会

事業系一般廃棄物を排出する事業者等を構成員として、平成16年度に発足し、事業系ごみの減量化・資源化について、意見交換・企画調整を行っています。

イ. 岡山市事業系ごみ減量化・資源化推進優良事業者等表彰

平成17年度より、事業系ごみの減量化・資源化に取り組んでいる事業者を表彰しています。

ウ. 事業系ごみ減量化・資源化の手引き

平成19年度より、毎年、事業系ごみの減量化・資源化のための手引きを作成し、配布しています。

エ. 岡山市事業系ごみ減量化・資源化推進研修会

平成19年度より、毎年、岡山市事業系ごみ減量化・資源化推進研修会を開催しています。

オ. 事業系廃棄物減量計画書

条例により、事業用大規模建築物の所有者等に対し、事業系廃棄物減量計画書の提出を義務付けています。

④ ごみ出しルールの徹底

曜日・時間・場所・分別の厳守（自分の住んでいる町内の決められたステーションに当日の朝8時（地域によっては7時30分）までに分別に従って持ち出す。）

(7) 施設整備の概況

【焼却場】

可燃ごみは100%焼却し、積極的にサーマルリサイクルを図るとともに、最終処分場への負荷を極力軽減します。また、焼却時の排ガス・排水等による2次公害の防止を図り、周辺環境の保全にも努めます。さらに、平成23年度よりセメント原料化事業を開始し、当新田及び岡南環境センターの焼却残渣をセメント原料として資源化することにより、資源化率の向上を図ります。なお、岡南環境センターは今後10年間程度の安定稼働を図るため、平成25・26年度に延命化工事を行いました。

【埋立地】

ごみ処理事業を安定的・継続的に行う上で最も重要な部分であり、埋立時における2次公害

の発生防止に努めながら、ごみの最終処分を行っています。平成23年度よりセメント原料化事業を開始し、平成27年1月より、最終処分場に直接埋め立てされていた不燃ごみ等を処理するため、西部リサイクルプラザの運営を開始しました。山上新最終処分場への最終処分量を減らし、山上新最終処分場の延命化を図っています。

【資源選別施設】

資源化物収集日に回収された資源化物のうち、ビン、ペットボトル、古紙、古布、廃乾電池等について二次選別等の処理を行い、一定量溜まるまで保管した後、再生資源として回収業者に引き渡しました。同機能を併せ持つ西部リサイクルプラザが試運転を開始した平成26年9月末で、新保資源選別所は廃止しました。

【東部リサイクルプラザ・西部リサイクルプラザ・東部リユースぶらざ・西部リユースぶらざ】

リサイクル社会の拠点施設として建設した東部リサイクルプラザ、西部リサイクルプラザでは、粗大ごみ等の破碎選別処理や資源選別処理を行っています。

また、それぞれに併設された東部リユースぶらざ、西部リユースぶらざでは、リサイクル体

験やリユース品の展示・販売を通して環境問題の啓発を行っています。

(8) し尿処理の状況

岡山市におけるし尿と浄化槽汚泥の収集処理量は、平成27年度実績で195,201kL/年（し尿45,919kL/年、浄化槽汚泥149,282kL/年）となっています。

平成22年度と平成27年度の比較で25.5%下がっており、減少傾向にあります。また浄化槽汚泥については、同時期の比較では3.1%の減少となっています。

し尿の収集運搬は、市直営と許可業者9社、浄化槽清掃及び浄化槽汚泥の収集運搬については許可業者12社が当たっています。

処理については、昭和54年8月に海洋投棄を廃止して以来、一宮浄化センターをはじめとする6か所の処理施設へ計画的に搬入しています。離島である犬島には、昭和62年3月に犬島浄化センターを建設し処理を行っています。

また、浄化槽汚泥の円滑な処理を行うため、移動脱水車による現地での固液分離業務、さらに浄化槽汚泥処理専用施設である当新田浄化センターが昭和60年4月から稼働しています。

表37 し尿・浄化槽汚泥収集量

(単位：kℓ)

年 度		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
し 尿	直 営	6,105	5,627	5,005	4,887	4,767	3,673	3,595	3,518	3,518
	許可業者	61,681	58,669	55,733	53,550	53,501	49,048	46,644	44,054	42,401
	委託業者	3,764	3,627	3,450	3,193					
	小 計	71,550	67,923	64,188	61,630	58,268	52,721	50,239	47,572	45,919
浄化槽汚泥		147,629	151,062	154,995	154,025	155,420	152,374	151,224	148,138	149,282
合 計		219,179	218,985	219,183	215,655	213,688	205,095	201,463	195,710	195,201

※19年1月22日合併以降の建部・瀬戸地区分を含む。

表 38 し尿処理施設

施設名 (所在地)	能力(kℓ/日)	建設年月日	備考
一宮浄化センター (北区一宮 217)	旧	昭 43. 3.31 (平 9 改造)	
	新	昭 54. 3.31	
神崎衛生施設組合 (東区神崎町 2676)	180	平 9. 3.31	
備南衛生施設組合 (倉敷市茶屋町 1919)	80	昭 60.12.20	
旭川中部衛生施設組合 (北区御津鹿瀬 650)	42	平 4. 3.31	
犬島浄化センター (東区犬島 179)	0.35	昭 62. 3.31	
当新田浄化センター (南区当新田 488-4)	70(+100)	昭 60. 3.30	浄化槽汚泥処理施設

(9) 災害時のし尿収集について

大雨などの災害により便槽が冠水 (用水路、側溝等があふれ、一帯が水浸しになった場合等) し、

市が災害による冠水と確認した場合は、し尿処理手数料が免除の扱いとなります。(不良便槽等による冠水及び浄化槽は対象となりません。)

図 41 災害時のし尿収集フロー

◎ 灘崎・御津・建部支所管内以外

原則として町内会長もしくは町内の代表者を通じて市の担当部署へ連絡するようになります。

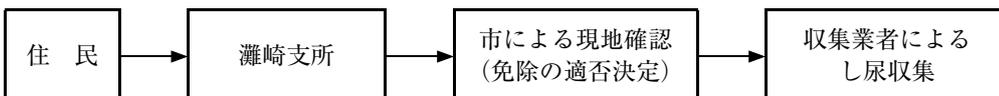


【問い合わせ先】

環境事業課、第 1 事業所、西大寺事業所、管轄の各区役所総務・地域振興課、地域センター、瀬戸支所

◎ 灘崎支所管内

原則として住民の方から灘崎支所へ連絡するようになります。



◎ 御津・建部支所管内

原則として住民の方から収集業者へ連絡するようになります。



【問い合わせ先】

御津支所管内：有限会社御津衛生センター
 建部支所管内：〔小倉地区〕 有限会社御津衛生センター
 〔小倉地区以外〕 有限会社旭川環境

2 産業廃棄物

(1) 産業廃棄物処理の状況

事業活動に伴って生じる産業廃棄物は、排出事業者自ら処理する責任があり、自ら処理できない場合には許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託して適正に処理することとされています。

しかしながら、産業廃棄物の不適正処理による苦情あるいは不法投棄、さらには最終処分場等処理施設の設置に伴う地域でのトラブル等の問題が発生しています。

本市では平成6年度から産業廃棄物関連業務を所管しており、排出事業者や処理業者に対して、産業廃棄物の減量化及び適正処理の指導等を行っています。

その主な業務は、処理業や処理施設の許可、排

出事業者や処理業者に対する立入検査・指導、苦情への対応等ですが、不法投棄の早期発見と不適正処理の未然防止のため、平成14年度から産業廃棄物の監視班を設けるなど、処理業者の指導や苦情に対する迅速な対応に努めています。

また、処理施設の設置許可については、平成15年度から、事業者への近隣住民に対する事業計画の説明会の開催等を義務付けた「岡山市産業廃棄物処理施設の設置及び管理の適正化等に関する条例」を適用しています。

平成17年1月1日には「使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下、自動車リサイクル法）」が本格施行され、使用済自動車の解体等を行う場合は許可等が必要になりました。

表39 産業廃棄物処理業者

処理業の区分		平成26年度末 業者数	平成27年度許可数				平成27年度末 業者数
			新規	更新	変更	失効等	
産業廃棄物	収集運搬業	305	4	44	2	72	237
	処分業	121	3	13	2	4	120
特別管理産業廃棄物	収集運搬業	47	0	6	1	12	35
	処分業	10	1	1	1	1	10

表40 自動車リサイクル法許可業者

処理業の区分		平成26年度末 業者数	平成27年度許可数			平成27年度末 業者数
			新規	更新	失効等	
自動車 リサイクル法	引取業	154	7	5	17	144
	フロン回収業	71	0	6	4	67
	解体業	43	0	5	2	41
	破碎業	14	0	1	0	14

表41 産業廃棄物処理施設設置者

産業廃棄物処理施設の種類		平成26年度末 施設数	平成27年度許可				平成27年度末 施設数
			新規	変更	譲受	廃止	
汚泥の脱水施設		24	0	0	0	0	24
汚泥の乾燥施設	天日乾燥	2	0	0	0	0	2
	機械乾燥	1	0	0	0	0	1
汚泥の焼却施設		8	0	0	0	0	8
廃油の油水分離施設		2	0	0	0	0	2
廃油の焼却施設		6	0	0	0	0	6
廃プラスチック類の破碎施設		15	0	0	0	0	15
廃プラスチック類の焼却施設		7	0	0	0	0	7
木くず・がれき類の破碎施設		79	3	0	0	0	82
産業廃棄物の焼却施設(上記以外)		17	0	0	0	0	17
最終処分場	ロ 安定型	11	0	0	0	0	11
	ハ 管理型	5	0	0	0	0	4
合計		177	3	0	0	0	179

(2) 監視・指導

平成14年度から監視班（2名2班体制）を設置したため、事業場への立入や不適正処理に対する指導がきめ細かく行えるようになりました。

さらに、平成19年度からは監視班を8名4班体制とし、監視・指導を強化しています。

① 立入検査

処理業者や処理施設を設置している排出事業者の事業場に対し、立入検査を行っています。

② 不適正処理に対する指導

市民から寄せられる産業廃棄物の不適正処理に関する苦情、通報に対しては迅速に対応し、関係者に対する厳正な指導、処分により改善が図られるように努めています。

③ 上空監視活動

市消防局と連携し、消防ヘリコプターによる不法投棄等の上空監視を行っています。

表42 立入検査

対象	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
	立入箇所数	立入件数	立入箇所数	立入件数	立入箇所数	立入件数
排出事業者等	332	6,619	381	7,439	367	7,165
中間処理業者	92	1,199	98	918	106	1,123
最終処分場	13	280	11	188	14	196
自動車リサイクル法関係	15	62	26	168	26	207
合計	452	8,160	516	8,713	513	8,691

表43 苦情概要（受付件数）

苦情の種類	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
野外焼却	65	54	47
黒煙	11	16	24
不適正保管	17	18	21
不適正処理	7	11	13
騒音・振動・粉塵	5	6	22
不法埋立	1	11	12
不法投棄	22	16	11
悪臭	9	7	24
その他	23	19	4
合計	160	158	178

Ⅸ 自然環境

1 自然の概況（野生生物の生息・生育状況）

市域では、人為的な改変が進む水辺に生息・生育する野生生物を中心に希少化が進行しています。希少化の原因としては、自然への人間の係わり方が変わってきたことに伴う環境の変化や、人為的な環境への適応力が高い外来生物による在来種の抑圧などが起因している事例が見られます。

一方、市街地中心部など、すでに人工改変が進んでいる地域の一部で、下水道の整備などに伴う環境改善により、一度は失われていた野生生物の生息・生育地が回復した事例も見られます。

「岡山市希少野生生物生息状況調査（平成24年、岡山市）」によると、市内で記録された種類は約6,800種です。また、市域内の野生生物には、環境省と岡山県のレッドデータブック掲載種も多数あり、適切な保護措置が必要です。なお、「絶滅危惧種基礎資料整理結果（平成27年、岡山市）」によると、市域内で確認された絶滅危惧種数は、計622種にのぼります。（哺乳類13種、鳥類90種、両生・爬虫類13種、魚類48種、昆虫類142種、昆虫以外の無脊椎動物119種、維管束植物197種）

（1）植物

市域の自然林はわずかで、それらの多くは社叢林としてのウバメガシ林、アラカシ林などです。多くの樹林地は、概ねアベマキ、コナラ、アカマツなどからなる二次林であり、歴史的には長らく人々の生活に利用されてきた里山でしたが、現在は放置され、次第に極相林へと遷移しつつあります。このため、森林の自然性は次第に高まりつつあるものの、里山に生育していたキキョウやオミナエシなどは減少しつつあります。

一方、農業形態の変化により、放棄された耕作地は増加し、農業地域の周辺に広がっていた里地はクズが繁茂したり、低木林へと変化しつつあります。このような地域では、農耕作業に共存してきた植物が減少し、セイタカアワダチソウなどの

帰化植物の繁茂が見られる場所も少なくありません。一般的に、里地・里山に生育する植物が少なくなり、極相林に生育する植物が増加する傾向が見られます。

また、丘陵部内の湿地やため池の中には小規模ながら良好な環境が点在し、ヒメミクリ、サギソウなどの水生植物、湿生植物が生育しています。

平野部には水田や水路網がひろがり、水田耕作や低湿地の環境に係わりが深い多様な植物が生育し、ヒメシロアサザ、オニバスなど絶滅の危機に瀕する水生植物も点在します。また、百間川、旭川、吉井川などの河川内にもミゾコウジュ、タコノアシなどが生育しています。

市内の海浜や河口部には自然植生がわずかしか残っていませんが、犬島や小串などに塩生植物のハマサジ、ウラギクなど注目すべき種が生育しています。

岡山市希少野生生物生息状況調査（平成24年、岡山市）によると、市内で記録された種類は約2,300種です。

（2）淡水魚

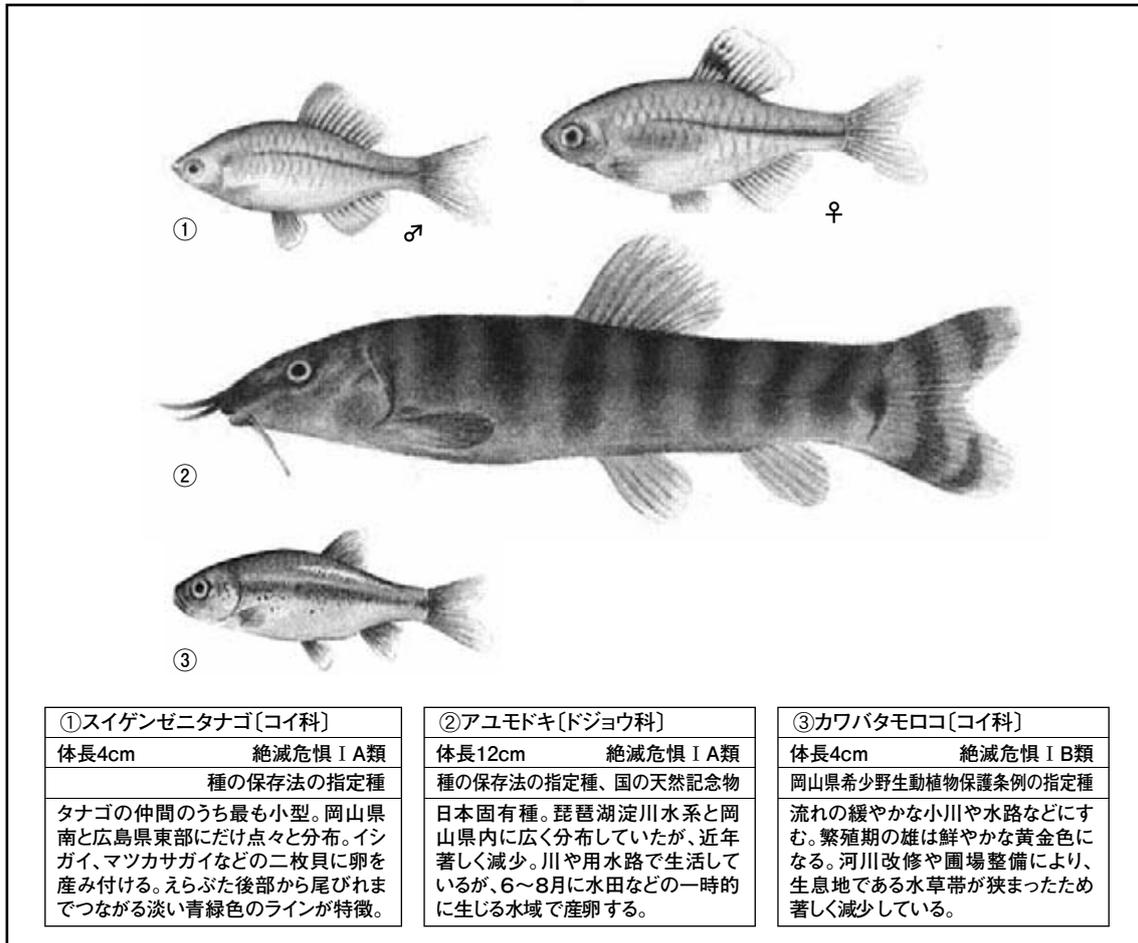
市域内には、旭川や吉井川の大河川をはじめ、笹ヶ瀬川、足守川、宇甘川などの中小河川、岡山平野内を縦横に流れる水路、1,000を超えるため池などの多様な水環境があり、これらの水域に、淡水魚と周辺の淡水魚を含めて約90種が確認されています。

一般に、一生を淡水域で過ごす純淡水魚の地理的分布は、水系の地史を忠実に反映するとも言われていますが、市内の純淡水魚相は、淀川水系と似ており、中国大陸や朝鮮半島に共通する種類が多く、スイゲンゼニタナゴやアユモドキ、カワバタモロコ、シロヒレタビラ、サンヨウコガタスジシマドジョウなどの全国的に見ても希少な種が多いことも、特徴の一つとされています。

岡山平野のスイゲンゼニタナゴ等生息地が平成13年12月に「日本の重要湿地500」に指定されているように、大河川はもとより、川、水路、水田

の間を往来できる構造と自然性の高い護岸が残る平野部の水路群が淡水魚の重要な生息地となっています。

図43 スイゲンゼニタナゴ、アユモドキ、カワバタモロコ



(3) 野鳥

北部丘陵部では森林性の野鳥が繁殖・越冬する他、ハチクマ・サシバなど渡り鳥の休息地となっています。平成17年度には、種の保存法指定種のオオタカの営巣も確認されました。

平野部では、児島湖・阿部池が県下最大のカモ類などの水鳥渡来越冬地となっている他、児島湖周辺に広がるハス田などは、シギ・チドリ類などの生息地や、サギ類・クイナ類などの採餌場となっています。

また、河川の中州、干潟、ヨシ原は周辺の水田・水辺と一体となって、多くの野鳥たちの貴重な繁殖地や休息地、採餌場として、また渡り鳥の中継地として重要です。

一方、市街地へのハヤブサの営巣やムクドリの

進出、カラス類やサギ類の増加、水田地へのケリの定着など、人為的な環境への適応力が高いと見られる野鳥の事例や、以前は少数の冬鳥だったカワウの繁殖と個体数増加などの事例が見られます。

(4) 昆虫

北部丘陵部やそれに隣接する平野部、中・南部の丘陵部周辺の水辺には、200ヶ所近くにも及ぶゲンジボタル・ヘイケボタルの生息地があり、また、市中北部では県内に生息が確認されているトンボ類の約半数にあたる50種が確認されているなど、昆虫相は、全国的に見ても豊かです。

特に、祇園・西川用水路群や百間川上流部などの水辺、龍ノ口山・金山・笠井山・操山・貝殻山、吉備高原などの市街近郊の里山が、注目すべき昆

虫の主要な生息地になっています。

(5) その他（ほ乳類等）

上記の他、ほ乳類では、カヤネズミが河原や放棄田などの草原に確認されるとともに、北部地区では樹林性のムササビなど、また、市街地の線路の高架下でヒナコウモリの営巣が確認されています。両生類では、岡山平野の湿地地帯の一部にナゴヤダルマガエル岡山種族（ダルマガエル）が生息していますが、水田の開発等が原因で、生息数が減少しています。丘陵部の沢・湿地環境には、広く、カスミサンショウウオの生息が見られます。

さらに、軟体動物のうち、淡水貝類は岡山平野の河川・水路に多種が生息し、オバエボシガイやマツカサガイなども生息していますが、河川・水路改修などで生息数は減少しています。

また、吉井川・旭川の河口部にオカミミガイ、河口や水門湾の干潟には、甲殻類のシオマネキの生息が確認されています。なかでも、汽水域の生物の生息地として、吉井川水系永江川河口のヨシ原が、「日本の重要湿地500」に選定され注目されています。

(6) 外来生物

もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のことを外来生物といい、市内でも多くの外来生物の生息・生育が確認されています。特に、生態系などに被害を及ぼす生物については、国が外来生物法で特定外来生物に指定し、飼育・栽培・保管・運搬・販売・輸入などを原則として禁止しています。市内で確認されている主な特定外来生物は、ヌートリア、カミツキガメ、オオクチバス（ブラックバス）、ブルーギル、カダヤシ、ウシガエル、オオキンケイギクなどです。さらに近年は、特定外来生物であるセアカゴケグモの発見やアライグマの目撃情報が寄せられているほか、平成25年度には新たにアルゼンチンアリの生息が確認されました。また、環境省が緊急対策外来種に位置づけたミシシippアカミミガメ（ミドリガメ）が増加していると考えられています。

外来生物の中には、健康被害や農業被害等を及ぼすおそれのあるもののほか、生態系に大きな影響を与える種も存在するため、その生息・生育の動向に注意を払いながら、環境省等と協力して、外来生物法を遵守した防除対策を行っていく必要があります。

2 自然の保護

岡山市環境保全条例や種の保存法に基づき、市域の生物多様性の保全のための施策を行っています。

(1) 生物多様性保全のための取組

平成16年3月の岡山市環境保全条例改正に伴い、生物多様性保全条項が追加されました。それに基づき、平成16年度から自然保護活動推進員の委嘱を行うとともに、平成17年度は「生物多様性保全基本方針」や「自然環境配慮ガイドライン」、「自然環境保全地区」の策定や環境配慮事項の届出を求める「共生地区」の指定を行い、平成18年4月1日から共生地区における自然環境配慮届の提出が義務づけられました。

また、市域の自然環境と環境配慮事項の基本的な情報提供を行うため「自然環境配慮情報提供システム」を作成し、ホームページ上で情報提供を行っています。

(2) 貴重な野生生物の保護

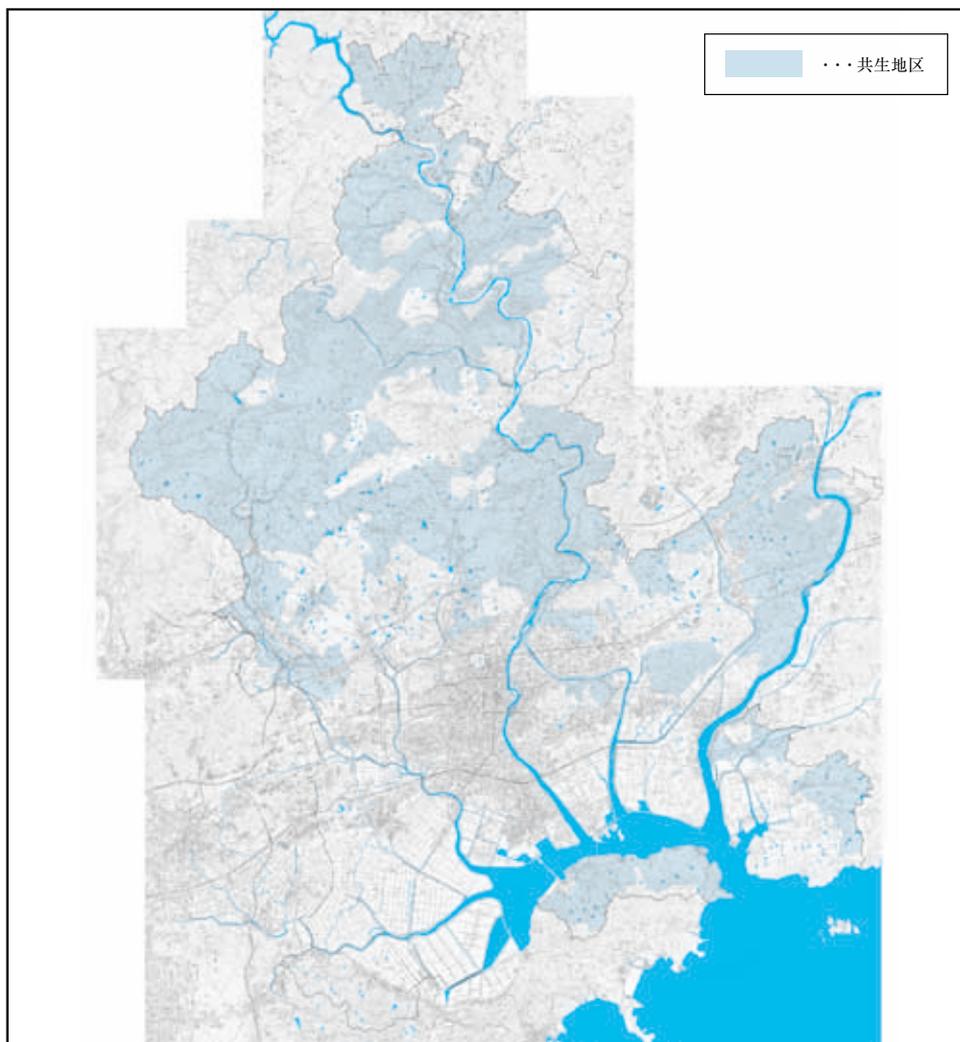
本市内に生息・生育する野生生物のうち、次に掲げる種が法令により保護対象になっており、捕獲、個体に危害を及ぼす行為などが規制されています。

◆文化財保護法 天然記念物（国指定）

アユモドキ（S52.7.2指定）

◆絶滅のおそれのある種の保存に関する法律

図44 共生地区図面



(種の保存法) 国内希少野生動植物種

アユモドキ (H16.7.15 施行)

スイゲンゼニタナゴ (H14.9.1 施行)

オオタカ (H5.4.1 施行)

ハヤブサ (H5.4.1 施行)

クマタカ (H5.4.1 施行)

◆岡山県希少野生動植物保護条例

希少野生動植物種

カワバタモロコ (H24.3.30 指定)

ミズアオイ (H16.7.16 指定)

◆岡山市文化財保護条例 天然記念物 (市指定)

キビノミノボロスゲ (S60.4.9 指定)

①スイゲンゼニタナゴ

(環境省:絶滅危惧ⅠA類 県:絶滅危惧Ⅰ類)

水産庁の調査により岡山市高松地区で生息して

いることが確認されたため、平成12年初めから市内の保全対策が始まりました。岡山市環境保全審査会自然環境保全対策検討専門部会から平成14年2月19日に「岡山市における希少野生生物保護のあり方について(中間報告)」の市長報告がなされ、保全対策に一定の方向性が示されました。ハードでは生息地水路の工法変更を行い、地元協議を経て平成15～17年度に工事が実施されました。またソフトでは14～15年度に、土地改良区、地域住民、市民団体、行政等関係者による検討会を設置し保全手法の検討実践プロジェクト(カメンタープロジェクト)を行い、この枠組みに沿って保全対策を進めています。平成14年に種の保存法指定種となり、平成16年7月29日に法に基づく保護増殖事業計画が策定されました。本計画に基づき、平成16～17年度に県内のスイゲンゼニタナ

ゴ生息分布及びDNA調査が行われ、市内生息地の状況も把握しました。

なお、最近、スイゲンゼニタナゴが九州地方に生息するカゼトゲタナゴと同種であるとの説が現われていますが、日本魚類学会内でこの説に対し、文献の誤引用であるとの反論がなされていること、環境省が、種の保存法上はスイゲンゼニタナゴとして国内希少野生動物種に指定されていることに何ら変更はないという見解を示していることなどから、本市においても市域に生息するスイゲンゼニタナゴの取り扱いは当面変更しない方針です。



スイゲンゼニタナゴの保護啓発ステッカー

②アユモドキ

(国：天然記念物 環境省：絶滅危惧ⅠA類
県：絶滅危惧Ⅰ類 IUCN：CR)

昭和52年に国の天然記念物に指定されて以来、岡山淡水魚研究会による保全、調査活動が行われています。同会が平成元年から賞田地区の休耕田を借り上げて産卵場の確保に取り組み、成果をあげています。生息地周辺で影響を与える事業については、文化財保護法に基づき、文化財課が事前協議を実施しており、石積護岸による改修等の配慮を行っています。地域公民館、町内会、保護団体等による啓発活動や、文化財モニター、自然保護活動推進員によるパトロールなども行われています。

また、岡山市教育委員会では、平成17年度からアユモドキの人工繁殖の取組に着手し、平成22年度からは、天然記念物の保全を教育にも活かす目的で、自然の生息場所に近い、千種小学校と高島

小学校で実施しています。両校では、5年生が「総合的な学習の時間」を利用して、アユモドキ学習を行っており、6月中旬に研究者の指導を得て人工繁殖を実施し、繁殖したアユモドキは、地元住民の協力でプランクトンの入った「水田の水」を子ども達が与えて育てています。育てたアユモドキは、水族館などの専門施設で飼育してもらうほか、多くの人にアユモドキを知ってもらうため、両校をはじめ近隣の幼稚園や公民館などで飼育しています。また、平成27年度からは、野生個体への影響を考慮しながら繁殖個体の一部を放流しています。

③ナゴヤダルマガエル岡山種族

(環境省：絶滅危惧ⅠB類 県：絶滅危惧Ⅰ類)

西大寺の新産業ゾーン造成にともない、西大寺川口に保護地を設けています。この保護地では、平成15年から防鳥ネットの設置や低湿地の整備を行ったうえで周辺開発地の個体を移動し、現在は、施設管理者が生息地の管理を行い、地域住民等で組織された「身近ないきものの里豊」が、保護・調査・啓発活動の中心を担っています。

一方、平成17年から市西部の野殿地区の生息地で民間事業者による開発が行われることになりました。そのため事業者と市条例に基づく環境保全協定を締結し、事業者、市民、行政が協力して生息個体の移動を行い、事業者連携による保全活動が開始されました。

(3) 岡山県自然保護条例に基づく規制、指導

●自然環境保全地域の指定

岡山県では「岡山県自然保護条例」に基づき、すぐれた自然を残す地域等を指定し、その保護に努めています。市内では下記10地域が指定されており、指定区分に応じて樹木の伐採などの行為が制限され、保全に影響を及ぼす行為に対しては事前の届出が必要です。これら事務は県が行っていますが、本市としても、県を補完し定期的に現地確認を行うなど保全に努めています。

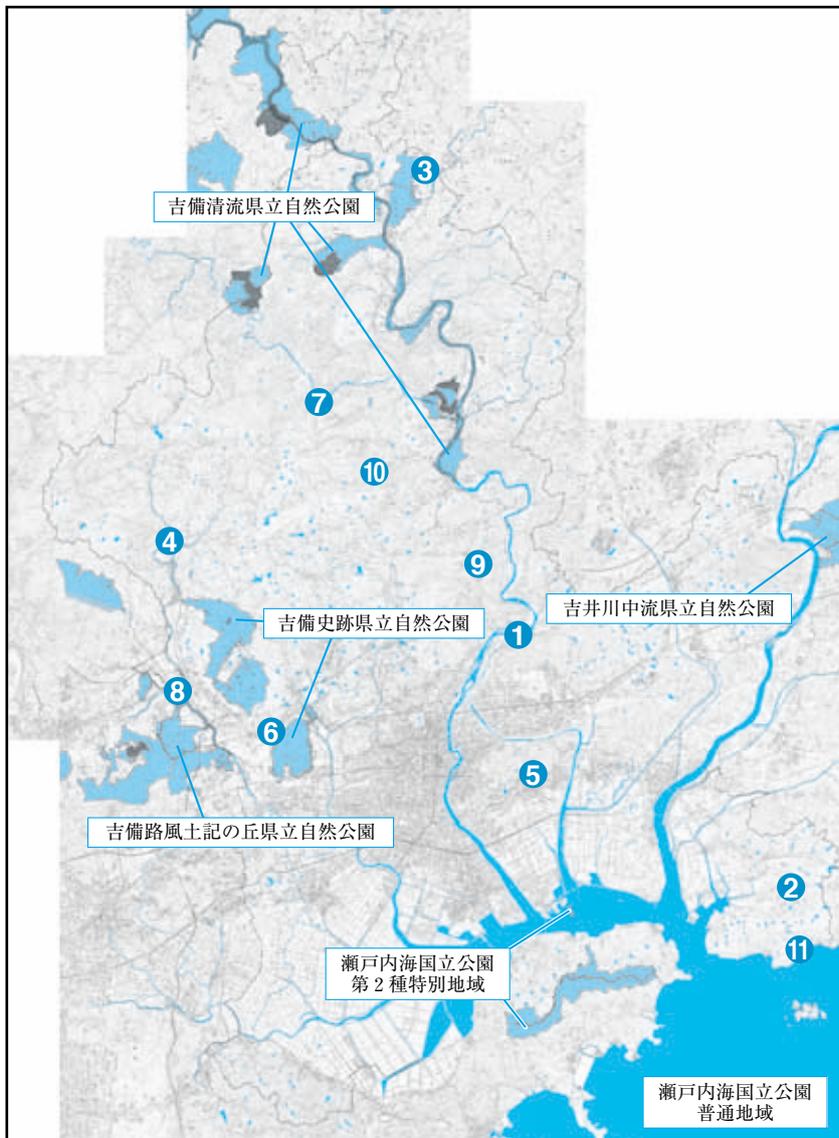
① 竜の口地域

龍ノ口山(257m)は、龍ノ口八幡宮、龍ノ口グ

表44 岡山県自然保護条例指定地域一覧

指定区分	指定地域	所在地	面積	指定年月日
環境緑地保護地域	竜の口地域	祇園	6.91ha	S48.11.29
郷土自然保護地域	安仁神社地域	西大寺一宮	6.06ha	S49.12.18
	三樹山地域	建部町下神目	13.14ha	S51. 3.30
	大井宮山地域	大井	8.60ha	S55. 3.28
郷土記念物	曹源寺の松並木	円山		S48.11.29
	吉備津の松並木	吉備津		S49.12.18
	九谷の樹林	御津宇甘		S52. 3.31
	矢喰の岩	高山塚		S55. 3.28
	金山八幡宮の社叢	金山寺		S59. 3.23
	徳蔵神社の樹林	御津河内		S63. 3.31

図45 岡山市自然公園・自然保護地図



- ①竜の口地域
- ②安仁神社地域
- ③三樹山地域
- ④大井宮地域
- ⑤曹源寺松並木
- ⑥吉備津の松並木
- ⑦九谷の樹林
- ⑧矢喰の岩
- ⑨金山八幡宮の社叢
- ⑩徳蔵神社の樹林
- ⑪宝伝・自然海浜保全地区

「岡山市自然環境配慮情報システム」より
一部抜粋・加工

リーンシャワー公園などがあり、市民の憩いの場になっています。指定地は稜線北側から旭川に接

する急峻な斜面で、アラカシ、カナメモチなどの常緑広葉樹とコナラ、アベマキなどの落葉広葉樹

の混交林で都市周辺の良い生活環境を形成する緑地として重要です。

② 安仁神社地域

本県南部地帯特有のすぐれた自然植生を有する地域です。社叢には、クロガネモチ、クスノキ等の常緑広葉樹を主体にサカキの純林や海岸植生をとどめているウバメガシ、ヤマモモの群生も見られ、周辺の田園景観と一体になってすぐれた郷土的たたずまいを見せています。

③ 三樹山地域

三樹山は志呂神社の社叢であり、これまでほとんど人手が加えられていません。このため、シイノキ、ヤブツバキなど原植生に近い常緑広葉樹が育っており、郷土の自然を知るうえで貴重な地域です。

④ 大井宮地域

足守川に沿う丘陵にある大井神社の社叢でスギ、ヒノキの大木、アベマキやアラカシ、モミなどの密生した樹林からなり、吉備の風土景観として美しいです。

⑤ 曹源寺松並木

岡山藩主池田家の菩提寺、曹源寺の参道にあり、寺院裏山の自然環境と調和した良好な景観が維持されています。

⑥ 吉備津の松並木

吉備中山の北西麓にある吉備津神社参道両側に生育する松並木は県下最大で、吉備中山に接する吉備路の代表的風物となっています。



吉備津の松並木

⑦ 九谷の樹林

九谷にある柏原神社の社叢は、イチイガシを主

体にした樹林で、スダジイ、アラカシなどが高木層に混じり、下層にアラカシ、シラカシなどの常緑広葉樹が多く生育し、イチイガシ、イヌガシなどの暖帯性植物など小規模ながら暖帯林の指標となる植物が豊富に自生しています。



九谷の樹林

⑧ 矢喰の岩

吉備津彦命の射た矢と温羅（うら）の投げた岩が、空中でかみ合い落下したという伝説のある大小5個の花崗岩が、水田地帯の中に静かなたたずまいを見せており、古くから地域の人たちに親しまれています。



矢喰の岩

⑨ 金山八幡宮の社叢

金山山腹の金山寺周辺は、密教寺院の霊山としてのたたずまいを見せています。指定地は、狭い範囲ではありますが樹齢200年を越す天然林で、スダジイ、シラカシ、カゴノキなどの大木が見られます。



金山八幡宮の社叢

⑩ 徳蔵神社の樹林

徳蔵城跡東麓の徳蔵神社の周辺に暖帯林特有のシイ、アラカシが茂り、1つの森を形成しています。現在でも原生的な自然環境が保全されています。



徳蔵神社の樹林

●自然保護協定

岡山県自然保護条例第21条に基づき、開発事業者、岡山県、岡山市の3者で締結しています。(2 環境保全対策 (5) 自然保護協定 (P 14) 参照) 協定に基づく指導及び事前協議の際には、県自然環境課と協力して調査、情報収集、関係者調整などを適宜行っています。

(4) 自然公園等の保護と利用

●国立公園

国立公園は、我が国の風景を代表する傑出した自然の風景地で、環境大臣が指定しています。市内では、自然風景地の保護と適正な利用を図るため、児島半島の金甲山、貝殻山、児島湾の高島が、第2種特別地域に指定されています。指定地域内では、工作物の新改築や植物採取などの行為を行う際に許可が必要です。また、児島湾外の海域は普通地域に指定されています。本市では、許可届出申請の受付を行うことになっており、市長意見をつけて県へ進達しています。

表45 国立公園

名称	面積(陸域のみ)	指定年月日
瀬戸内海	286ha	S 9. 3.16 S31. 5. 1 (金甲山、貝殻山編入)

●県立自然公園

県立自然公園は、県を代表する自然景勝地で、県知事が指定しています。市内には、吉備路風土記の丘、吉備史跡、吉備清流、吉井川中流県立自然公園の4つの地域が指定されています。指定地域内では土地の形状変更などに際して届出、許可が必要です。権限委譲により、平成18年4月1日から市で届出・許可を行うことになりました。

また、平成18年3月に吉備路風土記の丘、吉備史跡の2公園地域の公園計画が変更され、県立自然公園内に新たに中国自然歩道が設定されました。

表46 県立自然公園

名 称	面 積		指定年月日
	特別地域	普通地域	
吉 備 史 跡	—	1,293ha	S41. 3.25
吉備路風土記の丘	—	227ha	S47. 1.11
吉 備 清 流	208ha	1,582ha	S58. 3.29
吉 井 川 中 流	—	185ha	H 3. 3.30



造山古墳 (吉備路風土記の丘)



宇甘溪 (吉備清流)

●自然海浜保全地区

瀬戸内海に残された自然海浜の保全とその下での海水浴等のレクリエーション利用を図るため、岡山県では「瀬戸内海環境保全特別措置法」に基

づく自然海浜保全地区条例を制定し、岡山市内では1箇所のみを指定しています。

この地区では、「砂浜、岩礁その他これに類する自然の状態が維持されている地域」および「海水浴、潮干狩り、その他これらに類する用に利用されており、将来にわたってその利用が適当であると認められる地域」が指定され、指定されると工作物の新築等に関して届け出が必要となります。

表47 自然海浜保全地区

名称	面積	指定年月日
宝伝地区	380m, 0.35ha	S57. 3.26

(5) 自然環境調査の実施

●自然環境調査

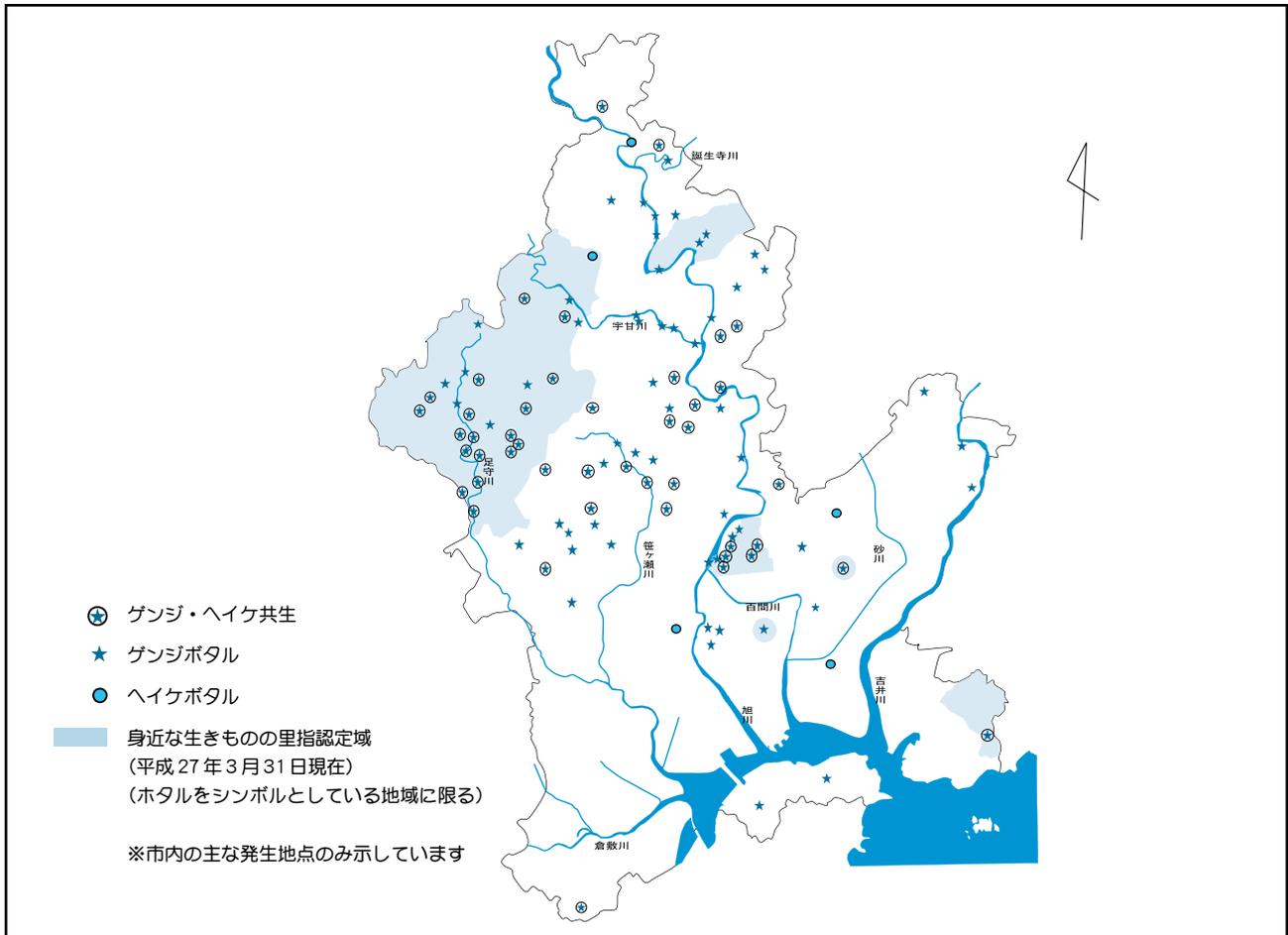
平成17年度の合併地区基本調査の中で御津地区にオオタカの生息が確認されたことを受け、平成18年度に自然環境調査（猛禽類詳細調査）を実施

しました。

●ホタル生息調査

2年に一度、ホタルが生息する可能性のある地区の小学生等の協力を得て、ホタル調査を実施しています。平成27年度の調査では、市内200地点（ゲンジボタル175地点、ヘイケボタル95地点）で確認されています。身近な生きものの里認定地の足守地域、竹枝地域、宇甘西地域では、引き続き大規模な発生がありました。室山でも生息環境が維持されています。高島・旭竜地域、灘崎地域でも、引き続き発生が見られました。曹源寺周辺では、発生数は減少傾向との報告がありました。山南地域では回復している地点があります。認定地域以外では、一宮、津高、御津、建部地域でも大規模な生息地が維持されています。瀬戸地域では、水路や池で小規模な発生がみられているほか、市街地中心部でも引き続き小規模発生地が確認されました。

図46 平成27年度ホタル調査結果



(6) 野生鳥獣の保護及び野生鳥獣による被害対策

鳥獣保護行政は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、県を中心に鳥獣生息基礎調査、鳥獣保護区の設定、鳥獣保護思想の啓発、狩猟の適正化、鳥獣による被害対策が行われています。そのうち、農林水産物に被害を及ぼす鳥獣の捕獲許可の権限が市町村に委譲されています。本市に権限委譲されている捕獲対象種は、カワウ、ゴイサギ、ダイサギ、コサギ、アオサギ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヒドリガモ、トビ、キジバト、カワラバト（ドバト）、ヒヨドリ、ニューナイスズメ、スズメ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ニホンザル、タヌキ、イノシシ、ニホンジカ、ヌートリア、ノウサギ、アライグマ、ハクビシン及びアナグマの26種です。

●有害獣の捕獲

害性の強いヌートリア、ハクビシン、アライグマ、イノシシ及びニホンジカの捕獲について、補助金を交付しています。

●有害鳥獣捕獲活動奨励補助金

適正な捕獲を行うとともに捕獲効果を高めるため共同捕獲を推進し、市内13班の駆除班を結成しています。これら駆除班に対し、活動奨励補助金を交付しています。

●イノシシ等防護柵の設置

イノシシ等有害鳥獣による農作物被害を防止するため、効果的な防護柵（トタン・金網・電気柵等）の設置に対して助成を行っています。

●有害獣捕獲柵の設置

イノシシ等有害獣による農作物被害を防止するため、町内会が購入する捕獲柵について助成を行っています。

表48 有害獣の捕獲状況

(単位：頭)

年度	H25	H26	H27	1頭あたり補助金
ヌートリア	841	1,016	571	1,000円以内
ハクビシン ※H27より			3	1,000円以内
アライグマ ※H27より			0	1,000円以内
イノシシ (夏期・狩猟以外) ※H25,26は猟期捕獲含む	1,572	1,740	271	4,000円以内
イノシシ 7月1日～9月30日(夏期)捕獲分	744	961	960	8,000円以内(うち県補助4,000円以内)
ニホンジカ 7月1日～9月30日 (夏期)捕獲分 ※H26より		49	67	8,000円以内(うち県補助4,000円以内)
イノシシ 11月15日～3月15日 猟期捕獲分 ※H27より			1,441	8,000円以内(うち県補助4,000円以内)
ニホンジカ 11月15日～3月15日 猟期捕獲分 ※H27より			164	8,000円以内(うち県補助4,000円以内)

表49 イノシシ等防護柵設置状況

(単位：m)

年 度	H24	H25	H26	H27	補 助 率	補助要件
防護柵等 設置数量	13,363	9,956	9,074	11,703	県補助 1/2 以内 ※H26 より市補助 1/6 以内追加	1 整備地区につき 受益戸数 3 戸以上
	—	—	—	2,380	単市補助 1/6 以内 ※H27 より新規補助	1 整備地区につき 原則として受益戸数 2 戸以上

表50 有害獣捕獲柵設置状況

(単位：基)

年 度	H25	H26	H27	補 助 率
捕獲柵設置数	30	28	32	県補助 1/3 以内 市補助 1/3 以内 (補助限定額) 1 基当たり 126,000 円

(7) オオタカの保護について

オオタカは、タカ目タカ科に属する猛禽類で、ハトや小鳥を餌にしています。オスよりもメスの方が一回り大きく、これは他のタカ類にも見られる特徴です。平成17年の環境省の調査によれば、全国のオオタカの生息数は2,000羽程度とされ、環境省レッドリスト2015では準絶滅危惧に、種の保存法では国内希少野生動物種に指定されています。岡山市では、秋から冬にかけて農耕地や里山周辺でよく見られ、その時期には市街地中心部の後楽園などにも現れます。一方、繁殖期である春から夏には吉備高原の雑木林などでひっそりと

子育てをしており、この時期に姿を見ることは稀です。

平成17年に岡山市御津地区の里山にオオタカが周年生息していることが確認され、平成18、19年の2ヶ年で猛禽類詳細調査を実施するとともに、外部専門家による「御津オオタカ保護対策検討専門委員会」を設置し、営巣環境や採餌環境への配慮事項について検討を行いました。

オオタカなどの猛禽類は生態系や食物連鎖の頂点に位置し、もともと数が少ない生物種です。今後、各種開発・事業への助言・指導や生息地周辺の保全対策が必要と思われます。



御津地区で確認されたオオタカ

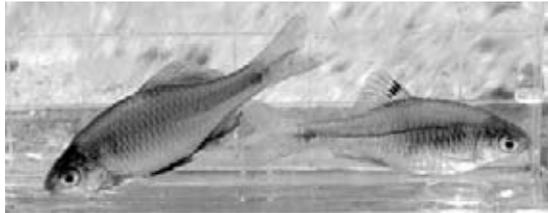
【トピックス】

中四国地方有数の大都市岡山は、一方で豊かな自然に抱かれた庭園都市です。この都市で私たちとともに生きる生きものたちを紹介します。

1. スイゲンゼニタナゴ

～春の小川がにあって小さな郷土種～

【コイ科】 全長5cm



岡山は淡水魚の種類の多さが全国有数です。タナゴの仲間（岡山の方言では「カメンタ」「ニガメン」などと呼ばれます。）も8種類確認されており、スイゲンゼニタナゴはその中で最も小型の種類です。国内で岡山県南部と芦田川水系にしか生息していません。

えらぶた後部から尾びれまでつながる美しく淡い青緑色のラインが特徴で、とても気品があります。流れのゆるやかな砂底の用水路や小川を好み、イシガイ、マツカサガイなどの二枚貝に卵を産み付けます。春は産卵の時期で、オスには派手な婚姻色が出ています。

水路改修により緩やかな流れや二枚貝の生息する環境がなくなったり、商業目的での大量捕獲などで急速に数を減らしました。環境省レッドリスト2015では、最も絶滅の危険性が高い絶滅危惧ⅠA類に選定されています。平成14年に、種の保存法の国内希少野生動物種に指定され、許可無く捕獲・譲渡等を行うことが禁止されるとともに、市内でも保全対策が行われています。

2. キビノミノボロスゲ

～なぜここにだけ？謎めいた天然記念物～

【カヤツリグサ科】 高さ60～80cm

5月ごろ、ひっそりと花をつけるこの植物

は、現在、吉備中山の麓のみに生育し、市指定の天然記念物になっています。1903年の発見時には新種とされましたが、後日、中国大陸や朝鮮半島にある植物と同一種



とされました。日本での特殊な分布から、神社の禊ぎ用に持ち込まれたものではないかと言われていますが経緯は謎めいています。数は少なく環境省レッドリスト2015および県のレッドデータブックではともに絶滅危惧種になっています。管理を放棄して背丈の高い草に覆われると少なくなることから、地元の方が草刈りを行い保全に努めています。目立たない植物ですが、古代吉備のロマンを秘めた植物です。

3. ナゴヤダルマガエル岡山種族

～ゲールゲール、身近なカエルも絶滅危惧種～

【アカガエル科】 体長5cm



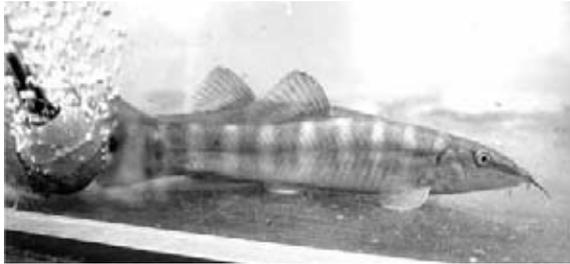
岡山県をはじめ、東海地方から瀬戸内沿岸に分布しています。市内の生息地は数か所で現在は孤立していますが、かつては市内の田んぼで普通に見られたカエルです。トノサマガエルによく似ていますが、岡山種族は背中の中真ん中に線がなく、全体的にずんぐりとした体型をしています。6～7月ごろ産卵し、ゲール、ギューツと鳴きます。冬期も湿った素堀の水路のあるような田園地帯を好み、足が短くジャンプ力に欠けるため、側溝のコ

ンクリート化や湿田の改良・開発で生息地が激減しており、市内でも保護を行っています。現在、環境省レッドリスト2015で絶滅危惧ⅠB類、岡山県のレッドデータブックで絶滅危惧Ⅰ類に指定されています。

4. アユモドキ

～市民が守る産卵環境・岡山を代表する淡水魚～

【ドジョウ科】 全長15cm



アユモドキはドジョウの仲間ですが、泳ぎ方と生後4～5年以上たった成魚の姿がアユに似ることから、この名前がつきました。県南部の旭川・吉井川・高梁川水系と琵琶湖淀川水系だけに分布しています。体がたてに扁平で、灰白色の体に暗褐色のしま模様がたてに入ります。

普段は河川や水路の石の隙間などに隠れて、主に朝晩活動します。6月に河川増水や水田灌漑により、草が茂る陸地が一時的に水域になると一斉に産卵します。この産卵場が土地改良などで失われ、産卵場と水路、河川の往来が改修で遮断されたことで激減しました。現在、環境省レッドリスト2015で絶滅危惧ⅠA類、国の天然記念物、種の保存法の国内希少野生動物種に指定されています。市民団体、地域住民等の保護活動と研究成果の蓄積のおかげで保全されていますが、予断を許しません。かつては食していた魚たちを是非、身近なつきあいの中に取り戻したいものです。

5. ミズアオイ

～水辺に咲く青紫の宝石も野生絶滅状態～

【ミズアオイ科】 高さ20～40cm

北海道から九州、東アジアの温帯地域に分布する1年草。古名をナギといい、葉を食していたそうです。昔は水田や水路、沼地、河川の中下流域などに広く生育していましたが、現在は除草剤や水路・河川改修などによって激減しました。環境省レッドリスト2015で準絶滅危惧、岡山県のレッドデータブックでは絶滅危惧Ⅰ類であり、岡山県希少野生動植物保護条例の指定種になっています。

根本から長い茎を持つ葉を出し、葉の形は心形です。9～10月にかけて、茎を伸ばして先端に青紫色の美しい花をつけます。

岡山市内では、1980年代前半まで、百間川や南部水田地帯で群落が見られましたが、現在は野生絶滅状態です。県内でも、毎年生育が確認されているのは、倉敷川の保全地区だけです。

ミズアオイの種子は、土の中で休眠することが知られており、耕したりすると再生することがあります。かつての生育地から、再びよみがえらせることができるでしょうか。



X 快適環境

1 緑の保全

(1) 緑の現況

① 市域全体の概観

本市は、北に吉備高原へとつながる丘陵地、中央部には旭川、吉井川の河口に広がる岡山平野、南には児島湾を挟んで瀬戸内海国立公園の一部となる児島半島からなっています。市街地は、周辺四山（操山、半田山、京山、矢坂山）、近郊五山（吉備中山、笠井山、龍ノ口山、芥子山、貝殻山）と呼ばれる山々に囲まれ、平野南部には江戸時代からの干拓事業による田園が広がる、水と緑が豊かな街です。

② 公園の現況

市街地の緑の核となる都市公園には、日本三名園の一つである後楽園や歴史遺産である鳥城公園、約15万本（3,200種）の植物で四季を彩る半田山植物園、河川敷を利用した百間川緑地、用水の流れを活用し中心市街地のオアシスとなっている西川・枝川緑道公園や下石井公園、体育館を中心に多目的な利用のできる浦安総合公園などがありますが、これらの公園面積は11,895,788㎡、市民一人当たりの公園面積は、16.8㎡/人※で、この値は全国値である10.2㎡/人を大きく上回っています。（※一人当たりの面積は平成28年3月31日現在の住民登録人口706,728人で算出）

なお、公園・遊園地等愛護委員会（平成28年3月末現在626団体）と協働で、公園・緑地等の環境美化（清掃・除草等）に努めています。

(2) 緑の保全

① 緑の保護

岡山市域には、岡山県自然保護条例により、歴史的な緑が保護されています。（74ページ参照）

また、快適な環境づくりや都市の景観、風致の維持に欠くことのできない貴重な樹木の保護を目的として「岡山市環境保全条例」に基づき、保存樹70件、保存樹林1件が指定されています。

② 自然とのふれあいの里山づくり

市街地に近く、良好な自然や古代からの歴史が残されている操山山塊（約258ha）を保全し、より多くの市民に親しんでもらえるよう、散策路や解説板などが整備されています。さらに人と自然とが調和してきた里山の暮らしに親しみ、自然や環境、歴史を学ぶ拠点施設として操山公園里山センターが多くの市民に利用されています。

③ 緑のまちづくりの推進

本市では「緑の保全」とともに、積極的に緑化を推進しています。

ア. 公共施設等の緑化

公共施設の緑化を進めるため、他部局とも連携を図り、道路や河川、学校等の緑化を推進しています。

イ. 市民参加の緑化推進

緑豊かな都市づくりを進め、市民の緑化意識の高揚を図るため、4、5月を「春の花いっぱい運動期間」、10月を「緑化月間」と定め各種行事を開催するほか、年間を通じて市民参加による緑のまちづくりに取り組んでいます。

○ 春の花いっぱい運動

草花の種子配布、フラワーロード（市道4路線のフラワーポットに季節の花を植栽、管理）、花・緑ハーモニーフェスタ in 西川、花と緑の写生大会、緑の相談所、花と緑のコンクール

○ 緑化月間

草花の種子配布、フラワーロード、緑化作文コンクール、緑の写生大会、緑のハイキング、岡山市緑化推進フェア（緑化・美化功労者感謝状贈呈、花と緑のコンクール等入賞者表彰）

○ その他

市内約300か所の花壇（地元管理等）へ

の花苗配布等

ウ. 民有地の緑化推進

民有地緑化の推進を図るため、(公財)岡山市公園協会により、生垣設置や壁面緑化などの助成事業や、親子ガーデニング教室・園芸講習会の開催、機関誌の発行などを行っているほか、本市と協力して各種緑化普及啓発事業を進めています。

表51 都市公園等整備状況

(平成28年3月31日)

種 別		箇所数	面積(m ²)	
都 市 公 園	街 区 公 園	319	823,593	
	近 隣 公 園	30	561,623	
	地 区 公 園	15	2,175,726	
	総 合 公 園	5	906,199	
	運 動 公 園	2	131,355	
	特 殊	風 致 公 園	5	3,020,165
		歴 史 公 園	4	251,006
		植 物 園	1	110,075
		墓 園	1	300,000
	緑 道	9	159,077	
	緑 地	73	2,506,327	
そ の 他	0	0		
都市公園以外の公園		9	460,012	
県管理都市公園(市内)		2	490,630	
合 計		475	11,895,788	

2 都市景観の保全

(1) 都市景観の現況

本市は岡山駅周辺の商業・業務地区を中心に都心を形成し、その周囲を市街地が取り囲んでいます。

北側には丘陵・山並みが連なり、南側には干拓地が広がり、児島湾から瀬戸内海へと開けており、その間をつなぐように大きな川が流れているというように、身近に多くの自然を有しており、それが都市の個性ともなっています。このように本市は豊かな自然を背景に古代より吉備文化発祥の地として、また近世においては城下町として栄え、国内文化交流の主要ルートの拠点的役割を果たしてきました。

また、児島湾の干拓・新田開発や百間川の築造など古くから先駆的な都市づくりを行ってきました。

さらに、戦後の経済・産業面での急速な発展を

遂げるに伴い都市は拡大していきましたが、一方で歴史的町並みや街なかの緑など、歴史・文化・自然・人々の生活環境などの岡山固有の景観の保全、形成が課題となっています。

(2) 都市景観の保全対策

平成17年度に策定し公表した岡山市景観基本計画を踏まえ、景観法に基づき、平成19年度に建築物等の規制・誘導により良好な景観形成を図る岡山市景観計画、並びに岡山市景観条例を制定し、平成20年度より施行しております。

また、庭瀬・撫川地区、西大寺地区、出石町地区については、まちづくり協定の締結による街並み保全、建物修景に対する助成制度の活用による地域固有の歴史的な景観資源を活かした景観まちづくりに、地元まちづくり協議会とともに取り組んでいます。

都心部においては、主要な道路の無電柱化や修景整備、沿道建物や屋外広告物の規制誘導により、都心部にふさわしい風格と統一感のある景観形成に取り組んでいます。

また、住宅地等では地区計画制度の活用による住民主体のまちづくりを進め、幹線道路沿いでは屋外広告物条例による屋外広告物の規制、誘導により美しくゆとりのある景観形成に取り組んでいます。

(3) 景観形成の取組みについて

おかやまの風土に生まれ、長い時間をかけて形成された岡山固有の美しい景観は、市民共有の財産であり、将来にわたり保全・形成していく必要があります。

これまで、岡山市における景観形成の主な取組みは、岡山県景観条例に基づき、一定規模を超える大規模な建築物等について、市域全域で規制誘導方策が講じられてきました。

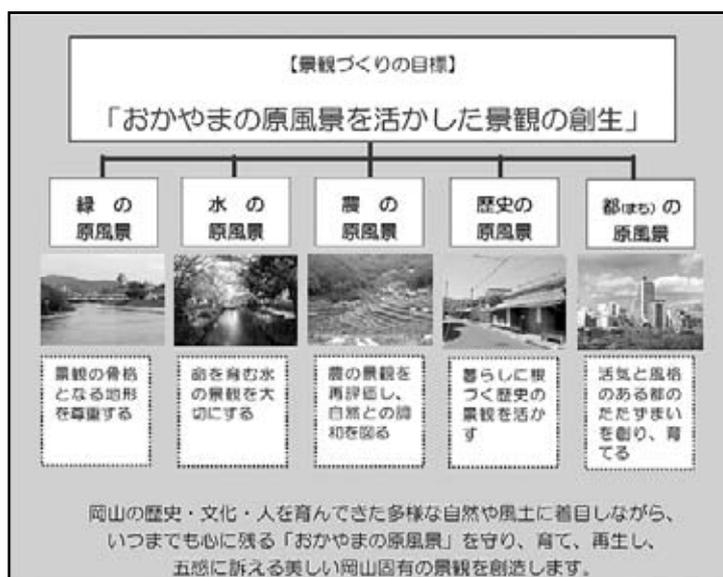
平成20年度からは、岡山県景観条例の考え方を引き継ぎながら、平成19年12月に景観法に基づき策定した「岡山市景観計画」により、より実効性ある景観形成の施策、及び市民協働の景観まちづくりを市域全域で展開するために、岡山市全域

を景観計画区域に指定して、良好な景観形成を進めています。

良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等とそこに暮らす人々の営み、社会・経済的活動等が調和することによって生み出されます。景観とは単に物の見え方にとどまらず自然的要素と人工的要素が織りなす「環境調和の象徴」であり、私たちの暮らす地域社会の健康性、文化性、快適性を表す重要な環境尺度であると言えます。

岡山市においては、固有の自然・風土や、長い時間をかけて積み上げられてきた人々の営みによって、数多くのすばらしい景観＝「原風景」が形成され、受け継がれてきましたが、都市化の過程の中で見失ったものも多くあります。21世紀という新しい時代を迎え、地方分権の推進、個性ある地域づくりが求められる中で、これまでに創りあげられた「原風景」に磨きをかけ、新たなる時代に対応した魅力ある「景観」を創造し、未来に引き継いでいくことは、今の時代を生きる岡山市民一人一人に課せられた役割であると言えます。このような基本的な考え方に基づいて、岡山市において、市・市民・事業者等がめざすべき景観づくりの目標を次のとおり設定しています。

図47 景観づくりの目標



一定の規模を超える建築、開発等の行為（以下「大規模行為」という。）については、その行為自体が地域の優れた景観形成を先導する一方で、地域景観に大きな悪影響を及ぼす場合も考えられます。各地域の景観形成の方針を実現するために、市民、事業者の理解と協力を得ながら、平成20年4月より、景観法に基づきこうした大規模行為を

届出・勧告制によって緩やかな規制誘導を行い、各地域の良好な景観の維持保全、創出を図っています。また、都市活動軸となる幹線道路沿道の魅力的な景観の形成に向けて、沿道の建築物や工作物等の形態・意匠、敷地内緑化を適切に誘導し、広域的な景観の骨格形成に取り組んでいます。

3 歴史的文化的環境の保全

(1) 歴史的文化的環境の概観

温暖な気候と、豊かな自然環境に恵まれた岡山市内には、数多くの文化遺産が存在しており、指定文化財だけでも国指定86件、県指定100件、市指定110件の計296件が存在します。多数の文化遺産の中には、著名な縄文貝塚である彦崎貝塚、弥生時代の大規模集落である津島遺跡や南方遺跡、全国第4位の規模を誇る造山古墳、県内最古級の寺院である賞田廃寺、再建東大寺の瓦を製作した万富東大寺瓦窯跡、比翼入母屋造の本殿をもつ吉備津神社、都市としての岡山の礎となった岡山城跡とその城下町遺構、沖新田、興除新田等の近世干拓事業にかかわる遺構など様々な時代、種類の文化遺産があります。

また近年は、明治～昭和初期の建造物、土木構造物、近代産業遺産や「文化的景観」等、近・現代の人々の営みの跡も文化財として認識されるようになり、保護・保存の要望が高まっています。これはこれまでのような重要な文化財の保護のみならず、地域に根ざし、また時代にとられない歴史的・文化的環境の保全と活用が求められていることを示すものです。

(2) 歴史的文化的環境の保全対策

① 埋蔵文化財の保護

古墳や集落跡など、遺跡・土地に包蔵される文化財を埋蔵文化財と呼びます。市域には『改訂岡山県遺跡地図』に登録されているだけで、約3,600ヶ所を数える埋蔵文化財が所在しています。

本市では埋蔵文化財の存在状況に関する正確な情報を把握し、その情報を遺跡地図として配布することによって、情報の公開を図り、それに対する認識を深めるよう努めています。同時に埋蔵文化財包蔵地内での開発事業等に対しては、事前にその存在状況を確認し、保存と開発との協議調整を図っています平成27年度には500件を超える存在状況の照会があり、また217件の、土木工事に伴う埋蔵文化財発掘の届出・通知がありました。また埋蔵文化財の存在状況の試掘・確認調査19件実施しています。

埋蔵文化財は現状で保存することが望ましいのですが、現状保存を図ることができない場合、すなわち埋蔵文化財との関係が恒久的に絶たれてしまうことが予想される場合には、やむを得ない措置として発掘調査等を実施し、記録保存を図ることとしています。平成27年度には、造山古墳と金蔵山古墳の範囲確認調査を実施し、多くの成果を上げることができました。



国指定重要文化財旧旭東幼稚園園舎

② 文化財の保護と管理

文化財を望ましい環境で次世代へ継承するため、文化財の調査等をすすめる、特に重要な文化財については、法や条例のもと、指定や登録といった制度で保護を図っています。

指定文化財等にはその保護のため現状変更などに厳しい制約が設けられますが、同時に保存修理などに対しては補助金による財政的支援をはじめ、文化財の価値を損なわないための指導監督を行っています。また、日常的な管理についても所有者と意志の疎通を図るなど保護対策に取り組んでいます。史跡等については、公開と活用に向けた取り組みのため土地公有化にも努めています。

平成27年度は、県指定重要文化財吉備津彦神社本殿（岡山市北区一宮）と市指定文化財素盞鳴神社本殿（岡山市北区御津高津）の保存修理を実施しました。



県指定重要文化財吉備津彦神社本殿修理

③ 近代化遺産・文化的景観の保護

近代の建造物や土木構造物が老朽化や施設の更新によって急速に姿を消しつつあることから、平成8年の文化財保護法改正で築50年を経過した建造物に対し「登録文化財制度」が設けられました。

本市においてもそれらを、近代化を物語る遺産として認識し、保護に取り組んでいます。現在までに67件が登録されています。

④ 文化財の公開と整備

史跡等の文化財については周辺整備を図って積極的に公開活用するとともに、文化財本来の形状や歴史的景観に修復するための整備事業を推進しています。平成26年度は、史跡千足古墳と史跡岡山城跡の本丸下の段で、史跡整備事業を実施しました。また史跡大廻小廻山城跡史跡と彦崎貝塚の史跡整備事業（史跡地公有化事業）、天然記念物アユモドキ保全活用事業も実施しました。

発掘調査によって得られた出土物や記録類は、岡山市埋蔵文化財センターにおいて整理や調査、保存処理などを行ったうえで、展示や発掘調査報告書を刊行することにより周知・公開が図られています。平成27年度は『南方遺跡』、『上伊福（済生会）遺跡2』、『塚段古墳・阪口古墳』、『岡山城三之外曲輪跡』、『岡山市埋蔵文化財センター年報15』、『岡山市埋蔵文化財センター研究紀要第8号』、計6冊の報告書等を刊行しました。

また、平成26年度に行われた発掘調査の成果を紹介するため、平成27年10月28日～10月29日（市庁舎1階市民ホール）で出土遺物や写真パネルを展示する「埋蔵文化財発掘調査速報展」を、また11月7日には岡山市埋蔵文化財センターにおいて、調査の内容を発表する「埋蔵文化財発掘調査報告会」を開催しました。平成27年11月18日～平成28年1月17日まで、岡山シティーミュージアムで企画展「直弧文の世界」を開催しました。このほか造山古墳、金蔵山古墳では現地説明会を開催し、埋蔵文化財センター講座、彦崎貝塚活用講座、水辺教室も開講しています。

また、足守藩家老杉原家の屋敷である旧足守藩侍屋敷遺構、足守藩の大名庭園の近水園などの文化財施設、灘崎歴史文化資料館、瀬戸郷土館の公開活用を図っています。また指定文化財を中心に、説明板や標識・標柱を設置することにより周知活動にも努めています。

表52 市内指定文化財数

(平成28年4月1日現在)

分類		種別	国指定	県指定	市指定	合計	
指 定 文 化 財	建造物	建 造 物	8 (国宝1)	15	20	43 (国宝1)	
		石 造 美 術	3	6	10	19	
	有形文化財	美術工芸品	絵 画	7	5	5	17
			彫 刻	4	7	9	20
			工 芸 品	31 (国宝4)	29	9	69 (国宝4)
			書 跡 典 籍	1	3	4	8
			古 文 書	1	4	6	11
			歴 史 資 料	2	2	6	10
			考 古 資 料	3	3	1	7
	無形文化財	各 個 認 定	0	2	0	2	
		保持団体等認定 (総合認定含む)	2	0	0	2	
	民俗文化財	有形民俗文化財	0	2	8	10	
		無形民俗文化財	1	4	5	10	
	記 念 物	史 跡	18	15	12	45	
		名 勝	1 (特別名勝1)	1	0	2 (特別名勝1)	
		天 然 記 念 物	3 (特別天然記念物2)	2	14	19 (特別天然記念物2)	
	選 定	選 定 保 存 技 術	1	0	1	2	
伝 統 的 建 造 物 群 保 存 地 区		0	—	—	0		
合 計			86	100	110	296	
登 録 有 形 文 化 財			67	—	—	67	
重 要 美 術 品			8	—	—	8	

() 内は国宝・特別名勝・特別天然記念物の内数。

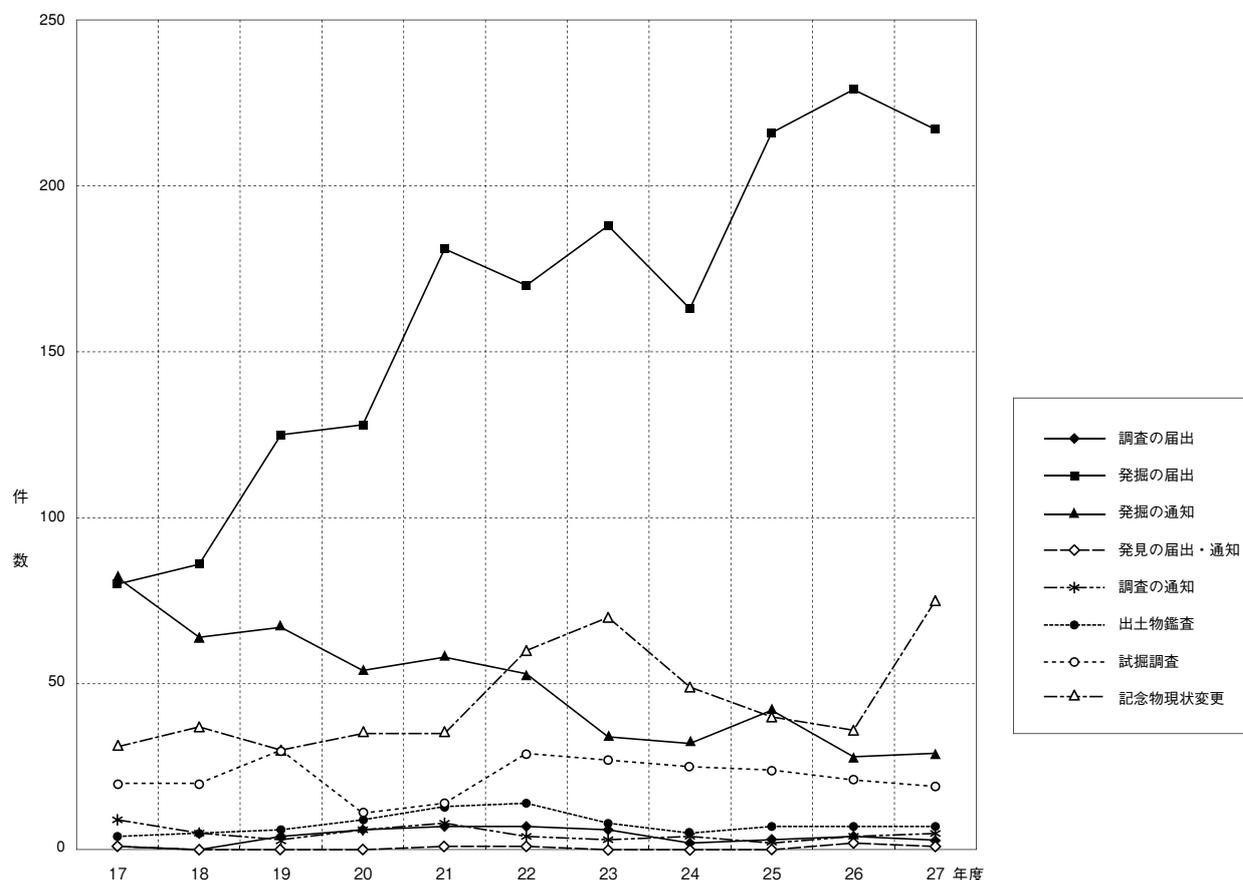
資料 教育委員会文化財課

表53 埋蔵文化財関係届出・通知等の件数

	92条 調査の届出 ※ 1	93条 発掘の届出 ※ 2	94条 発掘の通知 ※ 3	96条 発見の届出 ・通知 ※ 4	99条 調査の通知 ※ 5	100・102条 出土物鑑査 ※ 6	試掘調査 ※ 7	125条 記念物現状 変更※ 8	総計
平成16年度	1	75	66	1	6	9	16	27	201
平成17年度	1	80	82	1	9	4	20	31	228
平成18年度	0	86	64	0	5	5	20	37	217
平成19年度	4	125	67	0	3	6	30	34	269
平成20年度	6	128	54	0	6	9	11	35	249
平成21年度	7	181	58	1	8	13	14	35※ 9	317
平成22年度	7	170	53	1	4	14	29	60※ 9	338
平成23年度	6	188	34	0	3	8	27	70※ 9	336
平成24年度	2	163	32	0	4	5	25	49※ 9	280
平成25年度	3	216	47	0	2	7	24	40※ 9	339
平成26年度	4	229	28	2	4	6	21	36※ 9	330
平成27年度	3	217	29	1	5	7	19	75※ 9	351

- ※ 1 平成16年文化財保護法改正に伴い、平成17年度より第92条。
- ※ 2 平成16年文化財保護法改正に伴い、平成17年度より第93条。
- ※ 3 平成16年文化財保護法改正に伴い、平成17年度より第94条。
- ※ 4 平成16年文化財保護法改正に伴い、平成17年度より第96条・97条。
- ※ 5 平成12年度に文化財保護法改正に伴い、98条の2から58条の2に改正。平成16年文化財保護法改正に伴い、平成17年度より第99条。
- ※ 6 平成9年度に中核市に権限委任。平成16年文化財保護法改正に伴い、平成17年度より第100条・102条。
- ※ 7 平成9年度から58条の2適用。平成16年文化財保護法改正に伴い、平成17年度より第99条。
- ※ 8 平成16年文化財保護法改正に伴い、平成17年度より第125条。
- ※ 9 文化財保護法第168条の2（各省庁の長以外の国の機関が記念物等の現状変更をしようとする場合の文化長官の同意を求めるための協議）を含む。

図48 埋蔵文化財関係届出・通知件数



XI 地球温暖化対策

1 地球温暖化の現況

地球温暖化とは、人間の活動に伴い二酸化炭素など大量の「温室効果ガス」が大気中に排出されることにより、地球の平均気温が上昇する現象をいいます。「京都議定書」では、6種類の温室効果ガス（二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF₆））を削減対象として指定されました。その後、2015年4月に地球温暖化対策の推進に関する法律が改正され、三ふッ化窒素（NF₃）が温室効果ガスの種類として追加されています。

地球温暖化が進行すると、気候システムのエネルギーバランスが崩れて異常気象の頻発や、海水の膨張、氷河の融解による海面上昇を引き起こすと予測され、自然生態系や生活環境、農作物などへ及ぼす悪影響が懸念されています。

実際、1880～2012年において、世界の平均気温は0.85℃上昇しています。さらに、最近30年の各10年間の世界の平均気温は、1850年以降のどの10年間よりも高温となっており、1986～2005年を基準として、21世紀末までには0.3～4.8℃上昇することが予測されています。（気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書より）

これに対し、1997年12月に開催された地球温暖化防止京都会議（COP3）において採択され、2005年2月に発効した「京都議定書」において、先進国全体の温室効果ガス排出量を2010年前後までに約5%削減するという数値目標が設定され、日本は2008年から2012年までの第1約束期間に、1990年比で6%削減することが決まりました。

また、2009年9月に開催された国連気候変動首脳会合で、日本は、温室効果ガス削減目標について、中期目標を「1990年比で2020年までに25%削減することを目指す」と表明しました。

しかし、2011年3月11日に発生した東日本大震災・福島第一原子力発電所事故に伴い、温暖化対

策に密接な関係のある我が国のエネルギー政策が大幅に見直される状況となっています。

また、エネルギー安定供給の確保、地球温暖化問題への対応、経済成長の柱である環境関連産業の育成のためには再生可能エネルギーの利用拡大が急務であることから、太陽光発電等の再生可能エネルギー源を用いて発電された電気について、国が定める一定の期間・価格で電気事業者が買い取ることを義務付けた固定価格買取制度を盛り込んだ「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が2011年8月に成立しました。

2013年11月にポーランドのワルシャワで開催された気候変動枠組条約第19回締約国会議（COP19）において、日本は、原子力発電による温室効果ガス削減効果を含めずに設定した現時点の目標として2020年に温室効果ガスを、2005年度比で3.8%削減する目標を表明しました。

2014年4月11日には政府は原発を「重要なベースロード電源」と位置付け、原発再稼働を進める方針を明記したエネルギー基本計画を閣議決定しました。

また、2015年7月に政府は2030年の温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減するという目標を国連気候変動枠組条約事務局に提出しました。

そして、2015年11月～12月にかけてフランスのパリで行われたCOP21では、「パリ協定」が採択され、2016年11月には採択から一年以内という異例の早さで発効されました。協定には、産業革命前からの気温上昇を2℃未満に抑える目標が明記され、1.5℃未満に抑えることも努力目標として掲げられました。196の条約締結国・地域が全て参加する枠組みで、対策の進捗状況を評価し、目標を5年ごとに見直す仕組みも設けられています。また今世紀後半に排出量と森林や海による吸

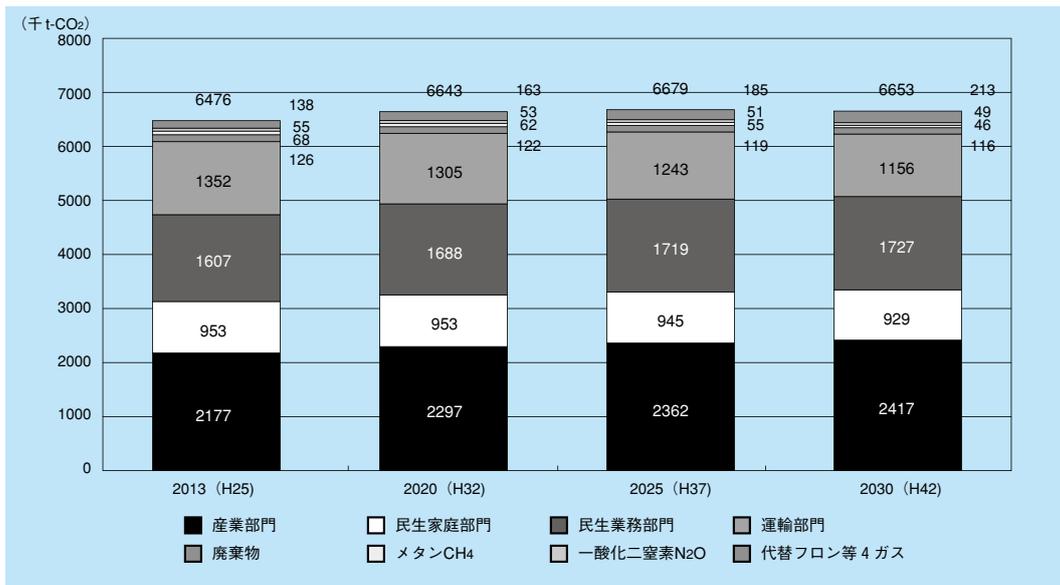
収量とのバランスを取り、排出量実質ゼロを目指すこととしています。

一方、本市から排出されている温室効果ガス排出量を試算すると、2013年が647.6万tであり、部門別では産業部門が全体の33.6%と最も高く、以下民生業務部門（24.8%）、運輸部門（20.9%）、民生家庭部門（14.7%）が続いています。また、現況のまま将来も推移していくと想定した場合の

将来推計値は、2030年で665.3万tであり、全体として2.7%増加することが見込まれます。

このため、本市における地球温暖化対策については、国のエネルギー政策の見直しや、エネルギーミックスの検討などを踏まえつつ、再生可能エネルギーの導入促進、省エネルギー化の推進等のさらなる取組を一層推進していくことが必要となっています。

図49 温室効果ガス排出量の推移



2 地球温暖化対策

地球温暖化対策の推進のためには、地域のきめ細かな環境行政の担い手である地方公共団体がイニシアティブを発揮することが不可欠です。特に、本市は、中小事業者や住民との地域における最も身近な基礎自治体として、地域の自然的社会的条件を分析し、主として、地域住民への教育・普及啓発、民間団体の活動の支援といった、地域に密着した、地域の特性に応じた最も効果的な施策を、市民、事業者等と連携し進めていく必要があります。

(1) 市民共同発電事業

これは、地球温暖化等の環境問題対策の一つとして注目されている「再生可能エネルギーの導入」に、市民と市が協働して取り組むことにより、再

生可能エネルギー施設の普及促進や市民等への周知を図ると共に、市民と市が協働して進める地域づくり等のモデルケースとすることを目的としたものです。

今までに、NPO法人が平成14年に岡山市中山保育園に太陽光発電設備や太陽熱給湯設備を、平成19年には岡山市錦保育園に太陽光発電設備を、平成22年に岡山市福渡保育園に太陽光発電設備を、平成23年度には岡山市立瀬戸町図書館に太陽光発電設備を、平成24年度には岡山市建部保育園に5号機となる太陽光発電設備を設置しました。これら設備を利用した普及啓発・環境教育を行っています。市は、設備設置場所を無償貸与し、太陽光発電設備からの発電量に応じた電気料金相当

分をNPO法人に交付金として交付しています。また、NPO法人が行う環境教育活動を必要な範囲内で支援しています。

(2) CO₂削減／ライトダウンキャンペーン

本市は、環境省が全国のライトアップ施設や家庭の電気の消灯を呼びかける、「CO₂削減／ライトダウンキャンペーン」に、平成27年度も参加しました。この「CO₂削減／ライトダウンキャンペーン」は、電気の消灯による地球温暖化防止とその啓発を目的として実施されているもので、平成27年6月22日から7月7日までの期間に可能な範囲での消灯を呼びかけました。特に夏至の日の6月22日と七夕で「クールアース・デー」でもある7月7日の午後8時から午後10時までの間、岡山城や岡山シンフォニービルなど39ヵ所の市有施設でライトダウンを実施し、全国の参加施設とともに、一斉消灯による地球温暖化対策に取り組みました。

各家庭や事業所に対しても、不要な照明の消灯によるキャンペーンの参加とその報告を広く呼びかけるとともに、市域でのライトダウンの取組みを先導的にするモデル事業として、市役所筋沿いの事業所等に一斉消灯を呼びかけました。キャンペーンの期間中、多くの家庭や事業所から参加報告をいただき、市域全体として大きな成果をあげることができました。

また、7月7日には（公財）岡山県環境保全事業団と共催でキャンドルナイトイベントを実施し、広く市民に対し地球温暖化防止対策を実施していく動機付けやテーマを提供しました。

(3) 岡山ふれあいセンターESCO事業について

本市では、平成13年から「岡山市環境保全行動計画」に基づき、市役所自らの事務・事業から発生する環境負荷を継続して低減する取組みを推進しています。職員による日常的な省エネ対策や、設備の運用方法の見直し等により、これまで一定の成果を上げてきましたが、今後、市有施設から発生する環境負荷を一層低減していくためには、

ハード面での省エネルギー対策が必要となってきています。

このような状況の中、平成20年度に策定した「岡山市地域省エネルギービジョン」では、「公共施設のESCO事業導入推進」を重点テーマの一つとし、民間の専門的な技術を活用した効果的な省エネルギー対策の推進を、優先的に取り組むべき事項として掲げています。

これらの指針に基づき、平成21年度に、市有施設を対象としたESCO事業導入可能性調査を実施しました。その調査結果を踏まえ、平成22年度に、事業成立可能な施設として岡山ふれあいセンターを選定し、ESCO事業導入のためESCO提案の公募を行いました。審議の結果、最優秀提案者を選定し、平成23年度に、住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業補助金の交付決定後、最優秀提案者とエネルギーサービス契約を締結しました。契約方法として「シェアード・セイビングス方式」（民間資金型）を採用しています。この契約に基づき、施設の改修工事や試運転及び調整を行いました。平成27年度の実績報告として、エネルギー使用量を29.1%削減、二酸化炭素を32.8%削減、光熱水費を16,823（千円）削減しました。

(4) 電気自動車の導入

現在、運輸部門のCO₂排出量は1990年比で約21%増加していることや、また、CO₂排出量の約20%が自動車から排出されていることから、自動車対策が重要な柱となっています。

岡山市では、地球温暖化対策や省エネルギー対策への取り組みについて、広く市民の理解を深めてもらうため、平成21年度に3台、平成22年度に4台、平成23年度に5台、平成24年度に3台、平成25年度に1台、平成26年度に3台、平成27年度には5台の合計24台の電気自動車を導入しています。

この電気自動車は通常業務で使用するとともに、4Rや環境の講習会等で普及啓発用としても使用しています。

電気自動車の普及に向けた率先取り組みとして、今後も継続的な導入を行います。

(5) 再生可能エネルギーの普及

現在、地球全体が抱えている深刻な課題である地球温暖化問題を解決するためには、省エネルギー対策のみではなく、再生可能エネルギーへの取り組みが重要となっています。

そのためには、二酸化炭素排出削減に有効な地球にやさしい再生可能エネルギーの普及を進めていく必要があります。

岡山市の太陽光に恵まれた特性を活かし、太陽光発電システムの普及を促進するための率先した取り組みとして、平成27年度には、北消防署へ10kw、南ふれあいセンターへ10kw等7施設へ太陽光発電設備を設置しています。

今後も地域での普及をめざし、市有施設への再生可能エネルギーの導入拡大を図ります。

(6) 岡山市市有施設への再生可能エネルギーの普及促進

再生可能エネルギーの利用や地球温暖化対策を推進するには、市民・事業者・行政の協働が必要です。そこで、本市では、市民にとって分かりやすい太陽光発電設備等を設置することで、市域全体を牽引していくため、市役所全体が連携して市有施設へ太陽光発電設備等を計画的・効果的に導入することを目指し、平成23年度に「岡山市市有施設への太陽光発電設備等導入方針」を定めました。

この基本方針では、太陽光発電設備・電気自動車・電気自動車用充電設備・市民共同発電事業・「エコ通り」推進事業について、「特に優先して導入する施設」と「導入の検討対象となる施設」に関する基準を設けています。平成27年度には、この基準に基づき、各局室へ平成28年度以降の太陽光発電設備等の導入について検討を依頼しました。

また、平成26年度は、災害時等に太陽光発電設備で発電した電気を非常用電源として使用することによる分散型電源の確保及び行政財産の有効活用を図るため、屋根貸しを行いました。既存の市

有施設9施設について、発電を行う事業を実施する事業者を公募したところ、4施設について事業提案があり、うち瀬戸町カヌー艇庫、承芳ふれあい広場、建部浄化センターの3施設を採用しました。

今後も、市有施設への太陽光発電設備等の「見える化」を図り、家庭等への太陽光発電設備費の助成と合わせて、市域全体での再生可能エネルギー等の普及促進を進めていきます。

(7) スマートエネルギー導入促進補助事業について

岡山市では、低炭素型の都市の実現に向け、市内の住宅・事業所へのスマートエネルギー化に資する機器の導入に対する補助を平成27年4月から実施しています。

①住宅用スマートエネルギー導入促進補助事業

平成27年度は住宅への太陽光発電システム（補助金上限額 10万円）、強制循環型太陽熱利用システム（補助金上限額 5万円）、エネファーム（補助金上限額 12万円）、家庭用リチウムイオン蓄電池システム（補助金上限額 15万円）、H E M S（補助金上限額 10万円）、高性能建材（補助金上限額 10万円）、電気自動車等（補助金上限額 10万円）、V 2 H（補助金上限額 10万円）の導入に対し、1,644件の補助を行いました。

②事業所用スマートエネルギー導入促進補助事業

平成27年度は事業所への強制循環型太陽熱利用システム（補助金上限額 50万円）、ガスコージェネレーションシステム（補助金上限額 150万円）、LED照明器具（補助金上限額 50万円）、高効率空調機器（補助金上限額 50万円）、エネルギー管理システム（補助金上限額 65万円）、電気自動車等（補助金上限額 10万円）の導入に対し、123件の補助を行いました。

(8) エコドライブ講習会について

地球温暖化の原因となる温室効果ガス排出量の削減のため、平成26年度からエコドライブ講習会を開催しました。平成27年度は10月6日、10月31日、11月17日の計3回、岡山県運転免許センタ

ーで行い計45名の参加がありました。当日は、JAFの指導のもと、エコドライブ運転操作についての講習や、エコドライブ走行練習等（燃費計測）を行い、参加者は約20%の燃費改善を図ることができました。

なお、個々の施策については、それぞれ別に記載していますので、そちらをご参照ください。

- 岡山市もったいない運動（→P 97）
- 岡山市環境保全行動計画（→P114）
- 岡山市環境パートナーシップ事業（→P95）
- 環境家計簿モニター活動（→P95）
- 地球環境問題ポスターコンクール（→P102）
- 地球環境問題パネル展（→P97）

XII すべての人の参加による環境づくり

1 環境負荷の少ないくらしのスタイルづくり

(1) 環境家計簿モニター活動

地球温暖化を防止するため、家庭のエネルギー使用量（電気、ガス、水道、灯油、ガソリン、軽油）を調べながら、省エネのくらしを広げる事を目的に、環境家計簿活動を展開しています。

平成27年度には（公財）おかやま環境ネットワークと合同で「環境家計簿カレンダー（おかやまエコカレンダー）2016」を1,800部作成しました。毎月、省エネの工夫や環境問題に関する知識等が掲載されており、環境家計簿活動参加申込者にカレンダーを配布しました。

(2) 岡山市環境パートナーシップ事業

21世紀を迎えた現在、人類全体が直面している様々な環境問題は、その原因の多くが、わたしたちのこれまでの社会経済活動やライフスタイルのあり方に根ざしています。このため、その解決のためには、すべての人による真剣な取組が求められています。

このようなことから、岡山市環境保全条例では、「本市に暮らし活動するすべての人が参加し、都市全体が環境保全を基調とした文化を有すること」等を基本理念とし、これらを実現するために、市民や事業者の環境保全活動をサポートするための「行動指針認定制度」を規定しています。

この事業は、これを推進する枠組みを整備することにより、すべての人の参加により、岡山市環境保全条例の理念が目指す都市をともに育てていくとするものです。

岡山市環境パートナーシップ事業の概要は以下のとおりです。

① エコボランティア活動

地域や環境の問題に対する深い関心とこれを改善する意欲を持ち、自発的に環境を保全・創造する活動を実践する市民や団体等を「エコボランティア」と位置づけ、それらの活動を支援し、活躍

できる場を用意するもので、以下の2部門とします。

ア. アダプト・プログラム部門

市民団体や企業等のみなさんが、主に、特定の地域内で実施する清掃や緑化、自然保護活動等の自主的な環境づくり活動が対象です。

イ. 地球市民部門

市民団体等が、市域全体や地球全体の観点から取り組む自主的な環境づくり活動が対象です。

② グリーンカンパニー活動

原料の購入から廃棄物の排出・商品の販売等まで、自らの活動から発生する環境負荷を継続して低減していこうとする事業所（公共機関を含む）を「グリーンカンパニー」として位置づけ、それらの活動を支援し、すぐれた活動を市の内外に顕彰していこうとするものです。平成18年2月から、「ISO14001部門」と「エコアクション21部門」の2部門を追加し、以下の4部門としています。

ア. ISO14001部門

組織の活動、製品・サービスが直接的又は間接的に与える著しい環境影響や環境リスクを低減し、その発生を予防するための環境マネジメントシステムの要求事項を規定した国際規格であるISO14001の認証を取得した事業者が、同規格に基づき実施する活動です。

イ. エコアクション21部門

環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、公表する方法として環境省が策定したエコアクション21の認証を取得した事業者が、同プログラムに基づき実施する活動

です。

ウ. 環境活動評価プログラム部門

事業者が、自らの事業活動から発生する環境負荷を継続して低減するため、環境への負荷及び環境保全の取組について自己チェックを行って作成した環境行動計画に基づき実施する活動です。

エ. ステップアップ部門

自らの事業活動から発生する環境負荷を継続して低減するため、チェックリスト等を利用して策定した具体的な取組事項の実践に取り組む活動で、規模の比較的小さい事業所等による活動が対象です。

表54 岡山市環境パートナーシップ事業登録団体

(平成28年3月末現在)

岡山市環境 パートナーシップ事業 (958団体 41,250人)	エコボランティア活動 (403団体 19,976人)	アダプトプログラム部門 (383団体 15,012人)
		地球市民部門 (20団体 4,964人)
	グリーンカンパニー活動 (555団体 21,274人)	ISO14001部門 (77団体 7,660人)
		エコアクション21部門 (8団体 351人)
		環境活動評価プログラム部門 (22団体 745人)
		ステップアップ部門 (448団体 12,518人)

◇環境経営セミナー

市内の事業所関係者等を対象に、グリーンカンパニー活動に関する理解を深めてもらうと共に、既にグリーンカンパニー活動などの環境経営に取り組んでいる事業所関係者には、活動内容のレベル向上などを図る場とするため、また、エコアクション21についても周知を図るために、(公財)岡山県環境保全事業団と共催で平成28年2月1日に「環境経営セミナー」を開催しました。

セミナーでは、エヌエス環境株式会社の畑中謙吾氏による講演のほか、エコアクション21の制度紹介や事例紹介等を行い、約38の事業者の参加がありました。セミナー終了後には、グリーンカンパニーの更新受付けやエコアクション21の認証取得に関する個別相談会を行いました。

◇環境エコツアー

グリーンカンパニー登録事業所を含む市内事業所を対象に、創エネ・省エネ機器を実際に間近で見させていただき、これらの機器が環境保全に貢献しているのを実感してもらい、事業所での創エネ・省エネ化を促進するため、平成28年2月に環境エコツアーを開催しました。

岡山市立市民病院の太陽光発電施設及びガスコージェネレーションシステムとヤンマーエネルギーシステム製造株式会社のガスコージェネレーション・ガスヒートポンプが製造されているラインを見学しました。

◇ニュースレターの発行

岡山市環境パートナーシップ事業参加団体の活動状況の紹介等により、岡山市環境パートナーシップ事業や市内で他の様々な環境づくり活動に参加している人達の情報交換や交流、広く一般市民への周知を図ることを目的に、ニュースレターを発行し、参加団体や公民館などに配布しています。

なお、ニュースレターの発行においては、公募で選ばれた市民環境記者の方に、参加団体の環境づくり活動等の取材や記事の執筆をしていただいています。以下に各号のトピックスを紹介します。

第47号

食と農 (8月発行)

第48号

未来へつなぐ「わがまちの宝」(2月発行)



「ニュースレター第47号」

(3) 岡山市エコ技術研究会

岡山市を中心とする地域で廃棄物の処理やリサイクルに携わる関係者に、市民を加えた産学官民の協働による「岡山市エコ技術研究会」が平成15年7月28日に設立されました。この研究会は廃棄物の処理やリサイクルについての研究開発や技術支援、リサイクル商品の利用促進についての研究や人材の育成などを目的とする調査研究機関として、また、企業、研究機関、行政、市民が抱える廃棄物を中心とした環境に関する問題について効率的、機能的に対処していくための情報発信の拠点となることを目指しています。

平成16年度から分科会を設置し、各研究対象ごとに研究を行っています。

(4) 「岡山市もったいない運動」の実施について

現在、地域や地球規模で起きている様々な環境問題を解決していくためには、私たち一人ひとりが、まず、ふだんの生活・活動を見直して、持続可能な社会を築いていく必要があります。

このような社会を築いていくための実践理念として、日本の伝統的な「もったいない」の考え方が世界的に注目されています。これは、限られた資源を大切に使う生活の中から生まれたものであり、この「もったいない」の心・生き方を改めて自覚することは、今後の持続可能な社会を実現していく上で、大きな意義があります。

また岡山市では、平成17年6月に国連大学から、世界最初の「持続可能な開発のための教育（ESD）の地域拠点」に認定されており、現在、地域の様々な組織・団体等が連携して、持続可能な社会づくりに貢献する人づくりを行っています。

そこで、「もったいない」を合い言葉として、市役所と市民、事業者等が協働して、人々の意識改革や環境にやさしいライフスタイル・活動の輪を広げていくことを目指し、「岡山市もったいない運動」を平成19年8月より実施しています。

(取組事項)

- ① 市役所自身の率先した行動の推進
- ② 市民・事業者等との連携
- ③ 市民一人ひとりの意識改革の推進
- ④ ESD活動との連携

2 環境教育・学習の推進

(1) 環境学習の機会

◇水辺教室

市内にすむ魚や昆虫などを実際に捕り、その生物を通して川の様子を観察し、市内の水辺環境を保全するために何をすべきか考えてもらう行事です。平成27年度は8月7日に開催しました。

◇地球環境問題パネル展

6月5、6日に、市役所1階市民ホールで、地

球環境問題パネル展を実施しました。パネル展では、平成24年度の地球環境問題ポスターコンクールの優秀作品や、地球環境問題及び地球環境保全の啓発パネルの展示、体験型展示コーナーの設置、啓発パンフレットの配布等を行いました。

◇児島湖流域環境保全推進パネル展

児島湖流域環境保全推進期間の9月の29～30日の2日間、市役所1階市民ホールにて、児島湖

の水質浄化をテーマとしたポスターの優秀作品と生活排水対策のパネル等を展示し、市民の水質浄化意識の高揚を図りました。

(2) 学校教育における環境教育

① 「岡山っ子育成条例」から

平成19年度に、「岡山市市民協働による自立する子どもの育成を推進する条例（愛称：岡山っ子育成条例）」を制定し、「家庭」「学校園」「地域社会」「事業者」がそれぞれの立場で具体的な行動を提案していき、今まで以上に市民協働で「自立する子ども」の育成を推進していくことを目指しています。そこで各学校園では、すべての命を大切にすること、自他の違いを理解し協調すること、自然や環境と調和していくこと、また、自然や美しいものに感動する心を大切にしていくことなどを通して、豊かな人間性の育成に取り組んでいます。

② 各学校での取組

学校では、理科・社会・家庭科等の教科の中での環境に関する学習はもちろんのこと、児童会や生徒会、またボランティアクラブ・部活動・委員会活動等の子どもたちが主体となった実践的な活動を通して環境美化、環境保護等の活動に取り組んでいます。

また、「総合的な学習の時間」の学習として、現代社会の大きな課題の一つである『環境』に関する課題を取り上げている学校もあります。その中では、学校の外での直接体験を通して豊かな自然環境に触れたり、地域の方、専門の方からの指導を受けたり、離れた学校間での情報交換を行ったりするなど、様々な形での実践的な学習が展開されています。

また、ESD（持続可能な開発のための教育）の推進拠点となる「ユネスコスクール」には15中学校、36小学校の計51校が認定を受けています。これらの学校の中には、地域の基幹産業の一つである農業をテーマに選び、農家にインタビューしたり、地域で栽培されている農産物マップ作りに取り組んだりしており、環境教育につながる実践を行っている学校があります。

こうした取組を通して、地球がかけがえのないものであることや、自然との「共生」なくして人は生きていけないことを学んでいきます。

(3) 次世代育成における環境教育

① 「自然体験リーダー養成講座」の開設

自然体験が不足しがちな子どもたちのために、自然の中で豊かな遊びを体験する機会を提供するリーダー（指導者）が求められています。

岡山っ子育成局（地域子育て支援課）では、各分野で活躍されている方々のご協力のもと、平成8年度から教育委員会生涯学習課で始めた「自然体験リーダー養成講座」を引き続き開設しています。

同講座では、STEP 1～3の3段階で実施しています。STEP 1では「まずは大人が楽しもう」というテーマで、受講生が五感を使って様々な自然体験を行い、自然に対する感性を開きました。STEP 2では自然体験リーダーズクラブ主催の子どもを対象とした自然体験プログラム「葉っぱウォッチング～めざせ、葉っぱマスター！～」にスタッフとして参加し、子どもにとっての自然体験の価値を学びました。そして、STEP 3では受講生が子どもを対象とした自然体験プログラム「行こうよ！森へ『ぐりりんの大冒険』」を企画・実践しました。

今年度は、より多くの大人に自然体験の楽しさを知ってもらうために、体験型としてのSTEP 1の回数を増やしました。

<自然体験リーダー養成講座 実施概要>

STEP 1 自然との出会い ～感性を開く～
8月29日（土）、9月20日（日）

…受講生13名

STEP 2 身近な自然と子ども
自然体験プログラムに参加！
10月3日（土）～4日（日）

…受講生11名

STEP 3 自然体験プログラムを創ろう①

—① 10月17日（土）～18日（日）

…受講生 5 名

STEP 3 自然体験プログラムを創ろう②

—② 11月7日（土）～8日（日）

…受講生 5 名

STEP 3 今日から君は自然体験リーダー！（実践）

—③ 11月28日（土）～11月29日（日）

…受講生 5 名

受講・修了者 5 名



自然体験リーダー養成講座

② 「自然体験リーダーズクラブ」の活動

「自然体験リーダー養成講座」の修了生と指導者の有志が、平成12年に「自然体験リーダーズクラブ」を発足させました。「子ども」と「自然」が好きな仲間が集まって楽しく活動しています。定期的に実践活動について協議する会合を開くとともに、活動状況を伝える会報「そよご」を毎月発行しています。

平成27年度の活動としては、各公民館主催の自然・環境関係の講座や、小学校でのゲストティーチャーなどとして市内各所で講師を務め、さまざまな自然体験プログラムを企画実施しました。また、「自然体験リーダー養成講座」のスタッフや講師として、事前の企画と体験活動の指導及び講座の運営を行うなど、幅広い活動を展開しています。

（自然体験リーダーズクラブ）

自然体験リーダー養成講座修了生及び講座講師が会員で、子どもたちのために、子どもたちと同じ目線で自然を楽しみながら自然の素晴らしさを伝える活動を行っています。現在、20代～70代までの、50人のメンバーが活動中。

主たる活動として、月1回の定例会、公民館等の施設で、環境講座やクラフト講座の講師をしたり、クラブ主催事業を運営実施したりしている。



自然体験リーダーズクラブの活動

③ 公民館での環境学習について

公民館では、5月30日の「ゴミゼロの日」に因んで、環境事業課の協力を得て「ゴミ減量・リサイクル推進週間公民館講座」を全公民館（37館）で実施し、約3,300人の参加がありました。

また、公民館が取り組むべき重点分野の一つとして、平成27年度も引き続き、「環境意識の高揚」を取り上げ、全公民館で110事業を実施し、12,071人に参加いただくとともに、子どものフリーマーケットや自然体験をはじめ、E S Dの視点を盛り込んだ講座の充実にも努めました。

おもちゃを修理して使う「おもちゃの病院」や、フードバンク岡山の取組から日本の食卓を考えるなど、身近な暮らしのエコ体験を通じて、社会問題との関連に気付くことができる講座や、E S Dの視点を活かした地域づくりにつながる事業を推進することを通じて、地域課題を見出し、自ら考え、行動できる人々の育成を目指しています。

今後は、公民館を拠点とした地域レベルでのE S D推進のための基盤づくりや、実践活動の成果を公民館事業に活かす取組を推進し、全館でのE S D事業の幅広い展開を図りたいと考えています。

表55 平成27年度公民館環境関係講座一覧

番号	館名	講座名
1	中央	わくわく天然生活
2		ゴミゼロ事業 保冷剤でアロマづくり&エコクッキング
3		水の学習室 ～身近な川を調べてみよう～
4	岡南	素朴に スローに シンプル・エコ
5		地域に広がれ緑のカーテン 岡南公民館ゴーヤプロジェクト
6		食器リユースコーナー
7	岡西	楽しくエコライフはじめませんか?
8		ゴーヤプロジェクト 2015
9		風のガーデン
10		岡山市ゴミ減量リサイクル推進週間事業 あなたは「捨てる」に「収納」で失敗している ～整理のキホン～
11		能登川用水を下る・お魚ちょ～さ隊
12	北	北☆エコくらぶ
13		エコなカルトナーージュ
14	西大寺	我が家の自慢の家庭園芸
15		ダルマガエルを保護しよう
16		自然だより編集委員会・発行
17		ゴミを減らそう! 食器のリユース・プロジェクト
18		かんぴょうづくり隊
19		初めての樹木の剪定
20		星空観察会
21		自然探検
22		ジャコウアゲハ草刈り隊
23		天然! 椿オイルをつくろう
24	上南	もったいない運動
25		わくわくふるさと観察隊
26		楽しい園芸教室
27	一宮	緑のカーテン講習会
28		草木染め体験教室
29		保冷材を使った手づくりアロマ消臭剤と生ゴミを出さないエコクッキング(ゴミゼロ)
30		やさしいまち いちのみや
31	津高	ホテルと環境を考える会
32		天体観望会 in 津高
33		園芸講座
34		ゴミゼロ事業 新聞紙でエコバッグをつくろう
35	高松	エンジョイエコライフ・食と体を立て直す・
36		田んぼの学校
37	吉備	スローライフでいこう
38		ゴミ減量・リサイクル推進週間行事 暮らしに役立つふるしき包み
39	妹尾	妹尾公民館環境フェスティバル
40		せのおエコくらぶ
41		園芸ボランティア養成講座
42		もったいない!フリーマーケット in ふなめし祭
43	福田	思い出の布が大変身! エコ・カルトナーージュ
44	上道	上道の自然を満喫しよう
45		新庄山ふれあいハイキング
46	興除	見る 聴く 味わう 食再考
47		興除エコトーク
48	足守	ゴミ減量化事業「フードバンクってなあに」
49	藤田	おしゃれリサイクルカップでグリーンのある暮らし
50		ガーデニング講座
51	大元	楽しんで!エコライフ
52		おもちゃのリユース会
53		ゴミゼロ おうちのタオルでスタイをつくろう
54	東	ゴミ減量・リサイクル推進講座 わくわくフリーマーケット
55		楽しい園芸教室
56		スイッチON!えこらいふ

番号	館名	講座名
57	南	新聞で作るばらブローチ(ゴミゼロ事業)
58		楽しい園芸講座
59		はじめての野菜づくり
60		ストップ!食品ロス
61		しぜんワクワク体験隊
62	旭東	ゴミ減量・リサイクル推進週間講座①布ぞうりづくり②食器のリユースコーナー
63		旭東自然調査隊
64		楽しい園芸講座
65	操南	まいにち☆ぐるぐる研究所2
66		第3回ゴミゼロ☆子どもフリーマーケット in 操南公民館
67		操南フィールドミュージアム
68	山南	廃油石けんづくり
69		食器のリサイクル市
70		旬を食べる ～食育を考えよう～
71		ダッシュ村(ESD 講座)
72		パンプーアート
73		牛乳パックで押し花はがきを作ろう
74	福浜	できる!楽しい!エコライフ
75	富山	水とみどりのプロジェクト
76		本と食器のリユース
77	芳田	ゴミ減量・リサイクル推進週間公民館講座 「エコひろば」
78		キャンドルナイト
79		リユースコーナー
80	高島	川ガキ 2015 ～川であそべるようになろう!～
81		“もったいない”を考えよう
82		わくわくふるさと探検隊
83		古着で布ぞうりをつくろう
84		草の根ESD事業 高島・旭竜再発見 竜ノ口山に登ろう!
85		おもちゃ病院
86		エコミュージアム定例会
87		スローな暮らしを学ぼう! 食から始める やさしい暮らし
88	京山	岡山市京山地区 ESD 環境プロジェクト
89		第11回岡山市北区京山地区ESDフェスティバル
90	光南台	ゴミゼロ推進
91	御南西	始めよう!エコ生活
92	旭	楽しい園芸生活
93		旭園芸部
94		ゴミゼロ・リサイクル推進事業 「フリーマーケット」リユースコーナー
95		しぜんがいっぱい旭川
96		木育教室
97	東山	あさひがわウォッチング
98		緑のカーテンを育てよう
99		ゴミ減量リサイクル推進事業
100	岡輝	岡輝530西川を写そう! 小学生カメラマン
101	御津	みつ自然観察
102		530講座 もったいない～食品ロスや暮らしのゴミを減らしてすっきり!
103	灘崎	なださきホテルまつり
104		共に生きよう エコトピア灘崎
105	建部町	ゴミゼロ・食器交換
106		かいほり調査2015
107	瀬戸	瀬戸生きもの探偵団 ～瀬戸町の身近な生き物たち
108		ゴミゼロ啓発講座
109		ビギナーズのための園芸教室
110	万富	ゴミゼロ行事

(4) ポスターコンクール

◇児島湖流域環境保全推進ポスターコンクール

県を事務局として、児島湖の水質浄化をテーマとした環境保全ポスターを児島湖流域内の市町村を対象に小・中学校の児童、生徒から募集しています。

ポスター募集については、広報紙に掲載し、また、作品募集ポスターを各学校・区役所・公民館等に配布しています。

また、優秀作品については表彰し、9月の「児島湖ふれあい環境フェア」等において展示しています。

平成27年度の岡山市分応募数は、356点でした。中学生の部では、岡山大学教育学部附属中学校1年富永桃さんが岡山県知事賞、岡山市立光南台中学校3年本田有生さんが岡山市長賞に、小学生の部では、岡山市立鹿田小学校6年湯田莉央さんが岡山市長賞に入賞しました。

◇地球環境問題ポスターコンクール

地球環境の現状や身近な視点から地球にやさし

く住みよい環境をつくるための方法などについて、岡山市内の小学校4年生から中学校3年生の児童・生徒にポスターを描いてもらうことにより地球環境問題に対する市民意識の高揚を図ることを目的として、岡山市、岡山市教育委員会、(公財)岡山県環境保全事業団及び岡山E S D推進協議会の共催で実施しました。

平成27年度は、小学校10校、中学校10校から651点の応募があり、市長賞小学生の部に鹿田小5年富田珠維さん、市長賞中学生の部に高松中2年板野あすかさんが選ばれ、他98作品が岡山市議会議長賞、岡山市教育長賞、(公財)岡山県環境保全事業団理事長賞、岡山E S D推進協議会長賞、特選及び入選に選出されました。

入賞作品は3月12日から4月3日まで岡山市立中央図書館2階展示コーナーに展示され、市長賞中学生の部に選ばれた板野あすかさんの作品は平成28年版岡山市環境白書の表紙に採用されました。また、平成26年度の市長賞等4賞8作品は、岡山市のごみ収集車に掲示し啓発活動を推進しました。

3 自主的な活動への支援

(1) 「こどもエコクラブ活動」事業

市、岡山県、岡山東法人会などによるパートナーシップ事業として、行事を開催しました。

◇第18回こどもエコクラブinおかやま活動発表会

こどもエコクラブのみなさんの一年間の成果を、作成した壁新聞をもとに参加したみなさん同士で意見交換する会を平成28年2月28日(日)に、岡山後楽園「鶴鳴館」で開催しました。

参加クラブ：イオン岡山チアーズクラブ、わくわくエコクラブ、イオン倉敷チアーズクラブ、そるとエコクラブ、加美っ子クラブ、岡山ハッケンジャー、A研キッズ

参加者：77名

テーマ：「生きものと植物のオアシス

岡山後楽園エコさんぽ」

講師：岡山県自然保護センター

山田哲弘さん

(2) 「岡山市身近な生きものの里」事業

平成20年度から「岡山市ホタルの里」事業を発展させた「岡山市身近な生きものの里」事業を展開しています。

この事業は、ホタルをはじめとした“身近な生きもの”をシンボルとした環境保全活動を、市民と行政が協働で推進することを通じて、それぞれの地域の特性に応じた、身近な自然を大切にする地域づくりを図ることを目的としています。

現在、「岡山市身近な生きものの里」に認定され、地域で保全活動が行われているのは、足守、大井、下高田、福谷、高島・旭竜、曹源寺、山南、室山、竹枝、宇甘西、豊、灘崎、龍泉寺、千種の14地区で、地域住民の保全活動に対し、活動資材の提供

などの支援を行っています。

それぞれの地域では、さまざまな取組によって、生物の生息環境の保全が図られていますが、一方で、活動団体構成員の高齢化や、ホタル、湿地植物等を鑑賞する際のマナーの悪化などの課題が生

じています。

また、ホタルをシンボルとして活動している地域には、県内のホタル保全活動団体の交流会として毎年開催されているホタルフォーラムに参加・発表しているところがあります。

4 情報の提供

(1) 普及啓発冊子

平成27年度に以下の冊子等を作成し、啓発・学習資料として学校、公民館、家庭に配布しました。

「環境家計簿レポート」(1,750部)

「環境家計簿カレンダー」(1,800部)

「岡山市環境白書」(400部)

「PM2.5 (本編)」(2,000部)

「PM2.5 (概要)」(1,000部)

(2) 各種メディアを通じた広報活動

○ 市民のひろばおかやま

4月号「家庭ごみ有料指定袋と外装袋への広告」
(環境事業課)

「岡山市事業系ごみ減量化・資源化推進優良事業者等表彰 受賞者決定」(環境事業課)

5月号「児島湖流域環境保全推進ポスターコンクール作品」(環境保全課)

「大気汚染対策についてお知らせします」
(環境保全課)

6月号「めだかの学校環境教室(環境学習センター「めだかの学校」)

「毎月10日は岡山県統一ノーレジ袋デーです」
(環境事業課)

「平成27年度環境月間パネル展」(環境保全課)

「合併処理浄化槽の設置補助」(環境保全課)

「平成27年度岡山市事業系ごみ減量化・資源化推進優良事業者表彰の推薦」(環境事業課)

7月号「夏の節電にご協力を」(環境保全課)

「CO₂削減/ライトダウンキャンペーン」
(環境保全課)

「太陽光発電や電気自動車などの導入経費の一部を助成します」(環境保全課)

「クールシェアスポットOKAYAMAキャンペーン」(環境保全課)

「ESD推進事業 足守水辺教室」(環境保全課)

「自主的な環境保全活動の支援エコボランティア活動団体」(環境保全課)

「市民環境記者」(環境保全課)

「ごみステーション管理資材購入に対する補助金の新設」(環境事業課)

「家庭ごみ有料指定袋の減免申請受け付けが始まります」(環境事業課)

「集まれ!市民のエコライフ&テクノロジー」(岡山大学廃棄物マネジメント研究センター)

8月号「第14回おかやまサイクル工作コンクール作品」(環境保全課)

「精霊送りに関するお願い」(環境事業課)

「ごみ処理施設周辺ダイオキシン類環境調査結果の公表」(環境施設課)

「ESD岡山アワード2015」(ESD推進課)

9月号「きれいな児島湖をとりもどそう 9～11月は「児島湖流域環境保全推進月間」

(環境保全課)

「食品ロス削減啓発プログラム講座受講者」
(環境事業課)

「生ごみ減量普及員養成講座参加者」
(岡山市エコ技術研究会)

10月号「ESDフォーラム2015in岡山/第16回日中韓環境教育ネットワーク・シンポジウム」

(ESD推進課)

「岡山市美しく快適なまちづくり表彰の推薦」
(環境事業課)

「ごみ減量・リサイクルガイド保存版「どーすりゃーええ?」を郵送します」(環境事業課)

「水銀血圧計・水銀体温計の回収にご協力を」(環境事業課)

11月号「太陽光発電や電気自動車などの導入費用を一部助成します」(環境保全課)

12月号「年末・年始のごみ収集」(環境事業課)

「家庭ごみの組成分析調査を行いました」
(環境事業課)

「ESD岡山アワード2015贈呈式・記念行事および公民館ESDフォーラム」
(ESD推進課)

1月号「地球環境問題ポスターコンクール作品」
(環境保全課)

「環境経営セミナー」(環境保全課)

「太陽光発電システムや電気自動車導入などの補助金」(環境保全課)

2月号「岡山市のESD」(ESD推進課)

3月号「平成28年4月から資源化物の品目を拡大します」(環境事業課)

「岡山市美しく快適なまちづくり表彰受賞者決定」(環境事業課)

「岡山市食品ロス削減取組事例最優秀賞・優秀者決定」(環境事業課)
「生活環境影響調査書の縦覧」(環境施設課)
「地球環境問題ポスターコンクール入賞作品の展示」(環境保全課)

○ 懸垂幕

5月～9月 大気汚染防止夏期対策
6月～7月 CO₂削減ライトダウンキャンペーン
10月～11月 アイドリングストップ
2月 省エネルギー月間
4月～5月、12月～3月
美しく快適なまちづくりの啓発

○ 市政テレビ

・OHK
平成27年8月「ESD岡山アワード」
・TSC
平成28年3月「透明食品トレイの回収」
・Oniおかやま情報かわらばん
平成27年5月11日「大気汚染」
平成27年6月29日「節電 ライトダウン」
平成27年7月20日「ごみ袋の減免申請」
平成27年12月7日「年末し尿」

平成27年12月14日「年末(し尿以外)」
平成28年3月14日「資源化物品目拡大」

○ 市政ラジオ

・岡山シティエフエム (Radio MOMO)
平成27年7月3日「ライトダウンキャンペーン」
平成27年7月24日「ごみ袋の減免申請」
平成27年9月2日「ESDカフェ」
平成27年10月7日
「岡山市美しく快適なまちづくり表彰の推薦」
平成27年10月15日「ESDフォーラム2015in岡山」
平成27年12月23日「年末・年始のごみ収集等について」
平成28年2月19日「岡山市のESD」
平成28年3月30日「4月から資源化物品目拡大」
・山陽放送 (RSK)
平成27年5月15日「ESDボランティア募集」
平成27年7月3日「大気汚染」
平成27年7月23日「ごみ袋の減免申請」
平成27年8月15日「精霊送り」
平成27年12月11日「年末・年始(し尿)」
平成27年12月18日「年末・年始のごみの収集」
平成28年3月18日「資源化物品目拡大」

5 岡山ESDプロジェクト

2005年(平成17年)1月から始まった「国連・持続可能な開発のための教育(ESD: Education for Sustainable Development)の10年」を受けて、岡山市では岡山市環境保全課を事務局として、平成17年4月に「岡山地域『持続可能な開発のための教育』推進協議会(岡山ESD推進協議会)」が立ち上がり、現在、様々な立場の人々がそれぞれの場所で連携しながらESDを推進する「岡山ESDプロジェクト」を行っています。(現在は岡山市市民協働局ESD推進課が事務局となっています。)平成17年6月には国連大学から世界の6地域とともに世界で最初の「持続可能な開発のための教育に関する地域の拠点(RCE: Regional Centres of Expertise on Education for Sustainable Development)」のひとつに認定されました。(平成27年度末現在は、146地域に拡大)2014年(平成26年)に「ESDに関するユネスコ世界会議」が開催され、その成果を踏まえ、ユネスコでは「グローバル・アクション・プログラム(GAP)」を策定し、2015年以降も引き続きESD

を推進していくことが示されました。これを受け、岡山市と岡山ESD推進協議会においては、新たに「岡山ESDプロジェクト2015-2019基本構想」を策定し、引き続きESDの推進に取り組んでいます。

以下に岡山ESDプロジェクトの事業概要を記します。

(1) 目的

岡山地域に暮らすすべての人々の「持続可能な社会づくり」に関する理解や知識を深め、地域内で自主的・積極的に持続可能な社会づくりに取り組む組織や人の輪を広げます。また、岡山地域の内外でESDに取り組む人たちとの交流・連携を図ることにより、国際社会全体におけるESDの推進や持続可能な社会の実現に貢献していくことを目指します。

(2) 地域

岡山市を中心とする地域を対象としますが、行政区域にかかわらず岡山県内の河川流域・都市圏

などの広域における関連組織と連携を図り、ESDを推進します。

(3) 対 象

当該地域内に暮らす人たちを対象としてESDに取り組む組織・団体の活動が対象です。また、ESDが含む広範な分野の中で「環境教育」と「国際理解教育」を中心として、他の分野にも拡大していきます。

(4) 事業期間

平成27年4月からの5年間です。

(5) プロジェクトの内容

① 岡山ESD推進協議会の運営

地域内の教育機関・市民団体・事業者・マスメディア・行政等の団体や組織で構成する岡山ESD推進協議会が中心となってプロジェクトを推進しています。協議会には、委員会・運営委員会があり、事業方針や事業計画を策定して構成組織の活動を支援しています。

② 岡山ESDプロジェクト参加団体の登録・活動支援

岡山地域でESDに取り組む組織の中で本プロジェクトの趣旨に賛同する組織等を岡山ESDプロジェクト参加団体として登録し、支援しています。平成27年度末では、246の組織が登録されており、このうち30団体に助成金を交付しました。

表56 平成27年度助成金交付団体一覧

	団体名	事業名
1	特定非営利活動法人アートファーム	市民とともに考える「文化芸術による創造都市セミナー」平成27年度「施設環境編」
2	旭川源流大学実行委員会	ポスター展示企画～児島湖・児島湾・瀬戸内海の窒素循環と生きものたち～
3	いち実行委員会	有機生活マーケットいちのリーフレット作成
4	いろは邑	親業訓練に基づいた人間関係づくり
5	NPO 法人美しい田園 21 中国四国支部	地域資源保全に関する資源保全事業等
6	大野いい川づくり	御津の「みどり」と清流を守る会
7	おかやまエコマインドネットワーク	新しい農業の姿と地産地消ワークショップ(仮)
8	岡山市立少年自然の家ファミリー農園クラブ	岡山市立少年自然の家ファミリー農園クラブ
9	岡山県立興陽高校	農業を通じたESD環境活動の実践と啓発
10	公立大学法人岡山県立大学デザイン学部	岡山市犬島地区を拠点とした次世代型ESD教育プログラム開発
11	岡山市京山地区ESD推進協議会	ESDによる地域資源と人材育成の継続的な仕組みの確立事業
12	岡山商工会議所青年部	愛らぶ おかやま川柳
13	岡山フェアトレードの会	見て、聞いて、体験するフェアトレード
14	岡山ユネスコ協会	ユネスコ70周年記念式典と記念事業「私のまちのたからもの—ESDユネスコ展 in 岡山」
15	くらしのたね	くらしのたね おかげまつり
16	特定非営利活動法人グリーンパートナーおかやま	「世界の宝石・瀬戸内海」を磨く～海底ごみ回収底引き網体験学習 GOMI ゼロ探検隊～
17	国際医療勉強会ILOHA	ILOHA 夏プロジェクト「戦争と平和を学ぶ」
18	特定非営利活動法人こくさいこどもフォーラム岡山	国際理解およびグローバル人材育成の支援
19	就実・森の学校	現代に生かす里山再生事業～防災拠点・防災倉庫の整備に向けて～
20	瀬戸町三彩会	絵画制作及び指導を通して町づくり・人づくり
21	高松農業高校「高農環境を考える会」	スイゲンゼニタナゴ生息環境保全事業
22	NPO法人だっぴ	「働き方百科」進路を考える若者が働き方・生き方に会えるトークイベント だっぴ50×50 2015
23	ダフェプロジェクト	カフェで語るESDスピノフ企画「ネパールに見る支援のあり方～ネパール地震の前と今～」
24	NPO法人タブララサ	エコをスマートに～まだ見ぬ人への紹介状～
25	津倉わいわいESD	町内の課題克服と地域リーダー養成のための学習会
26	津山工業高校工業化学科化学部	ESDの視点に立った地域人材育成の取組
27	中撫川東さくらクラブ	緑のカーテンおよび学習会
28	特定非営利活動法人ハート・オブ・ゴールド	国際理解教育を通しての学び
29	平和の樹	Peace Week Festival in Okayama
30	特定非営利活動法人まちづかい塾	持続可能な社会を紡ぐコミュニティカフェ

③ ユネスコスクール活動への支援

岡山市教育委員会と連携して、ユネスコスクールへの活動支援を行いました。51の市立小中学校が中学校区ごとに構成している15の地域団体に助成金を交付しました。

**表57 平成27年度 ユネスコスクール活動
支援助成金交付団体一覧**

	中学校区	学校名
1	足守中学校区ユネスコスクール推進校連絡会	足守中学校
		足守小学校
		蛭明小学校
2	建部中学校区ユネスコスクール推進校連絡会	建部中学校
		建部小学校
		福渡小学校
		竹枝小学校
3	福田学区 ESD 推進連絡会	福田中学校
		福田小学校
4	藤田地区 ESD 地域連絡会	藤田中学校
		第一藤田小学校
		第二藤田小学校
		第三藤田小学校
5	光南台中学校区 ESD 地域連絡会	光南台中学校
		甲浦小学校
		小串小学校
6	岡山市京山学区ユネスコスクール推進協議会	京山中学校
		伊島小学校
		津島小学校
7	操山中学区 ESD 推進協議会	操山中学校
		三熱小学校
		宇野小学校
8	上南中学校区ユネスコスクール推進校連絡会	上南中学校
		開成小学校
		政田小学校
9	御南中学校区 ESD 地域連絡会	御南中学校
		御南小学校
		西小学校
10	福南中学校区 ESD 推進協議会	福南中学校
		福島小学校
		南輝小学校
11	高島学区 ESD 推進協議会	高島中学校
		高島小学校
		旭竜小学校
12	瀬戸中学校区 ESD 推進連絡会	瀬戸中学校
		江西小学校
		千種小学校
13	上道学区 ESD 推進協議会	上道中学校
		角山小学校
		城東台小学校
		御休小学校
		浮田小学校
14	興除学区 ESD 推進協議会	平島小学校
		興除中学校
		興除小学校
		曾根小学校
15	高松中学校区 ESD 推進協議会	東嶺小学校
		高松中学校
		庄内小学校
		加茂小学校
		鯉山小学校

④ ネットワークづくり

プロジェクト参加団体の交流会を開催しました。

⑤ 一般市民への啓発活動

平成27年10月24日から11月3日までを「ESDウィーク2015」とし、65のESD関連事業を開催しました。

また、10月15日に「ESDフォーラム2015 in 岡山」、平成28年2月21日に「わいわいESDランド」を開催したほか、マスメディアや各種行事で啓発を行いました。

⑥ 他のRCE等との連携・交流・情報交換

平成27年5月22日から24日にかけて大韓民国トンヨン市（RCEトンヨン）を訪問し、15か国20地域から500人が出席して行われた「セジャトラセンター」のオープニング記念行事に参加しました。

⑦ ユース・人材育成

市民団体、企業、行政関係者等を対象に延3日間「ESDコーディネーター研修」を実施しました。

また、大学生を対象に夏季、冬季の2回「ESD大学生インターンシップ」事業を実施しました。

⑧ 優良事例の顕彰

国内外の地域コミュニティにおけるESDの優良事例を顕彰する「ESD岡山アワード2015」を実施しました。

XIII 施策の実施状況

1 平成27年度に実施した施策・事業の概要

※市の各組織・施設が岡山市環境保全行動計画に基づき、主に、それぞれの事務事業自身から発生する環境負荷を低減するために実施した施策・事業は除く

(1) 「水と緑に囲まれた快適な都市環境が実現しているまち」の実現のために

① 水と緑の潤いあるまちをつくろう

【都市整備局】

- ・公園・遊園地等愛護委員の愛護活動の助成
- ・国補公園緑地整備事業
- ・単独公園緑地整備事業
- ・生垣設置、屋上緑化・壁面緑化等への助成
- ・保存樹等の指定

【下水道局】

- ・玄関前花壇の整備

② 安全で快適に通行できるまちにしよう

【環境局】

- ・美しく快適なまちづくり

③ 歴史・文化にふれる美しいまちにしよう

【都市整備局】

- ・都市景観形成事業
- ・修景施設整備補助事業
- ・路上違反屋外広告物一斉指導
- ・違反屋外広告物除却委託業務
- ・岡山市景観まちづくり賞表彰制度

【教育委員会】

- ・史跡彦崎貝塚整備事業
- ・史跡大廻小廻山城跡整備事業
- ・史跡造山古墳保存整備事業
- ・史跡岡山城跡歴史的環境整備事業

(2) 「豊かな自然環境と共生した暮らしが実現しているまち」の実現のために

① 豊かな自然環境を守り育てよう

【環境局】

- ・自然公園関連業務

【経済局】

- ・多面的機能支払交付金事業
- ・中山間地域等直接支払交付金事業
- ・環境保全対策清水導入事業
- ・浚渫藻刈交付金
- ・用排水障害対策事業（特別浚渫）
- ・里山再生支援事業
- ・市民憩いの森整備事業
- ・市有林管理事業
- ・分収造林事業
- ・松くい虫対策事業
- ・安全安心な農業生産確立事業
- ・環境保全型農業直接支払交付金事業

【水道局】

- ・水源林事業

② 多様な生きもののつながりを大切にしよう

【環境局】

- ・ホテル調査
- ・希少野生生物（淡水魚）の保護
- ・生物多様性保全の取り組み
（自然環境配慮情報システムの整備を含む）
- ・その他野生生物の保護
- ・自然保護活動推進員制度
- ・身近な生きものの里事業

【経済局】

- ・鳥獣関係対策事業

【都市整備局】

- ・交付金河川改修事業

【教育委員会】

- ・アユモドキ保全活用事業

③ 自然とふれあい親しもう

【保健福祉局】

- ・岡山に生息する淡水魚の展示

【環境局】

- ・中国自然歩道の管理

- ・西大寺門前環境再生広場の管理
- ・水辺教室（足守ほか）

【都市整備局】

- ・操山公園里山センターの運営
（里山の自然・歴史等をテーマにした環境講

座。観察会の開催）

【教育委員会】

- ・公民館地域の文化・自然体験活動

(3) 「安全な生活環境と循環型社会が実現しているまち」の実現のために

① きれいな水環境、健全な水環境にしよう

【環境局】

- ・生活雑排水対策の啓発
- ・児島湖流域環境保全推進月間行事
- ・児島湖流域環境保全推進ポスターコンクール
- ・児島湖流域清掃大作戦
- ・水生植物による水質浄化実践活動の普及促進
- ・合併浄化槽設置推進
- ・ごみ減量・リサイクル推進週間啓発

【下水道局】

- ・汚水処理整備事業

【水道局】

- ・浄水場内利用水の循環使用（クローズド処理）

② ごみの減量化と資源化に取り組もう

【環境局】

- ・環境ごみスクールの実施
- ・岡山市事業系一般廃棄物減量化・資源化推進協議会
- ・岡山市減量化・資源化推進優良事業者等表彰制度
- ・市有塵芥車等へのバイオ燃料（BDF）の使用の推進
- ・資源回収推進団体報奨金制度
- ・廃棄物を再利用する講座（リユースぷらざ）

【下水道局】

- ・脱水ケーキ堆肥資源化（コンポスト）

【水道局】

- ・浄水汚泥処分業務

【教育委員会】

- ・ごみ減量リサイクル週間公民館行事

③ 安全で快適な生活環境を守ろう

【環境局】

- ・中小企業公害防止施設補助金交付制度
- ・環境保全（公害防止）協定の協議・締結
- ・アスベスト環境測定調査
- ・有害大気汚染物質対策調査
- ・ばい煙等測定業務
- ・酸性雨調査
- ・事業場立入調査
- ・ゴルフ場農薬による影響評価
- ・ダイオキシン類常時監視業務
- ・水環境における外因性内分泌かく乱化学物質に関する実態調査
- ・土壌汚染防止対策の推進
- ・東部クリーンセンター周辺ダイオキシン類環境調査
- ・東部クリーンセンター周辺大気調査
- ・東部クリーンセンター周辺土壌調査
- ・岡南環境センター周辺ダイオキシン類環境調査
- ・当新田環境センター周辺ダイオキシン類環境調査

【都市整備局】

- ・交通渋滞対策の推進、道路環境の改善

④ 減災と環境被害防止に取り組もう

【下水道局】

- ・浸水対策事業

【消防局】

- ・北消防署整備事業

(4) 「地球にやさしい活動と市民・事業者・行政の協働が実現しているまち」の実現のために

① 暮らしと産業の低炭素化に取り組もう

【市民局】

- ・岡山シティミュージアム館内の照明器具のLED化

【環境局】

- ・ライトダウンキャンペーン
- ・地球温暖化防止月間パネル展
- ・省エネルギー月間パネル展
- ・住宅用スマートエネルギー導入促進補助事業
- ・事業所用スマートエネルギー導入促進補助事業
- ・市民共同発電事業
- ・環境家計簿
- ・ごみ焼却に伴うサーマルリサイクル及びマテリアルリサイクル

② 低炭素型まちづくりを進めよう

【環境局】

- ・公用車への電気自動車の導入
- ・岡山ふれあいセンター ESCO 事業
- ・電気自動車普及促進事業
- ・エコドライブ講習会
- ・市有施設への太陽光発電等の推進
- ・アイドリング・ストップ運動
- ・バイオ燃料地域利用事業
- ・当新田余熱利用健康増進施設整備・運営 P F I 事業
- ・東部余熱利用健康増進施設整備・運営 P F I 事業
- ・ごみ燃料に伴うサーマルリサイクル

【都市整備局】

- ・パーク・アンド・バスライド推進事業
- ・新交通基本計画策定事業
- ・吉備線LRT化検討事業
- ・自転車先進都市おかやま事業
- ・駅前広場への路面電車乗り入れ調査・検討

【教育委員会】

- ・校舎の改築等に合わせて太陽光発電設備を実施

③ 環境教育・環境学習に取り組もう

【市民生活局】

- ・岡山シティミュージアム内に岡山の自然などについて学習できるコーナーを設置

【市民協働局】

- ・E S D 地域活動の推進
- ・E S D に係る国際交流・情報発信

【環境局】

- ・地球環境問題ポスターコンクール

【下水道局】

- ・下水道出前授業

【教育委員会】

- ・環境学習事業（めだかの学校環境教室）
- ・親子環境学習サマースクール
- ・ユネスコスクール推進事業
- ・公民館環境講座
- ・E S D 関連図書等整備事業

【岡山っ子育成局】

- ・自然体験リーダー養成講座
- ・子ども体験活動推進事業

④ 協働して環境保全に取り組もう

【環境局】

- ・岡山市環境保全行動計画の推進
- ・環境パートナーシップ事業
- ・環境経営セミナー
- ・環境エコツアー
- ・こどもエコクラブ
- ・ノーマイカーデー運動

【都市整備局】

- ・緑化・美化功労者の表彰

【会計課】

- ・用品特別会計におけるグリーン購入達成率の向上

【水道局】

- ・水道局独自の環境マネジメントシステムの管理及び推進

2 第2次岡山市環境基本計画における成果指標一覧

成果指標一覧

成果指標	成果指標の説明・根拠	平成27年度実績
西川・枝川緑道公園の利用者数	リニューアルにより西川・枝川緑道公園の魅力を高め、1日あたりの利用者数の20%増加をめざす。	692人
公園・緑地の整備や緑化推進の満足度	市民協働による緑化施策を推進し、満足度を50%に高めることをめざす。	40.8%
ごみのポイ捨て数	6か所の調査地点のポイ捨て数の平均	106個
屋外広告物モデル地区指定数(累計)	景観形成重点地区と連携した屋外広告物モデル地区指定数	1地区
景観形成重点地区指定数(累計)	屋外広告物モデル地区と連携した景観形成重点地区指定数	4地区
地区計画決定地区数(累計)	本市において地区計画を定めた地区数(累計)	19地区
街並み修景助成事業の実施状況(累計)	街並み修景助成事業の実施件数(累計)	26件
文化財の親しみ度	岡山の文化財に市民がふれる回数を増やし、年間70,000人に増加させる。	83,145人
史跡指定地の増加と整備事業の推進	国庫補助事業による史跡指定地候補の範囲確認調査と整備事業の拡充	5ヶ所
文化振興・歴史保存活用の満足度	文化振興や歴史資源の保存への市民満足度を向上させ40%になることをめざす。	32.0%
農業用水路の浚渫・藻刈を実施する地元組織数	用排水運営費の浚渫委託料の支出先数	157
リフレッシュ瀬戸内(海岸清掃)の参加者数	宝伝・海水浴場の清掃者数	150人
森林や原野の割合	本市の自然の豊かさを代表する森林の保全を推進し、現状の林野率を維持する。	44.70%
エコファーマーの認定者数	県が認定するエコファーマーの岡山市認定農家数	109
アユモドキの実態調査対象地域の拡大	実態調査対象地域の範囲拡大	賞田地域(西)
ホテルの生息地	清流と自然生態のバロメーターであるホテルの生息地点数を維持する。	200か所
永江川における緩傾斜護岸の整備事業進捗率	事業費ベース	68.7%
倉安川における自然石護岸の整備事業進捗率	事業費ベース	68.7%
身近な生きものの里認定地区数	毎年度1地区の認定をめざす。	14地区
地域環境教室の新規実施地区数	市民が実施主体となって開催する環境学習活動の数	5
自然体験・文化伝承に関する公民館講座数	環境講座の中でも、自然体験や文化伝承などをテーマとした講座の数	29講座
児島湖の水質(COD)	環境基準(COD 5.0mg/l未満)達成をめざす。	7.2mg/l

成果指標	成果指標の説明・根拠	平成27年度実績
海域の水質 (COD)	すべての測定地点において環境基準 (COD) の達成をめざす。	達成率1/3
汚水処理人口普及率	効率的な整備手法により汚水処理人口普及率90%をめざす。	80.9%
浄化用水導入量	非かんがい期における浄化用水の導入量	200千t/日
水路内緑化施設の整備箇所	特に下水道等が未整備の地域において、意識啓発・水路の景観形成を目的に実施する。	3ヶ所
事業場排水等の監視	2～3年に一度は監視対象とし、のべ350事業場の監視を維持する。	404事業場
市民1人1日あたりのごみ排出量	ごみの発生抑制の観点から、最も基本的な指標であるごみ排出量を削減し、市民1人1日あたり720gをめざす。	853g/人日
家庭系ごみの排出原単位	ごみのない清潔なまちをつくる。	515g/人日
事業系ごみの排出原単位	ごみのない清潔なまちをつくる。	338g/人日
資源化率	分別の徹底や拠点回収などの充実により、リサイクルに関する主要指標である資源化率を33%に高める。	22.59% (見込み)
埋立処分率	ごみのない清潔なまちをつくる。	3.66% (見込み)
建設廃棄物の再利用率	建設廃棄物の再利用を推進する。	99%
建設発生土の利用率	建設発生土の利用を推進する。	95%
東部・西部リサイクルプラザ来場者数	ごみ分別等の普及啓発のため、現状より少しでも多くの市民の来場をめざす。	32,111人 (東部リサイクルプラザのみ)
ごみゼロ週間に公民館で開催する関連講座への参加者数	ごみゼロ週間への取組参加者数	3,365人
有害大気汚染物質の環境基準	環境基準の達成	100%
ダイオキシン類の環境基準	環境基準の達成	100%
騒音の環境基準	道路に面する地域以外の地域の環境基準の達成	100%
道路騒音・振動	要請限度の遵守	道路騒音100% 道路振動100%
大気汚染防止法の規制工場・事業場に対する立入検査実施率	年1回以上の立入検査を実施する。	10%
悪臭測定検体数	苦情の有無に関わらず気体排出口を中心に測定を行い、規制基準の遵守状況を把握する。	59
臭気指数規制の導入	悪臭防止法が適用されている瀬戸支所管内の規制方法を、臭気指数規制に変更する。	旧1市2町について導入済み
化学物質に対するリスクコミュニケーションに取り組む工場・事業場数	環境保全協定の項目に取り入れる。	0
ダイオキシン類対策特別措置法の規制工場・事業場に対する立入検査実施率	年1回以上の立入検査を実施する。	47%

成果指標	成果指標の説明・根拠	平成27年度実績
公害防止施設改善資金融資件数	中小企業の設備資金を支援し、公害防止を促進する。	0件
浸水対策実施済み割合	重点浸水対策実施市街地について、10年に1回程度の集中豪雨に対する浸水対策を行い、実施済み割合90%をめざす。	78%
市内の住宅への太陽光発電システム設置件数	設置費補助等により、市内住宅への設置増加をめざす。	16,719件
市民共同発電所の箇所数	市民参加型の発電所の設置を支援し、設置箇所数の増加をめざす。	5件
地球温暖化防止行動の実践度(市民意識調査)	地球温暖化防止行動の実践度70点(100点満点)をめざす。	54.2点
ライトダウンキャンペーン期間中に市域で削減するCO ₂ 量	事業者及び市民からのCO ₂ 削減報告量の増加をめざす。	1,474kg-CO ₂
市有施設への太陽光発電システム設置件数(累計)	率先導入による「見える化」を図り、太陽光エネルギーの普及をめざす。(新設には、原則、太陽光発電とLED照明を設置)	81件
JR岡山駅の1日あたりの乗降客数	公共交通機関の利用促進を図り、乗降客数の増加をめざす。	13.2万人
公用車への電気自動車の導入	電気自動車導入によりCO ₂ 削減をめざす。	24台
公共の電気自動車充電設備の設置基数	率先導入により、電気自動車やインフラ整備の促進を図る。	13基
めだかの学校環境講座の年間参加者数	めだか環境教室及び校外学習等の環境学習における年間参加者数	4,457人
わくわく体験促進事業・親子環境学習サマースクールによる自然体験や環境への理解の深まり度	アンケートで参加後の意識の変化(成果)を調査する(成果の率を参加者全体に対する割合で表す)。	80%
自然体験リーダー養成講座修了者の自然体験リーダーズクラブ登録者数	指導者として活躍するための情報交換の場である自然体験リーダーズクラブ会員への、養成講座修了者の登録者延べ人数	176人
公民館で開催される環境学習講座の数	環境に位置づけられる学習講座数	126講座
エコ公民館 取組数	市民生活に身近な公民館での実践を通じて、講座生・来館者・職員が一緒になって「エコ」活動への理解を深めていく取組を意識的に行っている公民館(エコ公民館)の数	37館
おかやまエコミュージアム(地域まるごと博物館)への参加人数	エコミュージアムへの参加者数	220人
全小学校区におけるESDの実施率	全小学校区で最低年1回以上のESDが実施されていることをめざす。	100%
ESDプロジェクトの参加組織数	地域全体で150以上の組織が参加していることをめざす。	246組織
地域単位の多様な組織が連携して行うESDプロジェクトの数(事業)	中学校区等の地域単位で連携して行うプロジェクトの増加をめざす。	15事業

成果指標	成果指標の説明・根拠	平成27年度実績
市役所の事務事業から発生する温室効果ガス排出量をはじめとする環境負荷の低減	「岡山市環境保全行動計画」に定める各種目標値を達成する。	平成26年度比で 0.4%減少
環境パートナーシップ事業に参加する市民の割合	環境保全意識の浸透を図るため、環境保全活動に携わる市民の割合の倍増をめざす。	5.8%
環境パートナーシップ事業に参加する事業所の数	登録事業所数を増加させ、自主的な取組の拡大をめざす。	555事業所
愛の泉善行賞の表彰数	愛の泉善行賞の個人・団体含めた表彰件数（個人は人数）	12件
まちなかのホタルの生息地	中心市街地に位置する小学校区内において、ホタルの生息地点数を維持する。	14ヶ所

XIV 岡山市役所の環境保全行動計画

1 計画の概要

現在、地域や地球規模で起きている様々な環境問題を解決していくためには、私たちの通常の社会経済活動のあり方を見直し、地域から国際社会まで、あらゆるレベルの組織、個人が互いに連携して、持続可能な社会を構築していくことが求められています。

特に、市役所は、市域の中で最大規模の事業者・消費者の一つであるとともに、地域活動に最も密着した自治体であることから、地域のすべての主体の環境保全への参加を牽引するため、率先して市役所自らの事務・事業から発生する環境負荷の低減に取り組む必要があります。

平成10年10月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定され、地方自治体の事務・事業について、温室効果ガスの排出抑制のための措置に関する計画（実行計画）の策定や公表、毎年の実施状況の公表等が規定されました。

本市では、平成13年6月に「岡山市環境保全行動計画（第Ⅰ期）」（目標年度：平成17年度）を策定し、市役所自らの事務・事業から発生する環境負荷を継続して低減する取組を進めてきましたが、平成18年6月に改定を行い、さらに取組を強化していくことを目的として、「岡山市環境保全行動計画（第Ⅱ期）」（目標年度：平成22年度）を策定しました。この後、平成20年12月に、一般廃棄物の焼却に伴い排出される温室効果ガスに削減目標を加えるなどした改訂を行いました。

この計画は、市役所のすべての機構及び職員一人ひとりが、事務・事業から発生する環境負荷を継続して低減していくため、率先して取り組むべき事項をまとめたものであり、これに基づいて地球温暖化対策を含む幅広い環境保全行動を推進しています。

なお、第Ⅲ期計画は、環境に関する社会動向の変化等を踏まえ策定することとしています。現在は、第Ⅲ期計画を策定するまでの間、暫定的に第

Ⅱ期計画の基本方針に基づいて局等の「行動指針」及び課等の「行動計画」を策定して環境保全行動に取り組んでいます。

(1) 計画内容の特徴

ア. 市役所のそれぞれの組織・施設等が取り組むべき具体的な取組項目について、原則として市役所全体で「必ず行う取組項目」と、それぞれの特性を踏まえて「できるだけ行う取組項目」を設定しています。

イ. 計画に掲げる各種取組を効果的に推進するため、電気使用量や燃料使用量等の温室効果ガスに関する削減目標値、紙類や水使用量等の省資源対策に関する削減目標値を設定しています。

ウ. 特に重点的に取り組むべき事項に関しては、具体的な「取組手順」を作成して環境保全行動を行うこととしています。（「グリーン購入基本方針」、「指定低公害車導入要領」、「岡山市市有施設等への自然エネルギー導入方針」を作成）

エ. 計画における取組項目や目標等の設定については、実現不可能ではないが、相当程度の努力が必要となるレベルとしています。

(2) 計画期間

平成23年度から第Ⅲ期間を策定するまでの期間です。

(3) 計画の対象範囲

原則として市役所のすべての事務・事業とし、出先機関等を含めたすべての組織・施設を対象とします。

(4) 基本方針

市役所が行政機関であると同時に、市域内にお

ける最大規模の事業者・消費者としての立場を明確にし、自らの事務・事業の実施に伴う環境への負荷の低減に向け、以下のような環境保全に配慮した行動を率先して行います。

- ア. 省エネルギーの推進等により、地球温暖化の防止に努める。
- イ. 省資源の推進等により、限りある資源の有効活用に努める。
- ウ. 廃棄物の減量と資源化・リサイクルに努める。
- エ. グリーン購入の推進等により、環境への負荷の少ない製品の普及に努める。
- オ. イベントを開催することにより生じる環境への影響を、最小限とするよう努める。
- カ. 公用車による自動車公害防止に努める。
- キ. 施設の維持・管理、公共工事における環境負荷削減対策に努める。
- ク. 職員の環境保全意識の向上を図る。
- ケ. 毎年度の取組状況等を公表する。

(5) 削減目標

平成27年度では、前年度実績を削減目標の指標とし、各課等が省エネルギー・省資源などの対策を推進し、温室効果ガスや効率的な資源の使用に取り組んでいます。

(6) 計画の実施・運用について

- ア. 計画の実効性確保の観点から、計画に関連するすべての部局のメンバーで計画推進体制を組織するとともに、複数の職階層による計画推進体制を整備し、それぞれの役割分担やその手順等を明らかにしています。
- イ. 計画全体に関する取組の実施状況や目標の達成状況等を把握するため、各局・各課等の発生環境負荷量、取組状況等をパソコンや庁内LANを利用して集計・点検しています。
- ウ. 第Ⅲ期計画策定までは、前年度実績を計画進捗状況の指標としていく方針です。しかし、市の事務・事業から排出される環境負荷は、様々な行政需要や施設の新増設・廃止等によ

り大きく変動する可能性があるため、指標だけでは、市内部の各組織・施設、職員一人ひとりの取組実態等の指標としては、不十分です。そこで、各課等の取組状況に関して、下記のとおり目標を設定することとしています。(計画書には記述していませんが、各局・課等が自主的に取り組む際の目安として活用します。)

【各局・課等が具体的な環境保全行動に取り組む際の目安】

岡山市環境保全行動計画取組結果集計システムの「環境保全行動取組チェックシート」における取組項目数が概ね50項目以上であること。

- エ. この計画は、計画推進に関する全体事務局（環境保全課）及び局主管課を中心に進めるため、各課における自主的な活動の推進や、関連する他部局の取組等と連携することに重点を置くこととします。
- オ. 行動計画の内容や推進体制は、この取組の趣旨等から、必要に応じて、随時PDCAサイクルに基づき見直すこととします。

図50 岡山市環境保全行動計画の推進体制



2 計画の実施状況

(1) 平成27年度の実施状況（前年度（平成26年度）比）

平成27年度においても、第Ⅱ期計画と同様に、局等においてそれぞれの組織の特性に応じた「行動指針」を策定するとともに、課ごとに「行動計画」を策定し、自らの事務・事業から発生する環

境負荷を継続して低減する取組を行いました。また、第Ⅱ期計画の実績を踏まえ、各課等が省エネルギー・省資源などの対策を推進し、前年度（平成26年度）の実績を指標に温室効果ガスの削減や効率的な資源の使用に取り組みました。実施状況については次のとおりです。（表58）

表58 平成27年度温室効果ガス排出量等（前年度比）

項目	H 25	H 26	H27	前年度比
温室効果ガス総排出量 (t-CO ₂)	137,304	132,109	131,556	△0.4%
うち、一般廃棄物焼却施設を除くすべての施設からの排出量 (t-CO ₂)	62,442	56,956	56,439	△0.9%
うち、一般廃棄物焼却施設からの排出量 (t-CO ₂)	74,862	75,153	75,117	△0.1%
電気使用量 (千kwh)	132,075	120,232	119,916	△0.3%
燃料使用量 (CO ₂ 換算, t-CO ₂)	14,358	12,604	11,805	△6.3%
公用車等のガソリン使用量 (kL)	581	569	559	△1.8%
公用車等の軽油使用量 (kL)	169	194	211	8.8%

- ※ 第Ⅱ期計画の係数（平成11年度温室効果ガス排出係数）で算出
- ※ 前年度比は平成27年度温室効果ガス排出量等の平成26年度比
- ※ 市役所全施設を対象とする。割合は四捨五入前の原数値により算出

①温室効果ガス排出量等の実施状況

ア. 温室効果ガス総排出量は、前年度（平成26年度）比で0.4%減少しました。（図51参照）要因としては、一般廃棄物処理施設でのごみ発電量の増加による電気使用量の削減等が挙げられます。またその他では、市域全体はもとより市役所においても冷暖房温度の適正化や不必要な照明の消灯を徹底したこと、年間を通して設備の効率的な運用に努めたこと等が温室効果ガス排出量の減少に繋がったものと考えられます。

排出量の大きい主な施設の状況は、一部排出量が増加している施設もありますが、全体的には、減少から横ばいの傾向となっています。今後、さらに市民・事業者と協働して、ごみ減量化、資源化を推進していくことが求められます。（図52参照）

業務内容別の排出量では、いずれの業務で

も減少しています。今後も職員一人ひとりの環境保全行動を徹底していくことは当然のことながら、積極的に、施設の省エネルギー改修や再生可能エネルギーの導入等を検討していくことが温室効果ガスの削減に有効であると考えられます。（表59参照）

図51 温室効果ガス排出量の推移

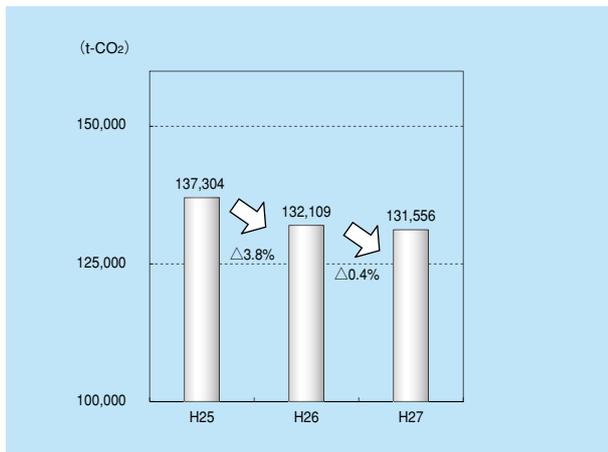


図52 温室効果ガス排出量が多い上位10施設

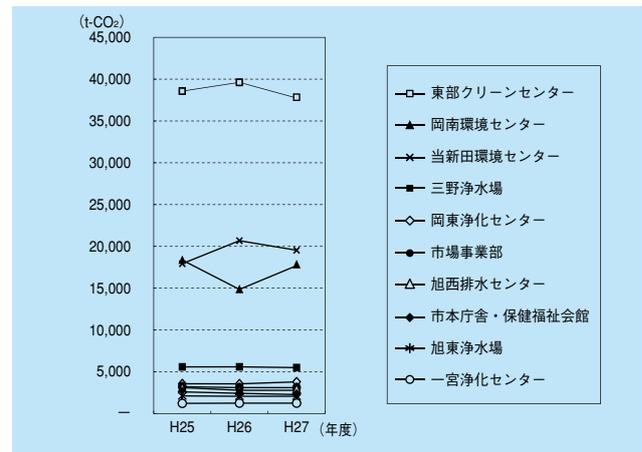


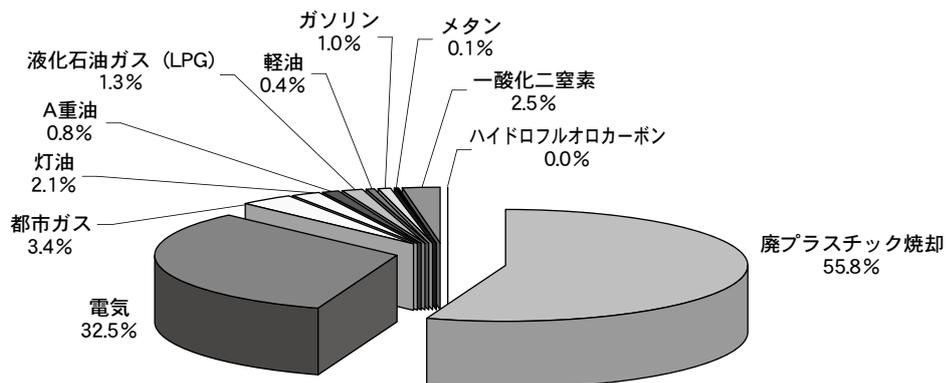
表59 業務内容別温室効果ガス排出量 (前年度比)

(単位：t-CO₂)

業務内容	H 25	H26	H26	前年度比	備考
職員の日常業務による環境負荷が主である業務	6,587	6,439	6,826	6.0%	政策局、総務局、財政局など
市民等の利用状況により、環境負荷が変動する業務	24,990	24,512	23,756	△3.1%	教育委員会事務局、保健福祉局、経済局など
大規模施設の運転・管理、公共工事、消防、病院などの業務	105,726	101,158	100,974	△0.2%	環境局、下水道河川局、水道局、都市整備局など

※ 前年度比は平成 27 年度温室効果ガス排出量の平成 26 年度比

図53 温室効果ガス排出内訳 (平成27年度)



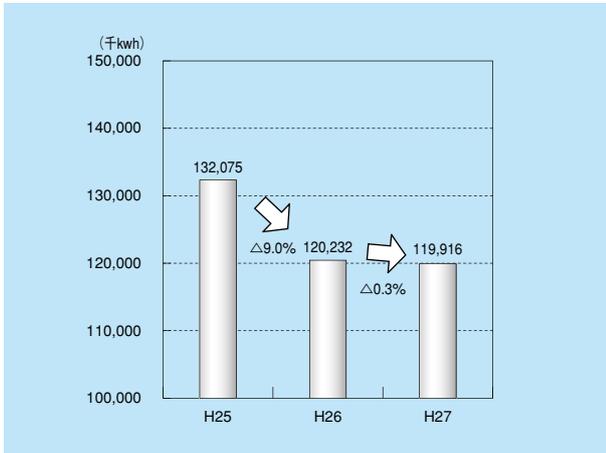
イ. 電気使用量は、一般廃棄物焼却施設の発電量の向上を目指した運転管理・炉の立上げの実施、廃棄物発電量の増加等により、使用量は前年度比で0.3%減少しました。

また、全庁をあげて節電を徹底する等、組織が一体となった省エネルギーの推進の取組を行ったことにより使用量は減少しました。

電気の使用による温室効果ガスの排出量は全体で32.5%と大きな割合を占めていることから、今後もこの問題に対応するため、環境保全行動計画推進員・担当員が中心となって、昼休み等の unnecessary 照明の消灯やOA機器等の節電対策の徹底を職員に呼びかけ、職場全体として省エネルギー行動を強化するとともに

に、各施設や設備等の省エネルギー化改修等を積極的に導入していくことが必要であると考えられます。(図54参照)

図54 電気使用量



ウ. 燃料使用による温室効果ガス排出量は、前年に比べ、暖冬だったことにより使用量が抑えられたことや、各施設の削減努力により6.3%減少しました。(図55参照)

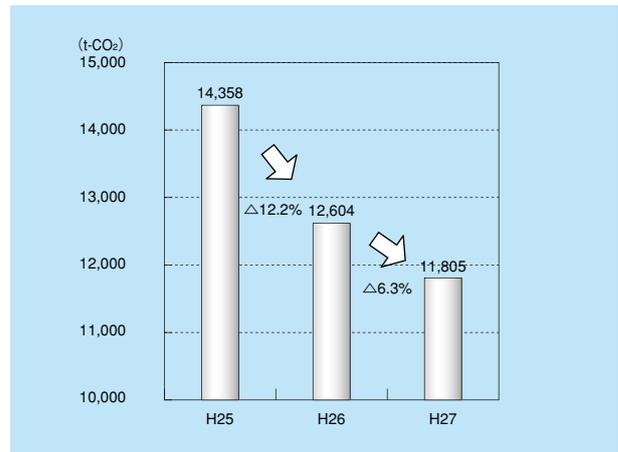
このうち、A重油使用量については、御津スポーツパークでの使用量が減少したことにより前年度から減少しました。(前年度比で24.6%減)

L Pガスの使用については、暖房使用の節約等を行ったことにより減少しました。(前年度比5.2%減)

これらの燃料使用量の削減に向けて、今後、燃料使用量の大きい設備を使用している老朽化した大規模施設においては、積極的に省エネルギー化改修を検討することが必要であると考えられます。

また、クールビズ、ウォームビズの徹底等、職員一人ひとりの削減努力により、削減を進めていく必要があります。

図55 燃料使用による温室効果ガス排出量



エ. 公用車のガソリン使用量は、前年度比で1.8%減少しました。公用車の使用回数の減少に努めたことや、エコドライブを徹底したこと、ガソリン車を電気自動車に切り替えたことが主な理由と考えられます。

今後は庁内向けのエコドライブ講習会の開催や、電気自動車の普及拡大に努めることが必要と考えられます。

オ. 公用車の軽油使用量は、業務量の増加により軽油車両の使用頻度が増えたため、前年度比で8.8%の増加に繋がったと考えられます。

②平成27年度の資源使用量

平成27年度は、第Ⅱ期計画の局等の「行動指針」及び課等の「行動計画」に基づき、各課等が省エネルギー・省資源等を推進し、前年度の実績を指標にして上水道使用量等の削減に取り組んでいます。実施状況については次のとおりです(表60参照)。

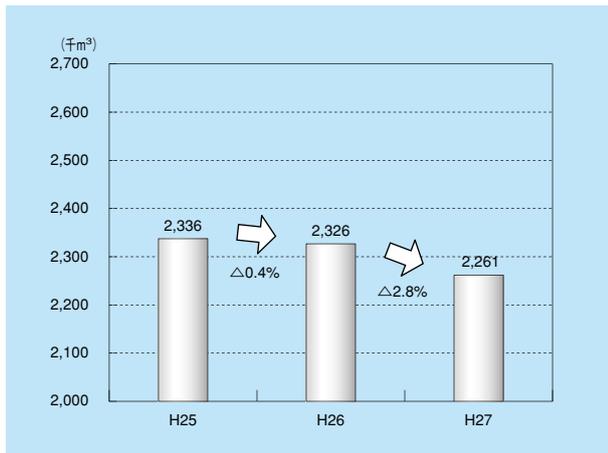
表60 資源使用量の推移

項目	H 25	H 26	H 27	前年度比
上水道使用量 (千 m^3)	2,336	2,326	2,261	△ 2.8%
コピー用紙使用量 (千枚) < A4 換算 >	83,353	78,885	83,367	5.7%
冊子等の紙類使用量 (t)	856	706	732	3.7%

※ 前年度比は平成 27 年度資源使用量の平成 26 年度比。

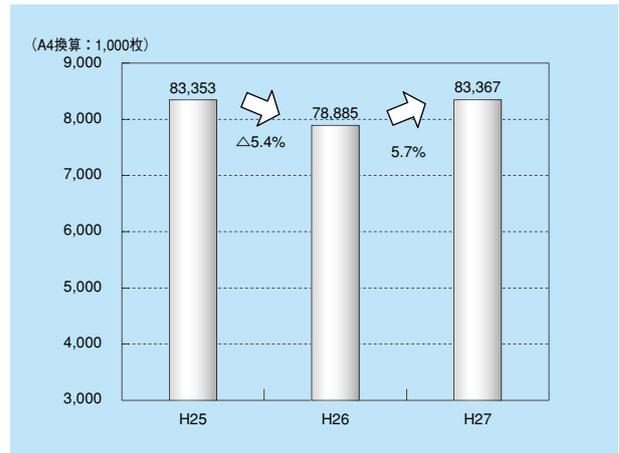
ア. 上水道使用量は、前年度比で2.8%減少となりました。(図56参照) これは、小・中学校における漏水箇所の修繕等により使用量が減少したことや、組織的に節水に取り組んだことが主な要因と考えられます。今後も、漏水等の定期点検を実施し、早期発見に努めることなどの対策が必要です。

図56 上水道使用量



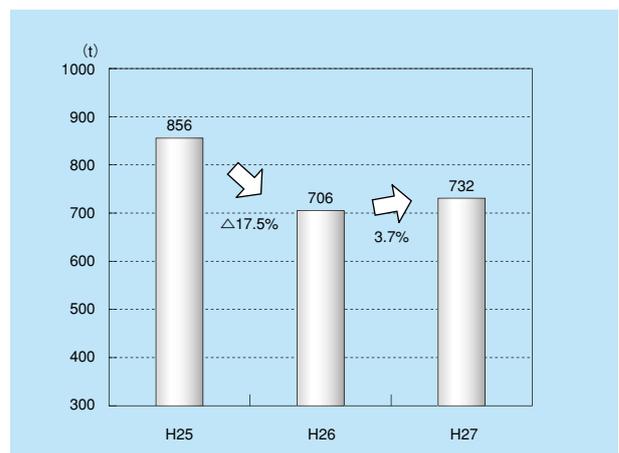
イ. コピー用紙の使用量は、両面印刷、裏紙使用や2 in 1印刷等により削減に努めましたが、業務量の増大等により前年度比で5.7%増加しました。(図57参照) ミスコピーの防止、裏面利用の徹底、文書管理システム等の利用によるペーパーレス化の促進はもとより、大量の紙を使用している業務については、その運用方法を見直す等、全庁をあげた取組が必要と考えられます。

図57 コピー用紙使用量



ウ. 冊子等の紙類使用量は、「ごみ減量・リサイクルガイド ど〜すりゃ〜ええ?」の市内全戸への配布等により前年度比で3.7%増加となりました。(図58参照) 市民サービスの向上に努めつつも、HPへの掲載等による電子データでの情報公開で代替が可能かどうかの検討をした上で行うこととし、作成する場合には、配布先の精査により必要最小部数を発行する等、削減に向けた対策の徹底が必要と考えられます。

図58 冊子等の紙類使用量



(2) 各課等の具体的な取組状況

本市の環境保全行動計画の推進に当たっては、それぞれの組織特性を踏まえて取り組むため、各課等で、環境保全行動の「取組項目チェックシート」に基づいて「課別行動計画」を策定しています。

実施結果の概要は以下のとおりで、各課等で取

り組んだ項目の平均は前年度同様62項目であり、評価点（5段階）の平均も4.3と前年度と同じ値でした。分野別では「廃棄物対策」、「グリーン購入対策」及び「施設の維持・管理における環境負荷低減対策」が高く、「職員の環境意識の向上」の取り組みが低いという結果でした。（表61参照）

表61 平成27年度の環境保全行動の取組結果

環境負荷のための対策	各課で取り組んだ項目の総数		自己評価（5段階）の平均点	
(1)省エネルギー対策	3,742	(3,711)	4.3	(4.3)
(2)省資源対策	5,566	(5,647)	4.2	(4.3)
(3)廃棄物対策	2,012	(2,032)	4.4	(4.4)
(4)グリーン購入対策	1,316	(1,348)	4.4	(4.4)
(5)エコイベント対策	380	(407)	4.1	(4.2)
(6)公用車による自動車公害防止対策	2,019	(2,070)	4.2	(4.3)
(7)施設の維持・管理における環境負荷低減対策	224	(176)	4.4	(4.5)
(8)職員の環境意識の向上	85	(102)	3.8	(3.6)
全 体	15,344	(15,493)	4.3	(4.3)
対象組織数	252	(251)		
平均取組項目数	62	(62)		

※（ ）内は平成26年度

各課等で必ず取り組む項目の中では、「“COOL BIZ（クールビズ）”や“WARM BIZ（ウォームビズ）”等、時季に合わせた服装にする」（省エネルギー対策）や、「専用の回収ボックスを各課に設置し、ミスコピー用紙や不要となった用紙をすべて収集し、リユースやリサイクルに努める」（省資源対策）、「スチール・アルミ缶、ペットボトル、ビンなどのリサイクル回収を徹底する」（廃棄物対策）などの平均点が、4.5以上の評価であり、昨年引き続き良好に実施されていました。一方、「OA機器等の電気製品を、外出等により長時間使用しない際は、電源をこまめに切る。なお、退庁時及び出張時にはACアダプターをコンセントから抜く」（省エネルギー対策）、「文書のやりとりには、庁内LAN(掲示板・ライブラリ・E-mail)を積極的に活用し、ペーパーレス化を推進する」（省資源対策）などの項目は、前年度と同様、平均点が4未満であり、実施状況に課題がありました。

表62 各対策項目における実施状況

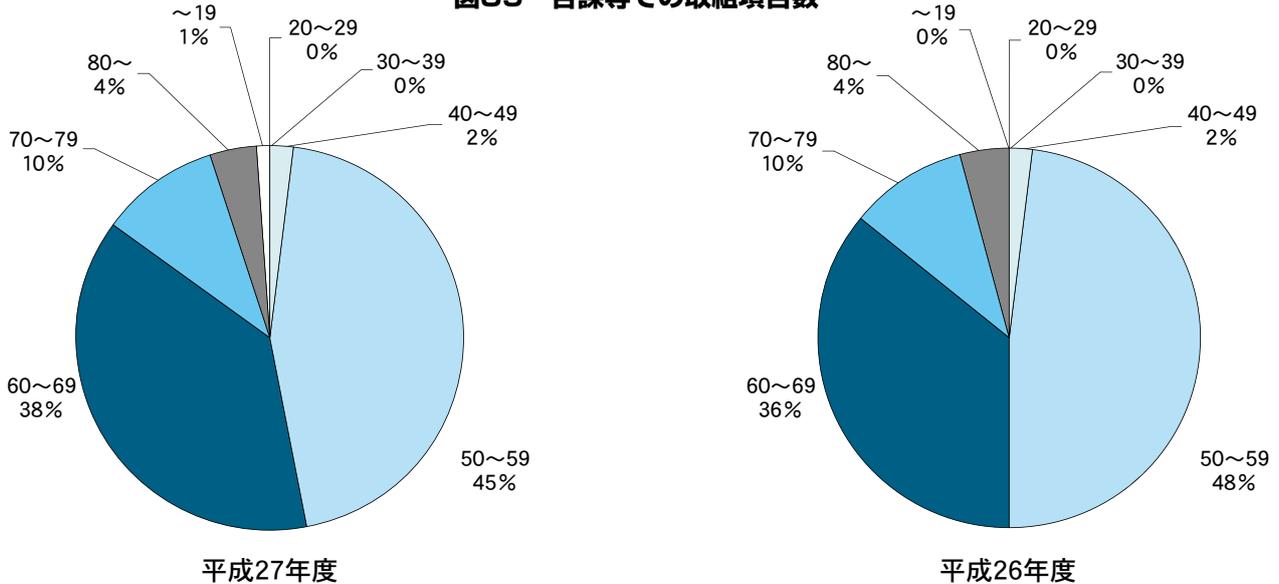
対策項目	実施状況が特に良好な項目	実施状況に課題がある項目
	平均点が4.5以上	平均点が4.0未満
省エネルギー対策	◆“COOL BIZ (クールビズ)”や“WARM BIZ (ウォームビズ)”等、時季に合わせた服装にする。	◆OA機器等の電気製品を、外出等により長時間使用しない際は、電源をこまめに切る。なお、退庁時及び出張時にはACアダプターをコンセントから抜く。 ◆公務能率の向上等により、毎週水曜日の「ノー残業デー」の徹底をはじめとした時間外勤務の縮減に取り組み、就業時間以降の消灯・節電に努める。
	◆各職場の最終退出者は必ずすべてのOA機器の電源断、照明器具の消灯を確認し退出する。	
	◆夏季はブラインドなどにより日射をさえぎり、冬季には自然光を積極的に取り入れる。	
	◆水曜日の午後5時15分以降は、主催会議は行わない。	
省資源対策	◆コピー用紙の使用量を月単位で把握・記録する。	◆文書のやりとりには、庁内LAN（掲示板・ライブラリ・E-mail）を積極的に活用し、むやみなプリントアウトを避ける。
	◆専用の回収ボックスを各課に設置し、ミスコピー用紙や不要となった用紙をすべて収集し、リユースやリサイクルに努める。	◆資料の電子化やファイリングシステムの徹底により、資料の共有化を図る。（1係1資料の推進） ◆文書管理システム等の事務の電子化により、ペーパーレス化を推進する。
廃棄物対策	◆スチール・アルミ缶、ペットボトル、ビンなどのリサイクル回収を徹底する。	◆分別回収ボックスを事務室内に適切に配置し、ゴミ箱は1係1個とする。
	◆雑紙も含めた紙などの資源ごみの分別を実施する。	
	◆コピー機やプリンター等のトナーカートリッジは、業者による回収・リサイクルを徹底する。	
	◆OA機器や家電製品、自動車等を廃棄物として処理する際は、関係法令の規定に基づき、適正に処理・リサイクルを行う。	
公用車による自動車公害防止対策	◆急発進・急ブレーキ・空ぶかし・不要物の積載防止等、エコドライブに努める。	—

これらの項目は、第I期計画期間中から重点的に取り組んでいるものであり、また、今後の温室効果ガス排出量の削減のためには、職員一人ひとりの環境意識の向上と取組の徹底がますます必要となってくることからも、組織の特性に応じて、課題のある項目を所掌する担当員を任命し、取組率の向上を図るための具体的な手順を定め、それを職場全体に周知する等の対策を強化していく必要があります。

一方、各課等における取組項目数については、岡山市環境保全行動計画の推進手順で定められている50項目以上取り組んでいる課等は、全体の97

%と良好に実施されています。（図59参照）

図59 各課等での取組項目数



(3) 「岡山市もったいない運動」の取組状況

本市では、「もったいない」を合い言葉として、全職員と市民、事業者が参加と協働により、環境に配慮したライフスタイルや環境保全活動の輪が市内全体に広がっていくことを目指す、「岡山市もったいない運動」を推進しています。

平成27年度においては、次の各事項に取り組むことにより、市役所自身の環境保全行動の一層の徹底を図りました。

① 「もったいない運動」の取組強化

各課等の単位で、エネルギー・コピー用紙使用量及び可燃ごみ排出量の、月単位での把握・記録・報告を行い、自主的に資源・エネルギーの削減を行う取組を「もったいない運動」として、平成19年度より行っています。従来はすべての組織・施設における取組強化を先導するため、重点的に推進体制の強化を図る施設（重点取組施設）として本庁舎、分庁舎及び保健福祉会館並びに温室効果ガス排出量の多い18施設を指定して取組を行って来ました。

平成22年度から、この取組を市役所の全ての組織に拡大し、取組の強化を行っています。

② 庁内放送による啓発

環境月間である6月に庁内放送によって、業務に使用していない照明・パソコン等の電源切

断や、クールビズ、ウォームビズによる省エネルギー、また、コピー用紙の両面使用や消耗品は必ず使い切る等の省資源を徹底するよう職員に呼びかけました。

(4) 組織や項目別の主な取組

① E S C O事業

E S C O事業は、市有施設での省エネルギーを推進する有効な手法と考えられ、平成21年度に実施した岡山市E S C O事業導入可能性調査に基づき、岡山ふれあいセンターで事業を実施することに決定し、事業者の公募及び選定を行いました。平成23年度に改修工事を行い、平成24年4月からサービスを開始しています。平成27年度の実績報告として、エネルギー使用量を29.1%削減、二酸化炭素を32.8%削減、光熱水費を16,823（千円）削減しました。また、会陽の里においても、平成24年度に事業者との契約、改修工事を実施しました。

② グリーン購入

岡山市では、環境物品等の購入を積極的に推進することにより、市自らが発生させる環境負荷を低減させ、持続的発展が可能な循環型社会の構築を目指すため、平成14年度に「グリーン

購入基本方針」を策定し、特定調達品目及びその判断基準等の見直しを毎年度行っています。平成27年度においては、平成27年7月に第13回目の改定を行い、251品目（うち公共工事関連物品49品目）を特定調達品目として指定しました。

③ 市有施設における再生可能エネルギー導入状況

岡山市では平成23年度に「第2次岡山市環境基本計画」を策定し、市有施設への太陽光発電システムの設置件数を成果指標に設定しています。市有施設への率先導入による「見える化」を図り、太陽光エネルギーの普及をめざしています。平成27年度末における再生可能エネルギーの導入件数は、81件となっています。

④ イベント実施時における環境配慮の推進

市が主催・共催するイベントについて、適切な環境配慮に取り組むために、平成16年3月に「岡山市エコイベント実施要綱」を制定し、規模が1,000人以上のイベントを対象に、事前に環境配慮責任者の選任、「エコイベントチェックシート」に基づく行動計画の作成とこれに基づく環境配慮の実施、イベントの終了後の報告書の作成等を義務づけています。

第Ⅱ期計画では、エコイベントの実施を強化するため、環境保全行動の「取組項目チェックシート」に新たにエコイベント対策として6項目を盛り込んでいます。なお、平成27年度に本要綱に基づいて環境配慮事項に関する報告のあったイベント数は6件でした。

⑤ 職員の環境意識の向上（様々な機会、手法による情報提供に努めた）

職員一人ひとりの環境意識の向上のため、次の事項に取り組みました。

ア 省エネや省資源等の取組強化に関する庁内放送の実施

イ 庁内LANを利用した環境行動に関する

情報の提供

ウ 職員階層別研修時における環境保全研修の実施（新規職員研修）

エ 各課等の環境保全行動計画推進員を対象とした全庁的な環境保全研修の実施

オ 職員を対象としたエコドライブ講習会の実施

～【参考】～

各局室において取り組むべき環境保全行動の実施に関する指針

●危機管理室

- 1 O A機器等の電気製品を、外出等により長時間使用しない際は、電源をこまめに切る。
- 2 コピーやプリンター用紙の使用の際、業務に支障のない範囲で使用済み用紙の裏面を使用する。
- 3 夏季にはブラインドなどにより日射をさえぎり、冬季には自然光を積極的に取り入れる。
- 4 「市有施設において職員が使用した弁当容器の処分方針」に基づき、リターナブル容器を利用する。
- 5 急発進・急ブレーキ・空ぶかし・不要物の積載防止等、エコドライブに努める。

●市長公室

- 1 “COOL BIZ（クールビズ）”や“WARM BIZ（ウォームビズ）”等、時期に合わせた服装にする。
- 2 各職場の最終退出者は必ずすべてのO A機器の電源断、照明器具の消灯を確認し退出する。
- 3 複数頁にわたるコピーや印刷物等は、目的・内容・用途等に応じて、原則として両面コピー・両面印刷・2 in 1印刷とする。
- 4 コピーやプリンター用紙の使用の際、業務に支障のない範囲で使用済み用紙の裏面を使用する。
- 5 目的地や走行経路の渋滞状況を勘案し、合理的な走行ルートを選択に努める。

●総務局

- 1 「もったいない運動」集計システムへの記録・報告を徹底し、エネルギー使用量等の削減を図る。
- 2 ノー残業デーの徹底
- 3 水曜日の5時15分以降は主催会議を行わない。
- 4 用紙使用の削減に努める。会議資料は両面コピー又は裏面再利用とする。出席者数を事前に把握し、必要部数のみ印刷する。

●政策局

- 1 O A機器等の電気製品を使用しないときは、電源をこまめに切る。
- 2 毎週水曜日の「ノー残業デー」を徹底し、就業時間以後の消灯及び節電に努める。
- 3 文書管理システム等の事務の電子化により、ペーパーレス化を推進する。
- 4 購入・使用する用紙類、外注印刷物等は、古紙パルプ配合率が高い再生紙を積極的に利用する。
- 5 コピー用紙使用量、可燃ごみ排出量を把握することで、削減化に役立てる。

●財政局

- 1 省エネルギー対策
 - ・ O A機器等電器製品を使用しないときには、電源をこまめに切る。
 - ・ 昼休み時間帯は、市民サービスや業務実施に支障がある場合を除き、執務室照明の消灯に努める。
 - ・ 残業時の照明は、必要箇所以外消す。
 - ・ 健康に支障のない限り、近くの階（上下4階）への移動には階段を利用する。

2 省資源対策

- ・両面コピー・両面印刷を徹底する。
- ・コピーやプリンタ用紙の使用の際、業務に支障のない範囲で、使用済み用紙の裏面を使用する。
- ・ミスコピー紙は専用の回収ボックスを設置し、そこにすべて収集し、リサイクルに努める。

3 廃棄物対策

- ・執務室内に雑誌回収ボックスを設置し、資源ごみの分別を実施する。
- ・プリンター等のトナーカートリッジは、業者による回収・リサイクルを徹底する。

4 グリーン購入対策

- ・外注印刷物に使用する用紙類については、可能な限り「岡山市グリーン購入基本方針」の判断基準を満たすものを選択する。
- ・文房具及び事務用品等の購入は、再生材を使用している製品を積極的に購入する。

5 公用車による自動車公害防止対策

- ・不要なアイドリングの停止を徹底する。

6 職員の環境意識の向上

- ・環境に関する研修、シンポジウム、講演会等への職員の積極的な参加に努める。

●市民生活局

- 1 始業前、昼休み、時間外勤務中など不要な照明は消す、OA機器類はこまめに電源を切るか、省電力モードにする、最終退出者は消灯等の確認を行うなど、電力使用を必要最低限にする。
- 2 コピー用紙の裏面再利用を積極的に行うとともに、ミスプリント・ミスコピーの防止を徹底し、パソコンでの資料確認や縮小印刷を推進し、用紙の使用量削減に努める。
- 3 会議資料は両面コピーを基本とする。差し支えない場合は会議資料にも裏面再利用を取り入れる。出席者を事前に把握し必要部数のみ印刷する。
- 4 分別回収・リサイクル回収を徹底し、廃棄物の削減に努める。
- 5 「ノー残業デー」を徹底する。
- 6 文房具等事務用品の有効活用を図り、使える資源を無駄にしない。
- 7 「岡山市グリーン購入基本指針」に基づいてグリーン購入を推進する。

●市民協働局

- 1 コピー用紙使用量削減に向け、両面コピー、裏面活用、コピー機設定の確認等の省資源対策を徹底する。
- 2 室内の電気等の使用量削減を目指し、就業前後・昼休み等の不要な照明を消灯したり、パソコンの電源を切るなどの省エネルギー対策を徹底する。
- 3 "COOL BIZ (クールビズ)"や"WARM BIZ (ウォームビズ)"等、時季に合わせた服装にする。
- 4 購入する事務用品及び外注印刷物等については、可能な限り「岡山市グリーン購入基本方針」の判断基準を満たすものを選択する。
- 5 環境に関する研修会等への積極的な参加に努めるなど、職員の環境意識の向上に努める。

●北区役所

- 1 就業終了時刻2時間後の時点で執務している職員は、再度、周りの状況を点検し、不要な照明及びO

A機器の電源を切る。

- 2 昼休み時間帯は、市民サービスや業務実施に支障がある場合を除き、執務室照明の消灯やパソコン・プリンター等OA機器の電源を切る。
- 3 OA機器等の電気製品を、外出等により長時間使用しない際は、電源をこまめに切る。
- 4 売店等で物品等を購入する際は、マイバッグを持参し、レジ袋等の使用を控えるよう努める。

●中区役所

- 1 業務に支障のない範囲で、不要な箇所の照明を消したり、使用していない時にはOA機器の電源を切るなど、節電に努める。
- 2 ノーネクタイや重ね着といった“COOL BIZ（クールビズ）”や“WARM BIZ（ウォームビズ）”等、時期に合わせた服装にする。
- 3 両面コピーや不要になった用紙の裏面活用をしたり、会議にはプロジェクターを活用するなど、コピー用紙使用量の削減を図る。

●東区役所

- 1 節電に努める。
[具体的な取組] 不要箇所の消灯、OA機器不使用時の電源切断
- 2 コピー用紙使用量の節減に努める。
[具体的な取組] 両面コピー、裏面再利用、2 in 1印刷
- 3 ごみの分別を徹底する。
[具体的な取組] 分類ボックスの設置

●南区役所

- 1 省エネルギー
 - ・昼休み、残業時において、不要なスペースの照明は支障のない範囲で消灯する。
 - ・施設の冷暖房については、利用者に配慮しながらも、過度な運転にならないように温度管理を行う。
 - ・ノーネクタイや重ね着等、時期に合わせた服装にする。
- 2 省資源
 - ・用紙使用量の削減のため、両面コピーや不要になった用紙の裏面活用を積極的に使用する。
- 3 職員の意識向上
 - ・各職員が日常的に環境保全に対する取り組みを意識するように、各職場において、朝礼、掲示等による周知を行う。

●保健福祉局

- 1 省エネルギー対策
 - ・庁舎、施設でのエネルギー使用量の節減に努める。
具体例・・・不要な照明の消灯、使用後のOA機器等の電源断。時間外勤務の縮減に努める。
各施設や設備等の管理している部署は、一層の運転方法の改善を図る。
クールビズやウォームビズ等、時季に合わせた服装にする。
健康に支障のない限り、近くの階は階段を利用する。

2 省資源対策

- ・事務、事業活動を行う中で、紙、消耗品等の使用の削減に努める。
具体例・・・両面コピー、裏面コピーによるコピー用紙使用量の削減
文書管理システムの電子起案を利用し、ペーパーレス化の推進
文具消耗品の適切な在庫管理を行い、余分な在庫を保管しない。
文具消耗品は必ず使い切るようにする。
物品を購入する際は、マイバッグ持参を心掛ける。

3 廃棄物対策

- ・庁舎、施設で発生する廃棄物の削減に努める。
具体例・・・分別回収、リサイクル回収、不用品活用掲示板の活用
備品は、修繕等により、長時間利用を心掛ける。
弁当は、リターナブル容器を利用する。

4 もったいない運動に基づく取組強化・徹底

- ・コピー用紙使用量の確実な把握
具体例・・・重点取組施設は、システムへの確実な入力。それ以外の部署は、調査票への確実な入力。
コピー用紙が増加している場合は、その理由を点検。

●岡山っ子育成局

1 省エネルギー対策

- ・不要な照明及びOA機器等の電源断
- ・クールビズやウォームビズ等、時季に合わせた服装にする。
- ・健康に支障のない限り、近くの階（上り3階、下り4階）は、階段を使用し、エレベーターの使用を抑制する。

2 省資源対策

- ・コピーやプリンター使用の際、両面コピー・使用済み用紙の裏面を使用によるコピー用紙使用量の削減。
- ・専用の回収ボックスを各課に設置し、ミスコピー用紙や不要となった用紙をすべて収集し、リユースやリサイクルに努める。
- ・文具等の消耗品の適切な在庫管理を行い、必ず使い切るようにする。

3 廃棄物対策

- ・分別回収やリサイクル回収に努める。

4 グリーン購入対策

- ・文房具及び事務用品等の購入は、再生材を使用している製品を積極的に購入する。

5 公用車による自動車公害防止対策

- ・公用車利用の際は、不要なアイドリングを停止・急発進・急ブレーキ等、エコドライブに努める。
- ・近距離の外出は、徒歩や自転車の利用に取り組む。

●環境局

テーマ 資源エネルギー循環型業務を徹底追求し、ごみゼロを目指す。

- 1 執務室の照明は、始業前、昼休み、残業時等において、不要なものは消灯するとともに、OA機器不

使用時の電源の切断をする。また、最後に退出する者は、電気の消灯等の確認をするなど節電に努める。

- 2 コピー機使用に際しては、ミスコピーの防止に努め、両面コピーを原則とし、コピー用紙の節約に努める。プリンター印字では、事務的にさしつかえない場合は、使用済み用紙の裏面に印字し、紙を無駄にしないように努める。
- 3 事務用品、印刷物等を発注する際には、リサイクル製品や古紙パルプ配合率の高い用紙を積極的に使用し、またリサイクル可能な製品を優先的に購入する。
- 4 ごみの分別を徹底し、リサイクル可能なものがごみとして排出されないようにする。
- 5 自動車の運転については、経済速度を遵守し、不要なアイドリングを停止し、急加速急発進等を行わないで、無駄な燃料の消費を避けることはもちろん、仕業点検等により、常に公用車を良好な状態にすることにより、排気ガス等の排出を抑制するよう努める。

●経済局

- 1 昼休み、残業時等の不要な照明の消灯、OA機器不使用時の電源の切断により節電に努める。
- 2 ミスコピーの防止に努め、可能な限り両面コピー、両面印刷及び使用済み用紙の裏紙使用を実施する。
- 3 会議資料の簡素化、資料の電子化、ファイリングシステムによる資料の共有化で省資源対策に努める。
- 4 印刷物には古紙パルプ配合率を明記し、古紙パルプ配合率が高い再生紙を積極的に購入する。
- 5 事務用品等の購入時には、再生材を使用しているものやリサイクル可能な製品を積極的に購入する。
- 6 車の運転時には不要なアイドリングを停止し、経済速度による走行に努める。
- 7 事務用品の無駄遣いをせず、最後まで利用する。また、丁寧に扱い、長期再利用に努める。

●都市整備局

1 省エネルギー対策

照明や各種電気機器についての節電を徹底する。

◇具体的な取組

- ・昼休み時間帯は、市民サービスや業務実施に支障がある場合を除き、執務室照明の消灯やパソコン・プリンター等OA機器の電源を切る。
- ・“COOL BIZ（クールビズ）”や“WARM BIZ（ウォームビズ）”等、時期に合わせた服装にする。
- ・OA機器等の電気製品を、外出等により長時間使用しない際は、電源をこまめに切る。なお、退庁時及び出張時にはACアダプターをコンセントから抜く。
- ・各職場の最終退出者は必ずすべてのOA機器の電源断、照明器具の消灯を確認し退出する。
- ・公務効率の向上等により、毎週水曜日の「ノー残業デー」の徹底をはじめとした時間外勤務の縮減に取り組み、就業時間以降の消灯、節電に努める。

2 省資源対策

文書の電子化によりペーパーレス化を推進すると共に、コピー用紙についても徹底した再利用、リサイクルに努める。

◇具体的な取組

- ・複数頁にわたるコピーや印刷物等は、目的・内容・用途等に応じて、原則として両面コピー・両面印

刷・2 in 1印刷とする。

- ・コピーやプリンタ用紙の使用の際、業務に支障のない範囲で使用済み用紙の裏面を使用する。
- ・使用済み封筒は積極的に再利用する。また、庁内会議では、封筒を配布しないとともに、職員以外が参加する会議・講習会においても、可能な限り封筒を使用しないことに努める。
- ・文書のやりとりには、庁内LAN（掲示板・ライブラリ・E-mail）を積極的に活用し、むやみなプリントアウトを避ける。

3 廃棄物対策

再利用可能な資源の循環型活用に努める。

◇具体的な取組

- ・分類回収ボックスを事務室内に適切に配置し、ごみ箱は1係1個とする。
- ・スチール・アルミ缶、ペットボトル、ビンなどのリサイクル回収を徹底する。
- ・上記以外で、雑紙も含めた紙などの資源ごみの分別を実施する。

4 グリーン購入対策

事務用品は再生品を使用するとともに、エコマーク商品・グリーンマーク商品の積極的な使用に努める。

◇具体的な取組

- ・購入する用紙類又は外注印刷物等に使用する用紙類については、「岡山市グリーン購入基本方針」の判断基準を満たすものを選択する。
- ・使い捨て製品の使用を避け、詰め替え可能な製品の購入を積極的に行う。

5 エコイベント対策

イベント自体の楽しさや開催目的を損なうことなく、環境に配慮した取組を実施する。

◇具体的な取組

- ・ごみ箱（分別ボックス）を最小限とするよう工夫し、参加者にはごみの持ち帰りを呼びかけるなどのごみの減量化に努める。

6 公用車による自動車公害防止対策

燃費向上をはじめ、効率的な公用車の運行を心がける。

◇具体的な取組

- ・不要なアイドリングの停止を徹底する。
- ・近距離の出張は、自転車や徒歩により行い（推奨：片道2km以内）、それ以外は公共交通機関等を利用するように努める。

7 施設の維持・管理、公共工事における環境負荷低減対策

公共工事に伴って排出される様々な環境負荷の低減に努める。

◇具体的な取組

- ・敷地内や室内等の緑化に努める。
- ・建設残土については、残土の発生抑制や工事間での利用に努める。また余剰残土については、改良プラントに持ち込み、他事業等での有効利用に努める。
- ・施設等の設置に際しては、光熱水費等の維持管理費の軽減や、将来、取り壊す場合等に考慮した設計に努める。

8 職員の環境意識の向上

環境保全に関する情報等の収集、提供に努めるとともに、全職員あわせて対策に取り組む。

◇具体的な取組

- ・各課等の課別行動計画の重点的取組事項を、職員及び来庁市民がわかりやすい場所に掲示する。

●下水道河川局

1 省エネルギー対策

- ・昼休み・残業時間等の不要な照明の消灯を徹底するとともに、廊下等については、不要な照明の間引きや消灯を行う。また、近くの階への移動については、階段利用を奨励する。
- ・OA機器電源の不使用时におけるこまめな切断を行う。
- ・水処理施設等の増設・改築にあたっては、維持管理費のコスト縮減を図る観点からも、積極的に省エネルギー型機器・装置の導入を図る。

2 省資源対策

- ・コピー用紙使用量の削減に向け、両面コピー、裏面コピー、コピー機設定の確認等の省資源行動を徹底する。

3 廃棄物対策

- ・雑紙も含めた紙などの資源ごみの分別・リサイクルを徹底する。
- ・市有施設において職員が使用する弁当容器は、リターナブル容器とする。
- ・下水汚泥のリサイクルを徹底する。

4 自動車公害防止対策

- ・公用車の経済的・効率的利用を図り、公共交通機関の利用が合理的な時はこれによるとともに近距離の出張は、自転車や徒歩により行うよう努める。

●会計管理室

- 1 執務室の照明は、昼休み、残業時等において、不要なものは消灯するよう努め、OA機器不使用时の電源の切断をする。また、最後に退出する者は、電気の消灯等の確認をするなど節減に努める。
- 2 コピー機使用に際しては、ミスコピーの防止に努め、両面コピーを原則とし、コピー用紙の節電に努める。プリンター印字では、事務的にさしつかえない場合は、使用済みの用紙の裏面に印字し、紙を無駄にしないように努める。
- 3 事務用品、印刷物等を発注する際は、リサイクル製品や古紙パルプ配合率の高い用紙を積極的に使用し、またリサイクル可能な製品を優先的に購入する。
- 4 ごみの分別を徹底し、リサイクル可能なものがごみとして排出されないよう注意する。

●水道局

- 1 コピー用紙及び印刷用紙の使用量を抑制するため、会議資料の簡素化、両面コピーの徹底、使用済み用紙の裏面利用を徹底する。
- 2 ごみの排出段階での分別を徹底し、リサイクルを推進する。
- 3 各職場の最終退室者は、必ず全てのOA機器の電源断、照明器具の消灯を確認し、退出する。
- 4 近くの階（上り3階、下り4階）は、階段を利用する。
- 5 庁舎等の室内温度を冷房時28.0℃、暖房時20.0℃に設定する。
- 6 OA機器や電気製品の省エネルギー機能を活用し、待機電力の削減に努める。
- 7 不要なアイドルリングの停止を徹底する。

- 8 毎週水曜日のノー残業デーの徹底など、時間外勤務の縮減に取り組み、就業時間以降の省エネルギーに努める。
- 9 水源かん養林のための施策を推進するとともに、水源や河川の自然環境を守るための啓発活動に取り組む。
- 10 水道局独自のEMSの取組の維持及び改善。

●市場事業部

- 1 太陽光発電システムの設置、LED照明への変更（ローエネルギー管理棟）の効果を最大限に発揮するため、省エネルギーに配慮して、時期に合わせた服装をし、不要なLED照明の消灯、OA機器不使用時の電源切断等により、更なる節電に努める。
- 2 ミスコピーの防止に努め、可能な限り両面コピー、両面印刷を実施する。また、古紙パルプ配合率が高い再生紙を積極的に使用する。
- 3 ゴミの分別・リサイクルをより一層推進する。
- 4 電気自動車を優先的に使用するほか、公用車の運転時にはエコドライブによる走行に努める。また、電気自動車急速充電器（無料、24時間充電可能）の利用促進PRを行い、電気自動車普及に貢献する。

●消防局

- 1 昼休み・夜間において消灯・OA機器の電源を切る等、省エネルギー対策に努める。
- 2 ごみの分別を徹底し、リサイクル回収に努める。
- 3 印刷物の作成は必要最低限とし、両面コピー・裏面活用し、省資源行動に努める。
- 4 公用車の運行に際しては、不要なアイドリングを停止し、燃料消費量の抑制に努める。
- 5 文房具・事務用品は、責任者が適切な在庫管理を行い、使用者は必ず使い切る。

●議会事務局

- 1 議会棟内の電気等の使用量削減のために、就業前後・昼休み等の不要な照明の消灯を出来る限り実施する。
- 2 事務局内において、コピー・印刷のために使用する用紙量の削減のために、両面コピーや裏面活用の励行、事前に必要部数の確認を行い無駄なコピー等を行わないようにするなど、省資源化に向けた努力を日常的に実施する。
- 3 古紙・段ボールなどの再資源化が可能なものの分別や、缶やビンのリサイクル回収を徹底し、局内で発生する廃棄物総量の削減を目指す。
- 4 省エネ運転の励行や、可能な限りの公共交通機関等の利用により、自動車による公害を極力防止する。
- 5 環境に関する研修会等の機会の積極的な活用、職員個々の自己研鑽による環境情報の会得など、職員の環境意識の向上に向けた取り組みを推進する。

●選挙管理委員会事務局

- 1 省エネルギー対策の取り組み
・昼休み、事務室内の未使用スペースの照明の消灯、パソコンの電源を切る。

- 2 省資源対策の取り組み
 - ・ ミスコピーやミスプリンターの防止に努める。
 - ・ コピーの使用を極力抑える。
- 3 廃棄物対策の取り組み
 - ・ 雑紙に分類処理できる紙ゴミのリサイクル回収を徹底する。
- 4 グリーン購入対策の取り組み
 - ・ 事務用品の購入時に、古紙パルプ配合率やリサイクル度を確認して利用する。
- 5 公用車による自動車公害防止対策の取り組み
 - ・ 目的地が近距離ならば、なるべく公用自転車を利用する。
 - ・ 停車時は必ずエンジンを切る。
- 6 職員の環境意識の向上の取り組み
 - ・ 環境保全の情報を職員に周知し、環境意識の共有化を図る。

●監査事務局

- 1 昼休み、就業時間外の事務室内の照明は支障のない範囲で消灯する。
- 2 会議開催等において、クールビズ、ウォームビズ等に合わせた服装での開催を案内する。
- 3 コピー等に際し、用紙の両面使用に努めるとともに、業務に支障のない範囲で使用済み用紙の裏面を使用する。また、会議等の資料作成にあたっては無駄なコピー等を行わない。
- 4 毎週水曜日の「ノー残業デー」を徹底する。
- 5 省エネ運動、廃棄物対策を通じて、環境保全への取り組み、意識啓発に努める。

●人事委員会事務局

- 1 執務室内の照明は、昼休みや業務終了後、業務に支障がある場合を除き消灯し、節電に努める。
- 2 「ノー残業デー」を徹底し、就業時間以降の消灯、節電に努める。
- 3 専用の回収ボックスを設置し、ミスコピー用紙や不要となった用紙を収集し、リユースやリサイクルに努める。
- 4 雑紙などの資源化物の分別を徹底する。
- 5 文房具及び事務用品等の購入は、可能な限り「岡山市グリーン購入基本方針」の判断基準を満たすものを選択する。
- 6 “COOL BIZ（クールビズ）”や“WARM BIZ（ウォームビズ）”等、時期に合わせた服装にする。

●農業委員会事務局

- 1 ごみの分別を徹底し、雑誌をゴミ箱に捨てないようにする。
- 2 昼休み・残業時の不要な照明の消灯等、節電を徹底する。
- 3 コピーや印刷物の作成に際しては、両面コピー、両面印刷に努めるほか、使用済み用紙の裏面活用やミスコピー紙のリサイクルなど、省資源を徹底する。

●教育委員会

- 1 省エネルギー
 - ・ 執務室の照明は、昼休み・残業時において、不要な箇所は消灯する。

- ・ 出先施設の冷暖房については、利用者に配慮しながらも、過度な運転にならないように温度管理を行う。

2 省資源

- ・ 用紙使用量の削減のため、両面コピーや不要になった用紙の裏面活用を積極的に行う。
- ・ 文具等の消耗品については、各課ごとに一括管理するとともに、使い切るまで使用を徹底する。

3 職員の意識向上

- ・ 各職員が日常的に環境保全に対する取り組みを意識するように、各職場において、朝礼・掲示等による周知を行う。

資料編

1. 環境基準等一覧表
2. 環境保全行政組織・機構 (平成28年4月1日現在)
3. 環境保全年表
4. 用語解説
5. 岡山市環境保全条例

1. 環境基準等一覧表

主な大気汚染物質

汚染物質	人の健康への影響	主な発生源	環境基準
二酸化硫黄 (SO ₂)	のどや肺を刺激し、気管支炎や上気道炎などを起こす	ボイラー、自動車、硫酸、パルプなどの製造工場	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下で、かつ1時間値が0.1ppm以下であること
二酸化窒素 (NO ₂)	のどや肺を刺激し、気管支炎や肺水腫などを起こす	ボイラー、自動車、焼却炉、火力発電所	1時間値の1日平均値が0.04ppm～0.06ppmまでのゾーン内、又はそれ以下であること
一酸化炭素 (CO)	血液中のヘモグロビンと結びつき神経系に影響を及ぼす	自動車	1時間値の1日平均値が10ppm以下で、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること
光化学オキシダント (Ox)	目、のどなどを強く刺激する	窒素酸化物と炭化水素の光化学反応	1時間値が0.06ppm以下であること
浮遊粒子状物質 (SPM)	気管支や肺胞に沈着し、呼吸器系疾患を起こす	焼却施設、自動車	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下で、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	肺がん、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響懸念	焼却施設、自動車、土壌、海塩	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること
炭化水素 (HC)	粘膜を刺激し、中枢神経に影響を及ぼす	自動車、焼却施設、有機溶剤の製造、塗布	なし
ベンゼン	発ガン性がある	石油精製、石油化学、コークス炉	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること
トリクロロエチレン	皮膚・粘膜への刺激作用、頭痛・めまい等の神経への影響がある	金属加工、化学工業	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること
テトラクロロエチレン	皮膚・粘膜への刺激作用、頭痛・めまい等の神経への影響がある	金属加工、化学工業、ドライクリーニング等	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること
ジクロロメタン	中枢神経に対する麻酔作用がある	金属加工、化学工業	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること

ダイオキシン類

大気に係る環境基準	水質に係る環境基準	水底の底質に係る環境基準	土壌に係る環境基準
大気 1 m ³ あたり 0.6pg-TEQ 以下 (年平均値)	水 1 Lあたり 1pg-TEQ 以下 (年平均値)	底質 1 gあたり 150pg-TEQ 以下	土壌 1 gあたり 1,000pg-TEQ 以下

人の健康の保護に関する環境基準 (公共用水域)

項目	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀
基準値	0.003mg/L 以下	検出されないこと	0.01mg/L 以下	0.05mg/L 以下	0.01mg/L 以下	0.0005mg/L 以下	検出されないこと
項目	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	1,1,2-ジクロロエチレン	
基準値	検出されないこと	0.02mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.004mg/L 以下	0.1mg/L 以下	0.04mg/L 以下	
項目	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロパン	チウラム	シマジン
基準値	1mg/L 以下	0.006mg/L 以下	0.03mg/L 以下	0.01mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.006mg/L 以下	0.003mg/L 以下
項目	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1,4-ジオキサソ
基準値	0.02mg/L 以下	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下	10mg/L 以下	0.8mg/L 以下	1mg/L 以下	0.05mg/L 以下

(備考) ・海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀
基準値	0.003mg/L 以下	検出されないこと	0.01mg/L 以下	0.05mg/L 以下	0.01mg/L 以下	0.0005mg/L 以下	検出されないこと
項目	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	1,2-ジクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン
基準値	検出されないこと	0.02mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.004mg/L 以下	0.1mg/L 以下	0.04mg/L 以下	1mg/L 以下
項目	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエタン	テトラクロロエタン	1,3-ジクロロプロパン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ
基準値	0.006mg/L 以下	0.03mg/L 以下	0.01mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.006mg/L 以下	0.003mg/L 以下	0.02mg/L 以下
項目	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1,4-ジオキサン	塩化ビニールモノマー
基準値	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下	10mg/L 以下	0.8mg/L 以下	1mg/L 以下	0.05mg/L 以下	0.002mg/L 以下

要監視項目及び指針値（公共用水域及び地下水質）

項目	クロロホルム	トランス-1,2-ジクロロエタン	1,2-ジクロロプロパン	p-ジクロロベンゼン	イソキサチオン
指針値	0.06mg/L 以下	0.04mg/L 以下	0.06mg/L 以下	0.2mg/L 以下	0.008mg/L 以下
項目	ダイアジノン	フェニトロチオン (MEP)	イソプロチオラン	オキシ銅 (有機銅)	クロロホルム (TPN)
指針値	0.005mg/L 以下	0.003mg/L 以下	0.04mg/L 以下	0.04mg/L 以下	0.05mg/L 以下
項目	プロピザミド	EPN	ジクロボス (DDVP)	フェブメカルブ (BPMC)	イプロベンホス (IBP)
指針値	0.008mg/L 以下	0.006mg/L 以下	0.008mg/L 以下	0.03mg/L 以下	0.008mg/L 以下
項目	クロロニトロフェン (CNP)	トルエン	キシレン	フタル酸ジエチルヘキシル	ニッケル
指針値	-	0.6mg/L 以下	0.4mg/L 以下	0.06mg/L 以下	-
項目	モリブデン	アンチモン	塩化ビニルモノマー	エピクロロヒドリン	全マンガン
指針値	0.07mg/L 以下	0.02mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.0004mg/L 以下	0.2mg/L 以下
項目	ウラン				
指針値	0.002mg/L 以下				

（備考）トランス 1,2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマーの指針値は地下水質について適用しない

土壌溶出量基準値

項目	カドミウム	全シアン	有機磷	鉛
基準値	0.01mg/L 以下	検出されないこと	検出されないこと	0.01mg/L 以下
項目	六価クロム	砒素	水銀	
基準値	0.05mg/L 以下	0.01mg/L 以下	総水銀 0.0005mg/L 以下であり、かつアルキル水銀が検出されないこと	
項目	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン
基準値	検出されないこと	0.02mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.004mg/L 以下
項目	1,1-ジクロロエタン	シス-1,2-ジクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン
基準値	0.1mg/L 以下	0.04mg/L 以下	1mg/L 以下	0.006mg/L 以下
項目	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロパン	チウラム
基準値	0.03mg/L 以下	0.01mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.006mg/L 以下
項目	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン
基準値	0.003mg/L 以下	0.02mg/L 以下	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
項目	ふっ素	ほう素		
基準値	0.8mg/L 以下	1mg/L 以下		

土壌含有量基準

項目	カドミウム	六価クロム	全シアン	
基準値	150mg/kg 以下	250mg/kg 以下	遊離シアン 50mg/kg 以下	
項目	水銀	セレン	鉛	砒素
基準値	15mg/kg 以下	150mg/kg 以下	150mg/kg 以下	150mg/kg 以下
項目	ふっ素	ほう素		
基準値	4,000mg/kg 以下	4,000mg/kg 以下		

生活環境の保全に関する環境基準河川（湖沼を除く）

類型		AA	A	B	C	D	E
基準値	水素イオン濃度 (pH)	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.0以上 8.5以下	6.0以上 8.5以下
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	1mg/L 以下	2mg/L 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	8mg/L 以下	10mg/L 以下
	浮遊物質 (SS)	25mg/L 以下	25mg/L 以下	25mg/L 以下	50mg/L 以下	100mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと
	溶存酸素量 (DO)	7.5mg/L 以上	7.5mg/L 以上	5mg/L 以上	5mg/L 以上	2mg/L 以上	2mg/L 以上
	大腸菌群数	50MPN/ 100mL 以下	1,000MPN/ 100mL 以下	5,000MPN/ 100mL 以下	-	-	-

類型		生物A	生物特A	生物B	生物特B
基準値	全亜鉛	0.03mg/L 以下	0.03mg/L 以下	0.03mg/L 以下	0.03mg/L 以下

湖沼（天然湖沼及び貯水量 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖）－ア

類型		AA	A	B	C
基準値	水素イオン濃度 (pH)	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.0以上 8.5以下
	化学的酸素要求量 (COD)	1mg/L 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	8mg/L 以下
	浮遊物質 (SS)	1mg/L 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと
	溶存酸素量 (DO)	7.5mg/L 以上	7.5mg/L 以上	5mg/L 以上	2mg/L 以上
	大腸菌群数	50MPN/ 100mL 以下	1,000MPN/ 100mL 以下	-	-

湖沼－イ

類型		I	II	III	IV	V
基準値	全窒素	0.1mg/L 以下	0.2mg/L 以下	0.4mg/L 以下	0.6mg/L 以下	1mg/L 以下
	全 磷	0.005mg/L 以下	0.01mg/L 以下	0.03mg/L 以下	0.05mg/L 以下	0.1mg/L 以下

類型		生物 A	生物特 A	生物 B	生物特 B
基準値	全亜鉛	0.03mg/L 以下	0.03mg/L 以下	0.03mg/L 以下	0.03mg/L 以下

海域－ア

類型		A	B	C
基準値	水素イオン濃度 (pH)	7.8以上 8.3以下	7.8以上 8.3以下	7.0以上 8.3以下
	化学的酸素要求量 (COD)	2mg/L 以下	3mg/L 以下	8mg/L 以下
	溶存酸素量 (DO)	7.5mg/L 以上	5mg/L 以上	2mg/L 以上
	大腸菌群数	1,000MPN/ 100mL 以下	-	-
	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)	検出されないこと	検出されないこと	-

海域－イ

類型		I	II	III	IV
基準値	全窒素	0.2mg/L 以下	0.3mg/L 以下	0.6mg/L 以下	1mg/L 以下
	全 磷	0.02mg/L 以下	0.03mg/L 以下	0.05mg/L 以下	0.09mg/L 以下

類型		生物 A	生物特 A
基準値	全亜鉛	0.02mg/L 以下	0.01mg/L 以下

騒音に係る環境基準

一般地域	区分	類型AA	類型A	類型B	類型C		
	昼間 6:00～22:00	50 デシベル以下	55 デシベル以下	55 デシベル以下	60 デシベル以下		
夜間 22:00～6:00	40 デシベル以下	45 デシベル以下	45 デシベル以下	50 デシベル以下			
環境基準	区分	2車線以上の車線を有する道路に面する地域		2車線以上の車線を有する道路に面する地域		車線を有する道路に面する地域	
	道路に面する地域						
	昼間 6:00～22:00						
夜間 22:00～6:00	55 デシベル以下	60 デシベル以下	60 デシベル以下				
幹線交通を担う道路に近接する空間については、特例として次の基準を適用します。 昼間:70 デシベル以下 夜間:65 デシベル以下 備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45 デシベル以下、夜間にあっては40 デシベル以下)によることができる。							
当てはめ地域	地域の類型	類型A	類型B	類型C			
	岡山市(岡山市御津支所管内及び建部支所管内以外の地域)	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域、第二種住居地域、用途地域以外の地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域			
岡山市御津支所管内及び建部支所管内	御津新庄及び御津矢原の各一部			地域の類型A以外の地域			

新幹線鉄道騒音に係る環境基準

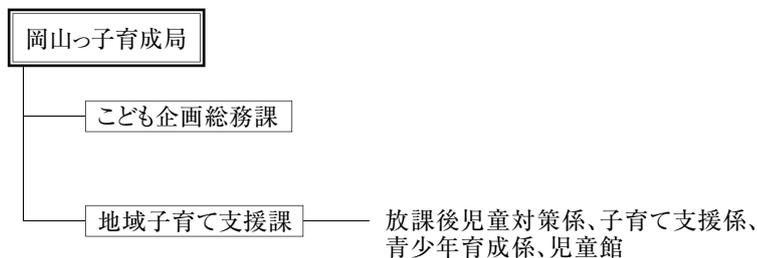
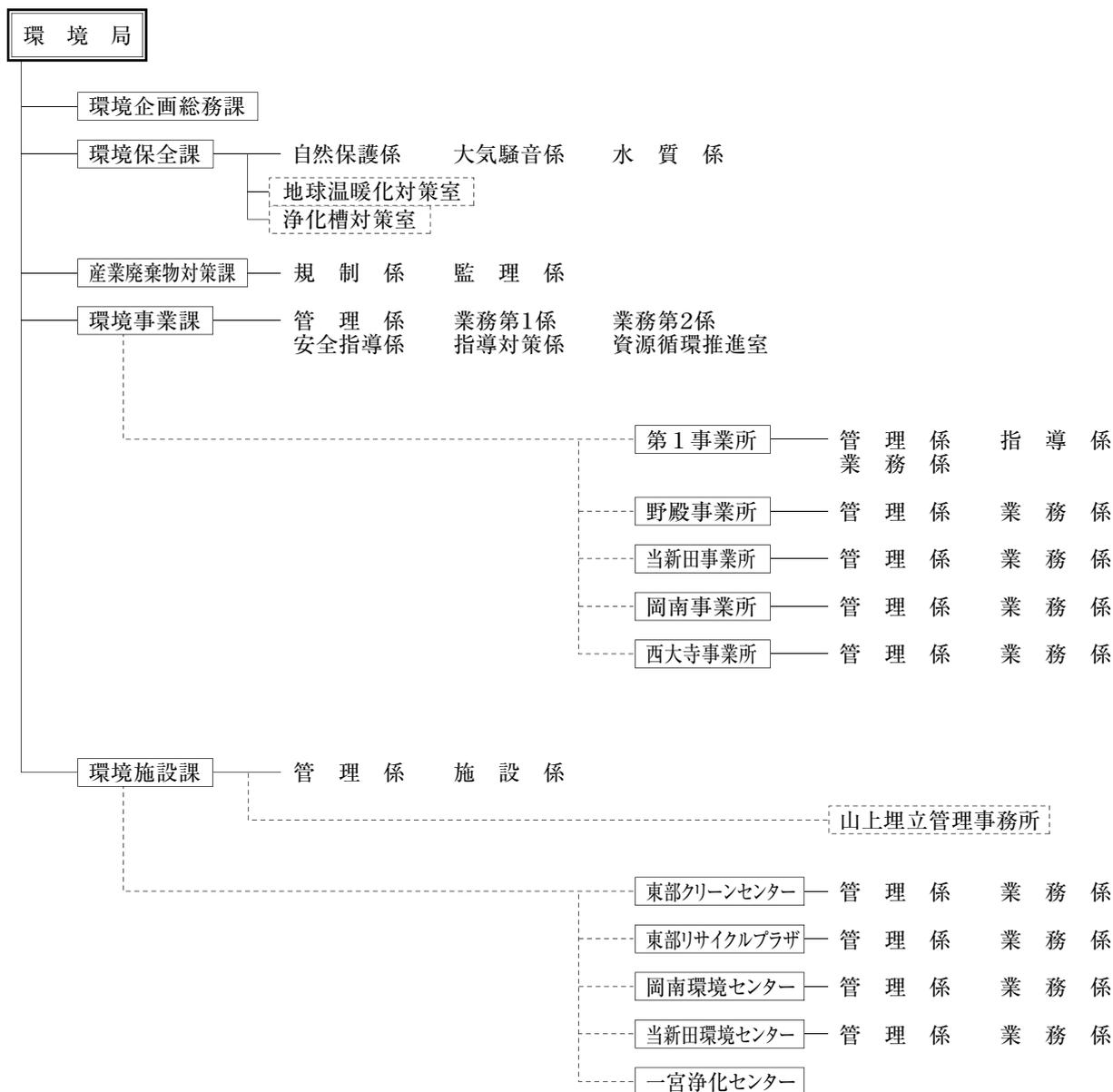
地域の類型	基準値	あてはめ地域
I	70 デシベル以下	地域類型のあてはめをする地域のうち、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び用途地域以外の地域
II	75 デシベル以下	地域類型のあてはめをする地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

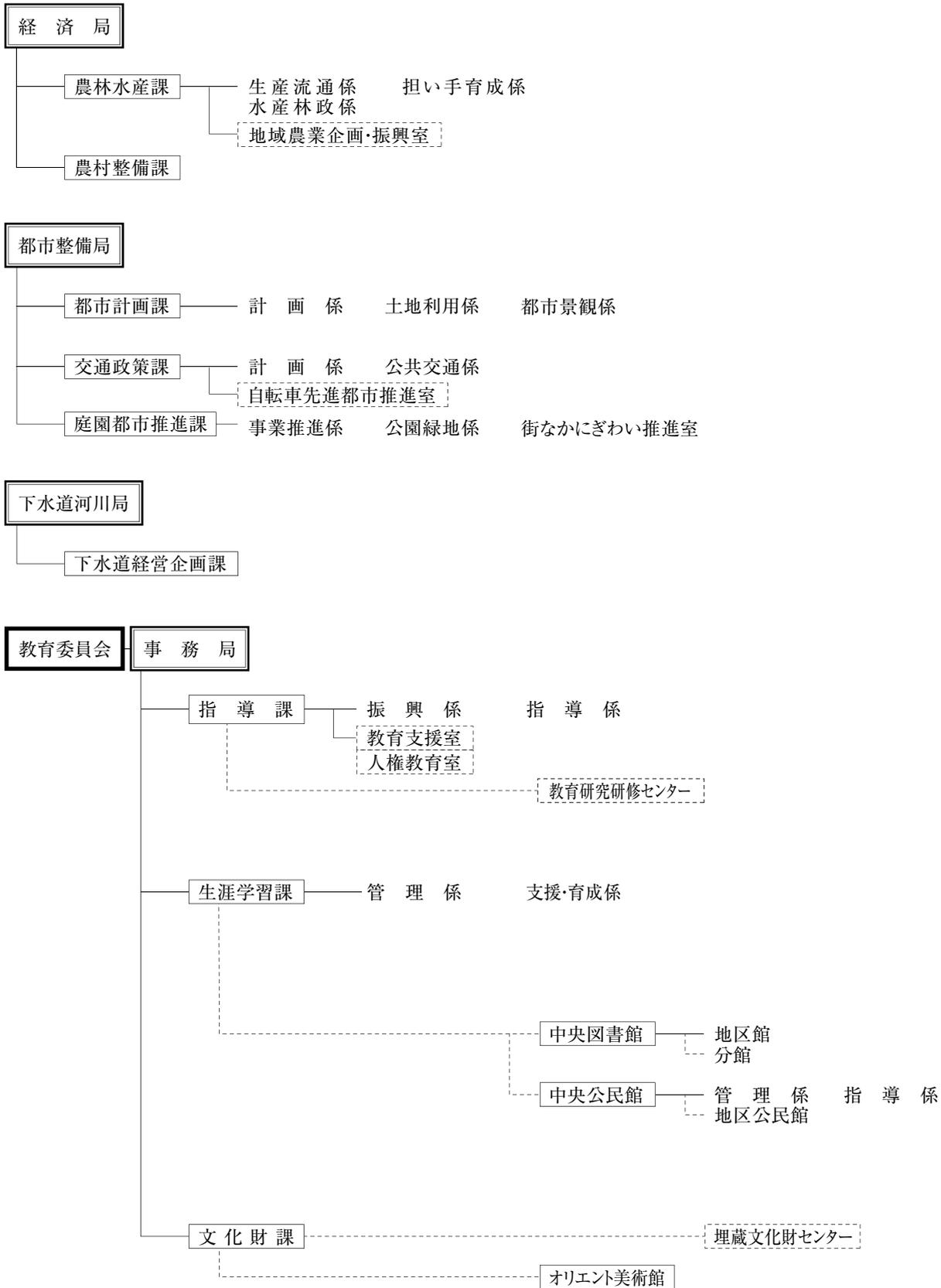
※ 地域類型のあてはめをする地域：新幹線鉄道の軌道中心線より左右両側それぞれ 300m (橋りょうに係る部分は 400m) 以内で、別途図面に表示する地域

自動車騒音・道路交通振動に係る要請限度

	区分		a区域		b区域		c区域
			1車線	2車線以上	1車線	2車線以上	1車線以上
騒音	昼間	6:00～22:00	65 デシベル	70 デシベル	65 デシベル	75 デシベル	75 デシベル
	夜間	22:00～6:00	55 デシベル	65 デシベル	55 デシベル	70 デシベル	70 デシベル
	また、上記の区域のうち、幹線交通を担う道路に近接する区域については、次の要請限度が適用される。 昼間:75 デシベル 夜間:70 デシベル						
			a区域	b区域		c区域	
	岡山市 (御津支所管内及び建部支所管内を除く)	第一種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域、 第二種住居地域、 用途地域以外の地域		近隣商業地域、商業地域、 準工業地域、工業地域		
	御津支所管内		御津新庄、御津矢原の各一部		b区域以外		
振動	区分		第1種区域		第2種区域		
	昼間	7:00～20:00	65 デシベル		70 デシベル		
	夜間	20:00～7:00	60 デシベル		65 デシベル		
			第1種区域		第2種区域		
		岡山市 (御津支所管内及び建部支所管内を除く)	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、 第二種住居地域、用途地域以外の地域		近隣商業地域、商業地域、 準工業地域、工業地域		
		御津支所管内	御津新庄・御津矢原の各一部		第1種区域以外		

2. 環境保全行政組織・機構（平成28年4月1日現在）





○ 備考

機構図中

 は局相当組織を、 は審議監級相当組織を、 は課相当組織を、
 は課内室相当組織を、枠無しは係相当組織をそれぞれ表す。

3. 環境保全年表

昭和	36.	岡山市公害対策審議会設置
	39.	衛生部保健衛生課に公害係設置
	41.	「岡山市公害防止条例」制定、公害審議会設置
	42.	(国)「公害対策基本法」施行
	43.	(国)「大気汚染防止法」、「騒音規制法」施行
	44.	「騒音規制法」の指定地域となる
	45.	衛生局に公害課設置 岡山市公害対策本部設置 大気汚染測定局稼働開始
	46.	(国)「水質汚濁防止法」の施行 「大気汚染防止法」の政令市となる 岡山市緑化条例を制定
	47.	岡山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行 (国)「悪臭防止法」施行
	48.	主要工場等と公害防止協定締結開始 「岡山市公害防止条例」全面改正 正儀・江並・上南・興除測定局を県センターに接続、テレメータ化する
	49.	「水質汚濁防止法」の政令市となる 「岡山市公害防止条例の規制基準等に関する規則」制定
	50.	「悪臭防止法」の指定地域となる
	51.	(国)「振動規制法」施行
	52.	岡山市大気汚染監視センター設置、大気汚染測定局7局を本市センターに接続、テレメータ化する 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域あてはめ
	53.	自動車排出ガス測定局稼働開始 「振動規制法」の指定地域となる 「岡山市中小企業公害防止施設補助金交付要綱」施行 (国)「NO ₂ 環境基準」改正
	54.	(県)「岡山県環境影響評価指導要綱」施行 新幹線鉄道騒音に係る障害防止対策助成事務に関する協定を国鉄と締結
	55.	(県)「COD 総量削減計画」公告
	56.	(県)「岡山県自然海浜保全地区条例」施行 (国)「COD 総量規制」全面施行 (国)「騒音規制法」の指定地域の拡大(市街化調整区域を地域指定)
	57.	宝伝海水浴場が自然海浜保全地区に指定される 環境水質自動測定局稼働開始
	58.	発生源水質測定局稼働開始 「岡山市内に生息する川魚展」等の環境月間行事を開始 気象観測局を金山から高倉山に移設
	59.	(県)「岡山県公共用水域の富栄養化防止対策推進要綱」制定 (国)「湖沼水質保全特別措置法」施行 (県)「拡声器等による暴騒音規制条例」施行
	60.	「雄町の冷泉」が名水百選に選ばれる 騒音に係る環境基準の地域類型のあてはめ(岡山市他9市1町)

昭和	60.	<p>(国)「湖沼水質保全特別措置法」に窒素・燐の排出基準が追加される 「水辺教室」事業開始 見島湖が湖沼法の指定湖沼に指定され湖沼法の政令市となる 「どこまで見える青空観察コンテスト」実施</p>
	61.	<p>岡山市の河川環境指標決定 「川や海をきれいにするための標語コンクール」募集 「ウォークラリーふるさとの水辺教室」「親子まちの探検隊」事業開始</p>
	62.	<p>(県)「見島湖に係る湖沼水質保全計画」策定 (県)「見島湖における窒素・燐の環境基準暫定目標」設定 (県)湖沼特定事業場に係るCOD汚濁負荷量規制基準設定 「水質浄化ポスター」事業開始 (県)COD総量規制基準改正 見島湖流域清掃大作戦事業開始(西川) 見島湖流域水質浄化推進員制度創設 「岡山の川・見島湖パネル展」「スターウォッチング星空の街コンテスト」開始</p>
	63.	<p>公害課から環境保全課に課名変更 「小型合併浄化槽設置整備補助事業」開始 「環境教室水生生物編」「水に係わる写真コンクール」「ふるさとの環境教室」開催</p>
平成	元.	<p>「音に係わるポスターコンクール」開催 岡山市河川環境管理計画策定構想発表 公害監視テレメータシステム更新 (国)特定建設作業に係る規制基準の改正 「近隣騒音市民意識調査」実施 「岡山市の水辺に対する意識調査」実施 (国)「水質汚濁防止法」に有害物質としてトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを追加 (国)「水質汚濁防止法」に地下浸透規制を追加 (国)「大気汚染防止法」の特定粉じんに石綿を追加</p>
	2.	<p>(国)航空機騒音に係る環境基準の類型設定 (国)「水質汚濁防止法」に生活排水対策の推進を追加 「岡山県合併処理浄化槽普及促進協議会」設立</p>
	3.	<p>(県)「岡山県見島湖環境保全条例」公布 (国)COD総量規制基準改正(第三次総量規制) 岡山市全域が生活排水対策重点地域に指定される 「岡山市ごみ非常事態宣言」が発令される</p>
	4.	<p>「地球環境問題ポスターコンクール」事業開始 「岡山市ごみ非常事態宣言」を平成6年3月まで延長 「岡山市水辺環境計画」策定 「岡山市緑のマスタープラン」策定 (国)「水質汚濁防止法」3条3項の上のせ排水基準改正、見島湖流域の20t/日以上に基準適用 岡山市ホテルの里事業開始 (国)廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正施行 電気自動車導入(公害パトロールカー)</p>

<p>平成 5.</p> <p>6.</p> <p>7.</p> <p>8.</p> <p>9.</p>	<p>児島湖流域環境保全実践モデル地区指定開始</p> <p>「岡山市一般廃棄物処理基本計画」策定</p> <p>「岡山市都市緑化推進基本計画」策定</p> <p>「騒音規制法」の環境基準の指定地域拡大（無指定地域を追加）</p> <p>(国)「水質汚濁防止法」の海域に係る排水基準に窒素・燐を追加</p> <p>(国)「環境基本法」施行</p> <p>(国)「水質汚濁防止法」の有害物質に13項目追加</p> <p>曹源寺周辺環境整備事業実施</p> <p>「地球温暖化対策地域推進計画」策定</p> <p>「岡山県公害防止条例」及び「岡山県児島湖環境保全条例」の一部が市に事務移管</p> <p>「身近な環境調査」開始</p> <p>ホテルの里活動団体連絡会議事業開始</p> <p>「平成7年度全国生活排水対策重点地域指定市町村連絡協議会総会」が岡山市にて開催</p> <p>(国) こどもエコクラブ発足</p> <p>(国)「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」公布</p> <p>(国) 騒音・振動・悪臭の規制地域及び基準の告示</p> <p>岡山市が「水の郷」として認定される</p> <p>岡山市環境美化条例公布（10 / 1 施行）</p> <p>「岡山市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」策定</p> <p>「岡山市ごみ非常事態宣言」解除</p> <p>瀬戸内海環境保全特別措置法の政令市となる</p> <p>「『身近な環境づくり』移動パネル展と移動水族館」開始</p> <p>(国) 水質汚濁防止法に地下水の浄化措置及び油に係る事故等の措置が追加される</p> <p>岡山市児島湖流域環境保全推進員ブロック会議（計5ブロック）事業開始</p> <p>(国) 第四次COD総量削減計画が定められる</p> <p>「親子わくわくかんきょうかん」事業開始</p> <p>(国) COD総量規制（第四次）基準値が改正される</p> <p>(県) 岡山県公害防止条例（水質関係）の地下浸透を禁止する物質にPCBなど16物質が追加される</p> <p>(県) 岡山県環境基本条例を制定</p> <p>「岡山市環境計画検討会中間報告書」公表</p> <p>岡山市環境計画策定協議会設置</p> <p>「こどもエコクラブ in おかやま」開催</p> <p>おまちアクアガーデン開園</p> <p>自然体験リーダー養成講座開始</p> <p>(国) 地下水の水質汚濁に係る環境基準が設定される</p> <p>(国) 大気汚染防止法施行令の一部改正により、有害大気汚染物質として、ベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレンが指定される。また、建築物の解体等に伴う石綿飛散防止に係る所要の措置が追加される</p> <p>4 公民館において「ハールポップすい星観察会」実施</p> <p>(国)「環境影響評価法」公布</p> <p>岡山県において清流保全総合指針（おかやま清流ガイドライン）が策定され、西川・枝川用水路が「おかやまの清流」に選定される</p> <p>「高島・旭竜地区エコミュージアムモデル事業」開始</p>
--	---

平成 9.	<p>(国) 気候変動枠組条約第3回締約国会議開催、同会議京都議定書採択 「中学高校環境研究発表会」事業開始 「児島湖ミステリーツアー」実施 本市で「第22回公害苦情相談員ブロック会議(中四国)」開催</p>
10.	<p>「地球を守ることもエコクラブ展」開催 「岡山市環境基本計画」策定 (県) 海域(児島湾及び牛窓地先)の全窒素及び全燐に係る水質環境基準の水域類型が指定される 「岡山市公害対策本部」を廃止し、「岡山市環境基本計画推進本部」を設置する 岡山市有害化学物質対策連絡会議の設置 「グリーン購入フォーラム in 岡山」開催 「ストップ!地球温暖化パネル展」事業開始</p>
11.	<p>本市で「第4回瀬戸内海環境保全市民講座」開催 西大寺地区で魚の大量死発生調査実施 岡山市公害監視テレメータシステム更新 本市保健福祉会館が国の総合環境ゾーン・モデル事業の拠点施設のひとつに指定される (国) 騒音に係る環境基準について、騒音レベルの指標が等価騒音レベルに変更され、施行 岡山市産植物目録を発刊する 機構改革により、環境管理係が環境調整室となり自然公園、省エネ・省資源の事務が加わる また、公害監視センターが環境情報センターに名称変更される 操山公園里山センター開館</p>
12.	<p>(国)「地球温暖化対策の推進に関する法律」公布 (県) 岡山県環境影響評価等に関する条例を制定 (国) ダイオキシン類対策特別措置法施行 「岡山市自動車公害防止計画」策定 「岡山市環境保全条例」公布 岡山市環境保全審査会設置 (国)「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律(グリーン購入法)」公布 (国)「循環型社会形成推進基本法」公布 中四国環境教育ミーティング2000の開催 岡山市環境保全条例施行規則を制定</p>
13.	<p>岡山市公害の規制基準等に関する規則の改正 環境事業局から環境局に名称変更し、保健福祉局から環境保全部門の移管を行い、環境保全課を廃止し、環境調整課及び環境規制課を設置 環境総務課浄化槽係が環境規制課に浄化槽対策室として移管される 環境パートナーシップ事業開始 「岡山市環境保全行動計画(地球温暖化部門)」の策定 エコボランティア事業アダプト・プログラム合同調印式の開催 環境未来都市E X P O 2001(幕張メッセ)への出展 ユネスコ加盟50周年記念事業「みんなで取り組む環境づくりおかやま」の開催 「かおり風景100選」に「吉備丘陵の白桃」(岡山市ほか)が選ばれる 環境省選定「重要湿地500」に「岡山平野のスイゲンゼニタナゴ生息地」「永江川河口」の2地点が選ばれる</p>

平成 14.	<p>グリーンカンパニー講習会の開催</p> <p>市長に、岡山市環境保全審査会が「岡山市における希少野生生物保護のあり方について（中間報告）」を答申</p> <p>岡山市産業廃棄物処理施設の設置及び管理の適正化等に関する条例を制定</p> <p>環境規制課浄化槽対策室が下水道局に移管され、水質係が水質・浄化槽係に名称変更される</p> <p>「岡山市グリーン購入基本方針」を策定</p> <p>「ヨハネスブルグ・サミットに向けた岡山会議」の開催</p> <p>「岡山市環境保全行動計画（全体）」策定</p> <p>ヨハネスブルグ・サミットのサイドイベント「Educating for a Sustainable Future : Action, Commitments and Partnerships」への参加</p> <p>（国）「スイゲンゼニタナゴ」が種の保存法の国内希少野生動植物種に指定される</p> <p>環境パートナーシップ交流会の開催</p> <p>市民共同発電事業開始（中山保育園におひさま発電所1号機を設置）</p> <p>ユネスコ本部へ「Save the Earth Citizens Registration Rally」の提案</p> <p>岡山市産業廃棄物処理施設の設置及び管理の適正化等に関する条例施行規則の制定</p> <p>「クリーンエネルギーフェア」の開催</p> <p>（国）「使用済自動車の再資源化等に関する法律」公布</p> <p>（国）「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」公布</p>
15.	<p>（国）「自然再生推進法」施行</p> <p>（国）「土壌汚染対策法」施行</p> <p>「岡山市地域新エネルギービジョン」策定</p> <p>「全国生活排水対策重点地域指定市町村中国ブロック会議」開催</p> <p>「今保水質自動測定局」休止</p> <p>市長に、岡山市総合政策審議会・汚水処理施設整備検討委員会が「持続的な発展が可能な岡山市の汚水処理施設整備の基本的な指針の策定について」を最終答申</p> <p>環境経営セミナーの開催</p> <p>市長に、岡山市環境保全審査会が「岡山市における希少野生生物保護のあり方について」を答申</p>
16.	<p>「岡山市環境保全条例」を改正し、「生物多様性保全」、「緑の保全」追加</p> <p>「岡山市エコイベント実施要綱」施行</p> <p>「市有施設において職員が使用した弁当容器の処分方針」策定</p> <p>（国）「アユモドキ」が種の保存法の国内希少野生動植物種に指定される</p>
17.	<p>（国）「使用済自動車の再資源化等に関する法律」施行</p> <p>（国）「京都議定書」発効</p> <p>「岡山市環境基本計画」改定</p> <p>「環境づくり活動ステップアップ支援事業」開始</p> <p>（国）「国連持続可能な開発のための教育の10年」開始</p> <p>山南、上南一般環境大気測定局、庭瀬、清輝自動車排出ガス測定局を廃止</p> <p>国連大学のRCEに岡山地域が指定される</p> <p>岡山市環境保全条例に基づき、「生物多様性保全基本方針」、「自然環境配慮ガイドライン」を決定し、「共生地区」を指定する</p> <p>「岡山市景観基本計画」策定</p>
18.	<p>市長に、岡山市環境保全審査会が「悪臭防止法に基づく臭気規制のあり方について」を答申</p> <p>岡山市環境保全条例に基づき、「環境配慮届」の提出が義務づけられる</p>

平成 18.	<p>五明一般環境大気測定局、西祖自動車排出ガス測定局を設置 機構改革により、環境規制課が環境保全課となり、環境調整課を廃止し、環境管理係と自然保護係を環境保全課に移管する。併せて、合併浄化槽推進室も移管する。 (国)「大気汚染防止法」一部改正「アスベスト関連規制」強化 (国)「大気汚染防止法」一部改正「VOC 排出規制制度」追加 (国)「水質汚濁防止法」亜鉛含有量の排水基準値見直し 悪臭防止法に基づく規制方法を改正「臭気指数規制」施行 「岡山市環境保全行動計画 (第Ⅱ期)」策定 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(PRTR 法)の届出事務が岡山県から岡山市へ移行される</p>
19.	<p>気候変動に関する政府間パネル (IPCC) が第 4 次評価報告書を発表 「岡山市美しいまちづくり、快適なまちづくり条例」施行 (国)「美しい星 50 (Cool Earth 50)」を発表 (国)「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」公布、施行 錦保育園におひさま発電所 2 号機を設置 「岡山市もったいない運動」の実施 E S D・環境活動発表交流会の開催</p>
20.	<p>(国) 京都議定書で定められた削減目標の第一約束期間 (H20～H24) に入る 地球温暖化対策を強化するため、環境保全課内に地球温暖化対策室を設置し、環境管理係を廃止する (国)「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正 (国)「クールアース・デー」の創設 (国)「低炭素社会づくり実行計画」閣議決定 「岡山市環境保全行動計画 (第Ⅱ期)」改訂 家庭ごみ有料化開始 「児島湖水質自動測定局・笹ヶ瀬水質自動測定局」休止 第 5 次岡山・倉敷地域公害防止計画策定 「岡山市地域省エネルギービジョン」の策定</p>
21.	<p>住宅用太陽光発電システム設置費補助事業の開始 公共施設の E S C O 事業導入可能性調査の実施 (国)「鳩山イニシアチブ」として 1990 年比で 2020 年までに 25%削減を表明 (国) 環境基準について、公共用水域 1 項目追加、地下水 3 項目追加、基準値の一部見直し 南方保育園太陽光発電システム稼働 (国) 微小粒子状物質 (PM2.5) による大気汚染に係る環境基準を定める</p>
22.	<p>市庁舎太陽光発電システム稼働 「地域主体による生物多様性の保全を推進する条例」施行 電気自動車普及促進事業の開始 福渡保育園におひさま発電所 3 号機を設置</p>
23.	<p>「岡山市環境保全条例」を改正し、「第 4 章 環境の保全に関する審議会」を追加 「岡山市環境総合審議会」、「岡山市公害対策審議会」、「岡山市自然環境保全審議会」を設置 (国)「大気汚染防止法」ばい煙量等の測定結果の記録・保存の義務付け、測定結果の未記録等に対する罰則創設</p>

<p>平成 23.</p> <p>24.</p> <p>25.</p> <p>26.</p> <p>27.</p> <p>28.</p>	<p>(国)「水質汚濁防止法」事故時の措置の範囲の拡大、排出水等の測定結果の記録・保存の義務付け、測定結果の未記録等に対する罰則創設</p> <p>(国)「再生可能エネルギー特別措置法」成立</p> <p>「国連ESDの10年最終年會合」の開催地が愛知県・名古屋市とともに岡山市に決定</p> <p>「旧笹ヶ瀬局舎」解体撤去</p> <p>「旧児島湖局舎」児島湾土地改良区へ譲渡</p> <p>市立瀬戸町図書館におひさま発電所4号機を設置</p> <p>「第2次岡山市環境基本計画」及び「岡山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定</p> <p>(県)「カワバタモロコ」が岡山県希少野生植物保護条例の指定希少野生植物に指定される</p> <p>機構改革によりESD最終年會合準備室を新設</p> <p>(国)「水質汚濁防止法」有害物質（1,4-ジオキサン）、指定物質、特定施設の追加</p> <p>(国)「水質汚濁防止法」地下水汚染の未然防止のための取組制度創設</p> <p>江並局、東岡山局でPM2.5測定開始</p> <p>騒音に係る環境基準の当てはめ地域を工業専用地域を除く市全域に拡大</p> <p>南方局でPM2.5測定開始</p> <p>建部保育園におひさま発電所5号機を設置</p> <p>機構改革によりESD世界會議推進局を新設</p> <p>氣候変動に関する政府間パネル（IPCC）が第5次評価報告書（第1作業部会）を発表</p> <p>(国)「大氣汚染防止法」特定粉じん排出等作業について作業基準等強化（平成26年6月1日施行）</p> <p>(国)「エネルギー基本計画」閣議決定</p> <p>「ESDに関するユネスコ世界會議」関連會議として、「ESD推進のための公民館-CLC国際會議」「ユネスコスクール世界大会」「ユネスコESDユース・コンファレンス」「第9回グローバルRCCE會議」「教師教育に関する国際會議」開催</p> <p>「持続可能な開発のための教育の推進に関する条例」施行</p> <p>氣候変動に関する政府間パネル（IPCC）が第5次評価報告書（第2作業部会・第3作業部会・統合報告書）を発表</p> <p>建部小学校及び西祖地区農業集落排水処理場でPM2.5測定開始</p> <p>(国)温室効果ガス排出量を2013年度比で2030年までに26%削減する目標を国連氣候変動枠組み条約事務局に提出</p> <p>(国)「フロン排出抑制法」施行</p> <p>(国)新国民運動「COOL CHOICE」開始</p> <p>ユネスコが「ESDに関するグローバル・アクション・プログラム（GAP）」の一つに岡山市を認定</p> <p>(国)「大氣汚染防止法」水銀排出規制導入を追加（平成27年6月19日公布）</p> <p>住宅・事業所用スマートエネルギー導入促進補助事業の開始</p> <p>(国)電力小売全面自由化の開始</p> <p>(国)「地球温暖化対策計画」閣議決定</p> <p>(国)「政府実行計画」閣議決定</p>
--	---

4. 用語解説

【ア】

・アイドリング・ストップ

荷物の積み下ろしや赤信号などで自動車が停止している場合などにエンジンを切ることである。燃料削減と排ガス削減効果が期待されている。

・アユモドキ

ドジョウ科の淡水魚。琵琶湖淀川水系と岡山県だけに生息。水路改良等の影響で近年生息数が激減。昭和52年に天然記念物指定。平成16年に種の保存法の国内希少野生動植物種に指定。絶滅危惧ⅠA類。

・RCE（持続可能な開発のための教育に関する地域の拠点）

国連大学が持続可能な開発のための教育（ESD）を推進するために提唱している活動の一つ。公的非公的機関のネットワークによりESDを推進するモデルとなるもの。2005年6月（平成16年）に開催された「国連大学－ユネスコグローバルセッションと持続可能な未来のための教育会議」で岡山など世界7地域が最初に認定された。（平成25年現在：117地域）

・ESD（持続可能な開発のための教育）

大量生産・大量消費・大量廃棄のライフスタイルによる環境悪化や貧困の増大など弊害を招いた開発を反省し、将来にわたって、また地球規模の視点においても、あらゆる人々が自然環境などと共存できる持続可能な社会の達成を目指す教育のこと。

・一酸化炭素（CO）

炭素又は炭素化合物の不完全燃焼により発生する無臭の空気より少し軽い気体。

生理上きわめて有害で、血液中のヘモグロビンと結合して酸素の供給を阻害し、中枢神経をマヒさせたり、貧血症を起こす。ひどいときは死に至

る。主な発生源は自動車である。

・石綿（アスベスト：外国では、キラー・ダストともよばれる）

かんらん石や輝石などが、地中で変化し、繊維状に結晶した鉱石である。

建材、煙突、電気製品、自動車部品など用途は広いが、現状は代替品も多く研究されている。この粉じんが、呼吸器障害や肺がんなどの原因となることが認められており、平成元年に特定粉じん指定され、工場などからの排出が規制された。（10本/L）

・一般廃棄物

産業廃棄物以外の固形状または液状の廃棄物。

市民の日常生活に伴うごみ、くみ取りし尿などの生活系廃棄物の他、事業系ごみの中で産業廃棄物に規定されない廃棄物。

・岡山市身近な生きものの里

身近な自然を大切にする地域づくりを目的として、「岡山市ホタルの里」事業を發展させ、平成20年度から行っている事業。足守、大井、下高田、福谷、高島・旭竜、曹源寺、山南、室山、竹枝、宇甘西、豊の11地区が認定され、地元の環境保全活動の支援等を行っている。

・汚濁負荷量

環境に排出される汚濁物質の量。排出量と濃度の積で算出する。

・オゾン層

地球を取り巻くオゾン層は、太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収し、われわれ生物を守っている。冷媒、洗剤、発泡剤などに使用されるCFC（いわゆるフロン）、HCFCなどオゾン層破壊物質は、いったん環境中に放出されると、成層圏まで達し、そこで強い紫外線を浴びて塩素を放出してオゾン層を破壊する。

その結果、地上に達する有害紫外線の照射量が

増加し、皮膚がんの増加、生態系への悪影響などが生じるおそれがある。そのためモントリオール議定書により、CFCなどオゾン層破壊物質の生産は中止されたが、過去に生産された物質が相当量残されており、これらの回収が課題となっている。

【カ】

・環境家計簿

日々の生活において環境に負荷を与える行動や環境によい影響を与える行動を記録し、必要に応じて点数化したり、収支決算のように一定期間の集計を行ったりするもの。「家計簿」に記録することで金銭を巡る家庭の活動を把握・解析すると同様に、「環境家計簿」をつけることで金銭では表わせないものも含めて、環境を巡る家庭の活動の実態を把握しようとするもの。

・環境基準

環境基本法第16条第1項により「人の健康を保護し生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」とされ、環境改善のための行政目標であり、最大許容限度、理想値のことではない。

・環境資源

暮らしを支える資源サービスとして環境の恵みを把握し、資源の持続で公平な供給と維持をめざす試みからみた場合の環境要素。

・環境美化条例

空き缶、吸殻等の散乱を防止し、空き缶等の再資源化を促進するため、平成8年3月に制定された市条例。「環境美化の日」は、市条例第7条で規定されている。

・環境ホルモン（外因性内分泌攪乱化学物質）

動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれる正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質。

・環境マネジメントシステム

正常な市場経済活動を維持しつつ環境保全を進めるため、企業が自主的判断により行う環境対策のシステム。環境マネジメントシステムの国際規格としてISO14000シリーズ、環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づくエコアクション21などがある。

・気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

世界気象機関（WMO）及び国連環境計画（UNEP）により1988年に設立された国連の組織。各国の政府から推薦された科学者の参加のもと、地球温暖化に関する科学的・技術的・社会経済的な評価を行い、得られた知見を政策決定者を始め広く一般に利用してもらうことを任務とする。

・規制基準

これ以上は超えてはならないという規制のための基準であり、事業者等が遵守すべき基準として定められたものである。

・京都議定書

1997年（平成9年）12月に開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において採択した、地球温暖化防止のための国際的な枠組。先進国に対する温室効果ガス排出量の削減目標値などが定められた。気候変動に関する国際連合枠組条約締約国の1990年（平成2年）における二酸化炭素総排出量のうち、55%以上を占める55か国以上の締約国が批准、承認等行った後、90日目に発効される。2005年（平成16年）11月にロシアが批准したことにより、要件が満たされ、2006年（平成17年）2月に発効した。

・健康項目

公用水域の水質保全行政の目標として達成し維持されることが望ましい水質汚濁に係わる環境基準の一つ。カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質。現在26項目。

・建設廃棄物

建設工事に伴い副次的に得られるもの（建設副産物）のうち、建設発生土、有価物を除いたもの。

・光化学オキシダント（Ox）

大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽光線によって光化学反応を起こし、オゾン、アルデヒド、PANなどの酸化性物質が生成される。これらの物質を総称して光化学オキシダントといい、光化学スモッグの原因物質である。

光化学スモッグは、夏期、日射が強く、風の弱い日に発生しやすく、その影響は目やのどの粘膜を冒し、植物被害や視覚障害など広範囲にわたる。

・公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供する水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供する水路。

・こどもエコクラブ

環境省が主管する小中学生なら誰でも参加できる環境活動のクラブ。岡山市内に5クラブ（平成25年度）

【サ】

・酸性雨

化石燃料などの燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などが大気中で反応して生じる酸性の降下物で、通常pH（水素イオン指数）5.6以下の雨が酸性雨とされている。欧米では、酸性雨によると考えられる湖沼の酸性化や、森林の衰退が報告され、国境を越えた国際的な問題となっている。一方、わが国においては、環境省の調査結果では、酸性降下物量は欧米なみの状況にあるが、生態系への明確な兆候はみられていない。しかし、酸性雨が今後も降り続くとすれば、将来、影響発現の可能性が懸念されている。

・COD（化学的酸素要求量）

CODは、酸化剤を用いて水中の有機物を酸化

する際に、消費される酸化剤の量から消費された酸素の量を算出したもので、数値が高いほど水中の汚濁物質の量が多い。

・スイゲンゼニタナゴ

兵庫県千種川～広島県芦田川の山陽地方の河川のみ分布するタナゴの仲間。水路改良等で激減。平成14年に種の保存法の国内希少野生動植物種に指定。環境省レッドリスト絶滅危惧ⅠA類。

・水素イオン濃度（pH）

酸性、アルカリ性を示す指標で、7を中性とし、7より小さければ酸性、大きければアルカリ性である。

・生活環境項目

CODその他の水の汚染状態を示す項目として政令で定める項目。現在14項目。

・生活排水

台所、洗たく、し尿浄化槽、風呂排水など家庭生活上排出される排水をいう。いわゆる下水。

・生活排水処理人口

生活排水処理を公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽及び簡易沈殿槽などの生活排水処理施設で行う人口

・絶滅危惧種

人為の影響の如何に係わらず個体数が異常に減少し、放置すればやがて絶滅すると推定されるもの。

・粗大ごみ処理施設・資源選別施設

ごみの分別収集・資源化を進めるための施設。リサイクル社会を実現していくためのリサイクルプラザとしての役割もあわせ、東部が平成13年に稼働開始。西部の整備も進められている。

【タ】

・炭化水素（HC）

炭素と水素からなる化合物の総称。光化学スモッグの原因物質の一つである。発生源は、自動車、塗装工場、精油所などである。

・ダイオキシン類

ダイオキシン類は、主に廃棄物の焼却過程等で非意図的に生成される有機塩素系化合物で、発がん性、生殖毒性、催奇形性などの毒性を有していると指摘されている。分解しにくいために、環境中に微量であるが広く存在している。

・地球温暖化

人間活動の拡大により二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）などの温室効果ガスの大気中の濃度が増加し、地球全体の平均気温が上昇することをいう。IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第5次報告書によれば、21世紀末までに地球全体の平均気温が0.3～4.8℃上昇すると予測されている。

・窒素酸化物（NO_x）

窒素と酸素の反応により生成される物質の総称である。大気中の窒素酸化物は種々あるが、一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（NO₂）が主なものであり、光化学スモッグの原因物質の一つである。主な発生源は、自動車、工場、ビルである。

・低公害車

電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車。広い意味では、低排出ガス車も含まれる。

・低排出ガス車

現在一般に使用されているガソリン・LPG及びディーゼル自動車の中で、「低排出ガス車認定実施要領」に基づき排出ガス基準よりも排出ガスを低減させた自動車で、国土交通省が認定した自動車のこと。

・テトラクロロエチレン

脱脂洗浄剤、ドライクリーニング溶剤として主に使われている。特徴はトリクロロエチレン同様である。

・天然記念物

わが国にとって学術上価値の高い動物・植物・地質鉱物（それらの存する地域を含む）で、その保護保存を主務官庁から指定されたもの。

・デシベル

音に対する人間の感じ方は音の強さ、周波数の違いによって異なる。騒音の大きさは、物理的に測定した騒音の強さに、周波数ごとの聴感補正を加味して、デシベルで表す。実際には騒音計のA特性（聴感補正）で測定した値を騒音レベルとしてデシベル（A）又はdB（A）で表示する。

・トリクロロエチレン

主に金属、機械部品などの脱脂洗浄剤として使われる。有機塩素化合物の特徴として、生物分解の困難さ、非水溶性、不燃性などがあげられるが、魚介類への濃縮性は低いとされている。

【ナ】

・二酸化硫黄（SO₂）

硫黄又は硫黄を含有する燃料が燃えるとき発生する無色、刺激臭の気体。二酸化硫黄は、大気中で太陽光線により三酸化硫黄（SO₃）に酸化される。主な発生源は重油を燃料とするボイラーである。

【ハ】

・ヒートアイランド

都市において、燃焼、冷暖房、自動車などの放熱や、大気汚染などの影響で周辺部との間に目立った温度差を生じる現象。

・BOD（生物化学的酸素要求量）

微生物によって水中の有機物が酸化、分解される際に消費される酸素の量を表したもので、数値

が大きいほど水中の有機物が多く、汚濁が著しい。

・pg-TEQ (ピコグラム-TEQ)

ピコグラム = 10^{-12} g、TEQは、異性体の多いダイオキシンを、毒性の最も強い2,3,7,8-TCDDに換算した数値を示す。

・PCB (ポリ塩化ビフェニル)

無色液状 (塩素化の程度により結晶状) の物質であり、不燃性で化学的に非常に安定しており、分解されにくい。

PCBの毒性については、劇物ではないが非常に安定なため体内で分解、排出されにくく、人体にとって危険度が高い。

・ホタルの里

身近な水辺環境の保全のために平成4年度から地域指定していた制度だが、現在は、「岡山市身近な生きものの里」事業へ移行している。

・ホルンフェルス

接触変成作用を受けてできた無方向性の細粒の変成岩。

【ヤ】

・要請限度

自動車等から発生する騒音や排ガスが、この限度を超えて発生した場合には、人の健康や生活環境が著しく害されるおそれがあるため、公安委員会に道路交通法の規定による車両の通行の禁止又は、速度の制限・徐行等の措置を要請することができる。

【ラ】

・リサイクル

再生利用

・リサイクル推進員

ごみの減量化・リサイクル対策を推進するため、市と市民との間のパイプ役を行うことを目的とし

て平成4年11月から設置している。町内会の世帯数に応じて1～3名。任期2年。

・リデュース

発生抑制

・リユース

再使用

・緑化協定

岡山市環境保全条例に基づき、大規模な団地、工場などと敷地内緑化について協定を結んでいる。

・レッドデータブック

国際自然保護連合の種保存委員会が1960年代から出版している絶滅が心配される野生動植物の種や亜種のリスト。各国、地域別の同種のリストもレッドデータブックと呼ばれる。環境庁編のリストは、脊椎動物・無脊椎動物編が1991年に発行、植物編は1998年に完成。

5. 岡山市環境保全条例

平成12年3月22日

市条例第46号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等

第1節 施策の策定等に係る指針（第7条）

第2節 総合的推進のための施策（第8条—第12条）

第3節 効果的推進のための施策（第13条—第25条）

第4節 環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制（第26条）

第3章 環境の保全及び創造に関する重点的施策等

第1節 地球環境の保全（第27条・第28条）

第2節 生物多様性の保全（第29条—第29条の20）

第2節の2 緑の保全及び育成（第30条—第30条の19）

第3節 都市生活活動からの環境保全（第31条—第37条）

第4節 事業活動からの環境保全（第38条—第52条）

第4章 環境の保全に関する審議会（第52条の2—第52条の8）

第5章 雑則（第53条—第57条）

第6章 罰則（第58条—第68条）

附則

岡山市は、古くから、瀬戸内沿岸のおだやかな気候と豊かな自然によって形作られる固有の風土のもと、ゆるやかに自然と融和した新田や塩田開発技術、そして多彩な芸術文化・教育などを育んできた。

しかし、20世紀に入り、世界的規模で定着した大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動が与える環境への負荷が過大となり、本市においても地域の生活環境が悪化するとともに、その蓄積が、地球規模の環境問題として、人類の生存基盤そのものを脅かしはじめてきている。

すべての市民は、良好な環境のもとに、健康で安全かつ快適な生活を営む権利を有するとともに、恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐことができるよう環境を保全する責務を負っている。

新しい千年紀を迎え、私たちは、これまでに、先人達が築きあげてきた豊かな遺産が、それぞれ

の地域の良い環境によって支えられてきたものであることを深く自覚するとともに、その地域の環境を守り育てていくことが、地球環境の保全につながることを理解し、身近なところから環境への負荷の小さいまちづくりに取り組む必要がある。

このような認識のもと、私たちは、市民、事業者及び行政のすべての人々の参加により、都市の構造や活動を環境保全型へと変え、自然と共生し、環境負荷が小さい、持続発展が可能な都市を実現することを目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項並びに

公害の防止その他の環境保全を図るために必要な事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化するを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
- (4) 環境汚染物質 ばい煙、粉じん、汚水（温水及び廃液を含む。）、騒音、振動、悪臭物質その他の人の健康又は快適な生活を阻害する物質等をいう。
- (5) 特定施設 環境汚染物質を発生し、排出し、飛散させ、又はこれらのおそれのある施設であって、規則で定めるものをいう。
- (6) 規制基準 特定施設又は特定施設を設置する工場又は事業場（以下「事業場等」という。）から発生し、又は排出する環境汚染物質（粉じんを除く。）の量、濃度又は程度（以下「環

境汚染物質の量等」という。）についての許容限度をいう。

- (7) 施設管理基準 粉じんを発生し、排出し、飛散させ、又はこれらのおそれのある特定施設の構造並びに使用及び管理に関する基準をいう。
- (8) 特定建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条に規定する建築物のうち規則で定めるものをいう。
- (9) 貴重野生生物種 市内に生息又は生育する野生生物種のうち、絶滅のおそれがある種として、第29条の5の規定により市長が指定したものをいう。
- (10) 自然環境保全地区 市域のうち、生物多様性の保全を図る必要がある地区として、第29条の10の規定により市長が指定したものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、健康で快適な生活の確保が、すべての市民がその生活を営む上で欠くことができない基盤であるという認識のもと、その環境を良好なまま、子孫へと手渡していくことを目指して行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、本市に暮らし活動するすべての人が参加し、人と自然との共生並びに物の循環的利用及び省エネルギーが実現される社会を構築することにより、都市全体が環境保全を基調とした文化を有することを目指して行われなければならない。
- 3 地球環境の保全は、人類共通の課題であるという認識のもとに、その認識が市の施策、事業活動及び市民の日常生活に反映されることにより積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市域の自然的、社会的特性に応じ、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならない。

- 2 市は、自らの施策の実施に伴う環境への負荷の低減に積極的に努めなければならない。
- 3 市は、環境の保全及び創造に関する施策で、

広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体との連携及び協力に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、公害の防止、自然環境の保全、環境への負荷の低減等、環境の保全と創造に係る必要な措置を自主的、積極的に講じなければならない。

2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境保全上の支障を防止するため、都市・生活型公害の防止、資源及びエネルギーの消費抑制、廃棄物の発生抑制等により、日常生活に伴う環境負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、日常生活において、自然環境の保全や美しい都市景観の創出、歴史的・文化的遺産の保全等により、快適な環境づくりに努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等

第1節 施策の策定等に係る指針

第7条 環境の保全及び創造に関する施策の策定

及び実施は、第3条に掲げる基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、総合的かつ計画的に行われなければならない。

(1) 産業活動による環境汚染の防止、産業廃棄物の適正処理等により、効果的な公害防止対策を推進すること。

(2) 自動車(原動機付自転車を含む。以下同じ。)による大気汚染、騒音及び振動の防止、生活排水による水質汚濁の防止、一般廃棄物の適正処理等により、都市・生活型公害対策を推進すること。

(3) 貴重な野生生物の生息環境の保全及び保護活動の推進により、生物の多様性の確保を図ること。

(4) 生態系の基盤となる森林、農地、水辺等の保全及び市街地内の身近な自然の保全、育成等により、人と自然が健全に共生するための自然環境の保全対策を推進すること。

(5) 海、河川、ため池等の多様な水辺及び豊かな緑を生かして、都市施設を整備し、魅力ある都市景観を創出すること。

(6) 伝統的な町並み景観の保全、歴史的・文化的遺産の保全等を図り、及び岡山の独自性を生かし、地域の特性に応じた快適な環境づくりを推進すること。

(7) 資源の循環的利用、エネルギーの効率的な利用、廃棄物の発生の抑制等により、資源循環型まちづくりを推進すること。

(8) 地球温暖化の防止及びオゾン層の保護並びに環境保全に関する国際協力を推進することにより、地球環境の保全に貢献すること。

第2節 総合的推進のための施策

(環境基本計画の策定)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標

(2) 目標を実現するための方策

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する重要事項

- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合性の確保等)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合性を確保しなければならない。

(環境配慮指針及び行動指針)

第10条 市長は、環境基本計画に基づき、市民及び事業者が環境の保全及び創造を図るために配慮すべき事項を示した指針(以下「環境配慮指針」という。)を策定するものとする。

- 2 事業者及び市民並びにこれらの者の組織する民間団体(以下「民間団体」という。)は、その社会経済活動のあり方、生活様式のあり方等を環境配慮指針に適合させるように努めるとともに、環境の保全及び創造を図るため、自ら配慮すべき事項を示した行動指針(以下「行動指針」という。)を策定し、当該行動指針が環境基本計画に適合するものであることについての認証を受けるため、市長に申請することができる。
- 3 認証を受けた行動指針に基づき環境の保全及び創造を図ったものは、その成果を市長に届け出るものとし、市長は、当該成果が特に環境の保全及び創造に寄与したと認める場合は、これを表彰するものとする。
- 4 市は、前2項に規定する行動指針に関する取組が促進されるため、技術的な指導、助言その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(環境影響評価)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする事業者が、あらかじめ

その事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正な配慮を行うことができるように必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市長は、環境の保全及び創造を図るため、前項の事業者に対して必要な指導又は助言を行うことができる。

(財政上の措置)

第12条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

第3節 効果的推進のための施策

(経済的措置)

第13条 市は、市民及び事業者が自ら行う環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他の環境保全及び創造に資する活動を促進するため、特に必要があると認めるときは、助成その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、適正な経済的な負担を市民又は事業者に求める措置についての調査及び研究を実施し、特に必要があるときは、その措置を講ずるよう努めなければならない。

(環境の保全に関する施設の整備等)

第14条 市は、公共下水道、廃棄物の処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設の整備その他の環境保全上の支障を防止するための事業を推進しなければならない。

(資源の循環的利用及びエネルギーの効率的な利用の促進等)

第15条 市は、環境への負荷の低減を図るため、資源及びエネルギーが循環的かつ効率的に利用され、廃棄物の発生が抑制されるように必要な措置を講じなければならない。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第16条 市は、環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように必要な措置を講じなければならない。

(情報の提供)

第17条 市は、市民及び事業者の自発的な環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、環境の保全及び創造に関して必要な情報を適切に提供するように努めなければならない。

(環境教育の充実及び環境学習の促進)

第18条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深め、自発的な環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、環境教育及び環境学習の振興、広報活動の充実その他の必要な措置を講じなければならない。

(市民等の自発的な活動の促進)

第19条 市は、市民及び事業者並びに民間団体が自発的に行う環境の保全及び創造に関する取組を促進するため、技術的な指導、助言その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(事業者の環境管理の促進)

第20条 市は、事業者が、その事業活動に伴って生ずる環境への負荷の低減を図るための制度として、環境管理に関する制度を導入するように、その促進に関し必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(市民等の参加)

第21条 前4条に定めるもののほか、市は、市民及び事業者の参加、協力及び連携により環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(調査の実施等)

第22条 市は、環境の状況を把握し、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定等の体制を整備しなければならない。

2 市は、環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、科学的な調査及び研究を行い、並びにそれらの成果の普及に努めなければならない。

(年次報告)

第23条 市長は、環境の状況、環境基本計画に基

づき実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(環境に係る苦情の処理)

第24条 市は、公害その他の環境保全上の支障に係る苦情を適切に処理するとともに、処理結果を当該苦情等の申立者に速やかに通知するように努めなければならない。

(環境保全に関する協定の締結)

第25条 市長は、環境保全上の支障を防止するために必要があると認めるときは、本市の区域内に事業場等を設置しようとする者又は設置している者との間に環境の保全に関する協定を締結するものとする。

第4節 環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制

第26条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について総合的な調整を行い、及び計画的に推進するために必要な体制を整備しなければならない。

2 市は、環境の保全及び創造に関する活動を市民、事業者及び民間団体とともに推進するために必要な体制の整備に努めなければならない。

第3章 環境の保全及び創造に関する重点的施策等

第1節 地球環境の保全

(国際協力の推進)

第27条 市は、国際機関、国、他の地方公共団体等と連携し、地球環境の保全に関する国際協力を推進するように努めなければならない。

(地球環境の保全の推進)

第28条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に資する施策を推進するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

2 市は、市民等が地球環境の保全に関して、相互に連携を深め、協働した行動を推進するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

第2節 生物多様性の保全

(生物多様性の保全に関する施策の推進)

第29条 市及び事業者並びに市民は、生物多様性の保全のため、地域固有の野生生物や生態系を保全するとともに、それを支えてきた地域の生活文化の継承や、人と身近な自然との豊かなふれあいを確保するように努めなければならない。

(土地の形状の変更に伴う環境への配慮)

第29条の2 土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者は、その事業の実施に当たって、その事業に係る自然環境への影響が軽減されるよう適切な配慮に努めなければならない。

2 市長は、水路、河川、道路、公園等の建設、改修等の公共事業の計画を定め、及びこれを実施するに当たっては、その事業に係る自然環境への影響が軽減され、回復されるよう十分な配慮をしなければならない。

(生物多様性保全基本方針)

第29条の3 市長は、生物多様性の保全のための基本方針（以下「生物多様性保全基本方針」という。）を定めるものとする。

2 生物多様性保全基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 保全すべき自然環境の特質及び緊急に保護を要する野生生物の種の保護その他の市域における生物多様性の保全に関する基本構想

(2) 市域の自然環境の特質に即した、自然環境保全地区の指定及び貴重野生生物種の選定に関する基本的な事項

(3) 自然環境保全地区における自然環境の保全のための規制に関する基本的な事項

(4) 自然環境保全地区における自然環境の保全のための施設に関する基本的な事項

(5) 貴重野生生物種の個体(卵及び種子を含む。以下同じ。)の取扱いに関する基本的な事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、生物多様性の保全に関する重要事項

3 市長は、生物多様性保全基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、第52条の2第3号の岡山市自然環境保全審議会に諮るものとする。

4 市長は、生物多様性保全基本方針を定めるときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、生物多様性保全基本方針の変更について準用する。

(自然環境配慮ガイドライン)

第29条の4 市長は、生物多様性保全基本方針に基づき、第10条第1項に規定する環境配慮指針の一環として、自然環境への配慮に関するガイドライン（以下「自然環境配慮ガイドライン」という。）を策定するものとする。

2 自然環境配慮ガイドラインは、自然環境に影響を与える事業を行おうとする者が当該事業の計画を定め、及び当該事業を実施するに当たり、生物多様性の保全が適正に図られるようにするために配慮すべき事項について定めるものとする。

3 市長は、自然環境配慮ガイドラインを策定するに当たってはあらかじめ、岡山市自然環境保全審議会に諮るものとする。

4 市長は、自然環境配慮ガイドラインを策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、自然環境配慮ガイドラインの変更について準用する。

6 市及び事業者並びに市民は、自らの活動に際し、自然環境配慮ガイドラインに基づいて野生生物の生息又は生育している環境などに配慮することにより、生物多様性の保全に努めなければならない。

(貴重野生生物種の指定)

第29条の5 市長は、市内に生息し、又は生育する野生生物の種のうち絶滅のおそれがあるものとして次の各号のいずれかに該当するものうち、市長が特に保護する必要があると認める種を貴重野生生物種として指定することができる。

(1) 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ない野生生物

(2) その種の個体の数が著しく減少しつつある野生生物

(3) その種の個体の主要な生息地又は生育地が

消滅しつつある野生生物

(4) その種の個体の主要な生息又は生育の環境が著しく悪化しつつある野生生物

(5) 前各号に掲げるもののほか、その種の存続に支障を来す事情がある野生生物

2 市長は、前項の指定又は指定の解除をしようとするときは、あらかじめ岡山市自然環境保全審議会に諮るものとする。

3 市長は、貴重野生生物種の指定又は指定の解除を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

(貴重野生生物種の所有者等の責務)

第29条の6 貴重野生生物種の個体を所有し、又は占有する者は、その個体を適切に取り扱うよう努めなければならない。

2 市長は、貴重野生生物種の個体を所有し、又は占有する者に対し、その個体の取扱いに関して必要な指導及び助言をすることができる。

(個体の捕獲等の禁止)

第29条の7 貴重野生生物種の生きている個体は、捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下「捕獲等」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 次項の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合

(2) 人の生命又は身体の保護その他の規則で定めるやむを得ない事由がある場合

2 学術研究又は繁殖の目的その他規則で定める目的で貴重野生生物種の生きている個体の捕獲等しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

3 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に許可の申請をしなければならない。

4 市長は、前項の申請に係る捕獲等について次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第2項の許可をしてはならない。

(1) 捕獲等の目的が第2項に規定する目的に適合しないこと。

(2) 捕獲等によって貴重野生生物種の保護に支

障を及ぼすおそれがあること。

(3) 捕獲等をする者が適当な飼養栽培施設を有しないことその他の事由により捕獲等に係る個体を適切に取り扱うことができないと認められること。

5 市長は、貴重野生生物種の保護のために必要な限度において、第2項の許可に条件を付することができる。

6 第2項の許可を受けて捕獲等をした者は、その捕獲等に係る個体を、適当な飼養栽培施設に収容することその他の規則で定める方法により適切に取り扱わなければならない。

(許可の取消し)

第29条の8 市長は、前条第2項の許可を受けた者について、偽りその他不正の手段により当該許可を受けたことが判明したときは、その許可を取り消すことができる。

(移入種の放出等の禁止)

第29条の9 何人も、国内及び国外を問わず人為的に移動した動植物で、市内における地域固有の生物相及び生態系を大きく変化させるおそれのある種の個体を放ち、又は人の管理が及ばない状態で植栽し、若しくはその種子をまいてはならない。

(自然環境保全地区の指定)

第29条の10 市長は、生物多様性の保全を図るために必要があると認めるときは、次に掲げる区分により自然環境保全地区を指定することができる。

(1) 共生地区 生物多様性の保全を図る上で、人間活動に際しての適切な環境への配慮が求められる一方で、市民、事業者の参加により、地域の保全や管理、野生生物の保護に取り組むことが必要な地区

(2) 貴重野生生物保護区 貴重野生生物種が生息又は生育している地域のうち、当該貴重野生生物種の分布状況及び生態その他その個体の生息又は生育の状況を勘案して、特に人間活動に際しての適切な環境への配慮が必要な地区

- 2 貴重野生生物保護区の指定は、指定の区域、指定に係る貴重野生生物種及び指定の区域の保護に関する指針を定めてするものとする。
- 3 市長は、自然環境保全地区を指定しようとするときは、あらかじめ、その旨を公告し、その案を公告の日から2週間公衆の縦覧に供さなければならない。
- 4 自然環境保全地区として指定される区域内の住民及び利害関係者は、縦覧に供された案について、同項の縦覧の期間の満了の日までに、市長に意見書を提出することができる。
- 5 市長は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があったとき又は自然環境保全地区の指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。
- 6 市長は、自然環境保全地区を指定しようとするときは、あらかじめ、岡山市自然環境保全審議会に諮るものとする。
- 7 市長は、自然環境保全地区を指定したときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。
- 8 自然環境保全地区の指定は、前項の規定による告示をした日から、その効力を生ずる。
- 9 第3項から前項までの規定は、自然環境保全地区の指定の解除及び区域の変更について準用する。

(共生地区における環境配慮事項の届出)

- 第29条の11** 共生地区内において、別表に掲げる行為のうち、規則で定める要件に該当するものを実施しようとする者は、市長に対し、自然環境配慮ガイドラインに基づいて行おうとする行為に関する環境配慮事項及び場所その他規則で定める事項を届け出なければならない。ただし、当該地区が指定され、若しくはその区域が拡張された日の前に着手している行為又は非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、この限りでない。
- 2 市長は、生物多様性を保全するために必要があると認めるときは、届出をした者の同意を得て、規則で定めるところにより、前項の規定に

基づく届出をした行為について公表し、市民から当該行為周辺地域の野生生物の生息状況に関する情報を求め、この結果を届出をした者に通知するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定による届出をした者に対し、生物多様性を保全するために必要があると認めるときは、必要な措置について、指導し、又は勧告することができる。
- 4 市長は、第1項の規定により実施された環境配慮事項の内容が特に生物多様性の保全及び回復に寄与したと認める場合は、これを表彰するものとする。

(貴重野生生物保護区における行為の制限)

第29条の12 貴重野生生物保護区内においては、市長の許可を受けずに、次に掲げる行為（第8号から第12号までに掲げる行為については、市長が指定する区域内及びその区域ごとに指定する期間内においてするものに限る。）を行ってはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為及び通常管理行為又は軽易な行為として規則で定めるものについては、この限りでない。

- (1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- (2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。
- (3) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- (4) 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- (5) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- (6) 木竹を伐採すること。
- (7) 貴重野生生物種の個体の生息及び生育に必要なものとして市長が指定する野生生物の種の個体その他のものの捕獲等を行うこと。
- (8) 前号の規定により市長が指定した野生生物の種の個体その他のもの以外で、市長が指定する野生生物の個体その他のものの捕獲等を行うこと。
- (9) 貴重野生生物種の個体の生息及び生育に支障を及ぼすおそれのある動植物の種として市

長が指定するものの個体を放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまくこと。

(10) 貴重野生生物種の個体の生息及び生育に支障を及ぼすおそれのあるものとして市長が指定する物質を散布すること。

(11) 火入れ又はたき火をすること。

(12) 貴重野生生物種の個体の生息及び生育に支障を及ぼすおそれのある方法として市長が定める方法によりその個体を観察すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に許可の申請をしなければならない。

3 市長は、前項の申請に係る行為が、第29条の10第2項の指針に適合しないものについては、第1項の許可をしないことができる。

4 市長は、貴重野生生物保護区の自然環境を保全するために必要な限度において、第1項の許可に条件を付することができる。

5 第1項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなったときにおいて既に同項各号に掲げる行為に着手している者は、その規制されることとなった日から起算して3月を経過する日までに市長に規則で定める事項を届け出たときは、同項の規定にかかわらず、引き続きその行為をすることができる。

6 貴重野生生物保護区において、非常災害のための必要な措置として、第1項に掲げる行為に該当するものをした者は、その行為をした日から14日以内に、市長にその旨を届け出なければならない。

7 国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国又は地方公共団体は、当該行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に協議しなければならない。

8 国の機関又は地方公共団体は、第5項の規定により届出をして引き続き第1項に掲げる行為をすることができる場合に該当する場合にその行為をするとき、又は第6項の規定により届出をすべき行為に該当する場合にその行為をし、

若しくはしようとするときは、規則で定める場合を除き、これらの規定による届出の例により、市長にその旨を通知しなければならない。

(許可の取消し)

第29条の13 市長は、前条第1項の許可を受けた者について、偽りその他不正の手段により当該許可を受けたことが判明したときは、その許可を取り消すことができる。

(中止命令等)

第29条の14 市長は、次に掲げる者に対し、当該行為の中止を命じ、又は相当の期間を定め、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難な場合に、これに代わるべき必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(1) 第29条の7第2項の許可を受けずに貴重野生生物種の生きている個体の捕獲等をする行為を行った者

(2) 第29条の8の規定により、第29条の7第2項の許可が取り消されたにもかかわらず、貴重野生生物種の生きている個体の捕獲等を行った者

(3) 第29条の12第1項の規定による許可を受けずに同項各号に掲げる行為を行った者

(4) 第29条の13の規定により、第29条の12第1項の許可が取り消されたにもかかわらず、同項各号に掲げる行為を行った者

(5) 第29条の7第5項又は第29条の12第4項の規定により許可に付された条件に違反する行為を行った者

2 市長は、前項の規定により中止命令等をしようとするときは、岡山市自然環境保全審議会に諮るものとする。

(自然環境保全地区以外の地区における行為に対する助言及び指導)

第29条の15 市長は、自然環境保全地区以外の地区において、当該地区の生物多様性の保全のために必要な範囲において、第29条の11第1項に規定する行為を行う者に対し、助言及び指導をすることができる。

(土地の買取り等)

第29条の16 市長は、貴重野生生物種の保護のため貴重野生生物保護区を指定した場合において、必要があると認めるときは、必要とする当該土地をその所有者から買い取り、又は借り上げることができる。

(損失補償)

第29条の17 市は、第29条の12第1項の規定による許可を受けることができないため又は同条第4項の規定により許可に条件を付されたため損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償する。

(助言及び支援)

第29条の18 市は、市民や事業者と協働して、市域の生物多様性の保全に取り組むため、これらの者が行う活動を促進するために必要な情報の提供、助言その他の支援措置を講ずるものとする。

(自然保護活動推進員の設置)

第29条の19 市に、自然環境保全地区の生物多様性の保全を図ることを目的として、自然保護活動推進員を置くことができる。

(生物多様性の保全の象徴となる野生生物種の選定)

第29条の20 市は、市民や事業者が、野生生物との豊かなふれあいを図ることにより、生物多様性の保全を図るため、その象徴となる野生生物を選定することができる。

第2節の2 緑の保全及び育成

(緑化の推進)

第30条 市は、緑豊かな生活環境の形成を人間尊重のまちづくりの基調とし、都市緑化の推進が図られるよう努めなければならない。

2 市民は、日常生活を緑にみちたうるおいのあるものにするため、建築物等の敷地、建築物の屋上、窓際等に樹木、花等を植栽することにより、その緑化に努めなければならない。

(緑の基本計画)

第30条の2 市長は、緑の保全及び育成についての施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、緑の保全及び育成についての基本的な計画（以

下「緑の基本計画」という。）を策定するものとする。

2 緑の基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 緑地の保全及び緑化の目標

(2) 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

(3) 緑化推進重点地区における緑化の推進

3 市長は、緑の基本計画を定めるに当たっては、岡山市基本政策等に関する審議会設置条例（平成23年市条例第7号）に規定する岡山市都市・消防政策審議会に諮るものとする。

4 市長は、緑の基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、緑の基本計画の変更について準用する。

(緑化推進重点地区)

第30条の3 市長は、総合的な都市緑化を推進していくために、特に緑化の充実を図る必要のある地区及び緑化を推進することが効果的な地区を緑化推進重点地区として指定し、重点的な緑化を図るものとする。

(公共施設の緑化)

第30条の4 市長は、市が設置し、又は管理する公園、広場、道路その他の公共施設について、樹木の植栽等その緑化に努めなければならない。

(団地の緑化)

第30条の5 市長が別に定める基準に該当する団地造成の施行者は、市と協議の上、緑化に努めなければならない。

(工場の緑化)

第30条の6 市長は、工場を設置している者又は設置しようとする者に対し必要と認める場合には、工場内に緑地を確保し、又は樹木、花等を植栽するよう助言又は勧告をすることができる。

(建築物の緑化)

第30条の7 市街地において建築物を設置している者又は設置しようとする者は、屋上、壁面、ベランダ等に樹木を植栽するなど建築物の緑化に努めなければならない。

(緑化協定)

第30条の8 一定の区域の緑化を推進するため、区域内の土地及び建築物の所有者、地上権者及び賃借権者全員の合意により、当該区域の緑化に関する協定をしようとする者は、区域、緑化に関する基準、期間等を定めた緑化協定書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の緑化協定の締結及び実施に関し必要があると認めるときは、助言又は支援をすることができる。

(樹木の保護)

第30条の9 市長は、樹木を保護するため、樹木の所有者に対し、みだりに伐採しないよう要請するとともに、樹木の移植又はこれに代わる樹木の補植に関し、必要な助言、勧告又は支援をすることができる。

(保存樹等の指定)

第30条の10 市長は、快適な環境づくりや都市の美観風致を維持するために必要があると認めるときは、規則で定める基準に該当する樹木又はその集団を保存樹又は保存樹林（以下「保存樹等」という。）として指定することができる。

2 市長は、保存樹等を指定しようとするときは、あらかじめ指定しようとする保存樹等の所有者の意見を聴くものとする。

3 市長は、保存樹等を指定しようとするときは、あらかじめ総合政策審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、保存樹等を指定するときは、その所有者にその旨を通知しなければならない。

5 第1項の規定は、次の各号に掲げる樹木又はその集団については、適用しない。

(1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項、第110条第1項又は第182条第2項の規定により指定され、又は仮指定された樹木又はその集団

(2) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林に係る樹木又はその集団

(3) 国又は地方公共団体の所有又は管理に係る樹木又はその集団で前2号に掲げるもの以外

のもの

(指定の解除)

第30条の11 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保存樹等の指定を解除することができる。

(1) 保存樹等について滅失、枯死等によりその指定期間が消滅したとき。

(2) 公益上の理由その他特別の理由があるとき。

2 所有者は、市長に対し、保存樹等について前項の規定による指定の解除をすべき旨を申請することができる。

3 前条第3項及び第4項の規定は、保存樹等の指定の解除について準用する。

(標識の設置)

第30条の12 市長は、保存樹等を指定したときは、規則で定めるところにより標識を設置しなければならない。

(所有者の保存義務等)

第30条の13 保存樹等の所有者は、当該保存樹等について、枯損の防止その他その保存に努めなければならない。

2 市民及び事業者は、保存樹等が大切に保存されるように協力しなければならない。

(保存樹等に係る行為の制限)

第30条の14 何人も、規則で定める場合を除き、保存樹等を損傷し、又はみだりに伐採してはならない。

(原状回復命令等)

第30条の15 市長は、保存樹等を保護するために特に必要があると認めるときは、前条の規定に違反した者に対し、その保護のために必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合には、これに代わる必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(保存樹等に係る届出)

第30条の16 保存樹等の所有者は、当該保存樹等を伐採し、若しくは移植し、又は譲渡しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

2 保存樹等について、所有者が変更したときは、

新たに所有者となった者は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

- 3 保存樹等の所有者は、当該保存樹等が滅失し、又は枯死したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(保存樹等に関する台帳)

第30条の17 市長は、規則で定めるところにより、保存樹等に関する台帳を作成し、これを保管しなければならない。

(報告の徴取)

第30条の18 市長は、必要があると認めるときは、所有者に対し、保存樹等の現状につき報告を求めることができる。

(助言及び支援)

第30条の19 市長は、緑化の推進を図るために必要があると認めたときは、緑化、花壇の設置等を行う市民や事業者に対し、助言、勧告又は支援をすることができる。

- 2 市長は、保存樹等の保全を図るために必要があると認めたときは、それらの所有者に対し、必要な助言及び支援をすることができる。

第3節 都市生活活動からの環境保全

(自動車に係る公害の防止に関する施策の推進)

第31条 市は、自動車の運行に伴って生ずる公害を防止するため、環境への負荷がより少ない自動車への転換の促進、交通環境の改善その他自動車の運行に伴って生ずる公害を防止するための総合的な施策を計画的に実施するように努めなければならない。

(自動車の適正な利用等)

第32条 自動車を使用する者及び所有する者は、常に必要な点検整備及び適正な運転を行うことにより、自動車から発生する排出ガス及び騒音を最小限にとどめるように努めなければならない。

- 2 自動車を事業活動に使用する者は、輸送効率の向上等により、当該自動車の走行量を抑制するように努めなければならない。
- 3 前項に定めるもののほか、事業者及び市民は、可能な限り徒歩若しくは自転車又は路線バス等

の公共交通機関の利用に努め、自動車に起因する環境負荷の低減に協力しなければならない。

(低公害車の購入等の推進)

第33条 自動車を購入し、又は使用しようとする者は、排出ガスを排出しない自動車、排出ガスの排出量が相当程度少ないと認められる自動車その他の環境への負荷の少ない自動車(以下「低公害車等」という。)を購入し、又は使用するよう努めなければならない。

- 2 市は、低公害車等の購入及び使用を促進するため、その普及及び啓発に努めなければならない。

(自動車の駐車時の原動機の停止)

第34条 自動車を運転する者は、排出ガスの削減及び騒音防止のため、自動車を駐車する場合には、自動車の原動機を停止するように努めなければならない。ただし、緊急時その他規則で定める場合は、この限りでない。

(合併処理浄化槽の設置等)

第35条 生活排水(炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い公共用水域に排出される水をいう。以下同じ。)を排出する者は、公共用水域の水質汚濁を防止するために必要かつ有効な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 生活排水を排出する者は、下水道が整備されており、又は整備されることとなる地域以外の地域においては、合併処理浄化槽(浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽のうち、し尿と併せて雑排水を処理する浄化槽をいう。)の設置又は集合処理施設(農業集落排水施設その他の複数の家庭から排出される生活排水を集合処理する施設をいう。)への接続により、生活排水の適正な処理に努めなければならない。

(ディスプレイの使用制限)

第36条 公共用水域に生活排水を排出する者は、規則で定める場合を除き、ディスプレイを使用しないように努めなければならない。

(生活騒音の低減)

第37条 日常生活において、音響機器、空調設備、

給湯設備等を使用する者は、近隣の生活環境を損なうことのないように、当該機器又は設備の使用法、配置の方法等に自ら配慮するとともに、相互に協力して地域の生活騒音の低減に努めなければならない。

第4節 事業活動からの環境保全

(規制基準等の設定及び遵守)

第38条 市長は、特定施設から生ずる公害を防止するため、規制基準及び施設管理基準（以下「規制基準等」という。）を規則で定めるものとする。

2 特定施設の設置者は、規制基準等を遵守しなければならない。

(特定施設以外の施設に対する措置)

第39条 市長は、特定施設以外の施設からの環境汚染物質の発生、排出、又は飛散により公害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、当該施設を設置する者に対し、公害を防止するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(特定建築物の設置の届出)

第40条 特定建築物を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、当該特定建築物の設置の工事の開始の日の60日前までに、市長に次に掲げる事項を届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所（法人にあっては、その代表者の氏名）
- (2) 特定建築物の名称及び所在地
- (3) 事業の内容
- (4) 公害防止の措置
- (5) その他規則で定める事項

2 市長は、前項の規定による届出のあった場合、その届出に係る特定建築物の設置により、市民の健康又は快適な生活環境を阻害する環境汚染物質を発生し、排出し、又は飛散するおそれがあると認めるときは、その届出のあった日から60日以内に限り、公害防止の措置に関する計画の変更を勧告することができる。

(特定施設の設置の届出)

第41条 特定施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長に次

に掲げる事項を届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所（法人にあっては、その代表者の氏名）
- (2) 建築物の名称及び所在地
- (3) 特定施設の種類及びその種類ごとの数
- (4) 特定施設の構造
- (5) 特定施設の使用及び管理の方法（管理の方法にあっては、粉じんに係るものに限る。）
- (6) 環境汚染物質の処理の方法
- (7) その他規則で定める事項

(経過措置)

第42条 一の建築物が特定建築物となった際、現にその建築物を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）は、当該建築物が特定建築物となった日から30日以内に、第40条第1項各号に規定する事項を市長に届け出なければならない。

2 一の施設が特定施設となった際、現にその施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）は、当該施設が特定施設となった日から30日以内に、前条各号に規定する事項を市長に届け出なければならない。

(特定施設の構造等の変更の届出)

第43条 第41条又は前条第2項の規定による届出をした者は、その届出に係る第41条第3号から第7号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(氏名の変更等の届出)

第44条 第40条第1項、第41条又は第42条の規定による届出をした者は、その届出に係る第40条第1項第1号若しくは第2号又は第41条第1号若しくは第2号に掲げる事項を変更したときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(承継)

第45条 第40条第1項、第41条又は第42条の規定による届出をした者から、その届出に係る特定建築物又は特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該届出をした者の地位を承継する。

2 第40条第1項、第41条又は第42条の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る特定建築物又は特定施設を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定建築物若しくは特定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により、第40条第1項、第41条又は第42条の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

（特定施設の使用廃止の届出）

第46条 特定施設の設置者は、第41条又は第42条第2項の規定による届出に係る特定施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

（計画変更勧告及び計画変更命令）

第47条 市長は、第41条又は第43条の規定による届出のあった場合、その届出に係る特定施設の構造、使用若しくは管理の方法又は環境汚染物質の量等が当該特定施設に係る規制基準等に適合しないと認めるときは、その届出のあった日から60日以内（騒音にあっては30日以内）に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造、使用若しくは管理の方法又は環境汚染物質の処理の方法に関する計画の変更を勧告し、又は命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による措置によっては、当該特定施設の構造、使用若しくは管理の方法又は環境汚染物質の量等を当該特定施設に係る規制基準等に適合させることが著しく困難であると認めるときは、前項の規定にかかわらずその届出のあった日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る計画の廃止を勧告し、又は命ずることができる。

3 前2項の規定により勧告又は命令を受けた者は、その勧告又は命令に基づき必要な計画の変

更又は廃止を行ったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（実施の制限）

第48条 第41条又は第43条の規定による届出をした者は、その届出をした日から60日（騒音にあっては30日）を経過した後でなければ、それぞれその届出に係る特定施設を設置し、及び特定施設の構造若しくは使用若しくは管理の方法又は環境汚染物質の処理の方法を変更してはならない。

2 市長は、前項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

（改善勧告及び改善命令）

第49条 市長は、特定施設に係る環境汚染物質の量等が規制基準に適合していないと認めるとき、又は適合しないおそれがあると認めるときは、当該特定施設を設置している者に対し、期限を定めて当該特定施設の構造、使用若しくは管理の方法又は環境汚染物質の処理の方法の改善を勧告することができる。

2 市長は、粉じんに係る特定施設の施設管理基準が遵守されていないと認めるときは、当該特定施設を設置している者に対して、期限を定めて、当該施設管理基準に従うべきことを勧告することができる。

3 市長は、第1項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対して、期限を定めて、当該特定施設の構造、使用若しくは管理の方法若しくは環境汚染物質の処理の方法の改善を命じ、又は当該特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

4 市長は、第2項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対して、期限を定めて、当該施設管理基準に従うべきことを命じ、又は当該特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

5 前4項の規定は、一の施設が特定施設となった際、現にその施設を設置している者については、当該施設が特定施設となった日から6月間

は適用しない。

(化学物質の適正な管理)

第50条 事業者は、事業活動を行うに当たり、化学物質による環境の汚染を防止するため、事業内容、事業所の形態等に応じ、化学物質の適正な管理に努めなければならない。

2 市長は、事業者が実施する化学物質の適正な管理に係る取組に資するため、化学物質を適正に管理するための情報を収集及び整理するとともに、事業者に提供するように努めなければならない。

(事故時の措置)

第51条 事業場等の設置者は、事故により当該事業場等から公害の原因となる物質で規則で定めるものを発生し、排出し、又は飛散させることによって、人の健康又は生活環境を損ない、又は損なうおそれを生じたときは、直ちに必要な措置をとるとともに、規則で定めるところにより、速やかにその状況及び講じた措置について、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、事故の再発生を防止するための措置に関する計画を速やかに市長に届け出なければならない。

3 前項の規定による計画を提出した者は、当該計画に係る措置を完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

4 市長は、第1項の事態を発生させた事業場等の設置者が同項の必要な措置をとっていないとき又は同様の事態を発生させるおそれがあると認めるときは、当該事業場等の設置者に対し、同項の応急の措置その他必要な措置をとることを勧告し、又は命ずることができる。

(公害防止担当者)

第52条 特定施設の設置者は、当該施設における公害の防止に関する業務を統括する者を選任し、その者の職名及び氏名を市長に届け出なければならない。これを変更したときも、また同様とする。

第4章 環境の保全に関する審議会

(設置)

第52条の2 本市の区域における環境の保全に関する基本的事項の調査審議を分掌して行わせるため、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、次に掲げる審議会を設置する。

- (1) 岡山市環境総合審議会（以下「環境総合審議会」という。）
- (2) 岡山市公害対策審議会（以下「公害対策審議会」という。）
- (3) 岡山市自然環境保全審議会（以下「自然環境保全審議会」という。）

(環境総合審議会)

第52条の3 環境総合審議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 環境の保全に係る新たな制度のあり方に関すること。
- (3) 環境の保全及び創造に関する重要事項であつて、前条第2号及び第3号に掲げる審議会の所掌に属しない事項

(公害対策審議会)

第52条の4 公害対策審議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 環境汚染物質の監視並びに大気汚染、水質汚濁その他の公害事象の防止対策に関すること。
- (2) 環境中における未規制・有害化学物質の健康影響及び安全性の評価に関すること。
- (3) その他地域の環境汚染防止対策等に関する重要事項

(自然環境保全審議会)

第52条の5 自然環境保全審議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 生物多様性地域戦略、生物多様性保全基本方針等に関すること。
- (2) 自然環境保全地区の指定及び「身近な生きものの里」の認定等に関すること。
- (3) その他生物多様性の保全に関する重要事項

(組織)

第52条の6 環境総合審議会にあっては委員30人以内、公害対策審議会及び自然環境保全審議会にあってはそれぞれ委員10人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、市民その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会長等)

第52条の7 第52条の2各号に掲げる審議会（以下「審議会」という。）に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第52条の8 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

5 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って、別に定める。

第5章 雑則

(予想外の環境保全上の支障に対する措置)

第53条 市長は、この条例に規定しない物質、作業等により環境の保全上の支障が発生し、又は発生するおそれが生じたときは、その事態を発生させた者に対し、必要な措置をとるべきこと

を勧告することができる。

(報告)

第54条 市長は、生物多様性の保全のために必要な限度において、第29条の7第2項又は第29条の12第1項の規定による許可を受けた者、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者に対し、相当な期間を定め、当該行為の実施状況その他必要な事項を報告させることができる。

2 市長は、事業活動からの環境保全のために必要な範囲内において、事業場等の設置者及び関係人に対し、必要な事項を報告させることができる。

(立入検査)

第55条 市長は、生物多様性の保全のために必要な限度において、関係職員に、前条第1項に規定する者が所有し、又は占有する土地及び建物に立ち入り、その状況を調査させ、又は関係者に対して必要な指示若しくは指導をさせることができる。

2 第29条の7第2項又は第29条の12第1項の規定による許可を受けた者は、前項の規定による立入り、検査又は調査を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

3 市長は、事業活動からの環境保全のために必要な限度において、関係職員に事業場等に立ち入り、帳簿書類又は環境汚染物質を発生し、排出し、飛散させ、又はこれらのおそれのある施設その他の物件を検査させることができる。

4 第1項及び第3項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第1項及び前項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公害監視員)

第56条 前条第3項に規定する職員の権限及び公害防止に関する指導の職務を行わせるため、公害監視員を置く。

2 公害監視員は、市の吏員のうちから市長が任

命する。

(委任)

第57条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第6章 罰則

第58条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第29条の7第1項又は第29条の12第1項の規定に違反した者

(2) 第29条の14第1項の命令に違反した者

第59条 第47条第2項又は第49条第3項の規定による命令(ばい煙に係る特定施設に関する命令に限る。)に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第60条 第29条の7第5項又は第29条の12第4項の規定により付された条件に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第61条 第47条第2項若しくは第49条第4項の規定による命令(粉じんに係る特定施設に関する命令に限る。)又は第51条第4項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第62条 第47条第2項又は第49条第3項の規定による命令(騒音に係る特定施設に関する命令に限る。)に違反した者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

第63条 第41条又は第43条の規定による届出(ばい煙に係る特定施設に関する届出に限る。)をせず、又は虚偽の届出をした者は、3月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

第64条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第54条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(2) 第55条第2項の規定に違反する行為をした者

第65条 第41条又は第43条の規定による届出(粉じんに係る特定施設に関する届出に限る。)をせ

ず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の罰金に処する。

第66条 第41条又は第43条の規定による届出(騒音に係る特定施設に関する届出に限る。)をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の罰金に処する。

第67条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

(1) 第42条第2項又は第51条第1項から第3項までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第48条第1項の規定に違反した者

(3) 第54条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(4) 第55条第3項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(両罰規定)

第68条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第58条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年6月5日から施行する。ただし、第27条から第62条まで及び附則第2項の規定は、平成12年10月1日から、第10条第2項から第4項までの規定は、平成13年4月1日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 岡山市公害防止条例(昭和48年市条例第70号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 旧条例によってした処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定があるときは、この条例によってしたものとする。

附 則（平成13年市条例第15号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年市条例第17号）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
ただし、第3章第2節の改正規定中第29条の4から第29条の17までに係る部分は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 岡山市緑化条例（昭和46年市条例第136号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。
- 3 旧条例によってした処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の岡山市環境保全条例中これに相当する規定があるときは、同条例の相当規定によってしたものとみなす。
- 4 この条例の施行の際現に都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和37年法律第142号）第2条第1項の規定により指定された保存樹等は、この条例第30条の10第1項の規定により指定されたものとみなす。
- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成17年市条例第80号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成23年市条例第29号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日以後、最初に委嘱される審議会の委員の任期は、第52条の6第3項の規定にかかわらず、平成24年8月31日までとする。

別表（第29条の11関係）

1	建築物の新築又は増築
2	道路の新設又は改修
3	河川その他の公共の用に供する水路の新設又は改修
4	公有水面の埋立て
5	土砂等の採取
6	公園の新設
7	土地改良事業
8	開発行為に伴う事業（前各号のいずれかに該当するものを除く。）

岡山市環境白書 (平成28年版)

平成29年3月発刊

編集・発行 岡山市環境局環境保全課

〒700-8554 岡山市北区大供一丁目2番3号
TEL (086) 803-1282
FAX (086) 803-1887

桃吉郎

のまち岡山

リサイクル適性[®](A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



古紙パルプ配合率80%再生紙を使用しています